

平成30年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期23日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月19日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針説明 ○ 議案第2号から同意第1号までの40議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
2月20日	火	休 会	○ 議事整理
2月21日	水	休 会	○ 議事整理
2月22日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第2号から議案第40号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号の質疑 【 散 会 】
2月23日	金	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
2月24日	土	休 会	○ 市の休日
2月25日	日	休 会	○ 市の休日
2月26日	月	休 会	○ 議事整理
2月27日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第2号から議案第10号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 散 会 】
2月28日	水	休 会	○ 議事整理

月 日	曜	会議の種別	件 名
3 月 1 日	木	休 会	○ 議事整理
3 月 2 日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 【 延 会 】
3 月 3 日	土	休 会	○ 市の休日
3 月 4 日	日	本会議	○ 市の休日
3 月 5 日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 【 延 会 】
3 月 6 日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 ○ 議案第 4 1 号から同意第 3 号までの 4 議案を 追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・ 委員会付託 【 散 会 】
3 月 7 日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会
3 月 8 日	木	休 会	○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
3 月 9 日	金	休 会	○ 議事整理
3 月 1 0 日	土	休 会	○ 市の休日
3 月 1 1 日	日	休 会	○ 市の休日
3 月 1 2 日	月	休 会	○ 議事整理
3 月 1 3 日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第 1 1 号から議案第 4 2 号までの委員長報 告・修正の動議・質疑・討論・採決 ○ 同意第 1 号から同意第 3 号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月19日（月）

平成30年第1回宇城市議会定例会（第1号）

平成30年2月19日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4		施政方針について
日程第5	議案第2号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
日程第6	議案第3号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第4号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第5号	平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第6号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第7号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第8号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第9号	平成29年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第10号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）
日程第14	議案第11号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第12号	宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第13号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第14号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第15号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第16号	宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 0	議案第 1 7 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 8 号	宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 0 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 1 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 2 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 3 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 5 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 6 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A 1 ・ P 1）工事）
日程第 3 1	議案第 2 8 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について
日程第 3 2	議案第 2 9 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 3 3	議案第 3 0 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 3 4	議案第 3 1 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 3 5	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 6	議案第 3 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 4 0	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計予算

日程第４２ 議案第３９号 平成３０年度宇城市下水道事業会計予算
日程第４３ 議案第４０号 平成３０年度宇城市民病院事業会計予算
日程第４４ 同意第１号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）
日程第４５ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２２人）

１番 高 橋 佳 大 君	２番 高 本 敬 義 君
３番 大 村 悟 君	４番 星 田 正 弘 君
５番 福 永 貴 充 君	６番 溝 見 友 一 君
７番 園 田 幸 雄 君	８番 五 嶋 映 司 君
９番 福 田 良 二 君	１０番 河 野 正 明 君
１１番 渡 邊 裕 生 君	１２番 大 嶋 秀 敏 君
１３番 尾 崎 治 彦 君	１４番 河 野 一 郎 君
１５番 長 谷 誠 一 君	１６番 永 木 伸 一 君
１７番 入 江 学 君	１８番 豊 田 紀代美 君
１９番 堀 川 三 郎 君	２０番 中 山 弘 幸 君
２１番 石 川 洋 一 君	２２番 岡 本 泰 章 君

４ 欠席議員はなし

５ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩清水 伸 二 君
市民環境部長 松 本 秀 幸 君	健康福祉部長 清 成 晃 正 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者 戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長 成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長 木 下 堅 君

市民環境部次長	上 原 久 幸 君	健康福祉部次長	那 須 聡 英 君
経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不知火支所長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会	重 田 公 介 君	監査委員事務局長	中 村 久美子 君
事 務 局 長			
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（入江 学君） ただいまから、平成３０年第１回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（入江 学君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第８０条の規定によって、７番、園田幸雄君及び８番、五嶋映司君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（入江 学君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日２月１９日から３月１３日までの２３日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１３日までの２３日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（入江 学君） 日程第３、諸報告を行います。

まず議長の諸般の報告として、１ページから４ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、平成２９年１１月分及び１２月分が提出されております。

次に、主な公式行事については、５ページのとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、熊本地震からの復興状況に関する報告です。

熊本地震発災から間もなく２年が経過します。市では、公共施設の復旧や市民生活への支援などに全力で取り組んだ結果、公共施設や教育施設の工事については、本庁舎等を除き、ほぼ完了しております。

また、公費及び自主解体申請家屋２，４３３戸についても全ての解体工事が完了し、これから市民の皆様の本格的な生活再建が始まります。このような中、自力で

住宅再建が困難な市民のための災害公営住宅２０戸を、１月３０日豊野町の響原地区において、県内の自治体に先駆けて着工することができました。この住宅は独立行政法人都市再生機構ＵＲが、木造平屋建て２０戸及び集会所や広場を設計施工し、市が買い取る方式となります。また、バリアフリーはもとより入居者が安全・安心・快適な生活が送れるよう配慮しており、本年度末に完成予定であります。当初計画の不知火町、松橋町、小川町の８０戸においても、平成３０年度内の完成に向けて準備を進めております。

さらに、旧５町全地区に建設を予定している防災コミュニティセンター及び防災倉庫についても、現在人口比率や指定避難所の状況、地域性などを考慮しながら調整中であり、平成３１年度末の完成を見込んでおります。

次に、株式会社日本政策金融公庫熊本支店との創業支援に係る連携協定についてです。本市では、宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、稼ぐ力を高め、良質な雇用をつくり、若者の定住を図るための施策を定めており、これらの施策を着実に実行するために、産業競争力強化法に基づいた創業支援事業計画の認定を受け、平成２８年度から創業支援に取り組んできたところであります。今回、２月８日に株式会社日本政策金融公庫熊本支店との協定を締結し連携することにより、創業支援体制が強化され、創業希望者の方々に準備期から創業後までの一貫したサポートが可能となり、本市における創業・企業化が進み、地域経済の活性化につながるものと期待しております。今回の調印式を機に、相互の連携・協力関係を一層深め、震災からの着実な復興に取り組んでまいります。

次に、天草・宇土半島観光連盟設立についての報告です。天草地域、宇城地域の観光分野では発災後、多面的な観光振興支援策が講じられてきましたが、落ち込んだ観光客や観光消費額の完全回復には至っておりません。このような中、２月９日に天草市、上天草市、宇土市及び宇城市の観光団体の連盟設立総会がありました。この連盟設立を契機とし、お互いの地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き、点から面への観光へと、よりインパクトと魅力ある圏域づくりが進むのではないかと考えております。市としましても、この観光連盟としっかり連携しながら、今後の新天草１号橋の開通や、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界文化遺産登録、さらにはＪＲグループ６社の大型観光企画ディスティネーションキャンペーンが熊本県で開催されるなど、天草・宇城両地域の経済及び観光振興に大きな追い風になるものと期待しております。

次に、宇城市と宇城警察署連絡協議会発足に伴う準備委員会開催についてです。社会全体の規範意識の低下、経済情勢の変化及び高度情報社会の進展により、犯罪形態も多様化傾向にあります。このような中、行政においても交通安全や地域安全

の施策はもとより、防犯意識及び犯罪抑止機能の向上を目的として、１月２９日に宇城警察署との連絡協議会発足に伴う準備委員会を開催しました。今後宇城警察署や関係機関との幅広い連携を強化し、交通事故防止の徹底や防犯対策を講じ、振り込め詐欺などの特殊詐欺への被害を未然に防ぎ、防災行政無線やメール等を利用して、市民への周知徹底を行うことで、安全で安心して住み続けられるまちづくりにつながるものと期待をしております。

次に、宇城広域連合汚泥再生処理センター建設工事着工についてです。既存の浄化センターは、昭和４１年度に宇土市外９ヶ町村衛生施設組合により建設され、能力の増強や高度処理施設の増設を行いながら、昭和４９年の宇城広域消防衛生施設組合への改称、平成１９年の宇城広域連合への統合を経て、本年５２年目を迎えます。宇城広域連合では、平成２５年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、生活排水対策推進や生活排水処理の基本方針を定め、効率的かつ効果的なし尿処理を行うために、老朽化した浄化センターの更新事業に着手し、２月１５日の着工式に出席してまいりました。市としましても、緑豊かな山々や美しい川、青い海を守り育みながら、関係機関との協働のもとに自然環境の保全と創出に取り組んでまいります。

最後に、熊日駅伝大会についての報告です。１月２７日に開催されました第３４回熊日郡市対抗女子駅伝大会において、宇城市は見事、準優勝という結果でした。

また、２月１１日に開催されました男子の第４４回郡市対抗熊日駅伝大会においても、６位と健闘し宇城市の能力を存分に発揮していただきました。選手の皆さん、役員の皆さんには改めましてお疲れ様でしたと申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（入江 学君） 以上で、行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 施政方針について

○議長（入江 学君） 日程第４、施政方針について、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 平成３０年度施政方針。

平成３０年第１回宇城市議会定例会の開会にあたり、平成３０年度の市政運営に対する私の方針を簡潔に申し上げたいと思います。

一昨年の熊本地震発災から１年１０か月が経過しました。市では、発災直後から市民の皆様の生活再建を最優先に考え、１日も早い復興に向け、全力で取り組んでまいりました。

また、平成２９年３月に策定しました「第２次宇城市総合計画」では「いざ、復

興へ。～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」をテーマに掲げ、今後の本市が目指すべき将来都市像の実現に向けて、平成２９年度から事業を展開しております。

未曾有の大災害となった熊本地震、平成３０年度も、まずは市民生活の早期安定につながる復旧・復興事業を最優先に実施するとともに、将来の宇城市を見据えたまちづくりに果敢に挑戦してまいります。

日本経済と国政の動向。内閣府の経済報告によれば景気は緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、順調に推移していくことが期待されるとの基調判断を行っており、九州地域においても、地域経済動向による各地域の景気判断で同様の判断が示されております。

このような情勢の中、国の平成３０年度予算においては、経済財政運営と改革の基本方針２０１７を踏まえ、経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方行財政については、行政サービスの外部委託、情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等の適正管理と最適配置、財政状況の見える化、公営企業会計の適用拡大及び公営企業の経営改革の推進など、地方団体の財政マネジメントを強化することとしています。

平成３０年度施政運営の基本方針。熊本地震発災から約２年となり、復旧・復興は着実に進んでいるものの、今後、市民の本格的な生活再建が待ち受けており、完全復興には多くの時間と財源が必要です。これまでは、合併特例期間終了に伴う普通交付税縮減後の財政運営に備えて蓄えてきた財政調整基金を前倒しで取り崩して財政補填を行ってきましたが、来年度以降も安定した財政運営のもとで復興事業を着実に推進していくためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を継続とした取組としていかなければなりません。

しかしながら、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりはなく、国の動向に左右される不安定な財政状況であります。平成２８年度決算においては、自治体財政の健全化を示す実質公債費比率・将来負担比率等は、県下１４市で比較すると依然として下位に位置しています。また、普通交付税の縮減や熊本地震等の影響から、経常収支比率も大幅に悪化し、財政構造の弾力性を失いつつあります。財政調整基金が約８億５千万円減少した一方、これまで減少していた地方債現在高が約２億２千万円の増加に転じ、確実に財政状況は悪化の傾向にあります。

このような財政状況の中でも市民の皆様の１日も早い生活の再建を目指し、イン

フラの整備や生活の基盤となる産業の振興、教育・保健・医療・福祉などの分野において、近隣市町などの関係機関と連携を密とした宇城圏域の復興に努めてまいります。

このため平成30年度は、本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けたまちづくりとして復興する、育てる、住み続ける、持続する、選ばれる、活躍するの各まちづくりの施策分野について重点的に取り組んでまいります。

平成30年度重点施策。第2次宇城市総合計画及び予算編成に基づき、平成30年度の重点施策の概要について申し上げます。

まず、復興するまちづくりについてです。宇城市においては、熊本地震で多くの家屋等の被害、農業施設、企業や事業所、店舗等が被災し、生活基盤や地場産業に甚大な被害を受けましたが、発災後約2年が経過し、国や県及び関係機関から多大なる御支援を頂き、ライフラインやインフラの復旧についてはほぼ完了することができました。しかしながら、今後国や県からの支援が先細りしていく中で、市民の皆様のご自立生活再建が本格化していきます。行政としても、今後も引き続き仮設住宅入居者及びみなし仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保や、被災者の生活見守り及び社会基盤の早期復興を順序良く着実に進めてまいります。具体的には、被災宅地復旧支援事業費として3億6,700万円、被災者生活再建支援システム導入費として200万円、過年度災害復旧事業費として1億9,600万円、文化財災害復旧工事費用として3,300万円、防災コミュニティ施設整備工事費として14億4,400万円、防災倉庫施設整備工事費として1億2,400万円を今回の当初予算で計上しております。

次に、2、育てるまちづくりについてです。本市の宝である次世代を担う子どもたちが、将来にわたり主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくり、たくましく成長できる教育環境と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。特に学校給食センターの整備においては、安心安全な給食提供のため衛生管理に関する基本的要件を満たした施設とし、食の安全性確保と効率的な学校給食の運営を行います。具体的には小中学校のパソコン更新費用として6,500万円、学校給食センター新設費用として23億9,200万円、松橋中学校体育館改築工事費用として11億5,400万円、放課後子ども環境整備事業費として1,200万円を計上しております。

次に、3、住み続けるまちづくりについてです。全ての市民が、ちょうどいい！住みやすさを実感できる各種行政サービスや生活環境の整備、そして防災対策や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづ

くりを引き続き進めます。昨今、少子高齢化が進行している中で、市民の皆様が自助・共助・公助の視点に立ち、市を挙げて震災からの完全復興を果たすために、共に支え合う地域の実現を目指します。また、市民の健康管理のため、食をとおして糖尿病を予防するために食事の順番を見直し、野菜から摂取するさしより野菜事業に市を挙げて取り組むとともに、食品ロスをなくす取組である30・10運動を推奨します。具体的には、行政区管理防犯灯LED交換費として3,600万円、防災行政無線デジタル化実施設計業務委託費として1,100万円、さしより野菜事業事務費として100万円、特定不妊治療費補助事業費として300万円、ピロリ菌検査業務委託費として3,600万円を計上しております。

次に、4、持続するまちづくりについてです。熊本地震からの完全復興を果たすためには、産業の振興が欠かせません。農地・緑地の保全や少子高齢化に対応するため、生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成、また継続的な移住者の受け入れを可能にする産業基盤や幹線道路網の整備など、都市基盤の強化に重点的に取り組みます。具体的には、長崎久具線改良事業費として5億1,600万円、戸馳大橋架替事業費として11億6,100万円、生産総合事業補助費として1億3,100万円、県営湛水防除事業補助費として1億3,700万円、ふるさとテレワーク推進事業補助費として2,000万円を計上しております。

次に、5、選ばれるまちづくりについてです。将来にわたって豊かで安心できる生活のためには、持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、ちよーどいい！と実感できる環境や基盤の整備を行ってまいります。そして本市ブランドの確立と向上に向けた戦略的な取組を行います。また、観光分野においては、交流人口の拡大が農林水産業や商工業などの地域経済に広く波及し、ひいては雇用の創出にもつながることから、来訪者の動向をしっかりと見極めながら、ターゲットを絞り込んだ観光施策を展開してまいります。具体的には、地方バス運行等特別対策補助費として1億600万円、地域間交流施設（金桁温泉）建設工事費として1億円、多面的機能支払事業補助費として1億9,400万円、三角西港の管理保全事業費として1,100万円、シェアリング回遊観光モデル構築業務委託費として1,000万円を計上しております。

最後に、6、活躍するまちづくりについてです。様々な交流の機会や住民が主役となるまちづくり活動、コミュニティビジネスなど、全ての市民がまちづくりの担い手として参画する機会の創出することにより、障がいのある人や定年を迎えた高齢者層、子育てが一段落した女性、若者などがまちづくりの担い手として活躍できる環境整備を進めます。具体的には、地方創生推進交付金事業費として5,000万円、松橋総合体育文化センター大規模改修工事費として6億5,000万円、男女

共同参画事業推進費として１００万円、総合型地域スポーツクラブ推進費として３，４００万円を計上しております。

終わりに、熊本地震発災から約２年が経過し、ライフライン等の復旧はおおむね完了しましたが、市民生活の再建が本格化してくる今後、合併自治体の宿命である地方交付税一本算定が間近に迫っています。熊本地震からの復興に全力で取り組むことが必要なこの時期に、合併特例債の期限について各方面からの御尽力により延長の法制化に何とかめどが立ちそうな状況であることは、一筋の光明ではないかと思えます。

また、人口減少・超少子高齢化などの問題を抱え、地方自治体の運営はますます厳しさを増すばかりです。合併以降、公共施設の統廃合、職員数の削減、事務事業の民間委託を断腸の思いで実行したことにより、市の財政状況の下降傾向にも一定の歯止めが掛かったものと確信しております。宇城市の未来のためにも行財政改革は引き続き進めてまいり所存であります。

以上、平成３０年度の重要施策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

○議長（入江 学君） これで、施政方針についてを終わります。

—————○—————

日程第５	議案第２号	平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第６号）
日程第６	議案第３号	平成２９年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第７	議案第４号	平成２９年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
日程第８	議案第５号	平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第６号	平成２９年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１０	議案第７号	平成２９年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１１	議案第８号	平成２９年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第１２	議案第９号	平成２９年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第２号）
日程第１３	議案第１０号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（Ｐ１橋脚）工事）
日程第１４	議案第１１号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15	議案第 12 号	宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 13 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 14 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 15 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 16 号	宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 17 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 18 号	宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 19 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 20 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 21 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 22 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 26	議案第 23 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 24 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について
日程第 28	議案第 25 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
日程第 29	議案第 26 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 27 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事）
日程第 31	議案第 28 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について

- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第 4 4 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

○議長（入江 学君） 日程第 5、議案第 2 号平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 4 4、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 平成 3 0 年第 1 回宇城市議会定例会で大変お世話になります。

今回提出します議案としまして、まず予算案件 8 件です。平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）をはじめ、平成 2 9 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、平成 2 9 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）、平成 2 9 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、平成 2 9 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、平成 2 9 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）、平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）、平成 2 9 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）。以上、補正予算 8 件です。

次に、その他案件です。1 件です。工事請負契約の変更契約の締結についてです。内容は、戸馳大橋補助金工事の変更契約についてです。

次に、条例案件です。1 6 件あります。宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正合わせ 1 6 件です。1 6 件の内容は条例の制定 3 件、条例の一部改正 1 3 件になっています。

次に、その他案件です。工事請負契約の変更契約の締結についてであります。具体的には、長崎久具線交付金橋梁下部工工事の変更契約であります。それを合わせ 5 件です。平成 3 0 年度当初予算です。一般会計を含め 9 件です。

最後に、同意案件として教育長の任命についてであります。合計 4 0 件の議案提出、そして審議をお願いすることになります。

予算案件につきましては、平成30年度宇城市一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算額を363億7,876万7千円とするものでございます。

詳細につきましては、関係部長から説明いたします。40の議案提出です。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） お手元に宇城市各会計補正予算書というのが配布されているかと思います。その1ページ目をお願いします。

それでは、議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。1ページ目の第1条で歳入歳出予算の総額に21億9,092万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を406億9,284万8千円といたしております。今回の補正につきましては、平成29年度の国の補正予算第1号関連事業費の増額でございまして、被災者の方々の1日も早い生活再建と熊本地震からの復興につながるよう積極的に取り組むため、早急な予算対応を行うものでございます。

また、基本的に最終補正でございしますので、歳入歳出全般にわたり収入支出を見込みを精査し、所要の金額を増減している状況でございします。

3ページをお願いいたします。主な歳入の費目では、県支出金の県補助金で17億9,700万円余、市債で17億300万円余などを増額している状況でございします。

5ページをお願いいたします。主な歳出費目では、土木費の住宅費で28億3,300万円余、消防費で2億7,500万円余、それと教育費の学校給食費で23億7,300万円余りを増額している状況でございします。

7ページをお願いいたします。第2表の継続費補正でございします。黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（上部工）を紙面のとおりに変更している状況でございします。

下段の8ページですけれども、第3表繰越明許費の補正にございします。1の追加で空調機電力自動制御装置設置事業ほか34件を追加しております。

9ページをお願いいたします。9ページの下の方の2番の変更でございします。道路新設改良補助事業を紙面のとおりに変更している状況でございします。

10ページが、第4表で債務負担行為の補正になります。1の追加で、中央公民館警備保安業務委託を追加しております。2の変更で、中央公民館エレベーター保守点検業務委託ほか2件を紙面のとおりに変更しております。

11ページをお願いいたします。第5表地方債補正になります。1の追加で、歳入欠かん債を追加いたしております。2の変更では、災害廃棄物処理事業費ほか28件の起債限度額を紙面のとおりに変更いたしております。

それでは、歳出の主なものとその特定財源について御説明いたします。38ページをお願いしたいと思います。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節19負担金補助及び交付金で5,325万8千円を増額しております。工程価格単価改正等に伴います私立保育所運営費負担金が主なものでございます。

飛びまして47ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目16湛水防除事業費、節19負担金補助及び交付金で9,366万5千円を増額しております。国の補正予算に伴うもので、県営湛水防除事業負担金が主なものでございます。特定財源といたしまして、市債の農地等防災保全整備事業債8,960万円を充当いたしております。

51ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節13委託料で3,882万円、節15工事請負費で3,100万円、節17公有財産購入費で700万円を増額しております。これも国の補正予算に伴います都市防災総合推進事業費、復興まちづくり事業ですけれども、これが主な増額要因でございます。特定財源といたしまして、国庫支出金の都市計画費補助金と道路橋りょう費補助金合わせて4,960万2千円と市債の補助道路橋りょう整備事業債2,040万円を充当している状況でございます。

54ページをお願いいたします。款7土木費、項6住宅費、目2住宅建設費、節13委託料で9,958万円。

次の55ページの節15工事請負費で1億円、節17公有財産購入費で26億4千万円を増額いたしております。これも国の補正予算に伴います災害公営住宅建設事業費でございます。特定財源といたしまして、県支出金の住宅費補助金19億5千万円、繰入金の平成28年度熊本地震復興基金繰入金1億2千万円、市債の公営住宅整備事業債6億5千万円を充当いたしております。

56ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目3災害対策費、節13委託料で1億1,950万2千円。節15工事請負費で1億6,400万円を増額いたしております。国の補正予算に伴います防災コミュニティ等建設事業費でございます。特定財源といたしまして、国の支出金の都市計画費補助金1億3,193万6千円、市債の防災コミュニティ施設整備事業債1億4,720万円を充当いたしております。

66ページをお願いします。款9教育費、項8学校給食費、目5給食センター建設費、節15工事請負費で18億円。節18備品購入費で5億8,320万円を増

額しております。国補正予算に伴います学校給食センター建設工事費でございます。特定財源といたしまして、国支出金の学校給食センター整備費補助金6,596万3千円、市債の学校給食施設整備事業債22億540万円を充当いたしております。

以上で歳出の予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で一部説明いたしておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

15ページに戻っていただきたいと思います。款6地方消費税交付金、目も同一でございますけれども、この部分で6,737万7千円を増額いたしております。実績を踏まえて増収を見込んだものでございます。

22ページをお願いいたします。下の方ですけれども、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で補正予算の財源調整のために3億2,743万1千円を減額いたしまして、補正後の財政調整基金の繰入金の総額を7億4,013万8千円といたしているところでございます。

以上で、平成29年度一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案2号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第3号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第4号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、議案第3号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

ただいまの補正予算書の101ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億8,298万2千円を減額し、それぞれ98億6,449万3千円とするものでございます。

まず、歳入を説明しますので、106ページをお開きください。款1国民健康保険税は熊本地震に係る減免措置等により5,500万円余を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。款3国庫支出金、款4療養給付費等交付金、款5前期高齢者交付金、次のページになりますが、款7共同事業交付金、それぞれの増額減額につきましては、いずれも交付申請額や決定通知等による調整でございます。

次に歳出です。109ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費1億1,100万円余の増額及び項2高額療養費1億6,800万円余の減額は、これまでの伸び率を基にしました年度末の見込みにより補正するものでございます。

なお熊本地震被災者に対します一部負担金につきましては、国１０分の８、県１０分の２での財政支援により昨年９月まで免除されたところでございます。

次のページになります。款３後期高齢者支援金等及び款７共同事業拠出金の減額は、歳入同様決定通知による調整でございます。

以上で議案第３号の説明を終わります。

続きまして、議案第４号後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について説明申し上げます。２０１ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３，４５４万８千円を減額し、それぞれ７億１１万７千円とするものでございます。

まず、歳入から説明いたします。２０６ページをお願いします。款１後期高齢者医療保険料の目１特別徴収保険料約４，６８０万円の減額及び目２普通徴収保険料約１，７８０万円の増額は、保険料決定によるものでございます。款４繰入金、目１保険基盤安定事業繰入金約５６０万円の減額は、軽減対象者数の減によるものでございます。

続きまして、歳出は次ページになります。款２後期高齢者医療広域連合納付金約３，４６０万円の減額は、保険料決定による保険料負担金２，９００万円余の減額及び保険基盤安定負担金約５６０万円の減額でございます。

以上で、議案第４号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第３号及び議案第４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５号平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、議案第５号介護保険特別会計補正予算（第３号）について詳細説明をいたします。

同じく予算書の３０１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ７，３４２万６千円を減額し、総額をそれぞれ６８億３，９１２万８千円とするものです。

それでは歳出により説明申し上げます。３０８ページをお開きください。款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査等費、節１２役務費、これは主治医意見書作成手数料の減額でございます。実績見込みにより減額するものです。次に、款２保険給付費、項１保険給付費、目１審査支払手数料から、次のページ目６特定入所者介護サービス等費の増減額については、実績見込みによるものです。

続きまして３０９ページ。項２地域支援事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費から、目３包括的支援事業・任意事業費の増減額については、それぞれ実績見込みによるものでございます。

歳入については、歳出で説明しましたとおり実績見込みに伴うものでございます。
以上で補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）から議案第8号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第6号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の501ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,282万9千円を減額し、総額をそれぞれ2億549万2千円としています。

506ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入です。款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金1,132万9千円を減額し、款7諸収入、項2受託事業収入、目1受託事業収入150万円を減額しております。いずれも決算見込みによる減額です。

507ページをお願いいたします。3の歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を132万9千円減額しております。主に節13委託料の実績に応じた減額です。款2建設改良費、項1施設改良費、目1施設改良費、1千万円の減額です。簡易水道施設改良等工事の施工実績による減額です。以上で詳細説明を終わります。

続きまして議案第7号平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。補正予算書の601ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正です。収益的収入の第1款既決予定額から1千万円を減額し、総額を11億676万8千円とし、収益的支出については既決予定額から1,714万3千円を減額し、支出予算の総額を10億6,321万7千円としています。

602ページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出の補正になります。資本的収入の既決予定額から8,504万円を減額し、収入予算の総額を2億247万3千円とし、資本的支出については既決予定額から9,719万円を減額し、支出予算の総額を6億356万円としています。

607ページの宇城市水道事業会計補正予算（第3号）明細書をお願いいたします。まず、収益的収入から説明申し上げます。款1水道事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益1千万円を減額しております。実績による減額です。

608ページをお願いします。支出になります。款1水道事業費用、項1営業費

用 1, 7 1 4 万円余の減額となります。主なものとしまして、目 3 受託工事費 1 千万円の減額です。

続きまして、6 1 0 ページをお願いします。資本的収入です。款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 建設改良企業債 8 千万円の減額です。戸馳大橋水道管移設に伴います工事費変更に伴うものです。

6 1 1 ページをお願いします。資本的支出です。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費 9, 7 1 9 万円を減額しております。主なものは、目 2 施設改良費 8, 6 0 0 万円の減額です。以上で詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。補正予算書の 7 0 1 ページをお願いします。第 2 条 収益的収入及び支出の補正です。収入の第 1 款既決予定額から 1, 5 0 2 万 9 千円を減額し、総額を 1 4 億 6 9 0 万 4 千円とするものです。また、支出の第 1 款下水道事業費用の既決予定額から 4, 2 6 0 万 8 千円を減額し、支出総額を 1 4 億 5, 5 4 4 万円とするものです。

7 0 2 ページをお願いします。第 3 条は、資本的収入及び支出の補正です。収入の第 1 款既決予定額から 1, 9 2 7 万 7 千円を減額し、総額を 4 億 1, 2 5 3 万 7 千円とするものです。支出では、第 1 款資本的支出の既決予定額から 3, 5 6 3 万 1 千円を減額し、支出予算総額を 8 億 3, 6 4 7 万円としております。

7 0 3 ページをお願いします。第 4 条、企業債の限度額を記載のとおり減額をしております。

少し飛びまして、7 0 8 ページをお願いします。補正予算（第 4 号）の明細書になります。収益的収入で、款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料を 1, 2 9 0 万円減額しています。これは熊本地震の影響もありまして、当初計上見込みの使用料が伸びなかったことによるものでございます。

次に 7 0 9 ページをお願いします。収益的支出です。款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 処理場費 2, 6 6 1 万円を減額しております。維持管理費用の実績によるものでございます。

次に 7 1 1 ページをお願いいたします。項 2 営業外費用、目 1 支払利息、4 事業に合わせまして 5 5 5 万 5 千円を減額しております。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出で収入から説明をします。款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 建設改良企業債 2, 7 2 0 万円を減額しております。事業費減によるものでございます。項 3 分担金及び負担金、目 1 分担金及び負担金 5 3 2 万 3 千円の増額です。

7 1 3 ページをお願いします。資本的支出で、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、

目1施設建設費で2,724万円余を減額しています。主なものとしまして、水道施設移転補償費等1,660万円で該当する移設工事が少なかったための減額でございます。同じく目2施設改良費、節26委託料838万6千円減額をしております。事業費確定による減額です。資本的支出合計で3,563万円余を減額しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第6号から議案第8号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第9号平成29年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 議案第9号平成29年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の801ページをお開きください。第2条です。収益的収入及び支出の補正になります。まず収入です。第1款病院事業収益を補正予定額合計で76万9千円を増額し、病院事業収益の総額を5億276万5千円とするものです。次に支出です。第1款病院事業費用補正予定額合計で319万8千円を減額し、病院事業費用総額を5億114万4千円とするものです。

次の802ページをお開きください。第3条です。資本的収入及び支出を補正するものです。条文では資本的収支における不足額の補填内容を説明しております。まず、収入です。第1款資本的収入を補正予定額507万円減額し、資本的収入総額を1,821万8千円とするものです。次に支出です。第1款資本的支出を補正予定額合計で255万2千円減額し、資本的支出総額を2,226万円とするものです。第4条は債務負担行為の限度額を1件変更するものです。

次の803ページです。第5条は、企業債の限度額を変更するもので、対象事業の減額により借入限度額を1,590万円から1,120万円に変更するものです。第6条及び次の第7条については説明を省略させていただきます。

補正の内容です。811ページをお開きください。補正予算（第2号）の明細書になります。収益的収入及び支出の収入の補正明細です。決算見込みによりまして、一般会計からの繰入れになります。項1医業収益、目4他会計負担金、項2医業外収益、目2他会計負担金及び目3他会計補助金を補正するものです。

812ページをお開きください。収益的収入及び支出での支出補正明細です。こちらも決算を見込んでの補正になります。項1病院事業費用、目1給与費から目6研究研修費を補正しております。

813ページになります。同じく決算を見込んで消費税経理に伴います項2医業外費用、目3消費税及び地方消費税及び目4雑損失を補正しております。

814ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入明細になります。補助対象でありました医療機器の購入額の減により、項1企業債、目1建設改良企業債及び項4補助金の目1国庫補助金を減額しております。

815ページになります。資本的収入及び支出の支出明細になります。収入補正と同じく、補助対象でありました医療機器の購入額の減により、項1建設改良費、目2有形固定資産購入費を減額しております。

以上で議案第9号の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（入江 学君） 議案第9号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、総務部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○総務部長（本間健郎君） 先ほど、議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたしたところですけれども、一部訂正がございますので訂正させていただきます。

お手元に正誤表というのと、1枚紙で歳入歳出補正予算事項別明細書というのが配られているかと思います。補正予算書ではお手数掛けますけれども、このつづられている補正予算書の中の13ページになります。この13ページのところの款18繰入金の補正額が正誤表のとおり、お手元の方が2億743万1千円その影響で合計欄が変わっていると。トータルも21億9,092万7千円と補正額がお手元の1枚紙の方がなっているかと思います。つづられている方が若干修正前の差し替えをし損なったという状況でございまして、皆様方に御迷惑掛けますけれども訂正し、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 次に、議案第10号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案10号工事請負契約の変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集4ページと説明資料3ページと4ページをお願いいたします。今回議案として工事請負変更契約締結の議決をお願いしますのは、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事で、内容としましては橋脚工事の仮設工が減となったことに起因するものでございます。当初国道266号から工事車両進入箇所は幅6mの作

業構台を計画しておりましたが、道路管理者であります熊本県との協議を経て、工事車両の出入りに事故防止のための安全対策の実施が必要となりました。進入幅を広くすること、車両混雑時に車両待機や回転スペースを確保するためにA1橋台の周辺に仮設盛土ヤードを造成し、安全対策を図ることで盛度区間の作業構台、仮栈橋の一部が減となり事業費が減額となったものでございます。

以上が変更の主な内容でございます。説明資料としまして、公共工事請負変更仮契約書及び一般図を添付しております。工事名黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事、今回変更減額472万8,149円、現請負金額4億3,740万円、変更請負金額4億3,267万1,851円。いずれも税込みでございます。契約の相手方住所でございますが、熊本県熊本市中央区神水二丁目2番2号、名称としましてオリ白・三洲建設工事共同企業体、代表者氏名所長井手啓雄。

以上で議案第10号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第10号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第11号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第12号宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、議案第11号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集で5ページになります。説明資料集でも5ページになります。御覧いただきたいと思います。

本案は地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員の任用の厳格化を図るために改正を行うものでございます。特別職非常勤職員で現実的に労働性の高い職種については、改正地方公務員法で特別職に望ましくないとされており、一般職に移行させるものでございます。具体的な職種につきましては、説明資料の5ページに書いてありますとおり、社会教育指導員から消費生活相談員までを特別職から除外する条例改正になります。よろしくお願いいたします。

議案第12号宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案集はその次の6ページ、資料集につきましても6ページになります。

本案は、地縁による団体の認可制度が設けられる以前にということで、地縁団体制度が設けられる前には、墓地や公民館敷地などの土地の登記名義人を便宜上寄附行為等によって市町村名義にしてきた経緯がございます。市が所有している財産において、墓地や公民館敷地等を本来の所有者、管理者に返還するために自治会等が

土地を管理している普通財産について自治会等が認可地縁団体という場合には、認可地縁団体へ譲渡することができるよう条例第3条に第5号を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第11号及び議案第12号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第15号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、議案第13号国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案集の7ページ、説明資料は7ページと8ページを御覧ください。平成27年5月に交付されました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行を受け、本年4月以降県と市町村が一体となって国保の事業運営を行うことになりました。これを受け、市町村が担う事務の標準化や効率化、広域化が推進できるよう県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針といたしまして、熊本県国民健康保険運営方針が先般定められたところでございます。この運営方針において、市町村事務の標準化を図るために被保険者資格の適用除外規定の統一が明記されましたので、他の文言改正と合わせまして今回一部改正するものでございます。以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案集の8ページと9ページ、説明資料は9ページと10ページになります。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の取り扱いで条例の一部改正が必要となりましたので提案するものでございます。国保・後期の資格の適用は住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った被保険者は、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としております。しかし現行制度では、住所地特例者が75歳年齢到達または障害認定等の理由により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。この取り扱いを現に国保の住所地特例を受けている被保険者が、後期の資格を取得した場合に、それまで適用を受けていた国保を運営している市町村の加入します後期高齢者医療広域連合が保険者となるよう見直されるものでございます。なお、今回の法改正は、平成30年度以降新たに後期高齢者医療制度の被保険者となるものから適用されるところでございます。以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案集の10ページから12ページ、説明資料は11ページから18ページになります。

ただいまの議案第13号国民健康保険条例の一部改正でも御説明しましたように、平成30年度から国保の都道府県化がいよいよ実施されることになりました。新たな制度では、県は市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は県が決定します国民健康保険事業費納付金を納付するため、県から示されます市町村ごとの標準保険料率を基に税率を決定し、保険税を賦課徴収することになります。本案は国民健康保険制度改革に伴い、第2条の課税額に国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の規定を追加するとともに、県から示されました平成30年度の市町村別国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基にいたしまして、保険税率を改正するものでございます。なお、県内他市との均衡を図るため本市独自の軽減策を講じた上で、具体的には国保の財政調整基金から6,000万円弱を繰入れたところで税率改正を行うよう一部改正するものでございます。数字的には、議長のお許しを頂きお手元にお配りしておりますこちらの資料を御覧いただきたいと思います。上段の医療分、後期高齢者支援分、介護分合計で現行の所得割14.05%を13%に、均等割4万8,800円を4万8,000円に、平等割3万7,800円を2万5,900円に改めるものでございます。以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第13号から議案第15号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第16号宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第22号宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、議案第16号社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明いたします。

議案集は13ページ、説明資料は19ページです。説明資料の19ページにありますように現行の運用ということで、第1条、これでは高齢者、障害者、健康づくりの増進等の財源に充てることに限定されており、子育て支援等の経費の財源に充てることはできません。しかしながら、本市が策定した子ども・子育て支援事業計画推進のためには、待機児童対策をはじめとした子育て環境の整備は必要不可欠でございまして。このような状況を踏まえ、児童福祉の向上のための財源にも充てることができるよう改正するものです。

次に、議案第17号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明をいたします。議案集は14ページ、説

明資料は20ページとなります。現在、市の学童保育所は保護者運営9か所、社会福祉法人4か所、それと市直営2か所の15か所で実施しております。利用者の負担額は、保護者運営、法人運営共に運営規定により定められていますが、市直営2か所との利用者負担額に差異が生じている状況でございます。そのため、運用に係る経費等状況に応じた利用者負担額にするために、月額利用料の改定を行うものです。また、児童福祉法の適用条文の改正に伴い条例の一部を改正する必要が生じたので併せて行うものです。

次に、議案第18号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明をいたします。議案集15ページ、説明資料は21ページです。今回、平成30年度から平成32年度までの3か年の保険料を定めるものでございます。説明資料21ページの真ん中ほど、(5)現行が7万2千円これは年額の条例制定になっていますが、これを7万5,600円これが基準額です。月額になおしますと、現在の月額6,000円から6,300円に改定するものでございます。所得に応じた10段階は同様でございます。

続きまして、議案第19号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。議案集17ページ、説明資料24ページとなります。宇城市三角老人福祉センターは、平成28年6月の集中豪雨による浸水被害により、使用に耐えがたい状態に陥り、また、老朽化が進んでいる施設でありますので廃止するものです。

次に、議案第20号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。議案集18ページから25ページとなります。説明資料が25ページから52ページになりますが、要点だけ説明申し上げます。今回の改正は、国の介護保険法に基づく基準省令の改正が行われたので、改正する必要が生じたものです。主に、訪問系サービスは、オペレーターに掛かる基準の見直し、介護連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進ということとなっております。通所系サービスは、定員数の見直し、多機能型サービスは、指定に関する基準の緩和やサテライト型事業所の創設、居住系施設系サービスは、身体的拘束等の更なる適正化に向けた基準見直し等でございます。そのような中で文言等の改正も行っております。

次に、議案第21号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明をいたします。議案集は26ページから、説明資料は53ページから57ページ

ジになります。これも国の介護保険法に基づく基準省令の改正が行われましたので改正する必要が生じたものです。これも要点だけ説明申し上げます。主に、訪問系サービスの定員数の見直し、居住系サービスの身体的拘束等との更なる適正化に向けた基準見直し等でございます。

続きまして、議案第22号宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について詳細説明をいたします。議案集の28ページから41ページまでになっております。これは、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指導監督権限が県から市町村に移譲されるため、条例の制定が必要になったものでございます。現在、市で指導監督しています事業者数が大体46事業所、それで今回権限移譲される事業数が大体25事業所となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第16号から議案第22号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 議案第23号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。議案集の42ページと43ページ、説明資料は58ページと59ページを御覧ください。宇城市企業振興促進条例については、本市産業の振興と雇用の機会の拡大に寄与することを目的に、平成21年4月より施行しておりますが、第2条の新規雇用者の定義や第4条別表による雇用奨励金の交付要件についての規定が曖昧で運用に支障が生じているため、明文化する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について説明申し上げます。議案集の44ページから50ページを御覧ください。本市では地域の稼ぐ力を高め、良質な雇用を創出することを目標に地方創生拠点整備交付金を活用し、宇城市小川町江頭にビジネスサポートセンターの整備を進めており、本年4月からの供用開始を予定しています。この施設は起業・創業に向けた打ち合わせやセミナー等に利用できる共有スペースのほか、企業等のサテライトオフィス等として活用できるオフィススペース、また試験的に運用できるチャレンジショップやマルシェ、イベントが開催できる広場などを整備します。このビジネスサポートセンターを新たな仕事や雇用の創出及び本市産業の振興を図るための施設として位置づけ、適切な維持・管理を行う必要があることから、今般新たに地方自治法第9

6条、第1項、第1号の規定により条例を制定するものです。以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第23号及び議案第24号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第25号宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について及び議案第26号宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第25号宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

議案集51ページをお願いいたします。平成25年いじめ防止対策推進法が施行されています。この法律は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる軸を定めたものでございます。

この中で地方公共団体に対しては、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めること、及び関係機関との連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会の設置が可能であること、教育委員会と連絡協議会が円滑な連携の下いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止対策を実効的に行うため附属機関として必要な組織を置くことができること、さらに重大事態に対する調査の報告に対し地方公共団体の長による再調査を行う機関の設置について規定されましたことから提案するものでございます。第1条では、いじめ防止対策推進法の施行による関係する条例を制定する趣旨を掲げております。第2条では、法第14条第1項の規定によりまして、いじめ防止等に関する機関及び団体が連携や連絡調整のための宇城市いじめ問題対策連絡協議会を設置すること。第3条では、法第14条第3項の規定によりまして、宇城市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止のための対策について調査審議を行う宇城市いじめ防止対策審議会を設置すること。第4条では法第30条第2項の規定によりまして、重大事態が発生した旨の報告に対し、必要がある場合に、調査審議を行うための宇城市いじめ問題再調査委員会を設置すること。

52ページをお願いいたします。第5条ではこの条例の施行につきまして、別途定めて運用する旨を規定するものです。附則といたしましては、施行期日を本年4月1日からとすること。三つの組織に就任いただく委員の方々の報酬等を定めるため、宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正させ

ていただきます。

議案等説明資料の 60 ページをお願いいたします。宇城市いじめ問題再調査委員会と宇城市いじめ防止対策審議会につきましては、日額 2 万円以内で市長が定める額とし、宇城市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、日額 1 万 1 千円以内で市長が定める額とする旨を規定するものです。

続きまして、議案第 26 号宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。議案集 53 ページをお願いいたします。現在三角図書館、中央図書館、小川図書館の 3 図書館と中央図書館豊野分館がございますが、今回の組織体制の見直しに伴い三角図書館を中央図書館三角分館に、小川図書館を中央図書館小川分館に、それぞれ改めたため不知火町の中央図書館に機能集約を図るため、宇城市立図書館条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

説明は新旧対照表で行います。議案等説明資料の 61 ページをお願いいたします。まず、右側の宇城市立図書館条例現行欄第 1 条の表中、図書館の区分欄にあります宇城市立三角図書館及び宇城市立小川図書館について位置は現行のままとし、左側の改正案ではそれぞれ宇城市立中央図書館三角分館及び宇城市立中央図書館小川分館とします。次に、右側現行欄の名称中、宇城市立中央図書館（不知火図書館）を左側の改正欄では（不知火図書館）を削除いたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第 25 号及び議案第 26 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 27 号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事）から議案第 30 号宇城市市道路線の認定についてまでの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第 27 号工事請負契約の変更契約の締結について説明を申し上げます。

議案集の 54 ページと説明資料の 62、63 ページをお願いいたします。今回議案として工事請負変更契約締結の議決をお願いいたしますのは、長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事でございます。変更の内容といたしまして、国及び県より、平成 29 年 1 月通知の熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について、及び平成 29 年 2 月通知の平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置についての適用によるものでございます。説明資料は、公共工事請負変更仮契約書でございます。工事名長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事。今回変更増額 666 万 1,879 円、現請負金額 2 億 3,112 万円、変更契約金額 2 億 3,778 万 1,879 円税込みでござ

ざいます。契約の相手方、住所、熊本県宇城市不知火町松合 8 4 2 番地、名称、株式会社中内土木、代表者、代表取締役福原弘次。以上で、議案第 2 7 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 2 8 号建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について説明を申し上げます。議案集の 5 5 ページ、説明資料の 6 4 ページから 6 6 ページになります。今回議案として、変更協定の締結議決をお願いしますのは、鹿児島本線松橋駅周辺整備事業に伴います鹿児島本線松橋駅構内自由通路等整備工事の基本協定です。今回の変更の主な内容としましては、負担金工事 J R の管理施設となります駅舎の建築工事等の費用を約 2, 1 8 0 万円の増額とし、受託工事宇城市の管理施設となります自由通路の土木工事等で約 2, 2 3 0 万円の減額となり、差引合計で約 5 6 万円の減額となるものです。説明資料は、基本協定書変更第 2 回になります。協定名、基本協定書（変更第 2 回）、今回変更減額 5 6 6, 3 4 3 円、現協定金額 1 2 億 2, 5 6 3 万 4 千円、変更協定金額 1 2 億 2, 5 0 6 万 7, 6 5 7 円、契約の相手方、住所、福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号、名称、九州旅客鉄道株式会社、代表者氏名、代表取締役青柳俊彦。以上で、議案第 2 8 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 2 9 号宇城市市道路線の廃止について説明を申し上げます。議案集の 5 6 ページ、説明資料の 6 7、6 8 ページをお願いいたします。道路法第 1 0 条及び第 1 項及び第 2 項の規定に基づく宇城市市道路線の廃止は、松橋地区の権現前線の 1 路線でございます。この路線は、自動車試験場跡地の多目的広場へのアクセス道路としまして、平成 2 6 年 6 月に路線認定を行ったものです。希望の里敷地と取り付けを行い、熊本南病院入口から希望の里敷地を経由しまして、国道 3 号までをつなぐ路線として整備をするため起点が変更になります。一旦廃止し、路線名を変更して再認定をお願いするものです。以上、市道路線の廃止についてよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 3 0 号宇城市市道路線の認定について説明を申し上げます。議案集の 5 7 ページをお願いいたします。説明資料は 6 9、7 0 ページをお願いいたします。道路法第 8 条第 1 項の規定に基づきまして、宇城市道と認定する路線は松橋地区の 3 路線でございます。いずれの路線も先ほど市道路線の廃止で申し上げました市道権現前線から希望の里敷地への取り付けを行い国道 3 号までの道路整備に伴うものでございます。希望の里 1 号線は、国道 3 号の交差点を起点としまして希望の里敷地を経由して熊本南病院入口まで一連の道路として、9 0 5 ㍍を路線名を変更して再認定するものでございます。希望の里 2 号線は、市営住宅希望の里団地付近の交差点から希望の里サン・アビリティーズの体育館、市民プールと熊本こすも

す園の間を通ります周回道路して、365mを新規認定するものでございます。また希望の里3号線につきましては、交差点形状として道路構造令に規定する直角またはそれに近い角度での交差点を満たすために整備区間であります約80mを新規認定するものでございます。以上、市道路線の認定にあたり議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第27号から議案第30号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第31号和解及び損害賠償の額の決定につきまして詳細説明を申し上げます。

議案集58ページをお願いします。宇城市小川地区コミュニティセンター機械警備業務委託につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を履行機関として契約を行っておりましたが、平成30年1月から施設を解体するのに伴い当センターの機械警備業務委託契約が不要になりましたので、平成30年1月1日付けで契約の相手方、総合警備保障株式会社熊本支社と本契約の中途契約解除をすることになりました。それに伴い、残る3か月分の委託料相当額を損害賠償金として1万2千円を支払うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。はじめに総務部長に求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、議案第32号平成30年度一般会計予算について説明いたします。平成30年度の一般会計予算につきましては、各部所管ごとの説明になりますけれども、総務部の所管に入る前に、平成30年度の予算編成の考え方や予算の総額等について御説明いたします。

本市の財政状況につきましては、市長の施政方針の中でも触れられておりますけれども、熊本地震からの復旧・復興、合併特例期間の終了、また人口減少に伴います普通交付税の縮減、併せて社会保障関係経費等の義務的経費並びに公共施設の老朽化に伴います維持管理、建替費用の増大等、歳入・歳出の両面で厳しい状況が見

込まれているという状況でございます。様々な行財政課題や大型事業、復旧・復興事業への対応など市民の要請に応えていくためには、時代に即した必要な事務事業を見極めながら行財政改革を進め、効率的な行財政運営を目指し、歳入の規模に見合った財政構造への転換が求められるという状況でございます。平成30年度予算につきましては、これらを踏まえまして限られた財源の中で、施策を重点化しまして効率的に事業を推進するため、市行財政の現状や時勢を十分に認識し、単に慣習・慣例による予算要求とせず、課内及び部局内でより総合的な調整を図った上で、予算編成要領及び予算要求基準を遵守した予算編成を行っております。

それでは、一般会計の予算について御説明申し上げます。お手元に平成30年度宇城市一般会計予算書、水色のやつがあるかと思えますけれども、その予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363億7,876万7千円といたしております。

8ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為につきましては、平成30年度中の契約により平成31年度以降の支出を約束するものであり、記載のとおり各事項について期間、限度額を設定するものでございます。

13ページをお願いいたします。第3表地方債について御説明申し上げます。庁舎等施設改修事業費から14ページの学校給食施設整備事業費については、建設事業の財源でございます。その下の公共土木施設災害復旧事業費については、災害復旧の財源でございます。末尾の臨時財政対策費は地方交付税の振替分でございます。地方債の合計で85億7,100万円を限度額として設定しているところでございます。

16ページをお願いします。歳出の前年度比較の表がございます。前年度当初予算と比較しますと、14億2,100万円余りの増、率にいたしまして4.1%の増となっております。減では熊本地震関連予算の衛生費の61億1,400万円余り、農林水産業費の3億8,700万円余り、増では熊本地震復興施設統合等に伴います消防費の16億9,300万円余り、教育費の44億9,200万円余りの増などが本年度の予算増減の主な要因となっております。

それでは、総務部所管の歳出の主なものから説明いたします。44ページをお願いします。下の方に款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で16億7,245万8千円。前年度比7,245万2千円の減といたしております。中で主なものにつきましては、節1報酬で嘱託員報酬1億848万3千円などがございます。このほかこの項では総務部、企画部が主になりますが、職員の給料、職員の手当等共済費、また職員全体の退職手当、組合負担金が主なものになっております。

46ページをお願いいたします。下の方で、節13委託料で窓口業務委託料3,

282万6千円、定型業務自動化支援業務委託料1,400万3千円を新たに計上いたしております。

48ページをお願いします。目2文書管理費で6,196万円、前年度比194万6千円の増といたしております。主なものにつきましては、節12役務費の5,415万円で市役所から発送する郵便物等の通信運搬費になっております。

49ページをお願いいたします。目3財政管理費で5,794万1千円、前年度比7,422万8千円の減といたしております。主な要因は、節25積立金の地域振興基金積立金を目6企画費に移したためでございます。下の方にありますが、目5財産管理費で3億4,485万円、前年度比1億6,256万円の増といたしております。本庁舎市役所、支所庁舎、松合出張所、普通財産公用車の維持管理経費になりますけれども、52ページまでいつていただきたいと思います。中ほどに節15工事請負費がございます。その中で旧小川支所解体工事費1億7千万円が主な増加要因となっております。

55ページをお願いいたします。目8防犯対策費で6,056万6千円、前年度比3,655万4千円の増といたしております。主な要因は、56ページの節15工事請負費の行政区管理防犯灯LED交換工事費3,640万円になります。

69ページから71ページにかけましては、項4選挙費になります。平成30年4月執行予定の市議会議員選挙、平成31年4月執行予定の県議会議員選挙費を計上しております。71ページの末尾を御覧いただきたいと思います。選挙費の合計で4,786万5千円、前年度比3,898万9千円の増といたしております。

少し飛びまして、100ページをお願いいたします。款4衛生費で下の方の目7病院費がございます。1億459万6千円といたしまして、前年度比1,706万1千円の減といたしております。病院事業会計負担金として9,454万6千円、病院事業会計補助金として916万1千円、病院事業会計出資金として88万9千円を宇城市民病院事業会計に支出するものでございます。

139ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費で9億2,495万1千円、前年度比3,056万9千円の増といたしております。消防団関係経費、消防事務担当者職員人件費、宇城広域連合消防費負担金が主なものでございます。

140ページの節19負担金補助及び交付金の宇城広域連合消防費負担金で7億7,429万円につきましては、昨年に比べ約300万円の増となっております。下の目3災害対策費で17億1,032万3千円、前年度比16億6,812万3千円の増といたしております。

142ページの上段、防災行政無線デジタル化実施設計業務委託料1,080万

円、節１５の防災コミュニティ施設整備工事費１４億４千万円等が主なものでございます。

１８４ページをお願いします。款１１公債費、項１公債費の合計で３９億３,６１９万６千円、前年度比１億３,７７４万４千円の減といたしております。元金償還金で８,９４０万６千円の減、利子で４,８３３万８千円の減になっております。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。申し訳ありませんが、１８ページまで戻っていただきたいと思っております。款２地方譲与税から次のページの款１０地方交付税につきましては、国の地方財政計画に基づき積算をして予算計上しております。

１９ページの末尾の款１０地方交付税で９３億８,０００万円、１億３,１６０万円の減としております。普通交付税につきましては、前年度に比べ２億円の減の９０億円を計上しております。また特別交付税につきましては、前年度比６,８４０万円増の３億８,０００万円を計上しているところでございます。

３５ページをお願いいたします。款１８繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金で１２億６,７４１万８千円は、平成３０年度の財源不足を基金からの繰入れで収支の調整を行っているところでございます。目２減債基金繰入金で２億９３９万２千円を計上いたしております。合併特例基金増勢に伴います合併特例債の元利償還額のうち、交付税措置分を除いた３０％に相当する額を計上しているところでございます。

それでは、市債について説明いたします。４０ページから４２ページをお願いいたします。４２ページの末尾の方ですけれども、市債の総額は８５億７,１００万円で前年度に比べまして２８億９,７６０万円の増といたしております。これまでは、後年度の負担軽減や実質公債費比率改善のため起債借入のルールといたしまして、過疎債や合併特例債など後年度で地方交付税での財源措置のある有利な起債を優先的に借入れることとし、また元金償還額以内の借り入れを基本として取り組んできたところでございますが、熊本地震や豪雨災害からの早期の復興や合併特例債の有効活用を踏まえた上での今回の市債発行額の増でございます。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（入江 学君） 総務部長の説明が終わりました。

次に、議会事務局長に求めます。

○議会事務局（木村和弘君） 議会費の予算につきまして詳細説明をいたします。歳出のみの説明です。

予算書の４３ページをお開きください。款１議会費、項１議会費、目１議会費の予算額は２億５１３万４千円を計上いたしております。前年度と比較しまして８７

0万1千円の減額となっております。節4共済費の共済組合負担金3,966万円の中には、議員共済年金に係る負担金3,529万円が含まれております。この負担金は、全国地方議会議員年金制度が平成23年6月1日をもって廃止されたことによる本市の負担額であります。節9旅費の費用弁償745万円の中には、各常任委員会及び議会運営委員会の行政視察、二つの特別委員会の要望活動等に前年度と同額を計上しております。節13委託料の会議録作成業務委託料610万円は定例会や臨時会、各委員会の会議録作成業務委託料を計上しております。

次に、44ページをお願いします。節19負担金補助及び交付金で、下段の交付金政務活動費528万円は、前年度と同額を計上いたしております。

以上で、議会費の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議会事務局長の説明が終わりました。

次に、会計管理者に求めます。

○会計管理者（戸田博俊君） 会計課所管の予算につきまして詳細説明をいたします。歳出のみの説明となります。

予算書の49ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、本年度予算額として354万7千円を計上し、前年度予算額に対し54万6千円の増額としております。主な増額要因としては、節12役務費の手数料で、収納代理金融機関における窓口収納取扱事務手数料の改定によるものでございます。

以上で、会計課所管の予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、企画部長の説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 企画部が所管します予算の説明を行います。

まず、歳出から行います。予算書の52ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で5億5,779万7千円を計上しております。その主なものについて説明いたします。説明欄の最下段になりますけれども、報償金の1千万円は市に直接寄附されましたふるさと応援寄附の返礼品代等で市から直接発送する分を計上しております。

次の53ページをお願いします。説明欄のやや中段になります。ふるさと納税事務一括代行業務委託料の2億1,075万円は、返礼品送料・手数料等含む委託料で、寄附見込額4億円のうち直接寄附を除いた3億7,500万円分の委託料として計上しています。

次に、54ページをお願いします。説明欄の中段からやや下、補助金のところになります。地域公共交通活性化協議会補助金の1,080万円は、平成30年度に策定を予定しております地域公共交通網形成計画の策定費用で、策定を行います当

協議会への補助金でございます。その下の行になります。地方バス運行等特別対策補助金１億５６１万５千円は、路線バスを運行するバス会社に対しまして、赤字補填として補助を行うものです。その下になります元金積立金の地域振興基金１億７、８２２万円は、ふるさと応援寄附から委託料等の経費を差し引いた分１億７、３５７万５千円と、ＮＰＯ法人スポーツアカデミー熊本宇城への貸付金の返還金４６４万５千円でございます。

次に、５８ページをお願いします。目１１電算運営費では、１億６、１１４万４千円を計上しています。その主なものを説明します。次の５９ページをお願いいたします。説明欄の上段の方になります。基幹系システム使用料は、総合行政システムの使用料で５、８７２万９千円、情報系システム及びネットワーク使用料として２、２００万６千円、小中学校の校務システム使用料として１、７６９万円を計上しています。そのすぐ下になります機械器具購入費の１、４９０万円は、更新用のパソコン８０台分のほか、住基ネット用機器等の購入費用でございます。

続いて、６４ページになります。目１９地方活性化事業費では、地方創生推進交付金を活用しました事業として４、９７８万円を計上しています。企画部所管のものとしては、子育て支援向けに宇城市の住み良さをＰＲする定住促進魅力発信事業委託料６４８万円、それから、市の将来像をイメージパースで情報発信するための都市開発完成予想図作成業務委託料として５００万円、宇城市版ＤＭＯ形成業務委託料９５０万円がその主なものでございます。

次に、１２０ページをお願いいたします。款６商工費、項１商工費、目４観光費で２億２、８６３万９千円を計上しています。このうち企画部の主なものは、次の１２１ページをお開き願いたいと思います。説明欄の中段にございますシェアリング回遊観光モデル構築業務委託料として１、０００万円を計上しております。これは、国１０分の１０の委託事業で、シェアサイクル等を活用し三角地区を訪れる観光客に周辺回遊を促す事業でございます。

次の１２２ページ、中段あたりにあります金桁温泉施設建設工事費として１億円を計上しています。

次に、歳入の主なものを説明いたします。戻って予算書の２５ページをお開き願いたいと思います。一番下の囲みになります。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度補助金１、４７８万３千円のうち企画部所管分として７７３万４千円、それからその下の行ですけれども、地方創生推進交付金で２、４８９万円を見込んでおります。

次の２６ページです。目５土木費国庫補助金、節２都市計画費補助金で、社会資本整備総合交付金５億６、２４９万８千円のうち企画部所管といたしまして都市防

災総合推進事業交付金４億８，０８０万９千円を予定しております。

次の２７ページをお願いいたします。項３国庫委託金、目１総務費国庫委託金では歳出でも説明いたしましたシェアリングエコノミー活用推進事業費委託金として１，０００万円を計上しています。

次に、３４ページをお願いいたします。一番下の欄にあります。款１７寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金では、ふるさと応援寄附金として４億円を見込んでいます。

４０ページになります。説明の欄の上段になります。地域公共交通活性化協議会補助金返還金の５４０万円は、当協議会が策定します地域公共交通網形成計画策定に対する国からの補助金分を市へ返還していただくものでございます。

以上で企画部所管の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 企画部長の説明が終わりました。

次に、市民環境部長に説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、市民環境部所管について説明いたします。

まず、歳入を説明しますので１５ページをお開きください。一番上段になりますけれども、款１市税につきましては、熊本地震や豪雨災害の影響がありました前年度に比べまして、約１億７，０００万円増の５６億９，１００万円余を見込んだところでございます。

続きまして、２４ページをお願いいたします。目２衛生手数料として約６，９００万円計上しておりますが、可燃ごみ袋及び粗大ごみシールの販売代金でございます。節２一般廃棄物処理手数料約６，７５０万円が主なものです。

次のページになります。目１民生費国庫負担金、節１社会福祉費負担金といたしまして、国民健康保険基盤安定負担金約７，８００万円を計上したところでございます。

続きまして、２７ページをお願いいたします。目１民生費県負担金、節１社会福祉費負担金として国民健康保険基盤安定負担金約２億３，０００万円、節３老人福祉費負担金として後期高齢者医療保険基盤安定負担金約１億８，０００万円を計上いたしました。

続きまして、歳出になります。６３ページをお願いいたします。前のページからの続きになりますが、総務費の熊本地震復興基金事業費として、節１９共同墓地復旧支援事業補助金２，２００万円を計上したところです。

続きまして、７６ページをお開きください。目３国民健康保険費は、前年度比約１億１，０００万円減の６億３，３００万円余、全て基準内繰出しとなっております。財源といたしまして、保険基盤安定事業費のうち保険者支援分として国庫負担率２

分の1、県負担率4分の1、保険税軽減分といたしまして県負担率4分の3をそれぞれ充当しているところです。

続きまして、81ページをお願いします。目5後期高齢者医療費では、節19で熊本県後期高齢者医療広域連合負担金として療養給付費負担金8億3,300万円余等を計上したところでございます。

次に、102ページをお開きください。下段の目1清掃総務費は、熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の完了に伴いまして、前年度比約62億5,000万円減の5億5,000万円余を計上したところです。

次のページになります。節13委託料のうち、可燃ごみ粗大ごみの収集運搬業務委託料といたしまして8,544万円余を計上いたしております。節19では、宇城広域連合負担金として、浄化センター事業費負担金1億6,300万円余及び宇城クリーンセンター事業費負担金2億5,700万円余を計上いたしました。なお浄化センター事業費負担金につきましては、新施設の建設工事費負担分も含んでいるところでございます。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 市民環境部長の説明が終わりました。

次に、監査委員事務局長に説明を求めます。

○監査委員事務局長（中村久美子君） 監査委員事務局所管の詳細説明をします。予算書の73ページをお願いいたします。目1監査委員費、本年度予算額は2,221万4千円で前年度と比較しまして371万3千円の減額となっています。主な要因は、事務局職員の人件費の減によるものです。

次に、節の主なものについて説明いたします。節1報酬、265万5千円は、監査委員3人分の報酬です。節2給料から節4共済費までは、事務局職員3人の人件費になります。節9旅費102万6千円は、監査委員の費用弁償及び職員の旅費になります。

以上で、監査委員事務局所管の予算説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 監査委員事務局長の説明が終わりました。

次に、健康福祉部長に説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） 健康福祉部所管の予算について説明いたします。

歳出から説明しますので、予算書の62ページをお開きください。なお、補助事業等の特定財源については規定の補助率等で対象目ごとに充当しております。それでは、款1総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費のうち9,955万円を計上しております。62ページから63ページにありますが、ここにあ

ります節1報酬費からと応急仮設住宅の維持管理に要する経費1,120万円、63ページ下の方の補助金になりますが、住まい再建支援事業補助金これを合わせて7,361万円になります。それと慰霊碑等復旧支援事業補助金1,474万円などです。

次に、74ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で1億2,700万円余減の2億1,400万円余を計上しております。これの主な減要因は、高齢介護課職員人件費を振り分けたためでございます。

飛ばしまして、次は78ページです。項2障害者福祉費、目2障害者自立支援費4,805万円余増の19億5,100万円余を計上しております。生活介護入所支援等の障害福祉サービス等事業、放課後デイサービス等の児童発達支援事業、厚生医療費等の公費負担診療報酬扶助費等の経費です。増要因としましては、児童発達支援事業の5,276万円余などです。

続きまして79ページ。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費で1,388万円減の1億7,800万円余を計上しております。養護老人ホーム措置費、シルバー人材センター、地区敬老会、老人クラブ連合会補助金などの経費です。減要因としましては、負担金で老人ホーム入所措置費負担金約600万円の減などです。

続きまして80ページ、目2老人福祉施設費で5,123万円余増の7,504万円を計上しております。この増要因としましては、現在ある松橋老人福祉センターを改修する工事費、それと三角老人福祉センター解体工事費などです。

続きまして、目3介護保険費で3,479万円増の9億9,200万円余を計上しております。介護保険特別会計の基準内繰出金等また地区公民館への施設整備等補助金等の経費です。

続きまして82ページ。項4児童福祉費、目1児童福祉総務費で1,852万円増の9,237万円余を計上しております。増要因としましては、83ページ委託料の公立保育園民営化引継業務委託料622万3千円、保育所等整備事業補助金1,381万1千円などです。

続きまして、目3子ども・子育て支援費で3億2,100万円余増の24億3,700万円余を計上しております。これは85ページをお開きください。負担金等で民間保育所等の運営費負担金それと延長保育等の特別保育事業、障害児保育事業、学童保育事業、それと児童福祉センター事業などの経費です。増要因としましては、処遇加算の増などによる私立保育所等の運営費負担金2億4,700万円余、学童保育所の改修工事費合わせて1,200万円、病時病後児童保育事業補助金2,150万円余と保育体制強化事業費等の2,500万円余の増などです。

続きまして86ページ。目4保育園運営費2,994万円余減の4億3,600万

円余を計上しております。これは公立保育園の管理運営費経費でございます。減要因としましては、保育所職員等の人件費です。

続きまして、90ページをお開きください。項5母子福祉費、目1母子福祉費で592万円減の3億1,200万円余を計上しております。主なものは、次の91ページになりますが、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業などの経費です。減要因としましては、児童扶養手当の減です。

続きまして93ページ。項6生活保護費、目2生活保護扶助費で5,643万円余減の8億3,400万円余を計上しております。減要因としましては、医療費扶助費の減です。

続きまして、94ページ。下の方になります項8災害救助費、目1災害救助費2億4,700万円余を計上しております。これは応急仮設住宅期間延長事務、地域支え合いセンター事業、災害弔慰金義援金等の事務職員派遣委託などですが、この中に被災者住宅応急修理支援事業1億4,798万円余、土木部の経費も入っております。

95ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で2億9,000万円余を計上しております。8,000万円余の増額になってますが、この中の公的病院等運営助成補助金9,500万円余が肉付け予算で平成29年度にしていますので、この分の増額となっております。

続きまして97ページ。目3母子衛生費414万円増の2億3,100万円余を計上しています。子ども医療費助成事業、妊婦乳幼児健診事業、未熟児養育医療給付費等の経費です。増要因としましては、子ども医療扶助費の増です。

続きまして98ページ。目4健康増進事業費3,495万円増の1億2,100万円余を計上しております。これは各種住民健診に要する経費ですが、増要因としてはピロリ菌検査業務委託料3,591万円余が主です。

次に、特定財源以外の歳入について説明申し上げます。戻りまして、34ページをお願いいたします。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、このうち松橋、河江保育園土地貸付収入としまして554万3千円を計上しております。目2利子及び配当金のうち、5節にあります社会福祉振興基金利子302万5千円を計上しております。

続きまして36ページ。款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入としまして785,000円を計上しております。

以上で、健康福祉部所管の予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 健康福祉部長の説明が終わりました。

次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 経済部所管平成30年度一般会計予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものを説明いたします。予算書の64ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目19地方活性化事業費、節13委託料2,420万円は、産業振興戦略に基づく事業への財政支援に係る経費や企業の誘致戦略策定調査委託費として、宇城市の誘致に適したIT企業の調査分析を行い誘致活動等を支援するものでございます。

次に、107ページをお開きください。目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金2億4,667万6千円は、108ページにかけましての6団体への負担金と国・県補助の4事業への補助金であります。

109ページをお開きください。目8中山間地域等直接払制度事業費6,176万7千円は36集落への補助金と推進事務費を計上しております。目9畜産業費、節15工事請負費500万円は、豊野町の畜産団地の一部解体費を計上しております。

110ページをお開きください。目10農地総務費、節19負担金補助及び交付金2億724万円のうち1億9,426万3千円は、多面的機能支払事業として農地ののり面、水路、農道の補修や、農地・農業施設の管理等を地域共同活動等で取り組んでおります、54地区の支援を行うための補助金であります。

111ページをお開きください。目11農業施設維持管理費、節13委託料の説明欄、施設管理業務委託料1,691万2千円は、16排水機場と自動堰11か所の維持管理業務委託料を計上しております。ため池ハザードマップ作成業務委託料970万円は、熊本県が一斉点検した結果、市内14か所の防災重点対象ため池のうち今年度3か所のハザードマップ作成をするもので、最終年度になります。

112ページをお開きください。目14農地用排水整備事業費、節15工事請負費1,940万円は、単独用排水施設工事6か所、補助用排水施設工事1か所の工事費を計上しております。目15ほ場整備事業費2,614万7千円の内訳は、豊川南部地区、大川西部地区の県営補助整備事業実施に伴う換地、計画作成、研修経費、特別賦課金、事業負担金と国営補助整備事業の仮同意に必要な報償費、旅費、先進地視察費等を計上しております。

113ページをお開きください。目16湛水防除事業費、節19負担金補助及び交付金1億5,633万5千円は、亀松、豊川北部・中央・南部の4か所の事業負担金1億3,721万5千円と11機場の適正化事業拠出金1,100万6千円が主なものです。

114ページをお開きください。項2林業費、目1林業総務費2,215万6千円の主なものは、有害鳥獣駆除対策費としまして、台湾リスの捕獲活動の人件費309万9千円及び有害鳥獣駆除業務委託料1,595万円などを計上しております。

118ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費7,784万2千円は、商工会及び地域商店会等を振興する予算であります。

119ページをお開きください。節15工事請負費738万3千円は、小川町に建設するビジネスサポートセンターの駐車場舗装工事費を計上しております。節19負担金補助及び交付金6,690万円の主なものは、説明欄の住宅リフォーム助成事業補助金1,305万円、新規事業としましてふるさとテレワーク推進事業補助金2,000万円とふるさとのづくり支援事業補助金462万円、それに市商工会補助金1,907万6千円であります。

120ページをお開きください。目4観光費2億2,863万9千円のうち経済部所管は4,649万4千円であります。主なものは、122ページの節15工事請負費1億1,371万4千円のうち1,371万4千円は、農林水産物直売交流施設改修工事費に301万4千円とアグリパーク豊野案内板改修工事費70万円、同じくアグリパーク豊野駐車場整備工事費に1,000万円を経済部で計上しております。

122ページから123ページに渡ります。節19負担金補助及び交付金3,328万3千円のうち経済部所管の負担金は、5月中に開通予定の仮称新1号橋開通イベントスクラムチャレンジ実行委員会、伝統工芸品産業振興協会、熊本県物産振興協会、宇土半島和の職人展実行委員会それぞれの負担金166万2千円と、補助金では、東京宇城市会、ふるさと祭り、不知火海の火まつり、みすみ港祭り、物産展、不知火海伝馬舟競漕のそれぞれの実行委員会補助金1,721万円の合計1,887万2千円を計上しております。

123ページから124ページをお開きください。節25積立金1,003万2千円は、アグリパーク豊野整備基金と農林水産物直売交流施設宇城彩館整備基金積立金と利子積立金であります。

182ページをお開きください。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費2,218万2千円は、災害の緊急時に備えて委託料建設機械等借上料及び補助金等を計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。26ページへお戻りください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4商工費国庫補助金2,000万円は、ふるさとテレワーク推進事業としまして、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の流れを地方へ創出するためテレワーク環境を整備するための費用を補助

する総務省の事業です。その事業を活用し、本市にＩＴ企業を誘致するために予算計上しております。

３０ページをお開きください。款１５県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金、節１農業費補助金４億７，４３５万７千円のうち３１ページにかけまして農業委員会の事業を除き、生産総合事業費補助金など経済部所管補助金は４億６，５５４万７千円であります。

３４ページをお開きください。款１７寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金、節２商工費寄附金１，０００万１千円は、アグリパーク豊野整備基金と農林水産物直売交流施設宇城彩館整備基金積立金を見込んでおります。

以上で、経済部所管の平成３０年度一般会計予算の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 経済部長の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後２時０１分

再開 午後２時１５分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、農業委員会事務局長に説明を求めます。

○農業委員会事務局長（重田公介君） 農業委員会所管の予算について説明いたします。

まず、歳出の主なものについて説明いたしますので、予算書の１０４ページをお願いいたします。款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬１，４８７万６千円、前年度比２５４万３千円を増額計上しています。農地利用の最適化に係る活動実績の報酬が増額の主なものでございます。特定財源として農地利用最適化交付金２３７万６千円を計上しております。次に、節９旅費２６９万４千円は、農業委員、農地利用最適化推進委員の費用弁償が主なもので、毎月の総会及び現地検討会の費用でございます。

続きまして、歳入の主なものについて説明をいたします。３０ページの上段をお願いいたします。款１５県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金、節１農業費補助金の説明欄の一番上になります。農業委員会費交付金４７０万円は、職員に要する経費の一部として交付されるものでございます。

以上で、農業委員会所管の予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

次に、土木部長に説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の説明を申し上げます。歳出から説明をいたします。

予算書の100ページをお願いいたします。目6上水道費2億90万円余を計上しております。水道事業への補助金出資金と簡易水道事業への繰出金でございます。

102ページをお願いします。目3生活排水対策費で1億300万円余を計上しております。主なものは、説明欄にあります合併浄化槽設置費補助金9,830万円余です。

少し飛びますが、124ページをお願いします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費で1億5,500万円余を計上しております。主なものは職員人件費です。

126ページをお願いします。項2道路橋りょう費、目2道路維持費で3億2,400万円余を計上しております。道路維持補修事業に要する費用で、主なものは節15工事請負費の1億9,400万円余です。

128ページをお願いします。目3道路新設改良費で27億400万円余を計上しております。主なものとしまして、次のページになりますが節15工事請負費の24億2,800万円です。改良事業に要する費用で戸馳大橋の架替工事、長崎久具線道路改良工事等でございます。

続きまして、目4橋りょう維持費で1億3,300万円を計上しております。老朽化した橋りょうの補修工事など維持管理に要する費用で委託料7,300万円と工事請負費6,000万円でございます。

131ページをお願いします。項3河川費、目3河川改良費で1億4,300万円余を新たに計上しております。浸水対策のため雨水管理総合計画策定業務委託料など委託料5,800万円、河川改良の工事請負費8,440万円を計上しております。

次に、133ページをお願いします。項5都市計画費、目2下水道費で5億3,400万円余を計上しています。下水道事業会計の補助金、出資金となっております。次に、目3駅周辺開発推進事業費で1億1,200万円余を計上しております。

134ページをお願いします。節15工事請負費として、松橋駅周辺開発工事費の7,240万円を計上しております。目4公園費で5,798万円余を計上しております。主に公園管理に要する費用で、ページがまたがりますが節13委託料のうち公園施設長寿命化計画策定業務委託料1,500万円は新たに追加する費用でございます。同じく項6住宅費、目1住宅管理費で1億4,400万円余を計上しております。市営住宅の維持管理費に要する費用です。

次の137ページをお願いします。目2住宅建設費で1億3,900万円余を計

上しております。

次の１３８ページをお願いします。主なものは、節１５工事請負費で市営住宅改修工事費７，０００万円、応急仮設住宅改修工事費で２，５７０万円余でございます。

次に、項７防災対策事業費、目１急傾斜地崩壊対策事業費４，０６０万円余を計上しております。主なものとしまして、がけ崩れ防止施設設置工事費１，２４７万円余、負担金としまして災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金１，０７０万円などでございます。

少し飛びまして、１８３ページをお願いします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１公共土木施設災害復旧費で１億９，２００万円余を計上しております。主なものは平成２８年災害によります節１５工事請負費１億１，７００万円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。前に戻っていただきますが、２２ページをお願いします。款１３使用料及び手数料、項１使用料、目６土木使用料で１億４，０００万円余を計上しております。主なものとしまして、節４住宅使用料１億２，５００万円余を計上しております。

次に、２５ページをお願いいたします。款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目３災害復旧費国庫負担金で８，８８０万円余を計上しております。公共土木施設災害復旧費負担金です。

２６ページをお願いいたします。項２国庫補助金、目５土木費国庫補助金１億８，３００万円余を計上しております。主なものは、節１道路橋りょう費補助金１億３，６００万円余で道路改良事業に関するものです。

３１ページをお願いいたします。款１５県支出金、項２県補助金、目６土木費県補助金で２，０３９万円余を計上しております。節３防災対策事業費の補助金等でございます。

以上で、土木部所管の予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 土木部長の説明が終わりました。

次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 教育部所管の予算について説明をいたします。

まず、歳出の主なものについて説明をします。６４ページをお願いいたします。款２総務費、項１総務管理費、目１８熊本地震復興基金事業費、節１９負担金補助及び交付金の説明欄、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金２，２００万円は、地域のコミュニティ施設の復旧再建に対する補助金です。最下段に記載されています自治公民館等整備費補助金７４８万円余は平成２８年熊本地震で被災しまし

た小川町の亀之町公民館に対する補助金です。

少し飛びまして、146ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目4語学指導費998万円は、外国語指導助手いわゆるALTを1人から2人に増員し、各中学校に派遣するための委託料です。

148ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費1,870万円は、普通学級が増設される松橋・当尾小学校空調設備設置工事や豊福小学校玄関周辺舗装工事、河江小学校中庭改修工事を予定しています。

149ページをお願いいたします。目2教育振興費、節18備品購入費4,046万円は、各小学校のパソコン教室に設置してあるパソコンのOSサポートが2020年で終了するためパソコンを更新する購入費が主なものでございます。

151ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料の説明欄一番下の工事監理業務委託料4,000万円は、松橋中学校屋内運動場改築工事監理業務委託料です。節15工事請負費11億9,900万円余は、豊野中学校グラウンド整備工事費4,000万円、松橋中学校屋内運動場改築工事11億5,400万円が主なものです。

152ページをお願いいたします。目2教育振興費、節18備品購入費3,165万円余は、各中学校のパソコン教室に設置してあるパソコンのOSサポートが2020年で終了するためパソコンを更新する購入費が主なものです。

153ページをお願いいたします。項4幼稚園費、目1幼稚園費1,304万円余は、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減する就園奨励補助金と宇城市独自で実施している第3子無料化事業補助金です。

154ページをお願いいたします。項5社会教育費、目1社会教育総務費、節13委託料の説明欄最下段に記載されている解体工事設計業務委託料700万円は、防災コミュニティ施設建設に伴う三角地区生涯学習センター解体工事設計業務委託料です。

156ページをお願いいたします。目2公民館費、節13委託料説明欄最下段に記載されています解体工事設計業務委託料900万円は、防災コミュニティ施設建設に伴う松橋及び豊福公民館解体工事設計業務委託料です。

164ページをお願いいたします。項6文化費、目2文化財保護費、節7賃金1,330万円余及び節13委託料629万円余のうち主なものは、松橋中学校体育館建設に伴う発掘調査に係る経費です。

165ページをお願いいたします。節15工事請負費3,300万円は市指定文化財の鴨籠橋の災害復旧工事に係るものです。

167ページをお願いいたします。目5松橋総合体育文化センター費、節13委

託料の説明欄松橋総合体育文化センター指定管理業務委託料3,813万円余は、大規模改修工事により例年より1,360万円ほど減額しております。また節15工事請負費は、大規模改修工事費6億5,000万円でございます。

170ページをお願いいたします。項7保健体育費、目1保健体育総務費、節13委託料のうち不知火地区体育施設指定管理業務委託料3,403万円余は、不知火地区の体育施設の指定管理業務委託料です。

171ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金の説明欄熊本県民体育祭負担金700万円は、平成31年度に宇城地区の2市1町で開催します県民体育祭の負担金です。

176ページをお願いいたします。目6海洋センター管理費、節15工事請負費の三角B&G海洋センター非構造部材等改修工事費7,500万円は、耐震改修のための工事費です。

177ページをお願いいたします。目7勤労身体障害者教養文化体育施設費、節15工事請負費の松橋勤労身体障害者教養文化体育施設改修工事費6,000万円は、体育館の大規模改修の工事費です。

180ページをお願いいたします。項8学校給食費、目4給食センター費、節13委託料の最下段、給食調理・配送業務委託料6,389万円余は、松橋学校給食センターの調理配送業務委託料です。

181ページをお願いいたします。目5給食センター建設費24億8,500万円余は、新学校給食センター建設に掛かる経費で、節13委託料、工事監理業務委託料2,000万円、解体工事設計業務委託料300万円です。節15工事請負費18億7,000万円余は、学校給食センター建築工事費18億円、外溝工事費7,000万円が主なものです。節18備品購入費5億9,100万円余は、給食調理、厨房機器購入費が主なものです。

続きまして、歳入を説明いたします。お戻りいただきまして21ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金440万円は、県立松橋西支援学校の給食受託に伴う新給食センター整備費負担金です。

27ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節5学校給食費補助金6,596万円余は、学校給食センター整備費補助金です。

以上で、一般会計の予算説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（入江 学君） 教育部長の説明が終わりました。

これで議案第32号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第33号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計予算及び議案第3

4号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、もう1冊の特別会計予算書を御覧いただきたいと思います。それでは、議案第33号国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

101ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億7,272万4千円と定めるものでございます。先の国民健康保険条例の一部改正でも御説明しましたように、新年度から都道府県が国民健康保険における財政運営の責任主体となります。一方、市町村も国民健康保険の保険者として、引き続き被保険者に身近な保険者業務を担うことになります。なお、医療給付等に必要な資金は、都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収した保険税は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することになるため、今回から新制度に対応した予算編成をとったところでございます。

まず、歳入を説明しますので107ページをお開きください。款1国民健康保険税は、県から示されました平成30年度の市町村別標準保険料率を基に、先ほども御説明しましたように県内他市との均衡を図るため、本市独自の軽減策を講じた改正後の税率で算定したものでございます。次ページになりますが、合計で前年度比約1億700万円減の15億7,800万円余を計上いたしました。款3県支出金、目1保険給付費等交付金約61億8,600万円は、医療給付費に要する費用としての普通交付金を約59億4,500万円、保険者努力支援分や特別調整交付金分、県繰入金等の特別交付金として約2億4,000万円計上したところでございます。

109ページをお願いします。款5繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度比約1億1,000万円減の6億3,300万円余、全て基準内繰入金でございます。なお、他の特別会計同様、人件費を特別会計予算で本年度から計上することにいたしましたので、全額一般会計から職員給与費等繰入金として繰入れるものでございます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金約5,900万円は、県内他市との均衡を図るため基金の一部を繰入れ、本市独自の負担軽減策を講じたものでございます。

続いて、歳出になります。114ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費では、次ページの合計覧を御覧ください。前年度比3.9%、約2億円増の52億8,200万円余。次の項2高額療養費では、前年度比13.8%、約1億800万円減の6億7,800万円余を計上したところでございます。なお、一部を除いて療養諸費、高額療養費共に全額が保険給付費等交付金として県から交付されるものでございます。

最後になりますが、次のページを御覧ください。款3国民健康保険事業費納付金

は、新制度において標準保険料率と共に導入される制度でございます。県から示された額に基づき、項1医療給付費分として約16億9,400万円、次のページになりますが、項2後期高齢者支援金等分約4億4,900万円、項3介護納付金分1億6,900万円余をそれぞれ計上したものでございます。以上で議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。201ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,918万7千円と定めるものでございます。

まず、歳入を説明いたしますので206ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料の4億9,300万円余は、特別徴収、普通徴収の保険料でございます。款4繰入金、項1一般会計繰入金約2億6,800万円は、保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金等でございます。

次のページになりますが、款6諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入約1,670万円は、健診事業収入でございます。

続いて歳入です。208ページを御覧ください。款1総務費、目1一般管理費は他の特別会計同様、人件費を特別会計予算に計上することといたしましたので、前年度に比べ約2,500万円増の2,570万円余を計上したところでございます。

次のページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金約7億3,300万円は、被保険者保険料分4億9,300万円余、保険基盤安定分約2億4,000万円で、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

最後に、款3保険事業費の節13委託料1,600万円余は、集団健診、個別健診、人間ドックなどの特定健康診査委託料でございます。以上で、議案第34号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第33号及び議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号平成30年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、議案第35号介護保険特別会計予算について説明いたします。

同じく301ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億5,082万9千円と定めるものです。前年度対比で3億5,696万6千円の増額となっております。

歳入から説明申し上げます。307ページをお開きください。款1保険料、項1介護保険料13億5,000万円余を計上しております。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。1万9,450人程度と予測して試算しており

ます。

次に款3国庫支出金、項1国庫負担金11億5,800万円余となっております。介護保険の法定負担金により計上したものです。項2国庫補助金5億7,200万円余計上しております。これは、調整交付金4億9,100万円余残りは地域支援事業交付金となっております。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金17億7,200万円余で、社会保険診療報酬支払基金より介護給付費に対して法定割合の27%が交付されます。平成30年度より今まで28%だったのが、27%に変更になっております。

次に、款5県支出金、項1県負担金9億1,800万円余は、給付費に対する県からの交付金です。項3県補助金4,019万円余は、地域支援事業交付金などです。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金9億8,600万円余は少し説明がありますので、309ページをお開きください。下の方になりますが、目1介護給付費繰入金7億9,900万円余、目2地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2,173万円余など給付費に対しての法定割合によって計上しております。目4事務費繰入金1億3,400万円余は、事務経費に係る繰入金です。増額になっている部分は、職員人件費を一般会計から移行したためでございます。目5低所得者保険料軽減繰入金1,250万円は、保険料の1段階の人の負担を軽減するための繰入金です。

次に、歳出の主なものを説明いたします。311ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7,634万円余で7,217万円増となっております。これは先ほど説明したように、職員人件費を一般会計から特別会計に移行したためでございます。

次312ページです。項3介護認定審査会費、目1認定調査等費4,137万円余の主なものは、介護認定調査員の報酬11人分と役務費で主治医意見書作成に係る手数料と2,106万6千円で約400件分の見込みでございます。

続きまして、313ページ。款2保険給付費、項1保険給付費、目1審査支払手数料630万円は、国保連合会に支払う年間84,000件分の審査支払手数料でございます。目2介護サービス等給付費58億3,800万円余で居宅等給付費に約37億円、施設等給付費に約20億円の給付見込みでございます。

続きまして、目3介護予防サービス等給付費1億3,600万円余は、要支援1、2の介護予防サービスの給付見込みです。目4高額介護サービス等費1億600万円は、介護サービスの利用者負担が上限額を超えた場合にその差額を支給するものです。

続きまして、次の３１４ページ。目６特定入所者介護サービス等費２億９、０００万円は、施設給付費のうち居住費、食費の自己負担額が限度額を超えた部分についてその差額を支給するものです。次に、項２地域支援事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費１億７００万円余は、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所への委託費等が主なものでございます。目２一般介護予防事業費６、６３９万円余は、主に社会福祉協議会委託分事業の事業運営に関わるものです。

次に、３１５ページをお開きください。目３包括的支援事業・任意事業費９、５８９万円余は、節１３委託料の地域包括センター委託料が主なものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第３５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第３６号平成３０年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第３６号平成３０年度宇城市奨学金特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書の４０１ページをお願いします。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１、８０１万円と定めるものです。

まず、歳入から御説明します。４０６ページをお願いします。一番上の表の款１財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金は奨学金利子として７、０００円、そして一番下の表の款４諸収入、項１貸付金元利収入、目１奨学資金貸付収入は奨学金の返済金としまして滞納繰越分を含め１、８００万円を予定しています。

次に、歳出を御説明します。次のページの４０７ページをお願いします。款１育英事業費、節２１貸付金は、平成３０年度の奨学金貸付金として１、００８万円を予定しています。節２５積立金は、奨学基金積立金として７９３万円を見込んでいます。なお、平成３０年度の貸付は、平成２７年度から平成２９年度までの継続者１１人と平成３０年度新規貸付者１１人と見込んでいます。

以上で、奨学金特別会計予算の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第３６号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第３７号平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計予算から議案第３９号平成３０年度宇城市下水道事業会計予算までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第３７号平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の５０１ページをお願いします。歳入歳出予算の第１条、総額を歳入歳出それぞれ２億９、１２４万４千円と定めるものです。第４条で一時借入金の最高額

を5,000万円と定めています。

それでは予算の主なものについて説明いたします。510ページをお願いします。3歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1億800万円余は、職員の人件費と簡易水道施設の経常的な維持管理費用を計上しております。

512ページをお願いします。款2建設改良費、項1施設改良費、目1施設改良費の9,750万円は、新規加入や改良に係る給水管等の布設工事費並びに設計業務委託料を計上しております。款4公債費、項1公債費におきましては、現在まで簡易水道事業で整備してきました事業費起債額の元金及び利息の償還金でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。戻りまして、508ページをお願いします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料を1億2,400万円余としています。款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金7,672万円余は、一般会計からの繰入金です。

次のページをお願いいたします。款8市債、項1市債、目1簡易水道事業債として8,670万円を計上しております。以上で詳細説明を終わります。

続きまして、議案第38号平成30年度宇城市水道事業会計予算について説明を申し上げます。予算書の601ページをお願いします。第2条、業務の予定量は、平成30年度の目標とします給水戸数や年間総給水量等の予定を記載しております。次に、第3条、収益的収入及び支出の予算の予定額です。収入の第1款水道事業収益を10億4,400万円余としております。

602ページをお願いします。支出では、第1款水道事業費用を10億6,500万円余としております。第4条、資本的収入及び支出予算では、第1款資本的収入に1億1,100万円余、支出では、第1款資本的支出6億100万円余としております。

603ページをお願いします。第5条、債務負担行為であります。平成31年度に業務委託を予定します債務負担行為の事項及び期間と限度額を記載しております。第6条は企業債の限度額を定め、内容は記載のとおりです。

604ページをお願いします。第10条、他会計からの補助金です。一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,400万円余としております。

少し飛びまして、617ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。水道事業に伴います各種委託業務料等になります。

また少し飛びまして、636ページをお願いします。宇城市水道事業会計予算明細書、収益的収入及び支出を説明いたします。収入でございます。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益では前年度より5,189万円余減の8億200

万円余を計上しております。項2営業外収益、目2他会計補助金1億1,600万円余を一般会計繰出基準内補助金として計上しております。

次に、639ページをお願いします。支出でございます。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費4億4,000万円余を計上しております。主なものは次のページになりますが、節37受水費の3億6,000万円余です。

641ページをお願いします。目4総係費は、職員の人件費等を計上しております。主なものは次のページになりますが、節18委託料6,312万円余です。主に量水器検診業務委託、水道施設等管理業務委託料になります。

次のページをお願いします。目5減価償却費で3億2,400万円余を計上しております。

続きまして、646ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債として1億円を計上しております。項3出資金、目1他会計出資金で1,119万円余を計上しております。

次の647ページ、支出になります。款1資本的支出、項1建設改良費、目2施設改良費は1億4,300万円余を計上しております。主なものは、節25工事請負費1億3,900万円です。内容は、戸馳大橋取付道路配水管布設替工事に8,000万円、松橋町南豊崎地区配水管布設替工事に2,000万円等です。同じく目3施設拡張費は、配水管拡張工事費の費用として2,080万円計上しております。項2企業債償還金は4億2,500万円余を建設改良企業債償還金として計上しております。以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、議案第39号平成30年度宇城市下水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。701ページをお願いします。第2条、業務の予定量は、平成30年度の目標とする排水人口並びに排水区域面積等の予定を記載しております。次に、第3条、収益的収入及び支出予算の予定額です。収入の第1款下水道事業収益12億8,400万円余を計上しております。

次の702ページをお願いします。支出では、第1款下水道事業費用15億72万円余としております。第4条、資本的収入及び支出予算では、第1款資本的収入が6億7,600万円余、支出では第1款資本的支出11億3,900万円余としております。

703ページになりますが、第5条、債務負担行為です。平成31年度に資材購入及び業務委託を予定する債務負担行為の事項、期間及び限度額を記載しております。

次のページをお願いします。第6条は企業債の限度額を記載のとおり定めております。

705ページになりますが、第10条、他会計からの補助金です。企業債償還金の返済及び人件費の一部に要するために一般会計から補助を受ける金額は5億3,400万円余です。

少し飛びまして、716ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。下水道事業に伴います各種業務委託を記載しております。

733ページをお願いします。宇城市下水道事業会計予算明細書で収益的収入及び支出を説明いたします。まず収入です。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料を、前年度より462万円減の5億3,700万円余として計上しております。項2営業外収益、目2他会計補助金は、前年度より1,068万円余増の4億800万円余を一般会計から繰入れることとしております。

次に、735ページをお願いします。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費に3億3,100万円余を計上しております。主なものとしまして、職員の人件費と次のページの節25手数料に9,037万円余、節26委託料に1億6,300万円余を計上しております。これは公共下水道と農業集落排水の処理場の維持管理業務委託料等になります。目4総係費1億8,600万円余を計上しております。主なものとしまして、職員の人件費と738ページの節35負担金に1億1,700万円余でございます。主なものとしまして、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。目5減価償却費に7億5,900万円余を計上しております。

次のページをお願いいたします。項2営業外費用、目1支払利息として4事業分の1億7,200万円余を計上しております。

次の740ページをお願いします。資本的収入及び支出の予算で、収入でございます。款1資本的収入、項1企業債、項2補助金、項3分担金及び負担金、項5出資金の各節において、平成30年度に予定します交付金事業等の特定財源を計上しております。合計で6億7,600万円余を計上しております。

次に、741ページ支出になります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費の主なものは、人件費と平成30年度の施設整備費用としまして節26の設計委託料2,450万円及び節29工事請負費に1億6,700万円余を計上しております。

次の742ページをお願いします。目2施設改良費、節26委託料に2億8,800万円を計上しております。主な内容は、更新事業の予算としまして、処理場における消化槽の改築更新工事委託料に6,000万円、消化槽耐震補強工事委託料に1億4,000万円、そして施設管路を含めましたストックマネジメント計画策定業務といたしまして8,000万円を計上しております。同じく、項2企業債償還金、目1企業債償還金では、企業債償還金としまして4事業分の5億8,300

万円余を計上しております。以上で、下水道事業会計の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第37号から議案第39号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第40号平成30年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 議案第40号平成30年度宇城市民病院事業会計予算について、詳細説明を申し上げます。

特別会計予算書801ページをお開きください。第1条が総則で、第2条が業務の予定量になります。第3条です。収益的收入及び支出予定額です。収入です。第1款病院事業収益4億9,750万3千円。

次の802ページをお開きください。支出になります。第1款病院事業費用5億951万6千円としております。次の第4条になります。資本的收入及び支出の予定額です。収入です。第1款資本的收入89万2千円、次の支出です。第1款資本的支出710万4千円としております。なお、条文の括弧書きは資本的収支における不足額の補填の説明になっております。

次の803ページをお開きください。第5条です。債務負担行為の設定になります。記載の9件を設定するものです。

次の第6条から、次の804ページになります第10条までの説明は省略させていただきます。

また、次の805ページの予算実施計画から833ページの注記までの説明についても省略させていただきます。

834ページをお開きください。予算書の明細になります。まず収益的收入及び支出の収入明細になります。款1病院事業収益の本年度欄になります4億9,750万3千円としております。その主な内訳になります医業による収入です。項1医業収益4億1,518万9千円は、入院患者の増加等により前年度より995万円の増額、医業外による収益になります項2医業外収益4,881万8千円は、一般会計からの繰入れになります他会計負担金の増額により前年度より206万3千円の増額となっております。

次に、835ページの下段になります。項3特別利益、目3その他特別利益3,349万6千円は、平成26年度の企業会計制度の改定にあたり、退職引当金を2億3,349万4千円を平成26年度に計上しました分について、平成26年度から毎年5,000万円ずつ一般会計から繰入れてきましたが、最終の年度となりましてこの残額を計上しております。

次の836ページをお開きください。収益的收入及び支出の支出明細になります。

款１病院事業費用の本年度欄になります。５億９５１万６千円としております。その主な内訳になります。医師、看護師、技師、事務職員等の職員及び非常勤職員等の人件費であります目１給与費が、３億３，２９１万９千円で共済組合負担金の増額等により前年度より２９２万３千円増額となっております。

次の８３７ページになります。目３経費は１億８２１万８千円で、水光熱費賃借料及び委託料等の費用でありまして、前年度より１６４万９千円の増額となっております。

続きまして、８４３ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入明細になります。款１資本的収入の本年度欄になります８９万２千円としております。その主な内訳になります。企業債の償還に係る一般会計からの繰入れになります項２出資金８８万９千円であります。

次の８４４ページになります。資本的収入及び支出の支出明細になります。款１資本的支出の本年度欄になります。７１０万４千円としております。その内訳になります旧伝染病棟解体後ののり面工事等としまして、項１建設改良費、目１病院施設改良費を２００万円、医療費等に使用します機械機器等の購入及び企業会計システム更新の費用で、同項目に有形固定資産購入費を３３２万６千円、借入れをしております企業債の元金償還になります項２企業債償還金１７７万８千円を計上しております。

次の８４５ページは、平成３０年度末での企業債残高を記載しております。

以上で、議案第４０号の詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（入江 学君） 議案第４０号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第１号教育長の任命について（平岡和徳氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案集が５９ページ、説明資料集が７１ページで履歴書が付いております。

それでは、同意第１号教育長の任命について詳細説明を申し上げます。本案は、現教育長の任期が平成３０年３月３１日をもって満了することに伴いまして、引き続き平岡和徳氏の任命をお願いするものであります。現教育長は、人格高潔で教育行政に関し識見を有しておられ、経験や熱意においても優れた方でございます。教育長の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（入江 学君） 同意第１号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第４５ 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第４５、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日２月２０日及び２１日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、明日２月２０日及び２１日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後３時１９分

第 2 号

2月22日 (木)

平成30年第1回宇城市議会定例会（第2号）

平成30年2月22日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第3号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第4号 | 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第7号 | 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第8号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第9号 | 平成29年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第10号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事） |
| 日程第10 | 議案第11号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 8	議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A 1 ・ P 1）工事）
日程第 2 7	議案第 2 8 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 2 9	議案第 3 0 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 3 0	議案第 3 1 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 3 1	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 3 8	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計予算
日程第 4 0	同意第 1 号	教育長の任命について（平岡 和徳氏）

日程第４１ 請願第１号 宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備
の早期実施に関する請願

日程第４２ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２０人）

２番 高 本 敬 義 君	３番 大 村 悟 君
４番 星 田 正 弘 君	５番 福 永 貴 充 君
６番 溝 見 友 一 君	７番 園 田 幸 雄 君
８番 五 嶋 映 司 君	９番 福 田 良 二 君
１０番 河 野 正 明 君	１１番 渡 邊 裕 生 君
１２番 大 嶋 秀 敏 君	１４番 河 野 一 郎 君
１５番 長 谷 誠 一 君	１６番 永 木 伸 一 君
１７番 入 江 学 君	１８番 豊 田 紀代美 君
１９番 堀 川 三 郎 君	２０番 中 山 弘 幸 君
２１番 石 川 洋 一 君	２２番 岡 本 泰 章 君

４ 欠席議員（２人）

１番 高 橋 佳 大 君	１３番 尾 崎 治 彦 君
--------------	---------------

５ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市民環境部長 松 本 秀 幸 君	健康福祉部長 清 成 晃 正 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者 戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長 成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長 木 下 堅 君
市民環境部次長 上 原 久 幸 君	健康福祉部次長 那 須 聡 英 君

經濟部次長	中村誠一君	土木部次長	坂園昭年君
教育部次長	蛇島浩治君	三角支所長	内田公彦君
不知火支所長	辛川広倫君	小川支所長	園田敏行君
豊野支所長	木村隆之君	市民病院事務長	吉澤和弘君
農業委員会 事務局長	重田公介君	監査委員事務局長	中村久美子君
財政課長	天川竜治君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 議案第２号 平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第６号）

○議長（入江 学君） 日程第１、議案第２号平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。８番、五嶋映司君。

○８番（五嶋映司君） ８番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております議案第２号宇城市一般会計補正予算（第６号）について質疑をいたします。発言の回数がありますので、一括して質問申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、３１ページの款２総務費、項１総務管理費、目１９熊本地震復興基金事業、節１９負担金補助の件ですけれども、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金９００万円、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金１，１８０万円余、自治公民館等整備費補助金９５０万円余が使いきれなかったということになってます。その理由についてと、総額に対しての執行率がどのくらいなのかも含めて教えてください。

次に、４５ページの款５農林水産業費、項１農業費、目５農業振興費、節１９負担金補助の被災農業者向け経営体育成支援事業、補助金が多く減額になっている点を通告申し上げましたが、これは事前に説明をいただきまして了解しましたので、この点は取り下げます。

次いで５４ページ、款７土木費、項５都市計画費、目３駅周辺開発推進事業費、節１７公有財産購入費の２，０００万円が減額となっています。この公有財産が購入できないことによって、今後この周辺開発の工事に影響が出るのかどうか、なぜこの減額になったのかも含めて御説明をいただきたい。

５６ページの款８消防費、項１消防費、目３災害対策費、節１５の工事請負費の１億６，４００万円は、説明の中で言葉の中では防災コミュニティという説明があった気がするのですが、倉庫だけではないのか。また、どこにどの程度のものを造るのかを御説明いただきたい。

６６ページの款９教育費、項８学校給食費、目５給食センター建設費、節１５工事請負費で、１８億円で給食センターを造ることになっておりますが、給食センターの規模と、供給食数などの説明をいただきたい。と同時に、数年前に建設された小野部田小学校等の建設と比べると、工事費がずいぶん高いような気がしてなりま

せん。同規模くらいのところの比較等があれば、是非御説明をいただきたい。さらにこの平成30年度の予算の181ページに、給食センター建設費が計上されています。金額も微妙に違います。このように重複して計上する意味も含めて御説明をいただきたい。

続いての質問は質問席から行います。どうかよろしく願いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 補正予算書の31ページになります。先ほどの款2総務費、項1総務管理費、目19熊本地震復興基金事業費、節19の負担金補助及び交付金でございます。総額で6,896万8千円の減額のうち、説明欄の補助金の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円の減額についてでございますが、この補助金は土砂災害特別警戒区域内いわゆるレッドゾーンにおきまして、熊本地震により住宅の移転・建て替えが必要な方の早期再建と負担軽減を計るために、移転に要する費用の一部を300万円を上限として支援するものでございます。対象者は、熊本地震によりまして半壊以上の被害を受け、再建が必要となった方の支援の対象であります。本市におきまして相談のあった方3人がおられました。この事業の対象となりましたので、平成29年度の9月補正で300万円の3人、900万円の補助金を計上したところでありました。しかしながら、被災者の方の移転先がまだ決まっておりません。そういった意味で、予算計上しました全額を歳入歳出両方とも一旦減額するものでございます。改めて平成30年度に予算を再計上しております。10分の10、100%の補助事業でございます。

○**教育部長（緒方昭二君）** 地域コミュニティ施設等の再建支援事業補助金1,180万5千円の減額につきましては、予算編成時に所要額を把握するため、対象施設の会社あてに事前調査の提出をお願いしております。対象施設全部に対応するために所要見込額総額の3,680万5千円を予算計上しておりましたが、施工請負業者や2分の1の自己資金の確保が困難等の理由で、翌年度以降に事業を繰り越す団体があったため、42団体2,452万6千円の執行見込となりましたので減額補正を行っております。なお執行率は66.6%でございます。

次に、自治公民館と整備費補助金950万3千円の減額につきましては、小川町の亀之町公民館が解体した後、平成29年度中に建て替えを行うということで748万3千円を申請していましたが、建築会社との協議により平成30年3月まで完成の見込みがないとのことでした。そのため新たに平成30年に着工し、申請を行うということで今年度は申請を取り下げられました。

また、三角町の手場及び小川町の三ツ丸公民館は事業費の減少により202万円の減額を行いました。なお予算総額5,192万円に対し執行予定額4,241万7千円で執行率は81.7%でございます。

○土木部長（成田正博君） 54ページをお願いいたします。本予算は、平成29年度の事業としまして国に補助金を要求しておりました。国費補助金が要求より少ない交付額となったため減額したものであります。なお同時に、歳入の減額も行っております。同予算につきましては、平成30年度予算で再計上しておりますので、来年度予算の承認をいただければ早期に用地購入を行う予定でございます。この費用は、用地費の駐輪場としての用地費でございます。東側の今整備を進めていっておりますが、今後この影響が工事に与える影響はないと考えております。

○総務部長（本間健郎君） 総務部については56ページをお願いします。56ページの下の方に災害対策費がございます。説明の中で、委託料を含め防災コミュニティ関連経費として理解していただきたいと思います。御質問の工事請負費についてどの程度のものを造るのかというお話でございましたのでお答えいたします。工事請負費の1億6,400万円の内訳につきましては、各地域5か所の防災倉庫建設費1億2,400万円と防災井戸4か所の建設費400万円となっております。

防災倉庫につきましては、松橋地区については市役所内に、松橋地区以外は防災コミュニティ施設と連携できるようにするため、防災コミュニティ施設予定地に今建設を計画しているところです。

防災倉庫の規模につきましては、人口等を考慮し、三角及び不知火地区については100平方メートル程度、松橋地区については200平方メートル程度、小川については150平方メートル程度、豊野については70平方メートル程度と考えております。

防災井戸につきましては、防災コミュニティ施設予定地の6か所と防災広場1か所の計7か所を計画しておりますけれども、今回の補正予算では、このうち三角、不知火、小川、豊野の4か所を補正で計上しているところでございます。

先ほど防災井戸の建設費を400万円と申し上げましたが、4,000万円でございますので訂正いたします。

○教育部長（緒方昭二君） 66ページをお願いいたします。款9教育費、項8学校給食費、目5給食センター建設費、節15工事請負費、18億円の工事概要は、建築工事一式、機械設備工事一式、電気設備工事一式で割合的には建築51%、機械設備33%、電気設備16%比率でございます。

なお、建築工事一式の主なものとして、土工事、コンクリート型枠工事、鉄骨工事、金属工事、建具工事などです。機械設備工事一式の主なものとしては空調換気設備工事、給水設備、給水通気設備、給湯設備、除害施設などです。電気設備工事一式の主なものとしては、動力設備、電灯設備、太陽光発電設備などです。

構造規模については、鉄骨造地上2階建て延べ床面積約3,835平方メートル、1階2,843平方メートル、2階992平方メートルです。供給食数は1日約4,000食で予定を

しております。なお調理能力として最大1日5,000食を賄える施設整備を予定しております。新学校給食センターの建築単価は平方メートル当たり約47万円となっております。ちなみに唐津市給食センター、これは供用開始が平成28年9月に供用しておりますけれども、例に挙げますと食数は6,000食で本市よりもやや大きい規模となりますが、事業費の概算は17億1,600万円程度になっております。なお、ちなみに小野部田小学校の事業費は約6億5,000万円延べ床面積2,115平方メートル、平方メートル当たり単価約31万円でございます。

続いて海東小学校につきましては、事業費約6億4,000万円、延べ床面積2,114平方メートル、平方メートル当たり単価約30万円でございます。今回の建築単価については、昨今の建築資材や人件費の高騰によりまして建築単価が従来より相当高くなっておりますので、妥当な単価だと思っております。

続きまして、節15工事請負費、建築工事費18億円及び節18備品購入費5億8,320万円を今回の補正予算（第6号）に計上をしております。理由といたしましては、国の補正予算で平成29年度に前倒しで補助金交付の可能性がありますので、予算を計上しております。しかし、国の補正予算が受けられない場合がありますので、国の補助金を確実に受けるため平成30年の当初にも同額程度の予算を計上しているところでございます。総額で微妙に金額が違いますが、当初予算には学校給食センター外溝工事費7,000万円、給食配送車改修工事費64万8千円及び備品購入費として給食配送車購入費864万円等加えて予算を計上しておりますので、金額に違いがあります。

○8番（五嶋映司君） 概略分かりましたけれども。防災コミュニティの問題については、5か所の防災コミュニティを造るということで、今回は倉庫だけを造ると。100平方メートルから200平方メートルぐらいの倉庫だけを造って、井戸も一緒に併設するということは分かりましたが、これをコミュニティとなると、この倉庫はコミュニティ的な資格をも持つのか。ただ、予算全体をコミュニティと組んでいるからコミュニティと入れているのか、その辺をちょっと疑問に思いましたし、今回のものだけは完全な倉庫だけという具合に理解していいということでならば分かりました。

それと、学校給食センターの予算の計上の仕方ですけどね、本年度予算に入れてるなら、本年度予算ないしは補正予算の枠の中にこういう形で計上するんだということを一言入れていただきたい。でないと、僕らが見るときにこっち入れてて、こっちじゃ予算の金額も違うぞという話になるからね、だからそういう意味では、例えば今年度の補正で出てる分は国の大型補正が通ったら、それに乗せたいんだというお考えみたいな事前の説明でしたからある程度理解はしましたが、これには補助金対象のやつは大分削ってある。あとの工事には全部そういうのが入っているから

金額が違うんだと。だから、そういうのは説明の時ないしはこの書類の中に、例えば補正でもいいし、新規予算でもいいからこれはこういう形で計上してあるんですよ。でないと、例えば今回の総額予算にしてもこのくらいの総額予算なんだよと組んでるのに理解がしにくい、ダブってしまいますね。少なくともこれ23億円ぐらいの予算がダブってしまうから、宇城市の平成30年度の予算は、総体的にはそれだけどっちがどうなるのか知らないけれども、平成29年度予算が増えるのかまだはっきり分らないけれども、そういうのを加味するためにそういう項目を一つ入れて説明文書を入れておいていただきたい。そうしないと非常に分かりにくいと思いますから、是非一つはその辺をお願いしたいと思います。

あとは、今御説明いただいた部分で理解しましたので、各委員会でもしっかりした議論をしていただくことをお願いして、私のこの議案第2号についての質疑を終わります。

○議長（入江 学君） 次に20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山です。ただいま議題となっております議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算の中で1点目、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の13委託料の中で、ふるさと納税一括代行業務委託料4,360万円の減額につきまして、基金の減額分を入れますと約1億円のふるさと納税が少なかったこととなりますが、その要因をどのように理解しておられるかをお尋ねいたします。

2点目、同じく款2総務費、項1総務管理費、目20地方活性化関連経費の13委託料DMOマーケティング実証実験業務委託料400万円の減額につきまして、減額の理由とまたこれまでどのような実証実験が行われたのか、以上2点お尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） 27ページの中ほどの節13委託料のふるさと納税事務一括代行業務委託料の4,360万円の減額の理由ということでございますけれども、予算の原型では本年度の寄附額を年間5億円と想定しまして、そのうちふるさと納税サイトであります「さとふる」「楽天」を経由した寄附額を4億7,500万円と見込みまして、一括代行委託料を返礼品代を含め2億5,776万円約54%となりますが、そういったところで算出をしていたところでございます。今回12月分までの納税実績から、平成29年度の寄附の総額を大体4億円と見込みまして、歳入を1億円減額したところでございまして、その影響もございまして委託料も減額しているという状況でございます。

5億円の設定につきましては、こういったサイトを利用した先進地であります上天草市等が、前年度に比べて5倍程度伸びているというところで今の5億円を設定

したところですが、要因としては、基本的な自治体間競争が結果しているのかな、また基本的には他力本願といいますか寄附者の思いによるもののがかなり影響されてきますので、結果的に思いのほか収入がなかったということでございます。本市といたしましては、現在100品目の品揃えをしながら、関東圏域内での新聞広告やまた写真の撮り方とか、そういうところを工夫しながら頑張っている状況でございます

○総合政策監（村上理一君） 予算書の32ページのDMOマーケティング実証実験業務委託料の減額の理由ということでございますが、まずDMOマーケティング実証実験の内容を簡単に御説明いたしますと、現在、宇城市版DMOの創設検討に向けまして、昨年度に立ち上げております三角地区観光マーケティング委員会におきまして、まずは、昨年度来訪者の実態調査これは聞き取り調査だったり、飲食店で留め置きの調査、アンケート調査を実施しております。それに加えて宇城市のイメージをインターネット調査で実施しております。こういった事業を実施した上で、その結果に基づいて、そのマーケティング調査に基づいた旅行商品の企画とかあるいは開発とか事業計画こういったものを行っている事業でございます。

今年度でございますがこれらの事業に加えまして、受入環境調査これは具体的に申し上げますと、交通のアクセス状況とか宿泊施設の稼働率あるいはサービス内容こういった調査、あるいは地域資源の掘り起こし事業これを今年度行う予定でございましたけども、まずはこのマーケティング委員会におきまして、調査事業や評価検証をした上でこれを優先的に実証しようということで、今年度は先ほどの受入環境調査と地域資源の掘り起こし事業というのは実施しておりません。

また、地域資源の掘り起こし事業これにつきましては、マーケティング委員会自身において実施しましたものですから、シンクタンク等の調査機関への委託費が不要になりましたので、その分の400万円を減額をしたということでございます。

○20番（中山弘幸君） ふるさと納税につきましては、結果的に1億円少なかったわけですが、一括代行する前に比べたらかなり伸びておりますので、そこは評価しておりますので今後ともよろしく願いしておきます。減額の理由は分かりましたので、後はまた新年度でDMOは期待を持ちますのでこれで終わります。

○議長（入江 学君） 次に11番、渡邊裕生君。

○11番（渡邊裕生君） 11番、うき未来21渡邊裕生です。ページでいきますと54ページの一番下、55ページの頭。土木費の目2住宅建設費です。13委託料で建設業務委託料から次のページの測量設計、そして節15工事請負費、節17公有財産購入費ということで、災害公営住宅の事業予算ではありますけれども、お尋ねしたいのはまず第1点としては、昨年もそうだったかと思うんですが補正予算にこ

れが計上される。当初予算でない理由というのがあればお答えいただきたいと思います。

それと、昨年からの公営住宅に関しては、かなりの方が一般質問等でいろいろ話をされて、それに対してお答えになっているんですけども、現実最初の100戸分に関してやっとこの前URとの契約ができて、その後豊野の20戸分が契約できた。それ以外の80戸分に関しては、まだ私たちも余り見えてきていない。今回計上されるこの予算の中身がどのような形で進めようとしているのかという部分について、できたら詳しい説明をしていただきたいと思います。最初の100戸分と、この次の100戸分という部分において考え方とか中身に関して違いがあるのか、そういう視点というのもしあればお答えいただきたいと思います。あとは質問席でお伺いします。

○土木部長（成田正博君） まず、予算から説明をさせていただきます。54ページの一番最後と55ページにまたがっておりますが、お尋ねの住宅建設費28億3,900万円余の補正の内訳としまして、まず、節13の委託料でございますが約1億円を計上させていただいております。災害公営住宅後期の100戸分の建設のための設計業務委託料1億円でございます。それ1戸当たり大体100万円を見込んである状況でございます。

次に55ページになりますが、工事請負費1億円を計上しております。これは災害公営住宅建設にあたりまして附帯工事の工事費で、今後住宅を整備していく中で、土地の土留めの擁壁でありますとか、ブロック積みあるいは排水路等の工事が想定外の必要性が出てきた場合の整備に対応するための工事費ということでございます。

次に、節17公有財産購入費として26億4,000万円を計上しております。内訳は、追加の100戸分の土地購入費2億4,000万円と建物購入費の24億円でございます。

土地購入につきましては、一般的に道路と駐車場などを加えまして大体約1戸当たり300平方メートルを必要とするということで考えております。大野地区の憩いの家跡地、市の土地であります、そこに約20戸ほど建設するということで残りの80戸程度300平方メートル、平方メートル1万円としまして2億4,000万円を見込んでいるところでございます。建物購入費は、大体2,400万円の100戸ということで計上しております。

それと、なぜ当初予算でなくて補正で計上するのかということでございますが、国が、平成29年度補正で災害公営住宅整備事業補助金として申請を宇城市がしたわけでございます。平成29年度補正ぎりぎりになって補正ということでございましたが、当然繰越になってくる案件でございます。

今、先ほど渡邊議員の豊野の20戸以外の前期の100戸ですかね、残り80戸になりますが、それはどういったことで今進めていくのかということですが、公募型買取方式で、ホームページ等で建てる請負業者を募りました。4社ほど相談に来られたんですが、実際その時来られたのが大和ハウス1社でございました。そこで公募型買取としまして、残りの80戸を計画しております。後で説明をまたしますが、御領地区に10戸を2か所20戸。それと両仲間地区に1か所16戸、それと小川町川尻になりますが、小川駅の近く北側になるんですけどそこで20戸、それと松橋の南豊崎に24戸で、ちょうど合計今100戸になって今から進めていく状況でございます。それと、後期の残りの100戸につきまして、建設方法としましては、大体、災害公営住宅を造る場合には、3通りほどの建て方があります。市が直接建てる直接建設方式、それと今宇城市がやっております買取方式、それと借上方式というのがあります。宇城市においては、平成28年度は直接工事費で行う予定で予算も組んでおりました。ところが請負業者が当時なくて急ぐ必要がありましたので、東日本大震災の被災自治体の教訓を参考に買取方式とした状況でございます。借上方式といいますのは、PFI等で豊野のキャッスル響原等がございますが、いずれも請負業者、建設業者が不足しております中で、やはり探すのは困難だったかなと思っております。今、着手している被災自治体が12自治体ございます。その中で着工している自治体が5自治体でまだ少ない状況です。厳しい状況ではございますが、直接建設をしておりますのが大体、熊本市と阿蘇市でございます。そのほかほとんどは買取方式、あるいは県受託方式で行っておられる状況です。県受託方式もなかなか入札の不調が続いていて、先般やっと宇土市が県受託の中で天草市の業者と契約ができた。その時は甲佐町も県受託だったんですがやっぱり不調で決まらなかったという状況であります。市の所有地であります憩いの家跡地20戸につきましては、URが当初する建設予定でございましたので、残りにつきましては、県の12被災自治体の中でスムーズに設計や施工が進んでおります買取方式で進めていきたいとは考えております。

- 11番（渡邊裕生君） 今の説明ですと、結局後期の100戸も買取方式と理解していいのかな。その時間の問題確かにあろうかと思うんですが、一つ私がこの前も言ったかと思うんですが、これに入居希望される方に関して、是非家賃を含めたところで聞き取り調査をもう1回なさったほうがいいんじゃないかということ、この前申し上げたと思うんですね。それを踏まえて、実際入居希望者がどれくらいいらっしゃるのか、安いだろうという先入観というか、まだはっきりと家賃が提示されていないと思いますので、この前の説明では最低でも1万8,000円ということらしかったんですが、ただ市が補助をするということであれば、その補助額まで含めた

ところで家賃設定をお知らせしないと、経済的な問題というのも当然出てくるかと思しますので、本当に200人の希望者がいらっしゃるのかどうかっていうのは非常にどうなんだろう、当然いっちゃればいっちゃったで対応はしていかなきゃいけないと思っておりますので、是非そういうところも合わせながら取り組んでいただきたいと思います。先般、宇土市の県受託方式ということで、単価を見れば、新聞紙上でみんなもちょっと驚いた感があったかと思うんですね。やっぱり市の負担はできるだけ抑える方向で考えていくべきだろうと思います。最初の100戸が、おそらく平成31年までかかるのかなと思っています。もしその後となれば、今から段取って基本的には競争入札でできるだけ抑えていこうという考え方、買い上げだとどうしても相手のいい値っていうものが出てきて、それに対してこちら側からは抑制というか、単価設定に関してこちらの希望というのは果たして言えるのかどうか分かりません。そういった意味で非常に割高なものになる。確かに業者の問題はあろうかと思しますので、十分そこら辺は議論していただければと思います。今日は後ほど説明会も予定されておりますので、そこでまた皆さんからの御意見もいろいろあろうかと思ひます。今日の質疑はこれくらいにして終わりたいと思ひますので、是非また御検討よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで議案第2号の質疑を終わります。

—————○—————

日程第2	議案第3号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第4号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第4	議案第5号	平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第6号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第7号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第8号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第9号	平成29年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第10号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）
日程第10	議案第11号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第12号	宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一

		部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 3 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 4 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 1 5 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 6 号	宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A 1・P 1）工事）
日程第 2 7	議案第 2 8 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	宇城市市道路線の廃止について

日程第 29 議案第 30 号 宇城市市道路線の認定について

日程第 30 議案第 31 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（入江 学君） 日程第 2、議案第 3 号平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 30、議案第 31 号和解及び損害賠償の額の決定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 31 議案第 32 号 平成 30 年度宇城市一般会計予算

○議長（入江 学君） 日程第 31、議案第 32 号平成 30 年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。8 番、五嶋映司君。

○8 番（五嶋映司君） 8 番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております議案第 32 号平成 30 年度宇城市一般会計予算についての質疑をいたします。

54 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、節 19 の負担金補助及び交付金。この項に地域公共交通活性化協議会補助金 1,080 万円という項目で新たな予算措置がされています。どういうことをする予算なのかということをまず御説明いただきたい。

それと同時にその項の下に、同じ 54 ページですね、地方バス運行等特別対策補助金というのがあります。例年やっている予算ですが、5 年前の予算額を見てみましたら、7,900 万円ほどでした。今年度は 1 億円を超えております。この 5 年間で伸び率は 133.4%とどんどん増えていっている状態です。これは最終的にはどのくらいまでなるものなのかということをまずお伺いすると同時に、この宇城市内での補助対象路線は何経路あって 1 日の運行本数はどのくらいあるのか出していただいて、できれば 1 回の運行どのくらいの補助金が使われているのかということを知りたいような気がしますので、その点を教えていただきたい。

次に 64 ページの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 18 熊本地震復興基金事業の負担金補助の被災宅地復旧支援事業補助金 2 億円と地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金 2,200 万円。補正の方でもちょっと聞きましたけども、自治公民館整備費の各補助金 748 万円、これは補正で減らした分こっちに上げている分という説明もございましたが、これの積算根拠をお聞きしたい。

同じく 64 ページの DMO の問題も質疑出しておきましたが、中山議員が質問されるということでこの点は引き下げます。

108ページ、農林水産業費の中の生産総合事業補助金。これは説明を受けましたので、この生産事業補助金については説明を取り下げますが、その下に前は後継者給付金の名称だったと思いますが、農業次世代人材投資事業補助金という予算名が変わって出てきております。これは予定人員がどのくらいなのかと、この名前が変わってどう制度が変わるのかということも教えていただきたい。

次に、109ページ農林水産業費の中です。目9の畜産費というのがあります。総予算額568万円が計上されておりますが、予算内容を見ると解体費が500万円上がっているほかの金額は、これ引きますと予算額68万円ぐらいしかない。しかもその68万円の予算額が、本来は行政が負担すべき各団体への負担金のみの計上になって、いわゆる生産者への予算はほとんどゼロという状態です。ちょっとこれは異常ではないかという気がしまして、それでは、宇城市には畜産農家がどのくらいの件数あって、畜産の総生産額はどのくらいあるのか。はっきり言うと、畜産農家がどのくらい宇城市に貢献しているか、納税しているのかということが分かればそういうところも聞きたいのですけれども、そういう貢献している団体に予算措置がないのがちょっと疑問に思いましたので、この辺をちょっと御説明いただきたい。

それと131ページ、これは河川費については説明を受けましたので取り下げます。

134ページ、土木費の土地計画費駅前周辺事業、今年7,240万円が計上されております。先ほどおっしゃった2,000万円の減額も今回これに新たに組んでありますから、この7,240万円で駅前周辺が意外と進まないんですね。だから早く済ませてほしいという感じがするんだけど、どの辺まで工事を進められるのか。それとこれにはちょっと入ってないんですけれども、駅周のことで松橋駅の要するに松橋側に降りてくる所に、市が作った市の予算でやったんだと思いますが、空間一つ部屋ができてます。これをもう1年ぐらい誰も、溝見議員の質問でもあったのかもしれませんが誰も使わずにそのまま放ってあって、市民の皆様は何であそこは遊んでいるのかというようなこともあるから、そのこともちょっと説明していただくとありがたいような気もいたします。これはちょっとずれてるなら後でいいですから、できれば一緒に説明していただきたい。

それと、138ページ土木費、住宅費、住宅建設費が計上されております。この中の市営住宅の改修費の一番大きな金額は、これは分かりました。応急仮設の改修費が出ています。宇城市の応急仮設は、市営住宅に移行できるような状況でちゃんと造ってあるような気がしますが、この応急仮設を市営住宅何か建築基準法の問題があるそうですが、これに造り変えるためにどこの部分を造り変えてどういう具合

にやるのか。どういう工事をすれば今の応急仮設が公営災害住宅として使えるようになる、要するにいわゆる市営住宅として使えるようになるのか。そのことも含めて御説明をいただいたらありがたいです。

142 ページ、款8 消防費、項1 消防費の災害対策費、節15 の工事請負費、これが14 億4,800 万円。これが市長の尽力であるかもしれませんが、防災コミュニティの予算だろうと思います。今までの議会の中では、35 億円という数字が盛んに飛び交っていたのがこのことだと思いますが、この防災コミュニティどこどこを今回やるのか。この予算でどこどこをやるのか。

それと同時に、先ほどの補正の説明の中では、防災倉庫を造るということですが、この予定のところに防災倉庫を造るということで。ただ議論の中では、この補助金は公民館機能を持たせることに問題があるんじゃないかという話もあるようですが、この14 億4,800 万円で造る防災コミュニティは、本当に公民館機能を持たせることができるのかどうかということも含めてお答えをいただきたい。

続いての質問は質問席から続けます。どうかよろしくお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 予算書の54 ページをお願いいたします。款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費の節19 で補助金で54 ページになります。地域公共交通活性化協議会補助金というものを1,080 万円ほど予算を計上しております。本市におきましては、平成22 年度末に宇城市地域公共交通総合連携計画を策定いたしまして、長崎地区それから小野部田地区への乗り合いタクシー、それから上天草市と結ぶバス運行路線を見直しまして「シャレトル便」というものを導入するなど、交通空白地対策や地域の足としての交通手段の確保に努めてきております。

一方で国におきましては、平成26 年11 月に改正地域公共交通活性化再生法が施行されました。これは人口減少社会における地域社会の活性の活力の維持、それから向上を図る目的で地域公共交通網形成計画に対する作成支援制度が創設をされたところでございます。現在今この計画を策定しまして、各地でバス路線網の再編等、人口減少社会における地域社会の活性の維持、向上に向けた取組が始まっているところでございます。本市におきましても、年々路線バスの利用者が減少いたしまして交通事業者に対する市の運航補助額が増加してきております。このまま何も行わない場合には、更なる状況悪化につながるおそれもあります。こうしたことから、新たに地域公共交通網形成計画を策定いたしまして、客観的なデータに基づき市民に公共交通の将来ビジョンを示しつつ、交通事業者等関係機関と共に持続可能な市の公共交通体系のあるべき姿に向けた対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、その下の中央バス運行等特別対策補助金1 億561 万5 千円についてでございます。この補助金の予算計上につきましては、議員御質問のとおり、平

成24年度の補助金が7,916万5千円でした。翌年には、国庫補助路線が2路線増えたということもありまして、一旦7,400万円ほどに減少はいたしました。しかしながら、その後は乗客人員の減少が続いておりまして、平成29年度は国庫補助路線が3路線と減少をしております。それに伴いまして、市の補助額も1億561万5千円と増加してきたところでございます。

このように、路線バスの乗車人員につきましては、平成24年から平成29年まで過去5年間にしましては、年平均で約8.5%は減少しております。逆に市の補助額につきましては、過去5年間に年平均で6.9%増加しているような状況です。このままの状況が続くと推移すると仮定いたしますと、第2次宇城市総合計画の終期でございます平成36年には、乗車人員が現在の数値から47%減少した38万5,000人。それから市の補助額でございますが、57%増の1億6,600万円になると予測をしております。そこで、新たに宇城市公共交通網形成計画を策定しまして、まずバス路線の再編を図ることで、利用者にとっての利便性を高め、そこで乗車人員の落ち込みを防ぎたいと。それで市の財政負担の増大をできるだけ抑制する効果につなげたいと考えております。

○教育部長（緒方昭二君） 64ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金のうち、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金について繰越分14件の1,180万5千円と新規補助団体の見込額、合わせて2,200万円を予算計上しております。自治公民館と整備費補助金については、小川町の亀之町公民館事業費1,627万3千円の見積書に対し、補助率75%となりますので1,220万4千円になりますが、上限額は1千万円となっております。その中から受領されています地震保険251万7千円を差し引いた748万3千円を予算計上しているところでございます。

○8番（五嶋映司君） 議長、・・・はね、いいです。今のあの、打ち合わせの時取り下げると言う・・・。

○議長（入江 学君） では、次の答弁。経済部長。

○経済部長（吉田裕次君） 予算書は107ページ、108ページになります。目5農業振興費、農業次世代人材投資事業補助金の予算名が変わった理由といたしまして、青年就農給付金の給付金という名称が誤解の元となり、5年間もらい続けることが目的化し、給付期間終了後の営農を見据えた経営、経営技術、農地確保、資金等ができていない就農者が一部に存在していたため、平成29年度からは次世代を担う意欲ある新規就農者への支援であることを明確化するために農業次世代人材投資事業と名称が改まっております。それともう一つ予定人員につきましては、毎年10人程度計画しております。

続きまして、予算書１０９ページ、１１０ページをお願いいたします。目９畜産業費です。この畜産業費につきましては、農家直接の予算としましては、共進会関係予算のみであります。間接的に各団体への負担金により農家にとって有利な事業、予防注射、繁殖近親、登録検査等を展開しているところでございます。畜産農家の数は、乳用牛、肉用牛、養豚、馬、採卵、ブロイラー等合わせますと合計で４９件になります。畜産生産額は推計で３５億５，３００万円となっております。納税額につきましては、個人情報との関係もありますので控えたいと思います。

○土木部長（成田正博君） １３４ページをお願いいたします。１５工事請負費７，２４０万円の計上をしておりますが、その内容でございます。工事の内容としまして、東口駐輪場の工事、駐輪場の固定金具設置と屋根の設置工事、それとまた東側広場の前でタクシーの待機所といいますかタクシープールの設置、それとバスの昇降場、バスとタクシーの乗り降りの場所、それと一般車の乗り降りの場所の舗装工事等もこの中に含まれております。

それと先ほど五嶋議員の方から、遅れているんじゃないかということで情報案内場所の件ですね。これは下の絨毯までしてありますが、内装とか電気設備配線工事がまだされておられません。今後の予定ですが、その際に関開閉の管理、最終電車１２時超えるときもありますが、その時の管理も必要でございます。まだあそこができて１年足らずの駅が建っておりますが、すぐ隣にトイレがあります。トイレもまだ１年しか足っていない中でいたずらによりまして、もう４回ほど使用不能になった例もありますので、やっぱりそういった管理の面を考えなきゃいけないということで、ここはまだ内装とか電気工事は今からということでございます。

それと１３８ページをお願いいたします。住宅建設費の節１５工事請負費でございます。１億８７０万６千円を計上しておりますが、説明欄にありますとおり、７，０００万円は今既存の市営住宅の改修工事ということで、その下の２，５７０万６千円につきましては、これ熊本地震で建設しました応急仮設住宅を、市営住宅として将来的に活用するために必要な改修工事に充てる費用でございます。プレハブ住宅でしたらなかなか改修改装はできませんが、宇城市の場合は全て木造でございますので、先ほどありました建築基準に合うような外壁の改修、あるいは市営住宅として活用が可能な住宅にするための整備費の工事費の計上でございます。

○総務部長（本間健郎君） 予算書が１４２ページになります。消防費の災害対策費で１４２ページの中ほどに工事請負費１４億４，８００万円が計上されています。内訳といたしまして、防災コミュニティ施設整備工事費が１４億４千万円、それと防災広場整備工事が８００万円という状況です。コミュニティ施設の工事につきましては、今年度予定しておりますのが、松橋地区の２か所、インダスの横とサンアビ

のところですよ。それと豊野地区3か所の建設を計画しているという状況でございます。

先ほど公民館活動はできないのという御質問でしたけれども、基本的に防災コミュニティ施設でございますので、公民館の看板付けはできません。しかしながら、公民館機能としての利用は可能ということでございます。ちなみに供用開始に向けて今後条例整備等計っていかねばならないんですけれども、他市の状況を参考にしながらつくっていくわけですが、多少情報を申し上げますと、設置の目的として、市民の防災意識の高揚、防災活動の推進等を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を目指し、市民連携によるコミュニティ創造を図るため防災コミュニティセンターを設置するという目的を持っていたり、事業の中では当然防災教育なんかもやっていくんですが、地域住民の福祉の増進及び文化の向上のために施設を利用させること、それとか地域住民及びその組織する団体の諸会合または研修のために施設を利用させることなどを明記しながら運営にあたっておられるということです。本市においても平常時は多目的に利用ができるような施設にしていきたいと考えております。

○8番（五嶋映司君） まず、企画部で御説明いただいた1,080万円。公共活動活性化協議会補助金、これはちょっと今の受け取り方でいったらおっしゃったように、今、海東と長崎がやってますよねコミュニティバス。この費用ではないんですよ。この費用じゃなくて、将来ビジョンをつくるための予算という具合に理解している。そうすると補助金というちょっとそぐわないかなって感じもするんですけど、補助金でどっかにやってそこに考えてもらうんじゃなくて、宇城市が委託してやる方がいいんじゃないかという気がしたりするんですけども、そういう予算が付くんで将来ビジョンを考えるということは非常にいいことだとは思いますが、その辺もう少し説明をいただくとありがたい。今宇城市の補助対象路線は3路線でということは、かなり運行本数その他をね、ちょっと出てないかもしれませんが、1回さっき言ったように3路線で運行本数がどのくらいでどうなのか、そしてこの補助金の費用対効果といったらおかしいですけども、どのくらいになるのかというのも1回計算してみると僕らが財政上考えるときにも、うーん、これはどうなんだろうかと、ひょっとしたらコミュニティバスみたいなやつでやってそれで間に合うんじゃないかという案があったり、それをこの将来ビジョンで考えられるかもしれませんが、そういうことも僕らとして考える材料になるから、是非今すぐとは言いませんから、何経路あって運行本数は何本ぐらいあって、乗った人数は何人という数字は出てるけど、乗った人数うんぬんじゃなくて、1回走るとどのくらい宇城市は払わなければならないのかという数字を出していただくとありがたいと思います。もしそ

の点お考えがあったらお答えをいただきたいと思います。

それと、人材投資後継者給付金の話は分かりました。これは余り思わしくないから見直すぞということだから、これは本来ならばそういうことを行政、例えば市とか農協よりも、これは市が金を出すわけですから市がしっかり管理して、農業経営を発展させる方向に指導する。ところが宇城市にはそういう指導機関が今ないですね、だからこういうことでは、もう少し農業に対してどういう対策をとってどういう指導ができるのか。そういう体制を是非考えていただきたい。このことを教訓にして考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

次の畜産費の問題です。これは今おっしゃった畜産件数49件で35億円ですから、皆さんものすごく大きいんですね、平均すると。普通の農家に比べると桁違いですこれ。普通の農家、宇城市の専業農家一千軒近くある、旧松橋町でもその近くあって、蔬菜の生産額っていったらそんなにないですよ。35億円、昔メロンの生産額がそのくらいとはいえ、まだかなり良かった頃ですね。そうすると宇城市が農業予算として支出したことを考えると、他の蔬菜とか果樹にはかなりの予算がさいてるけど、畜産農家には35億円もあるのに、予算はゼロだっていうのは農家は怒っちゃうですよ。おいなんだという話になるとは思いますが、今後どういう具合にしようとお考えになっているのか、予算の議論の中ですから、是非そういうお考えを示していただけたらありがたいと思います。

それと松橋駅周辺の問題ですね。自転車置き場がまだ汚いと、駅はきれいになったけど、全然工事が進んでいないという感じでしょうがないんですね。あそこの前にいくと自転車ばらばらだし、こっちの方の情報提供コミュニティの前はくくってあって、早くあれを整備すると松橋もすごくきれいになって入りやすいねという話になるけど、そういうところも含めてトイレの問題もおっしゃったですね、これは一つ教訓だと思うんですね。例えば今錆びた鉄道地帯と言われるアメリカの鉄の再生産地帯、あそこはものすごく落ち込んだときに、あそこは市内美化でそれを取り越えたっていう事例があります。私も花屋やってるもんですから、花でそういう周りの環境をきれいにするによってそういう被害をなくしたという例もあります。だから周りが汚いとね、おいやっちゃえっていうそういう雰囲気になるから、なるべく早くあそこはきれいにしていきたい。そうすると、そういう被害もあんまりきれいだとね入りにくいというものもあるかもしれないけれども、いたずらする気にならないですから、是非その辺はよろしくお願いしたいと思います。

災害公営住宅、これはね宇城市は立派な災害公営住宅を造っていますから、使えるところは是非使っていただいて提供していただきたい。そのために、まだ空いてない部分が多いかもしれないけれど、空いていてそのまま残せるようなところがあ

ったならば是非そういう努力をしていって、しっかり計画を立てていただきたいと思います。

防災コミュニティの問題です。1億4,000万円ですね。総務部長おっしゃったように、どうも補助金はね目的とは違うんじゃないかという気がして気になってるんですけども、条例の中にきちっとそういうことは盛り込めて、そしてそれで補助金の問題がクリアできれば、僕はそれでいいと思うんですけども、そういうことがないように。そうしないと造ったはいいけどそのつもりで公民館として使えるようなものを作ったけれども、その作った設備がうまく使えないという状況になると非常に大きな問題があるので、是非この辺はしっかり確認をしてやっていただきたい。だから条例案を出すときにそういうことを法律上もしっかり住民との関係でも検討して条例案出されたのかもしれないけれども、その辺は大丈夫なのかももう一度確認しておきたいと思います。以上の件お答えいただけるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの公共交通網形成計画の件でございますけれども、市で策定してもいいんじゃないかという御趣旨だったと思いますけれども、法の定め公共交通活性化再生法の中では、市ではなくて公共交通事業者バスとかタクシー、あるいは地元運輸局、県、それから警察それから有識者あたりで組織した協議会でつくりなさいと。市の行政で一方的につくるのではなくてそこでつくりなさい。そこに補助金を出しますということです。ですからそういう資金ありませんので、一旦宇城市から策定費用を補助いたします。そこに半額は国から補助が返ってきますので、返ってきたらその半額は宇城市に返してもらうというスキームで考えております。

それから、あと補助金バスの運行等対策補助金のもろもろの路線ごとの人数ですとか、いろんなデータですけども、ただいま持ち合わせておりませんのでできる限り資料にまとめてお渡しできればと思います。よろしくお願いします。

○経済部長（吉田裕次君） 畜産課の今後の市の取組ということで、先ほども申しましたが畜産生産額に関しましては、推計で30億5,300万円ほどございます。畜産事業につきましては、施設整備等に各種の補助事業がありますが、国から各種畜産関係団体を通じての補助事業もあるためか市に対しての要望等は近年上がってきていない状況にあります。しかしながら、市としましても宇城市の畜産業が少しでも前進していくよう今後畜産農家が何を必要とされているのか、何を望んでおられるのかなどの情報収集に努めてまいりたいと考えます。

○議長（入江 学君） ほかの部、ありませんでしたら委員会で詳細説明よろしゅうございますか。もし質疑がありましたら。

○8番（五嶋映司君） 畜産に関しては、是非調査をしていただいて、今確かに農政が変わって大きなところは農水省から直接というのが結構あります。それが結構あって、市は知らないうちにいっちゃってると。ところが行政としては、そこは押さえておかなければいけないわけだから、そういう状況もありますから、是非こういうところは調べていただきたい。特にまだT P Pの問題は一段落してますけれども、再燃して新たな形でのT P Pが出てくる可能性があります。そうすると矢面に立つ部分でもあります。それと、例えば産業廃棄物法が改正されて、畜産廃棄物の処理が非常に難しくなっている、本当はね。ところが、現実はなかなか思うようにいかないですよ。結局、会社をつくってどんどん堆肥をつくったけど行き場がないとかっていう問題があったり、鶏ふんの処理法がなかったりとか。例えば私も直接聞いたわけではありませんがそういう要素がある。循環型農業をつくるためにはこの畜産農家が果たす役割が非常に大きい。だから是非そういうことも含めて調べていただいて、予算化をする方向でそういう状況を聞きながら、やっぱり温かい農政につながるんだろうと思いますので是非お願いしたいと思います。

防災コミュニティの問題は、是非そのようなことがないようにお願いをしたいと思います。一応そういうお願いをして私の質疑を終わります。

○議長（入江 学君） 質疑の途中ではありますが、ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております議案32号平成30年度宇城市一般会計予算の中で、1点目、64ページ、款2総務費、項1総務管理費、目19地方活性化事業費、節13委託料の定住促進魅力発信事業委託料648万円の詳しい事業内容と財源についてお尋ねいたします。

2点目、同じく委託料の宇城市版DMO形成業務委託料950万円について、詳しい事業内容また財源、また宇城市がイメージしているDMOとはどのようなものかをお尋ねいたします。

3点目、121ページ、款6商工費、項1商工費、目4観光費の節13委託料の中でシェアリング回遊観光モデル構築業務委託料1,000万円について詳しい事業内容の説明を求めます。

4点目、122ページ、同じく款6商工費、項1商工費、目4観光費の節15工

事請負費の金桁温泉施設建設工事費 1 億円につきまして、財源の内訳をお尋ねいたします。以上 4 点よろしくお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 予算書の 64 ページをお願いいたします。目 19 地方活性化事業費の中で右側の説明欄にありますけども、定住促進魅力発信事業委託料として 648 万円を計上しておりますが、その詳しい内容についてということだと思います。

本市では、県内でも有数の交通の要所に位置し、生活環境、食、教育、福祉や、子育て等の分野においても他の自治体にも劣らない環境にありながら、こうした魅力の発信が十分でなかったことから認知につながらず、結果として人口減少に歯止めがかかっていないという要因の一つだと考えております。そこでこの事業におきましては、宇城市の住みやすさに着目し本市で暮らすことに幸せや魅力を感じ、選ばれるまちとなりますよう市の政策や新たな魅力を若い世代に発信し、都市ブランドの確立に向けた取組を進めていきたいと考えております。具体的には、子育て世帯を中心に宇城市が選ばれるような情報をデザイン性に優れた知名度のある媒体、雑誌とかインターネットのサイトだということですが、で本市の PR を行います。これらをまとめた冊子を制作し配布したり、また SNS、ソーシャルネットワーキングサービスのことでありますがラインとかインスタグラムとか、本市公式の媒体がございます。これらを使ったプロモーションやイベントで口コミによる情報発信も狙っていききたいと考えております。要するに、広く情報発信するよりも、若い世代というターゲットを絞って情報発信を強化したいというようなことで今回の事業を提案しております。

○総合政策監（村上理一君） それでは、予算書の 64 ページの DMO 形成業務 950 万円の計上について御説明いたします。先ほどの補正予算の御説明の際にも触れましたけれども、この来年度実施します宇城市版 DMO 形成業務につきましては、地方創生交付金を活用しております、マーケティング戦略に基づいた観光地域づくり確立のための推進体制を目的とした事業でございます。具体的に申しますと、本年度三角地区観光マーケティング委員会で実施しております来訪者実態調査、これは継続して行います。それと DMO の有識者アドバイザーと呼んでいますけれども、その招へい事業、また旅行商品の企画開発、イベントプロモーション、また新たに来年度観光振興戦略の策定を実施いたしますが、その際に委託費用として必要な民間事業者あるいは調査機関への委託費用として 950 万円を上げております。

それと追加で御質問のありました、宇城市版 DMO のイメージということでございますが、まさにどういったイメージでどういった組織体系にするかというのを、昨年の 12 月から観光物産振興体制の検討会を今開催しております、その中で観

光物産協会それと第3セクターのワーキングをそれぞれ分けて議論をしております。前回の12月議会の際にもDMOの御質問がありましたので、組織の在り方というのは地域様々でございます。一体的に広域で連携をするDMOでしたり、複数の地方公共団体を一体的にDMOで形成する地域連携DMOでしたり、あるいは宇城市単独で地域のDMOとして単独で行うDMOでしたり、こういったいろんなやり方がございます。地域の特色とその観光戦略によってこの登録枠組みは様々でございます。今、検討会で議論をしております。さらに、先ほども御説明申し上げました観光マーケティング委員会の機能を来年度以降もこういった形にその枠組みの中に反映させていくかということ具体的に検討をしたいと思っております。3月あるいは4月中にはこういった枠組みがいいのかということ結論の取りまとめをしていきたいと思っております。

続きまして、シェアリング回遊観光モデル構築業務委託料の予算書121ページでございます。まずこの事業の内容に入ります前に、このシェアリングという意味でございます。政府で推進しております未来投資戦略の2017、昨年6月に閣議決定されました未来投資戦略の2017の中でも、政府としてシェアリングエコノミーを推進しようということで閣議決定をされております。そもそもこのシェアリングエコノミーは何ぞやということですが、十分に使われていない物とか空間とか知識とか技能とか遊休資産ございますが、これをインターネットなどの活用によりまして、共有する幅広いビジネスのことを申し上げて定義されております。これを活用することによって、ビジネス領域の創出による経済の活性化、国民生活の利便性の向上、こういったことが期待されているというものでございます。今回予算計上しておりますシェアリング回遊観光モデル構築業務委託料、これは先ほど申し上げました個人が保有する活用可能な遊休資産、いろんな自転車だとか車だとか会議室とかいろんなものがございますが、こういったものを利用可能とするシェアリングエコノミーこの仕組みを活用しまして、三角地域に超小型モビリティ2人乗りの小型電気自動車のことでございます。それとシェアサイクル、レンタル自転車になりますけれどもそれとセグウェイ、これらを導入をしまして観光地の周遊、あるいはサイクリング体験等のシェアリングサービスを体験できる場所として回遊性のある観光地を形成させるものでございまして、この事業実施に係る民間事業者への委託料として1,000万円を計上しているというものでございます。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど、魅力発信事業の財源を申し忘れておりましたので改めてお答えしたいと思います。この事業につきましては、平成30年度の地方創生推進交付金事業の活用を予定しております。財源が国からの2分の1の補助でございます。

それでは続きまして、金桁温泉の事業費の財源ということで予算書は122ページになります。それと平成30年度の宇城市予算附属資料というものが添付されておりますけれども、その45ページを併せて御覧いただければと思います。金桁温泉施設整備に係る財源についてということでございます。観光施設整備事業費として金桁温泉建設工事費に1億円、それからそれに掛かります工事管理委託料として600万円、合計1億600万円の事業費を来年度の予算に計上をしております。事業費の財源内訳でございますが、全額1億600万円、過疎債を充当いたします。なおこの過疎債元利償還金の70%につきましては、普通交付税の基準財政需要額に算入されまして、残り30%の3,180万円につきましては、三角地域振興基金から減債基金へ償還分として積立償還してまいります。

○20番（中山弘幸君） 1点目のですね、これはどこかのコンサルに委託されるのだと思いますけれども、こういうのは自前で私はやるべきだと思っています。みんな地方活性化関連はほとんど委託料、委託料で全てそういったコンサルに金がいってしまって、実際コンサルだったらやってもその成果は問われないと思いますので、自分たちで知恵を絞って、私はやるべきだということを指摘しておきたいと思います。

それから2点目のですね、DMOの形成につきまして。要するにDMOを誰が中心になって立ち上げるかということだったと思いますけれども、それを今年検討されると理解しましたけれども、例えばマーケティング委員会の方々が中心になってやられるのかとか、その辺もあれですけれども、結局このDMOは、自分たちで商品を開発して独立採算でやらなければいけないと。研修したところによるとそのような理解をしておりますけれども、その辺の市としての理解ですね、そういった中で一体誰が中心となってどういった組織を立ち上げるのかというのを私は知りたいわけですね。まだそれは検討中ということですが、そこをもう1回実際今のマーケティング委員会が中心となられるのかあるいはその別の方式なのか、その点をもう1回今の考えを聞きたいと思います。

それと3点目は、豊田議員が一般質問されておりますので、これ以上は質問いたしません。

あと4点目、過疎債を充当してその返済分に基金を充てるということですが、市の考え方は分かりますけれども、この返済に基金を充てるべきではないと考えておりますので、これくらいは市の一般財源でやるべきで、この振興基金は私は今回は使うべきではないということを指摘しておきたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） それではDMOの件でお答えしたいと思います。どういった団体とか組織が中心になってDMOを形成するのかという件と、事業の独立採

算で運営するというのが基本ではないかということの御質問だったと思うんですけども。

1点目は確かに三角地区観光マーケティング委員会につきましては、今年度地方創生の事業の一つとして、自らが収益を上げるためにマーケティングリサーチをしながらどういった旅行商品を開発できるかということを、今民間事業者と行政も含めてあとアドバイザーのアドバイスも頂きながら進めているところでございますので、これが今年と来年度事業行います。これからどういう委員会で培った成果を組み込むかというのが、非常に重要になってくるということになります。一方で、現在の観光振興体制というのは、行政はもちろんですけども第3セクターが御存じのとおり3社ございます。それと商工会もございまして、観光物産協会もございまして。あるいは関係する飲食店の皆様も当然会員として入っておられますので、その全体として観光振興をやっているという認識でございますので、まずは、三角地区観光マーケティング委員会の機能をどういう組織に組み込むのかというところを主な議論の中心に置いておりまして、それが観光物産協会の中に組み込むのか、あるいは3セクの中での会社の中でその機能を入れ込むのか、あるいはそれを合体させるのかとかいろんな方策がたぶんあるかと思います。ただ現状その組織の経緯でしたり雇用の問題でしたり、いろんな複雑な要素が絡み合いますので、基本的には、まず既存の組織形態を生かした上で機能を組み込むということが、一番現実的ではないかということで今議論は進めています。ただ、最終的に新たな組織を設立するかどうかというのは、まさに関係者の皆様の意見を聞いた上で決めたいと思っております。

それと、仮に宇城市DMOというのが組織されたとした場合に、収益事業もちろん行っていきます。マーケティング調査に基づいて収益事業を行っていますが、全国的に収益事業だけで賄うDMOというのは、ほとんど存在しません。現実的には行政機関からの補助金を受けております。それと法人格を有しておりますので、こういった形の株式会社なのか一般社団法人なのかそういった法人格を有した上で、収益事業行いながら、責任体制の下で、行政の支援を受けながらやっていくというのが原則でございます。それが日本版DMOの候補登録法人の要件になっておりますので、そこは十分に議論をしながら、どのような組織体制がいいかということは決めていきたいと思っております。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど、金桁温泉の振興基金の件がございましたので、少し付け加えさせていただきたいと思っております。この三角地域の地域振興基金につきましては、合併から10年間存続しました地域審議会の中でこの活用方法について議論していこうということがずっと言われておりまして、確か最後の審議会の中で

この金桁温泉整備の件が浮上しまして、基金の一部を充てるということでその時点では了解していただいております。この度、ある程度この事業費が明確になったものですから、今年になりましてから地域審議会を引き継いだような形で地域懇談会というのができておりますけれども、この地域懇談会の中で一応過疎債の残りを基金を使ってよろしいかということで、皆さん全員で賛成をされて承諾をいただいているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 以上、これで私の質疑を終わります。

○議長（入江 学君） これで議案第32号の質疑を終わります。

—————○—————

日程第32 議案第33号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第33 議案第34号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第34 議案第35号 平成30年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第35 議案第36号 平成30年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第36 議案第37号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計予算

日程第37 議案第38号 平成30年度宇城市水道事業会計予算

日程第38 議案第39号 平成30年度宇城市下水道事業会計予算

日程第39 議案第40号 平成30年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（入江 学君） 日程第32、議案33号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計予算から日程第39、議案第40号平成30年度宇城市民病院事業会計予算までを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）から議案第40号平成30年度宇城市民病院事業会計予算までにつきましては、平成30年第1回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

なお、議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）から議案第10号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）までにつきましては、先議の申し出がありましたので、明日23日にそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第40 同意第1号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

○議長（入江 学君） 次に、日程第40、同意第1号教育長の任命について（平岡和徳氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第41 請願第1号 宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願

○議長（入江 学君） 次に、日程第41、請願第1号宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願を議題とします。お手元にお配りしております請願等文書表1ページのとおり、請願第1号は総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第42 休会の件

○議長（入江 学君） 次に、日程第42、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日23日から来週26日までは常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、明日23日から来週26日までは休会することに決定しました。なお、24日及び25日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時55分

第 3 号

2月27日 (火)

平成30年第1回宇城市議会定例会（第3号）

平成30年2月27日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第2号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
日程第2	議案第3号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第4号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第4	議案第5号	平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第6号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第7号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第8号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第9号	平成29年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第10号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）
日程第10		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 高橋佳大君	2番 高本敬義君
3番 大村悟君	4番 星田正弘君
5番 福永貴充君	6番 溝見友一君
7番 園田幸雄君	8番 五嶋映司君
9番 福田良二君	10番 河野正明君
11番 渡邊裕生君	12番 大嶋秀敏君
14番 河野一郎君	15番 長谷誠一君
16番 永木伸一君	17番 入江学君
18番 豊田紀代美君	19番 堀川三郎君
20番 中山弘幸君	21番 石川洋一君

22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（1人）

13番 尾 崎 治 彦 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総合政策監	村 上 理 一 君	市民環境部長	松 本 秀 幸 君
健康福祉部長	清 成 晃 正 君	経 済 部 長	吉 田 裕 次 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	緒 方 昭 二 君
会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君	総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君
企画部次長	木 下 堅 君	市民環境部次長	上 原 久 幸 君
健康福祉部次長	那 須 聡 英 君	経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君
土木部次長	坂 園 昭 年 君	教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君
三角支所長	内 田 公 彦 君	不知火支所長	辛 川 広 倫 君
小川支所長	園 田 敏 行 君	豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君
市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君	監査委員事務局長	中 村 久美子 君
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（入江 学君）これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 平成 29 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 平成 29 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 平成 29 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 平成 29 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 平成 29 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1 橋脚）工事） |

○議長（入江 学君） 日程第 1、議案第 2 号平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 9、議案第 10 号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1 橋脚）工事）までを一括議題とします。

去る 2 月 22 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過、並びに結果について各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過と並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算案件 1 件であります。委員会を 2 月 23 日、大委員会室において開催し、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 2 号、平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）、企画費の地方バス運行等特別対策補助金について、委員から「今回の補正で、補助金の合計が 1 億 561 万 5 千円になるとのことだが、海東地区の路線が廃止になった平成 20 年から平成 29 年までの補助金の推移と今後の対策についてお尋ねしたい。」との質疑

に対し、執行部から「今年度は平成２０年に比べ２，５５４万８千円の増額になっており、平成３６年度には約１億６千万円になると予想している。主な要因として、バス利用者の減少や国庫補助対象路線の減少が考えられる。対策として、来年度地域公共交通網形成計画を策定し、利便性を高める交通体系の構築を図りたい。」との答弁がありました。

次に、企画費の地域コミュニティ活動支援事業補助金について、委員から「減額補正となっているが、理由をお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「地域コミュニティの活性化を図る目的で平成２６年度から始めた事業であり、今年度は７００万円を計上していたが、交付実績が予想よりも少なく８件で残額を減額したもの。」との答弁があり、委員から「市民への周知徹底をお願いしたい。」との要望がありました。また、委員から「７００万円の予算で５１７万２千円の減額であり、毎年度、執行率が良くないと思う。この事業を見直す時期に来ているのではないか。税金を使うという原点に戻って議論していただきたい。」との意見がありました。

次に、熊本地震復興基金事業費の被災防火水槽災害復旧工事費について、委員から「今回、７００万円の減額だが、被災した防火水槽の復旧工事は今年度で完了しているのか。」との質疑に対し、執行部から「被災防火水槽を１５か所と予想していた。５か所については復旧工事が完了しており、解体する防火水槽については、消防施設費で工事費を計上し解体を完了している。まだ方向性が決まっていない防火水槽については、地元消防団等との協議が必要でその後の予算計上となる。」との答弁がありました。

また、消防施設費の消火栓設置負担金については、委員から「予算全額の減額補正となっているが、設置要望はなかったのか。」との質疑に対し、執行部から「当初予算は見込みで計上しており今年度は消火栓設置要望箇所がなかったが、予算については毎年度計上していく。」との答弁がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました補正予算案件１件につきましては、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（堀川三郎君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、その他案件１件、補正予算案件４件であります。

委員会を２月２３日に、第３委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第２号、平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第６号）の住宅費について、委員から「災害公営住宅について、今後のスケジュールはどうなっているのか。また、市民にいつ公表するのか。」との質疑に対し、執行部から「当初予定の１００戸については平成３０年度内、残りについては平成３１年度内に建設完了する予定であり、広報等により周知する。入居募集については、各災害公営住宅で建設完了時期が違ってくるため、豊野町響原及び不知火町御領の住宅については４月頃に、ほかの住宅については１１月以降、数回に分けて入居希望者に選択できるよう募集していく。」との答弁がありました。

また、委員から「家賃はいくらぐらいの設定で募集する予定か。」との質疑に対し、執行部から「東日本大震災の際には国からの家賃補助があった。熊本地震については補助が付くという回答を得ていない。家賃については、収入が低い方で１万８千円から２万円程度になるのではないかと考えている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「現在、応急仮設住宅に入っており、災害公営住宅入居を希望されていた方が家賃の関係で入居できないという場合はどのように対応するのか。」との質疑に対し、執行部から「家賃の関係で入居できないことがないよう、２回目のアンケート時に間取りと入居者の収入によって家賃が変わってくるという資料を同封している。また、入居条件並びにおおむねの家賃の目安もアンケートに添付し周知している。」との答弁がありました。

次に農業振興費について、委員から「果樹競争力強化推進事業補助金が減額されているがこの理由は。」との質疑に対し、執行部から「当初、２団体の申請のうち１団体がデコポンハウスの改良事業ということで申請された。しかし、県の基準に該当しないことが予想されたため事前に取り下げられ、新年度に精査して申請する見込みとなったことによる減額である。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁などの主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、その他案件１件、補正予算案件４件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、補正予算案件５件であります。

委員会を２月２３日に、第３委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第２号、平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第６号）の、児童福祉費について、委員から「報酬が減額となっているのは保育士の募集がなかったからだと思われるが、採用ができなかったことにより待機となった人はいたのか。また、募集しても応募がない理由はどう考えるか。」との質疑に対し、執行部から「非常勤職員が採用できなかったことにより公立は受け入れができなかったが、その分、私立が受け入れている。応募がない理由は、単価が低いからというよりも、仕事の内容によるものと思われる。その対策として国では保育士の業務を軽減するため、保育と雑用の補助を行う者を雇う事業が始まることとなり、私立への助成として本市は平成３０年度の当初予算に計上している。」との答弁がありました。

次に、総務費の熊本地震復興基金事業について、委員から「住まい再建支援事業の現在の進捗状況は。」との質疑に対し、執行部から「１月末の集計で、転居費助成事業については２２４件、民間賃貸助成事業が４２件となっている。」との答弁がありました。

次に、衛生総務費について、委員から「災害廃棄物処理業務委託料が減額となっているが、総事業費と解体棟数は。」との質疑に対し、執行部から「詳細についてはまだ集計中だが、平成２８年、平成２９年合計で約７６億円程度となる見込みで、棟数については２，４３３棟だった。一戸当たりの平均では、解体費と処分費合わせて約２４８万円となった。また、公費解体については１月３１日をもって、全て完了している。」との答弁がありました。

また、議案第３号の平成２９年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の国庫支出金について、委員から「特別財政調整交付金が増額となっているがその理由は。」との質疑に対し、執行部から「今回、計上したものは災害による被災者の一部負担金免除や国保税の減免に係る国の財政支援によるものである。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、補正予算案件５件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）から議案第10号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1橋脚）工事）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから議案第2号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する各常任委員長報告は原案可決です。議案第2号は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５号平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第６号平成２９年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第７号平成２９年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８号平成２９年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 9 号平成 29 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 10 号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P1 橋脚）工事）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 10 号は可決しました。

—————○—————

日程第 10 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第 10、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 2 月 28 日及び 3 月 1 日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、明日 2 月 28 日及び 3 月 1 日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前 10 時 28 分

第 4 号

3月2日 (金)

平成30年第1回宇城市議会定例会（第4号）

平成30年3月2日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1 番 高 橋 佳 大 君
3 番 大 村 悟 君
5 番 福 永 貴 充 君
7 番 園 田 幸 雄 君
9 番 福 田 良 二 君
11 番 渡 邊 裕 生 君
14 番 河 野 一 郎 君
16 番 永 木 伸 一 君
18 番 豊 田 紀代美 君
20 番 中 山 弘 幸 君
22 番 岡 本 泰 章 君

2 番 高 本 敬 義 君
4 番 星 田 正 弘 君
6 番 溝 見 友 一 君
8 番 五 嶋 映 司 君
10 番 河 野 正 明 君
12 番 大 嶋 秀 敏 君
15 番 長 谷 誠 一 君
17 番 入 江 学 君
19 番 堀 川 三 郎 君
21 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（1人）

13 番 尾 崎 治 彦 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君

經 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市 民 環 境 部 次 長	上 原 久 幸 君	健 康 福 祉 部 次 長	那 須 聡 英 君
經 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不 知 火 支 所 長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市 民 病 院 事 務 長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 久 美 子 君
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、３番、大村 悟君の発言を許します。

○３番（大村 悟君） おはようございます。議席番号３番、うき幸友会、大村悟でございます。本議会冒頭で平成３０年度施政方針が市長より具体的に示されました。第２次宇城市総合計画にあります本市が目指す将来都市像、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けたまちづくりのための平成３０年度における重点施策の大切な概要であると受け止め、しっかり聞かせていただきました。「住みやすさを実感できる都市・宇城」実現のために、これからの確実な事業の推進をまずはよろしくお願いいたします。

さて、本議会は私にとりましては１期目最後の議会であり、１期目最後の一般質問登壇であります。この４年間の区切りとして、これまでの一般質問で取り上げてさせていただいた内容も多く含んでいますが、これまで取り上げてきた内容が現在どうなっているのか、ここで一度しっかり確かめておきたいという思いからの質問で構成させていただきました。執行部の皆様方には、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

今日の質問は、事前に通告しました大きくは４点であります。１点目が災害公営住宅の整備について、２点目が地区の要望箇所への対応について、３点目が国営による農地基盤整備事業について、最後の４点目が宇城市教育課題への対応についてであります。それでは質問に入らせていただきます。

まず大きな１点目は、災害公営住宅の整備についてであります。最終的には災害公営住宅２００戸の整備を計画している宇城市であります。１月末には、豊野町響原の分の着工がなされ、今年中には完成するということが新聞にも取り上げられていました。仮設住宅等にお住まいの皆様方が、入居できる時期には、ずれがありますが、市が準備する災害公営住宅へ移ることができることを考えると、喜ばしいことであると受け止めているところであります。

そこで小さな１点目ですが、宇城市が現在進めている災害公営住宅整備事業の現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 災害公営住宅の進捗状況についてでございますが、市では合計２００戸を予定として整備を進めております。当初計画の１００戸につきまし

ては、国の平成28年度補正予算での承認を受けまして、市の所有地であります豊野町の響原地区に20戸をUR都市再生機構に建設を依頼しまして、今年1月30日安全祈願祭を行い、着手したところでございます。工事完了は今年の12月末を予定しております。残り80戸につきましては、昨年8月から民間事業者へ土地建物提案型の公募を行いまして、5地区80戸を選定しました。

内訳でございますが、不知火町御領地区2か所に20戸、松橋町両仲間地区に16戸、松橋町南豊崎地区に24戸、小川町川尻地区に20戸の予定でございます。

進捗状況でございますが、現在用地取得を進めておりまして、3地区の売買契約が完了し、残り2地区につきましても順調に進んでいるところでございます。

建物の完成時期につきましては、早い住宅で今年の9月、遅いところで来年3月を予定しております。

追加の100戸分につきましては、国の平成29年度補正予算で整備する予定でございまして、現在国に対しまして、補助金申請を行っております。認可され次第松橋町大野地区の憩いの家跡地をはじめ、順次進めていきたいと考えております。

建設場所につきましては、昨年の6月に行いました被災者への第2回目のアンケート調査の建設希望地区を踏まえて選定したいと考えております。

業者選定につきましては、当初100戸建設予定時では、市の所有地にはUR都市機構に建設を依頼しまして、それ以外は民間事業者へ土地建物提案型による公募という方法で行いました。他の被災自治体も直接建設では入札において応札が厳しい状況を踏まえまして、他の民間の住宅メーカー、UR都市機構へ委託をする自治体が増えている状況でございます。

追加100戸の建設につきましても、そういった状況を踏まえまして、スピーディな建設方法を考えますと、今まで同様の方法で行う方が被災者へ早く住宅を提供できると判断しております。

○3番（大村 悟君） まず、私のパターンですが、答弁いただいたことをもう1回頭の中で整理するために繰り返させていただくというパターンでやっておりますので、今日もその方法でいきますので御了承ください。

当初の100戸につきましては、既に豊野地区の20戸がUR都市再生機構に建設を依頼し着工しており、工事完了は今年12月末ということであります。残りの80戸につきましては、民間業者に土地建物提案型の公募を行い、5地区80戸を選定。内訳は、不知火町御領地区2か所に20戸、松橋町両仲間地区に16戸、松橋町南豊崎地区に24戸、小川町川尻地区に20戸予定しているということであります。進捗状況は現在用地取得を進めていると3地区の売買契約が完了し、残り2地区についても順調に進んでいるということであります。建物完成時期につしまし

ては、早い住宅で今年9月、遅い住宅で来年3月が予定ということであります。追加100戸分につきましては、国の平成29年度補正予算で整備予定であると。現在国に補助金申請を行っているとのことであります。認可され次第、松橋町大野地区をはじめ順次進めていくとの答弁でありました。建設場所につきましては、被災者の建設希望地区を踏まえて選定し、業者選定については、当初100戸のときと同じように土地建物提案型による公募という方法などを考えているとの答弁だったかと思います。追加の100戸につきましても、できるだけ早急の着工に行き着きますように期待したいと思います。

次に小さな2点目ですが、当初の100戸に含まれています両仲間地区の詳細についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 建設予定をしています両仲間地区の詳細について説明いたします。

建設場所は、国道3号の国立南病院入口の交差点を西に約100メートル向かった交差点左側、鳥島ため池のすぐ隣になります。構造や規模につきましては、鉄骨造2階建て2LDK、合計戸数が16戸予定をしております。完成は来年の2月末を予定しております。

入居の条件といたしまして、熊本地震発生時に宇城市に居住し、現在居住できる家が無い世帯。また被災者生活支援制度の加算支援金の申請や受給をしていないこと、市税等の滞納がないことなどが条件となります。

入居者の選定方法につきましては、団地ごとに入居申請を受け付けて、募集戸数をオーバー、超えた場合には抽選という方法を考えております。入居申請の周知につきましては、今年の11月頃を予定として、広報、ホームページに掲載するとともに、仮設住宅の入居者に別途周知を図っていきたいと考えております。

なお、優先入居につきましては、高齢者や障がい者等もいらっしゃいますので、他の自治体状況も参考にしながら決定していきたいと考えております。

○3番（大村 悟君） まず、建設場所、構造や規模、合計戸数、完成時期についてお答えをいただきました。鳥島のため池のすぐ隣、2階建て2LDK16戸であり、完成は平成31年2月末とのことであります。加えまして入居の条件、入居者の選定方法、更には入居申請の周知方法や優先入居についてもお答えをいただきました。それによりますと、入居条件につきましては、熊本地震時に宇城市に居住していたこと。現在居住する家が無いこと。被災者生活支援制度の加算支援金を申請したり、受給をしていないこと、市税等の滞納がないことなどが条件であるとのこと。入居者選定につきましては、募集人員を超えたときには抽選ということのようであります。入居申請の周知につきましては、11月頃の広報、ホームページに掲載を

して、仮設住居入所者には直接の周知があるとのことでしたが、申請するにあたり知らなかったという人が1人も出ないように繰り返しの周知をお願いしたいと思います。また、優先入居に関しての答弁がありましたが、住み慣れた住所地を離れなければならないことは、特に高齢者の方にとっては、さびしくつらいことであると推測いたします。是非、元住んでいた所在地に近い災害公営住宅に優先的に入れるような配慮をしていただきますよう、要望しておきたいと思います。先ほどの答弁の中に建設予定地につきましては、被災者に採ったアンケートの建設希望地区を踏まえて選定するという答弁もありましたので、理論的には近くに住んでいた方を優先というのも可能だと考えますので、よろしくお願いをいたします。

次に大きな2点目の地区の要望箇所への対応についてであります。これまでの一般質問で、地域の安心安全な生活確保のために地域から出されている要望箇所についても、私なりの思いを述べさせていただいたところであります。冒頭申しましたように、1期目が最終段階になりましたので、区切りとして進捗状況を確認しておきたいとの思いからの質問であります。

小さな1点目の内田地区の押しボタン式信号設置の進捗状況、小さな2点目の西下郷島地区の道路標識設置の進捗状況についてまとめて答弁をお願いいたします。

○総務部長（本間健郎君） まず、1点目の内田地区の押しボタン式信号機につきましては、平成29年9月7日付けで設置要望の提出がなされております。市で受け付けたのちに現地を確認いたしまして、その後9月14日に宇城警察署長宛に要望書を提出しているところでございます。

警察署に要望いたしました信号機設置につきましては、警察署が現地調査を行い交通事故の発生状況、自動車や歩行者等の流れなど必要性和緊急性を総合的に判断し、県の公安委員会へ上申されるということになっています。公安委員会が決定するために、数年掛かる場合や設置に至らない場合もある状況でございます。また、信号機設置の予算枠についても、毎年県内で数十基程度となっている状況でございます。県内22の警察署からそれぞれの要望が上がってまいります。採択されるには、かなり厳しい状況にあります。しかしながら今後も本市といたしまして、警察署に対して要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、2点目の松橋町西下郷の島地区（市道浅川堤防線）のところの一時停止の交通規制標識の設置要望につきましては、島区囑託員からの要望書及び地元住民の方々の同意書が平成29年6月10日付けで提出されております。その後、市で受付を行い6月21日に宇城警察署長宛要望書を提出しているところでございます。その後の進捗状況について警察署に確認をいたしましたところ、規制標識については平成29年度中に宇城署管内から上がった要望案件を現地調査及び必要性等を判

断した上で、平成30年度初めに県公安委員会へ上申する予定であるということでご
ざいました。したがって、現段階では採択の可否は分かりませんが、この件に
つきましても要望を続けてまいりますので、両件とも御理解いただきますようよ
ろしくお願いいたします。

○3番（大村 悟君） 押しボタン式信号につきましては、宇城警察署長宛に要望書を
提出済みの段階であり、今後警察署が現地調査等を行い、県公安委員会へ上申、最
終的には公安委員会が決定するということでもあります。県下の警察署からそれぞれ
要望が上がってくるため、採択には厳しい状況のようではありますが、毎年十数基程
度の信号機新設の予算枠があるとのことですので、すぐ採択されなかったとしても
答弁にありましたように、是非、警察署への要望を続けていただきたいと思います
をお願いします。

道路標識設置につきましても、併せてお答えいただきましたが、こちらも警察署
長に要望書は上げてあるということではありますが、こちらは平成30年度初めに公
安委員会へ上申という流れのようでもあります。この中に是非採択されますように今
の段階では期待をしておきたいと思います。

小さな3点目に入ります。私の住んでいる両仲間に市営住宅両仲間団地がありま
す。この市営住宅へミスターマックス側から侵入する道路がありますが、途中から
急に狭くなっており、子どもたちの通学路でありながら、車の離合もできない状況
の道路があります。地元地区からの道路拡幅の要望が出されているかと思いますが、
道路拡幅についてどう対応していただけるのかお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） お尋ねの路線、市道狐塚両仲間団地線は国道3号の熊本南
病院交差点、先ほど両仲間の災害公営住宅の入り口と同じ入り口から、西側へ約1
60メートルほど右手の三叉路を起点としまして、市営住宅両仲間団地を通り、国道3号
に接続する約400メートルの路線であります。

起点部から80メートルは両仲間団地の侵入路を兼ねておりまして、また豊福小学校の
通学路となっております。現在約70人の児童が利用されております。両仲間団地
は108戸ありまして、宇城市で一番多い団地でございます。多くの方がこの道路
を利用されております。その侵入路区間の一部約50メートルは幅員が2.4メートルから3メ
ートルの狭小区間となっております。車同士の離合はできず対向車は待っていなければな
らない状況です。また急勾配の坂道でございます。

以前から、大村議員より通学の状況や危険性について伺っていた箇所でもありま
す。何より用地につきましては、寄附ということで地域の協力がいただけるとのこ
とでございます。平成30年度から測量に入りまして、事業を着実に進めていき
たいと思います。

○3番（大村 悟君） 用地寄附の申し出もあり、今後危険箇所の解消に向け事業に着手していくとの答弁だったのかなと思いますが、今話がありましたように、平成30年度予算に事業着手段階の予算が計上されているようでもありますので、予算が通りましたら、まず初めに、用地寄附相手方との今後についての打ち合わせも抜けないように是非進めていただけたらと思います。

次に大きな3点目、国営による農地基盤整備事業についてであります。事業開始にあたり地域への説明会があり、私どもも参加させていただきました。事業の大きな方向性については、理解させていただいたところであります。当事者には繰り返し説明があっているのかもしれませんが、その後なかなか見えてこない部分がありますので、これも1期目の区切りとして確かめさせていただきたいと思います。

小さな1点目、現在の進捗状況、小さな2点目、今後の見通しと計画について、併せてお答えをいただきたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） まず1点目、現在の進捗状況について御説明いたします。国営緊急農地再編整備事業については、平成28年12月に地区調査の採択を受け、平成29年より地区の集落座談会を開始いたしました。

第1回の集落座談会は、関係24集落に対し3月から5月までに延べ18回の説明会を開催し、地区の状況及び将来像について協議を行いました。第2回の集落座談会は8月から9月までに14回の集落座談会を開催し、国営事業の事例や換地等意向調査の概要説明を行っております。3月1日から第3回の集落座談会を開始し、国営圃場整備事業の採択に向けた取組や集落の農業の方向性などを協議いたしております。

集落座談会のほかに、営農部会、換地部会、施設計画部会、環境配慮部会などの専門部会の開催も随時行い、具体的な計画策定に向けて進めております。また、既に実施した換地に対するアンケート調査やハウス移転に対する意向調査結果を換地原案に反映をしていく予定でございます。

続きまして2点目です。今後の見通しと計画についてでございますが、座談会や各部会については今後も開催を続けてまいります。それとともに、土地利用状況調査、水利状況調査、環境調査、地域振興方向調査、整備方向調査など各種の調査を行い、土地利用再編計画の概定、営農計画の概定、基盤整備計画の概定を進めてまいります。平成30年度中には事業計画書（素案）を作成し、平成30年度末より全地権者に仮同意書の徴取を行う予定です。更に平成31年度には、各計画を精査し、事業計画書（案）の作成を行い、本同意書を徴取する予定でございます。最短では平成32年度に法手続きを行い、工事着手となります。工事期間については、全体で10年から15年を想定しております。対象地区が広い

範囲に及ぶため工事についても工区を定め、営農への影響を最小限にとどめるよう順序よく進めてまいり予定でございます。

○3番（大村 悟君） 平成29年3月から5月にかけての第1回集落座談会で、地区の状況や将来像について協議が行われ、8月から9月にかけての第2回集落座談会で国営事業の事例や、換地等意向調査の概要説明があったとのことであります。また、今年3月1日すなわち昨日からであります、第3回の集落座談会が始まっており、国営補助整備事業の採択に向けた取組や、集落の農業の方向性が協議されていくようであります。集落座談会だけでなく、このほか営農部会、換地部会等の専門部会の開催も随時行われており、具体的な計画策定に向け着々と進んでいるとのことであります。これまでのアンケート調査や意向調査の結果は、換地原案に反映していくとのことでありますので、該当される方々の希望等が十分反映されるような事業推進を期待しています。今後につきましては、土地利用状況調査、水利状況調査等の各種調査を行い、基盤整備計画の概定、営農計画の概定等を進め、平成30年度中には事業計画書（素案）を作成。平成30年度末には、全地権者に仮同意書の徴取を行うという流れになっているとのことであります。そして平成31年度には、各計画を精査して事業計画書（案）の作成、本同意書徴取、最短でいくと平成32年度に工事着手となるとのことであります。工事につきましては、完了までに10年から15年かかるようではありますが、これを逃したらもうチャンスはやってこないとも聞いていますので、市の当初の思いが完遂できますよう、今後の着実な事業推進をよろしくお願いいたします。

次に大きな4点目の質問は、宇城市教育課題への対応についてであります。まずはこれまでの質問に対して、国の新しい耐震基準が示されないという理由で、大規模改修や建設の順番が来ている学校についても、改修あるいは建設の予定が示されてきませんでした。それからかなりの期間が過ぎております。そこで小さな1点目として、現時点での学校施設の大規模改修及び建設計画についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 学校施設の建設計画については、老朽化が著しく、熊本地震で甚大な被害を受けた松橋中学校体育館と不知火小学校を改築するため、現在両校とも基本設計・実施設計を行っている状況であります。

松橋中学校体育館については、平成30年度に着工し、平成31年度までに完成する予定であります。また、不知火小学校については、校舎建設を平成31年度に着工し、平成32年度までに完成を目指して作業を進めているところでございます。

そのほかの学校施設についても、建築年が40年を超える施設があり、昨年の時点で平成29年度中に国から新たな耐力度調査が示されるとの説明を受け、新耐力度調査基準を元に、今後も大規模改修あるいは改築計画を考えておりました。しか

しながら現時点でまだ新たな耐力度調査基準が示されていない状況でございます。併せて、大規模改修あるいは改築の有利な財源である国庫事業の学校施設環境改善交付金、危険建物改築事業補助率3分の1を受けるためには、耐力度調査において、事業対象となる4,500点を下回る点数と、学校施設の個別計画の策定が要件となるようになりました。

そこで、今後施設の長寿命化を図るためにも、施設ごとに個別計画を早めに作成し、大規模改修あるいは改築の計画を検討していきたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 現在進行中の松橋中学校体育館、不知火小学校につきましても併せてお答えいただきありがとうございます。現在両校とも、基本実施設計を行っている段階であるということであります。松橋中学校体育館は、平成30年度に工事着工し、平成31年度までに完成、不知火小学校の方は、校舎建設を平成31年度に着工し、平成32年度までに完成を目指すということであります。

一番お聞きしたかったのは、築40年を越える他の学校施設をどうするのかについてでありまして。小川中学校、豊福小学校あたりが該当すると思いますが、答弁をまとめてみますと国から新たな耐力度調査基準がまだ示されていない。併せて国庫事業の学校施設環境改善交付金を受けるには、耐力度調査において4,500点を下回る点数と学校施設の個別計画策定が要件となったということでありますので、全校について作成をするという個別計画をできるだけ早急に取り掛かっていただき、今後の計画を早めに立てていただきますよう要望して、次に移ります。

宇城市にも複式学級を有する小規模校があり、そういう小規模校の統合予定はないのかお尋ねした時期もありましたが、松合小学校につきましても、地元の方々の意向も把握できつつあるような段階に来ていると周りからお聞きしています。小さな2点目として、小規模校の教育の在り方、具体的には松合小学校の今後についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 小学校においては12学級未満の学校を小規模校と規定されており、市内13校のうち8校が該当いたします。中でも現在複式学級がある学校が松合小学校1校でございます。

本年度の松合小学校は、普通学級4クラス、特別支援学級1クラス、児童数40人となっております。

平成28年の熊本地震で校舎に甚大な被害を受けた不知火小学校の建設において、地元の不知火町で建設場所の検討をお願いいたしました。そこで、不知火小学校校舎建設に係る検討委員会では多くの意見を求めるため、保護者や地域の代表などにアンケート調査を実施し、アンケートの中に松合小学校の在り方についての質問を設けたところ、半分以上の方が統合したほうが良いとの回答でありました。特に松

合小学校の保護者の回答は約80%の方が統合したほうが良いとの回答でございました。

そこで、改めて昨年10月に松合小学校の保護者と今後松合小学校に就学する子どもがいる家庭に対してアンケート調査を実施したところ、70%以上の方が不知火小学校と統合したほうがよいとの回答でございました。現時点では昨年12月に松合地域連絡協議会、本年2月に松合小学校保護者へアンケート調査の結果報告と意見交換を実施したところでございます。今後地元関係者と十分協議・検討してまいりたいと考えているところでございます。

○3番（大村 悟君） 検討の材料となるこれまでのアンケート調査の結果は、今の回答で大体分かりました。結論はもう見えているようにも思いますが、答弁の中に出てきましたとおり、松合地域連絡協議会や松合小学校保護者との話し合いをされているようでありますので、慎重を期す意味でも、答弁の中に出てこなかった他の団体等との話し合いや検討会も今後順次設定していただき、最終的な市教育委員会としての結論を早急に出していただきたいと思います。次に入ります。

先日、地元の小学校の教育懇話会の委員として、校長から経営状況をお聞きいたしました。その中で、部活の指導者確保イコール部活の存続とお聞きしびっくりしました。指導者が確保できなければ、社会体育への移行どころか部自体がなくなってしまうということでありました。指導者確保が最大の課題ということは、検討開始の時から指摘もさせていただきましたが、移行までに年数もあるので市の動きに期待も寄せてきたわけですが、ここに来て心配する気持ちが最大になってしまいました。

そこで小さな3点目ですが、部活動の社会体育移行に向けての進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 指導者の確保については、教育委員会でも心配しておりましたので、昨年の夏休み期間中に全小学校に学校訪問を行い、社会体育移行の進捗状況について聞き取りを行いました。それぞれの学校で取り組んではいるものの指導者の確保には至っておらず、そのため、昨年10月に全小学校の保護者代表3人ずつ約35人を集めて、第1回の保護者説明会を開催し、地域のことを一番知っておられる保護者の皆様に、指導者確保に向けて積極的に取り組まれるよう説明を行ったところでございます。

その後、今年に入って1月24日に第2回の保護者説明会を開き、指導者の謝金や今後の社会体育移行へ向けてのスケジュールなどについて説明を行いました。2月7日には、体育協会の種目協会（野球、サッカー、ハンドボールなど）の代表者を集めて説明会を行い、各種目協会からも是非指導者の紹介をしていただきたいと

お願いをしたところでございます。今後、各種目協会の総会などに周知を行っていただく予定でございます。

教育委員会では、並行して子どもたちが運動できる環境の整備を行うということで、宇城市の方針に基づき発足する仮称ではございますが、学童スポーツクラブには優先的に学校施設を使えるようにするとともに、施設の使用料を時限的に免除するなどの協議を行ってまいりました。

残り約1年余りとなりましたが、平成30年度末までに指導者の確保ができなかった場合は、その部活動が活動できなくなります。教育委員会ではそのようなことがないように、保護者の皆様に積極的に取り組んでいただくとともに、教育委員会でも各種団体等への説明や環境づくりの協議を引き続き実施してまいりたいと思っていますところでございます。議員の皆様にも是非御協力をお願いしたいというふうに思います。

○3番（大村 悟君） 指導者確保のために教育委員会として取り組まれてきたこと、大体分かりました。昨年の夏休み、全小学校で社会体育移行の進捗状況についての聞き取り、昨年10月には、全小学校保護者代表を集め保護者説明会、今年1月には、再度の保護者説明会、2月には体育協会の種目協会の代表者を集めた説明会を開催し、どの会合においてもたぶん指導者確保の協力を要請されたと理解をいたしました。優先的に学校施設を使える使用料は時限的に免除という配慮はしていただけるようではありますが、それは、保護者の負担軽減にはつながりますが、指導者確保につながる内容ではありません。今日の答弁の最後にもありましたが、これまでも議員の皆様にも是非御協力をとということでありましたので、指導者確保のための協力だと受け止め、地域の方々に話を振ったりしてきたところでもあります。特に若い方からは、「完全なボランティアですよ、そこがネックです。」との声が上がったりしました。保護者をはじめ各種団体、体育協会等へも指導者確保の依頼をしても、なかなか課題解決に至る光が見えない現状を踏まえ、指導者報酬への市からの補助金制度を是非検討していただけないものか、答弁は求めませんが強く要望させていただきます。

次に、ICT機器の整備についてでございますが、電子黒板については全ての学校に順次導入をしていただいておりますが、これまでの一般質問では、電子黒板にとどまらず、タブレット、デジタル教科書等も含め、更なる導入を提言し続けさせていただいております。熊本県における先進地の状況、新たな学習指導要領との絡み、しっかり勉強していただいているものと思いますが、今後のICT機器導入の計画についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） ICT機器の導入に関する国の方針としましては、平成32

年度までに、電子黒板につきましては1学級に1台、教育用のコンピューターにつきましては、児童生徒数の3.6人に対しまして1台、無線LANの完全装備100%、校務用コンピューター教員1人当たり1台と示されております。これらのうち校務用コンピューターの整備につきましては、既に完了をしております。電子黒板につきましては、前年度導入しました分とロータリークラブからの寄贈いただいた分で各小学校に2台、各中学校に1台が配備されていた分に加えまして、本年度に新たに購入しました中学校の全学級及び小学校の5年生以上の学級に配備が完了しているところであります。

使用している教員にアンケートを調査しましたところ、約半数の先生方がそれらの機器を使って授業を行っている実態から、更に推進することで、子どもたちの学習意欲や理解力の向上が大いに期待できるところでは考えております。

平成30年度につきましては、各学校のパソコン教室に配置しておりますパソコン基本ソフト（OS）のサポートが平成32年で終了するために、それらを順次更新する計画であります。

電子黒板を含めましたICT機器の充実、内容につきましては、目標年度までに行き届いた整備が完了するように今後も導入に努めてまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 本年度までの導入状況を説明いただきました。電子黒板については、中学校の全学級及び小学校の5年生以上の学級に配備が完了したということであります。平成30年度につきましては、パソコン基本ソフトのサポートが平成32年で終了のため、パソコン更新をする計画ということであります。高額を要する整備となります。電子黒板を含めたICT機器については、国の示す目標年度までには、整備導入を努めていきたいというお約束をいただけたものと受け止めたので、今後1年でも早い段階での導入整備をよろしくお願いいたします。

以上、質問はここまでであります。今日もまた、答弁を求めないお願いや要望をたくさん出させていただきました。関係部署で検討していただけることを期待いたします。

最後になりましたが、今月末で退職をされる11人の執行部の皆様方、長きに渡り宇城市の発展のために御貢献いただきありがとうございました。11人の皆様方の今後益々の御健康、御多幸を祈念いたしまして、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１０分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

１６番、永木伸一君の発言を許します。

○１６番（永木伸一君） 皆さん、おはようございます。今日は、通告しておりました大きく分けまして二つのことについて質問をしたいと思います。まず初めにＴＰＰ、そしてまたＲＣＥＰの対策についてお尋ねをしたいと思っております。

御承知のとおりＴＰＰ、８年前でしたか、私たち議会も反対という意見書を国に提出しました。しかしながら、やはり国が方向性を決めたならば、我々ちっぽけな自治体がどんなに反対反対と手を挙げて、押し切られてしまうわけでございます。そういうことで、ＴＰＰも順調に進んでおりました。しかしながら、アメリカのトランプ政権になりまして急遽脱退ということで、締結前に頓挫しました。なぜ、我々がＴＰＰに反対するかといいますと、ＴＰＰというのはトランスパシフィック、太平洋を囲む国々がお互いに仲良くしましょう、そしてまたこれまでに大きな壁がありました。その壁を取り払って、物も人も金も自由にしましょうと。何か聞こえはいいですね。しかしながら我々が一番気にするのは、最終的にはその壁、関税の撤廃が条件でございます。特に私は農業をしております。そして、宇城市も農業は基幹産業でございます。もし、関税が撤廃したならば、どういう形になるのか全く私としましても予想ができません。そしてまたＲＣＥＰといいますか、これは安倍政権、ＴＰＰが頓挫したからじゃあ軸足を変えろということで、東アジアとＡＳＥＡＮ諸国に方向を転換させたわけでございます。ＲＣＥＰ東アジアそしてまたＡＳＥＡＮ地域を包括的に経済面、いろんな面で協力しましょうと。やはりＴＰＰと似たり寄ったり。多少の違いはあるかもしれませんが。しかしながら基本的には関税の撤廃でございます。そういうことになれば、どういう農業が、いろんな産業も響くかとも思っておりますけど、一番心配するのは農業です。農業の形がどう変わるかは想像もできません。

そこで、ＴＰＰそしてまたＲＣＥＰが締結できるような状況になれば、どういうことに注視していかれるつもりなのか、執行部にお尋ねしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） アジア太平洋地域の広範囲的経済連携では、ＴＰＰが注目されておりましたが、平成２９年にトランプ政権がＴＰＰから離脱をしたことでＴＰＰの影響力と注目度が減少し、注目を集めているのがＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）です。ＲＣＥＰはＡＳＥＡＮ諸国１０カ国と日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの６カ国を合わせた１６カ国の広域的な

包括的経済連携であります。

平成23年11月にASEANが提唱して始まっており、実現すれば世界の人口の約半分である34億人を占める広域経済圏が実現することになり、広域経済連携協定としては世界で最も注目すべき項目の一つになっているところでございます。

RCEPが締結されれば、国をまたいだ広域的なサプライチェーンの実現・拡大や、通関コストの大幅な低減などが現実のものとなります。自由経済においては、非常にメリットが大きいものになります。しかし、RCEPが締結された場合に、日本の農業に与える影響を考えてみた場合、メリットとしましては、日本の農作物の海外での販売が容易になることが挙げられますが、デメリットとしましては、関税が撤廃され、国内農作物が輸入農作物に価格競争で負ける可能性が指摘されています。

このことを踏まえて宇城市の農業を考えてみますと、宇城市の基幹産業は農業であり、作物も多岐にわたって生産されておりますが、RCEPが市の農業へ与える影響は不透明であります。

国においては毎年TPP対策の予算が計上されているところです。現在市では産地パワーアップ事業、担い手確保・経営強化支援事業等、国のTPP対策関連事業を有効に活用し、農業者の施設整備等の充実を図っているところでございます。RCEPについてはまだ交渉を進めている段階ということで、現在国のTPP等関連政策大綱に基づく施策にはRCEP対策は入っていない状況です。

今後も国の動向を注視しながら、有利な補助事業等を農業者の方が活用できるよう関係機関と一体となり努力してまいりたいと考えております。

- 16番（永木伸一君） 大体の答弁で分かりますが、今日本には外国の農産物、特にTPPの場合はニュージーランドという国があります。どういう国かという日本と真反対の国です。そして気候もあまり変わりません。今現在カボチャ、メロン等が入ってきております。それについては今関税で対話をされておりますので、そう多くは影響ないと思っております。しかしながら、今後世界の流れは自由化時代に入っております。今TPPそしてRCEPと言いましたけれど、安倍政権は、6億人のヨーロッパの市場とも連携をとる方向で今考えておられます。これは我々の手の届くところではございません。やはり、これからの世界は自由社会といいますか、そういう時代に入っております。日本の狭い国土、農地面積、世界に比べればもうほとんどちっぽけな農地面積でございます。それが、アメリカそしてまたオーストラリア、日本の農地面積の何百倍というところで価格競争をしなければなりません。そういったときにどうやって生き残っていくか。先ほど部長の答弁にありましたメリット面としては、海外に農産物を自由に輸出できる。確かにそうです、日本の品

物は品質が外国産に比べてやはり勝っております。しかしながら、やはり経済が低迷するそうした中で、外国の安いものが入ってくれば、やはり多くの国民はそれに飛びつくだらうと思っております。そういうことになれば、世界に日本の品物を輸出されますけれども、今生産されている品物が全部輸出まではいきません。やはりそうしたことになるば、日本で生産される品質のよい品物でも売れなくなります。そして農家が大打撃を受けるわけでございます。

数年前ですかね、豚肉が過剰に安くなりました。海外からでも豚肉どんどん入ってきております。その対策はどうしたか。セーフティガードという特別なあれがあります。そのセーフティガードをかけて何か月あるいは1年かけて、豚肉価格が正常な形に戻るよう努力された。今はそういう対策があります。そしてまた二十数年前、もう覚えておられるか分かりませんが、ウルグアイラウンド（GATT）オレンジの自由化が行われました。その時には、ミカン農家は御存知だろうと思っております、暴落しました。じゃあその対策として確か6兆円規模だったと思っておりますが、そのお金を充てました。それによってミカン農園を廃園にすれば、ミカン1本当たり金額は覚えておりませんが助成がありました。

そういうことで、やはりこういうグローバルな中で世界と競争するということになれば、日本の農業はピストル、向こうは大砲、勝ち目はございません。そういうことで、これから行政は、これはうちだけの問題じゃありません。やはり熊本県は農業が主でございます。他の自治体といろいろな意見を交換しながら知恵を出しながら、そういうときのために対応策といいますか、私は考えていた方がいいんじゃないかと思っております。そういうことで、これからの動向を踏まえTPPあるいは東アジア地域包括的経済連携、そしてまたヨーロッパ地域とのまたその問題も出るかもしれません。それらを注視しながら、農業を守るという形で担当者は頑張りたいと思っております。これは大変なあれです。非常に難しい問題だろうと思っておりますが、頑張りたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、国営基盤の整備の目的と今後の取組についてお尋ねしたいと思っております。国営基盤の取組については、大村議員の時に詳しく報告がありましたので、それは省きますけれども、まず、目的をお尋ねしたいと思っております。

○経済部長（吉田裕次君） 国営基盤整備事業の目的は、不知火、松橋、小川地区で未整備となっている旧干拓地の農地集積や区画の拡大化を行うとともに、農道整備や用排水の分離を行い、地区の高収益農業を加速させるため、大区画化・汎用化水田を整備し、湛水被害の解消を図る目的で行うものでございます。

本地区の約半数が土地持ち非農家であり、また、農家の約半数は後継者がいない

ことから、今後耕作放棄地の増加も懸念されております。

狭小な農道や農地の分散、用排水問題等を解消することにより、新たな営農組織の設立や法人化も進むと考えております。特に本地区はハウス等高収益性農業が主ですが、事業により農地の汎用化が進めば、新たに露地の野菜であるとか麦、大豆等の栽培も拡大され、全体的な農業生産は飛躍的に伸びると思われれます。

このような目的のため、できるだけ早く事業着手できるよう本事業を推進しているところでございます。

○16番（永木伸一君） 大体の目的は分かりましたけれども、今回の広域的な国営の事業は、おそらく宇城地区にとりまして最後の取組じゃないかと思っております。そういうことでいろいろハードルはございます。国営事業のマニュアルといい、行かなければならないところにもありますが、そこで考えていただかなければ。一つは、不知火、小川、松橋3地区か4地区広範囲にわたって、約900超の整備事業が計画されていると聞いております。やはりそれぞれの地域で考え方は違います。うちの地域はこうした方がいい、あるいはこの地域はうちは施設園芸が主だからこうした方がいい、それぞれに考えが違います。しかしながら、国の事業はメニューがございます。なかなかメニュー以外のことを入れるようにすれば、いや、だめですよとか何とか言って、そういうことを考えると今までせっかく乗り気で動いたところも、頓挫する可能性もあるかもしれません。そういうことで、できるだけ時間をかけてでも、地域農業の思いに答えるために精一杯知恵と汗を出して頑張っていたきたいと思います。そしてこの事業を仮にやるとしても、5年とかそこらではできません。やはり10年20年に完成まではかかるかと思えます。そういうことで、できるだけ言われたとおり早くすると言いましたように、できるだけ農家にすばらしい景色を見せていただきたいと思います。大変な事業ですので頑張っていたきたいと思います。

ちなみに、今国営で取り組んでおりますけど、うちは4、5年前から検討、協議をしながら県営で進めておりました。しかしながら途中で方向転換を余儀なくされましたけれども、やはり県営だって国営だって目指すところは一緒です。できるだけ農家に負担のかからないように、そして1日も早く、少なくとも私が生きているまで立派な景色を見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、用水の確保についてお尋ねしたいと思っております。松橋地区の砂川地区ですかね、あの県営の整備事業は、たまった水を汲み上げてそれで水稻を作っておられます。それも苦肉の策だろうと、どうにもできなかったからああいう形になっただろうと思っておりますけど、水が我々人間に対しても命でございます。水があれば何とか生きます、作物も水が一番命でございます。今、先ほども言いましたと

おりＴＰＰあるいはＲＣＥＰ、外国との自由競争に勝つためには泥水で揚げた米なんかは競争には勝てません。やはりそういうことを考えるとせつかくの国営事業、その用水の確保、今の段階では非常に厳しいとは私も十分承知しております。しかしながら、将来のことを考えれば、ここは何が何でも用水路を確保、重点的に力を注いでやってもらいたいという思いで一杯でございます。

私も先だって宮崎県の延岡市に行きました。あの通りをずっと見ておりました。電柱なんか立っておりません。ここはどこから水が来るんだろうな、川はあります。でも汲み上げるようなあれではありません。ただ、農地と農地の間に狭い水路というか、もうごく幅２０センチか３０センチの水路が通っているだけです。やはりそこに水を流してそれぞれの田んぼに入れるものと思っております。

やはりこれからもう時代でございます。やはり電柱は立たなくてもどこからか用水を引っ張ってきて満たすような、私は国営事業に期待をしております。できないは別として、やるだけのことはやっていただきたいと思っております。これが、農家の思いでございます。

そういうことで用水の確保をどう考えておられるかお尋ねしたいと思っております。

○経済部長（吉田裕次君） 用水の確保につきましては、これまでも何度となく議論を重ねてまいりました。国営基盤整備事業の対象地区は大きな河川もなく、農業用水の確保に苦慮しております。そのため各地でため池が作られてきた経緯があります。

排水については、地区の排水解析調査結果に基づき、排水機場の改修や新設等を行い、また地下水制御システム（暗渠排水等）を導入すれば、排水能力が高められ解消が図られると考えております。用水の対策については、用排水分離により用排水管理の効率化を行い、必要な水を必要な量だけ供給できるよう計画してまいります。

現在、作物ごとの日消費水量調査を行っており、全体で必要な水量の計算をし、それに応じた水利施設を計画してまいります。用水については、反復利用を取り入れながら効率的な利用を行うことにより、必要な用水の確保に努めてまいる計画です。

施設園芸用水につきましては、平成６年の干ばつから塩水化が進み、使用できる井戸も限られてきております。現在、農業用の利用されていない井戸もございますので、地区内外ある水源の利活用も考え、農業生産の向上を図っていきたいと考えております。

○１６番（永木伸一君） いろいろ努力されていることは分かります。やはり砂川地区とか浅川地区の用水を利用して反復で今やっています。しかしながら、米について

は何とかそれで対応はできると思っております。今豊川地区といいますか浅川地区とか砂川地区、そしてまた我々が住んでいる出村地区あるいは耕地地区、そして予定に入っております住吉地区ですかね。施設園芸が主でございます。今その水を10年ぐらい前だったと思いますけど、雨水といいますか、ハウスの谷を利用して雨水をためて何基か作られました。宇城管内相当作ってあると思っております。しかしながら量が足りないわけですね。水が必要な時には水が無い。いらない時には水がある。そういうことであまり効果は出なかったように私は思っております。そしてまた3、4年前でしたか、うちの地域にも5千万円かけそしてまた宇土割地区にも約5千万円近くかけて、雨水をためる大きなタンクを作りました。それもやはり夏の干ばつの時には、もう雨が無いものだから精一杯梅雨時ためておきます。しかしながら雨が降らないものですから、夏場は作物は水を余計に食います。我々が暑い時に水とかいろんなものを飲むのと同時に、普通はこれだけあればと思うような水はたまっておりますけれども、わずか2週間もないうちになくなってしまいます。途中雨が降れば1週間に1回ずつぐらい順調に降ってくればそれで対応できますけれども、なかなか対応できません。そしてまた地下水もあります。地下の水は豊富でございます。しかしながら部長が先ほど言われたように塩水です。更には鉄分です。なかなか思うようには使えません。そういうことで、どういう形でそうした施設園芸を作って困っておられる農家のために、水を供給するためには、これから大きな整備事業と併せて仕事だと思っております。そういうことで、先ほども言われましたけれども、至るところに使える井戸もあるかもしれません。やはりそういうことを調査しながら、施設園芸の水対策のためにも国営事業とセットで精一杯取り組んでいただきたいと思いますと思っております。期待をしています。

次に、減反政策撤廃後の対応策についてお尋ねしたいと思っております。御承知のとおり、平成30年今年度ですかね、生産調整が終わります。これはどういうことかといいますと、もう皆さん自由に作っていいですよ。本当にそれはもう自由だからいいことです。しかし、ただでさえ米の価格が安い中に、皆さんがこぞって作れば、やはり価格というのは消費と需要のバランスによって決まります。そういうことで、価格暴落になりはしないかおそらく農家の方々は不安で一杯だろうと思っています。そういうことで、今後どういう形になるのか、分かっていたら教えていただきたいと思いますと思っております。

○経済部長（吉田裕次君） 米の生産について、国は平成30年度以降、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集出荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うこととしており、平成29年度産をもって配分は終了し、米の直接支払交付金（水稻作付10㍍当たり7,500円）も同時に廃止されます。

今後は農家の方に対しては、地域で実情に応じた生産を行ってもらうため、地域の農業再生協議会が主体となって今までの生産数量目標の配分に替わり、米価の安定を図るため作付目安を示すことになりました。農家の方が作付目安を守れば、平均的な米価格は維持されますが、大量に米の作付となれば、価格が不安定になります。

行政による生産数量目標の配分及び米の直接支払交付金廃止の政策が、今後農家の方々の米生産にどう影響を及ぼすのか心配なところではありますが、マスコミによりますと主食用米の消費は毎年8万トンスペースで減っており、減反廃止が米余りを招くという懸念は根強く、全国的にも作付けが大きく変化する状況にないとの報道がなされております。

宇城市としましては、米の価格が維持できるよう農業再生協議会を通して、米の作付目安の通知をお願いしているところでございます。生産数量目標の配分及び米の直接支払い交付金廃止の政策は、市のみならず全国的な問題でもありますので、今後も米の生産に対しましては、情報に注視しながら対応していきたいと考えております。

○16番（永木伸一君） 2、3日前の新聞でしたが、今のところ今年度は作付けはあまり変化がないと、全国的にですね。そういうあれが出ておりました。作付面積が現状ぐらいなら、何とかなるかと思っております。しかしながら、今年は作付けは現状のままだと思いますけれども、種を注文するときには1年か2年前に注文しておくから、そういう面で今年までは順調にいくかもしれませんけれども、今年の価格の動向によって、農家は右へも動くし左へも動くわけです。なかなか難しい状況でございます。やはりここは長期に安定的な価格を維持するためには、ある程度の全国的規模でこうした調整をかけなければ、宇城だけやってもう屁のつっぱりにもなりません。東北の米は減反しなくても高い値段で取引されております。やはりそういったことを考えると、これからの行政はそういう近隣市町村の動向、そしてまた全国的な流れを常に監視する必要があるかと思っております。そういうことでいろんな情報を得ながら、米価格が安定するように努力をしていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いします。

次に、インフラの整備についてお尋ねしたいと思っております。まず初めに住吉線、あれはもう私たちが合併の条件として、合併市に持ち込んだ事業の一つでございます。ところどころは工事はされております。しかしながら飛び飛びですから、地域の方々が言われるのに「私の所になったら、飛び越えて向こうに行く。それなら俺げかやらんとかい。」というそういう誤解を招いておられます。決してそういうことではありませんけれども、やはりもう10年ちょっと経っておりますので、地震

等もございました。なかなかそこまでは手が回らなかったということは十分分かります。そして特にあその地区は同意はもうほとんどっておりますので、市がいろんな財源を持って実行すれば、案外ハードルは低いと思っております。そういうことで1日も早くできるようにお願いをしたいと思っておりますけれども、土木部長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 住吉主線は、小川町の上住吉集落から主要地方道八代・鏡・宇土線を横断しまして、県道八代・不知火線までを結ぶ宇城市の1級市道でございます。

現在の道路の状況は、地域の東西を結ぶ幹線道路であります。道路幅員が4mと狭く、車両の離合が困難な状況でございますので、道路幅員を6mに拡幅しまして、車両が安全で円滑に離合できるように計画をしております。平成20年度より終点側の県道八代・不知火線から、新幹線の高架下まで約800m区間の測量設計に着手しておりまして、その後用地交渉を行っております。一部の区間におきましては、工事を施工しております。

現在の進捗状況でございますが、本年度は補償調査と用地取得を行っており、約500m区間の用地提供につきまして御了解を頂いているところであります。

また、新幹線高架から東側の県道14号、八代・鏡・宇土線までの1.4kmの区間でございますが、これまで補助事業での採択を要望しておりました。この度2月1日付けで社会資本総合整備事業の内定を受けまして、今回の補正予算で測量設計費、用地補償費を計上しているところでございます。

県道と県道を結ぶ幹線道路のほか、小中学生の通学路でもあり、不知火区と下住吉区の生活道路、災害時の避難路でもございますので、交付金や合併特例債などを活用しまして、地元の皆様の御協力を得ながら、日常生活の安全を確保する整備を進めていきたいと考えております。

○16番（永木伸一君） ただいまの説明で安心しましたけれども、私が言うのは説明の中で、災害時の避難路と言われました。私はそれが一番気がかりになっていたわけでございます。先般の熊本地震の時に、一時期高いところに避難してくれという情報が流れました。その時、車でずっと避難することになりましたけれども、これは到底無理だなと思いました。脇道からは入れないわけです、車がずっとつながっているから。これは、逃げろ逃げろ言ってもいかなんと思いつながら、やはりそうした先ほど部長が言われたとおり、災害時の避難道路の対応といいますかそういう面でもここは本当に大変だと思っております。地震の復興復旧に向けて業者がいないと聞いておりますので、それはそれとして、できるだけ早く完成するようにお願いをしておきたいと思っております。やはり子どもたちの安心安全、そして災害時の

緊急避難路と活用できるように頑張っていたきたいと思っております。

次に、出村橋の改修についてお尋ねをしたいと思っております。これも御承知のとおり、3年か4年前か分かりませんが、2、3年前だったと思っております。一応入札が済んで、工事に入る予定になっておりました。うちの地域の方々も役場の方々がチラシを持って来られたので、区長さんが1軒1軒配られました。何月何日から工事になりますので御迷惑をおかけしますというチラシを出した。しかしながら、何が理由なのか私は全く分かりませんが中止になった。過去の動向は言いません。やはりこれから先つながるためには、御承知のとおり、あそこの橋は幅員が狭うございます。しかも四十数年経っていると思っております。何年か前に一応補強みたいなことはされました。しかしながら幅員は変わらないわけでございます。特にあの線は、生活道路でもございます。そしてまた子どもたちの通学路でもございます。やはりそういうことを考えれば、子どもたちの安心安全を担保するためには、どうしても橋の拡幅が私は必要だと思っております。そういうことで担当としては、今後出村橋についてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） 出村橋は応急仮設住宅の近くにあります。2級河川八枚戸川にかかります長さ18メートルの橋りょうでございます。

この出村橋を有します市道川尻・出村線は、県道竜北小川停車場線から県道14号八代・鏡・宇土線を結ぶ幹線道路で、地域にとっては重要な生活道路であり、河江小学校の通学路となっております。

橋自体は昭和37年に架けられておりまして、架設後56年経過しております。議員話されますとおり、道路の幅員は3.7メートルと狭く、車の離合も困難であり、車両及び歩行者にとりまして安全安心の担保としては十分とは言えない状況にあることは認識をしております。

なお、老朽化の度合いでございますが、一部の損傷は見られますものの、平成23年度に補強工事を行った関係もあり判定区分は2（Ⅱ）予防保全の補修段階、100点満点でいいますと85点と健全度は高い方でございます。昨年8月に地元からおいでになりまして、現状の解消について御要望をいただいたところでございます。橋りょう拡幅工事は橋の大小を問わず、栈橋の設置、施工ヤードの確保など特殊な工事となりますため、多額の費用が必要となってきます。国の補助金等を活用しなければ実施は困難でございますし、工事の際には地域にも制約や支障を及ぼします。周辺住民の皆様方の御協力なしでは実現はできないと思っております。

地域生活に密着した橋でございます。住民の皆様方の快適で安心安全な生活環境を確保することは道路整備の一つの方針でありますので、補助対象の厳格化、配分額

の減少といった傾向にあります。当該補助事業の調査の研究、財源確保に向けた努力を今後行っていきたいと考えております。

○16番（永木伸一君） 無理難題言って申し訳ございませんが、この橋は私が議員になった時から旧町時代から、橋の架け替えまたは拡幅工事とかいろいろありましたけれども、なかなかいろんな財源もありましたけれども、壁がございましてなかなか進まなかったわけでございます。ここにきて宇城市になって一步私は前進したかなという思いでおります。私は今回で辞めますけれども、できれば私が生きている間ぐらいはどうかしていただきたい、そういう思いで要望していきます。本当に大変だと思っております。予算の問題あるいは工事等の中身についての問題、しかし、何としてでも子どもたちの安心安全の確保、そして地域住民の要望を頭に入れながら対応していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、小川駅西側の改修についてお尋ねをしたいと思います。この事業については昨年の2月だったと思っておりますけれども、市長が自分たちの地域の駅です、小川駅の西側の開発をやりますと力強い言葉の中で、地域住民、「わあ、でくつとばいね」と喜んでいただいております。今のところ駐車場とか何とかは確保されたと聞いておりますが、やはり相手がありますので、相手といいますとJRがありますので、こちらの思うようにはいかないかもしれませんが、地域住民が大いに期待しているということは、念頭に置きながら進めていただきたいと思います。どのような計画になっているのか、分かればお聞かせ願いたいと思っております。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの小川駅に西側の改修、周辺開発についてでございます。市では、「住みやすさを実感できる都市」を目指し、地方創生により将来にわたって成長力を確保しつつ、生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成を目指しております。

このような中JR小川駅や松橋駅周辺などの市の都市核は、子育て世代の流入という強みを持ち、市全体として人口流出を抑制する上で、都市核が果たすべき役割は大きくなっています。特に小川駅周辺の河江・江頭・仲之江・川尻地区の人口は、合併後12年で約600人程度増えておりまして、市全体で約4,600人減少している中において、数少ない人口増加地域となっております。

更に近年、宇城氷川スマートインターや県道の跨線橋が完成し、周辺のアクセス性も向上しております。更には20分足らずで到着する熊本駅においては、3年後に九州で博多駅に次ぐ規模の駅ビル開発が予定されておりまして、小川駅周辺は定住促進の場としての可能性がますます高まってきております。

このような状況を踏まえ、小川駅西口に改札口を設置し、アクセス道路やパーク

アンドライドを推進するための駐車場、駐輪場の整備等を見据え、現在小川駅周辺整備基本構想の策定作業を進めているところでございます。

この基本構想の策定につきましては、昨年11月に立ち上げました「駅まち☆未来創生会議」の中で、別途地区区長や商工会関係者等含めた「小川駅開発構想推進ワーキング・グループ」を設けまして、パークアンドライドのほかにも駅西側にある市営団地、中之江団地のことですが、市営団地の有効活用策など幅広い御意見を伺っているところでございます。

永木議員もかねてから、この小川駅周辺整備構想の早期実現を提唱されてこられました。市としましては将来の宇城市発展の鍵を握る重要施策の一つと認識しています。今後地元の御意見もしっかりお聞きしながら、駅周辺の定住人口の更なる増加につながるよう1日も早い構想実現に向けて取り組んでまいります。

○16番（永木伸一君） 是非、スピーディに進めていただきたいと思います。昨年ですかね、長野県佐久市に行っていました。佐久市の北中込駅というところもそうした西側みたいに改札口を作っていました。それはもうごくシンプル。ただ券売機といいますか、切符を買う自動販売機を置いて、小川駅の西側のどこかにぽんと置いて、ちょっと屋根が雨避けぐらいがありました。そして金網のところをちょっと開いて、そこから段差がありますので階段を作って、階段というか大掛かりな階段ではございません、それを上ってそして駅の構内に。やはりこういうことを見れば、そうお金は掛からないと思っております。そしてまたお金が掛からなければ今のところ人口、あそこを乗り降りするのはどれくらい分かりませんが、費用対効果を考えたときには、必ず私はペイできると思っております。

そういうことで、本当にハード事業ばかりいろいろ重なっております。そしてまた受け入れ業者の方が入札をあまりしないというのを聞いて、本当に大変だと思っておりますが、そういうことがあっても市長の公約でございますので、市長が辞めた後にできても意味がないから、市長の時代にめどをつけていただきたいと思います。

それから、駅周辺開発といいますか、松橋駅もしかり小川駅もしかりですね、広大な農地があります。その地域を農振を除外してやはりそこに定住できるような環境を作れば、そういう西側に駅を作った意味が更に更に価値があるものとなると思っております。農振を外すのはちょっと厳しいと言われるかもしれませんが、農振を外そうと思えばいろんな条件がございます。特に学校に近い、また駅に近い、保育園に近い、郵便局に近いとそういう条件が揃えば、今日農業委員会事務局長もおいででしょう、案外可能だと私は思っております。そういうことに視線を向けながら宇城市の発展のために力を注いでいただきたいと思います。

もう私の質問はこれで終わりますけれども、教育長と1年間お付き合いをさせていただきました。もっともっと教育論議をやろうと思ってましたけれどもそれができないのが残念です。教育長には、宇城市の将来を担う子どもたちのために汗を流していただきたいと思っております。それから職員の方々にお願いをしておきます。昨年の7月だったですかね、村上総合政策監ずっと見ておりましたが、本当に優秀な方です。しかし、いつまでおられるかは分かりません。おられる間に総合政策監の良さ、ノウハウを盗んでいただきたいと思っております。そして宇城市の発展のために力を注いでいただきたいと思っております。期待しております。近い将来ですね、宇城市のすばらしい景色ができるのを期待して、私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（入江 学君） これで、永木伸一君の議会活動の集大成としての一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

11番、渡邊裕生君の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 皆さん、こんにちは。うき未来21、渡邊裕生です。早速質問に入らせていただきます。

まず、防災コミュニティセンターについてなんですけども、防災コミュニティセンターは、最初松橋地区の1か所つくるということで話が始まりました。その後複数建設ができそうだから、旧町の1か所ずつつくろうという流れができたと理解しています。ところが、昨年12月25日に開かれた不知火公民館解体の説明会では、不知火公民館の解体を1年延期するという話があったわけでごさいます、12月議会終了後に示されたこの延期の理由について詳細説明をお願いしたいと思います。併せて、全体を含めてこれまでの経緯、都市防災総合推進事業の内容についてもお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務部長（本間健郎君） ただいま、12月の25日に開かれた不知火公民館解体の延期の理由についてという御質問でした。教育部が中央公民館解体説明会を行いますということで、通知を12月の1日に差し上げていたと聞いております。その内容につきましては、解体と工事に伴う施設の代替について説明を行うという状況でございました。ただし、12月の1日の通知発送後、12月15日に熊本県都市整

備課と防災コミュニティ関係の協議の中で公民館の解体を平成31年度・防災コミュニティセンター建設を平成31年から平成32年度としたために、解体延期と併せ、不知火地区の防災コミュニティ建設の概要の説明会になったというような経緯でございます。

当初、解体工事を平成30年6月頃から開始する予定でした。これにつきましては、国の平成29年度補正予算事業を活用することで、本市の一般財源の持ち出しをより少なくすることを念頭に熊本県との調整を行い、復興による事業であるため事故繰越もやむなしとして進めてきたところでございます。そのため、建設の方が平成31年度内の完成を目指しておりましたので、解体の時期が平成30年度と限定されていったということでございます。

県の都市整備課との協議内容につきましては、総事業費が大きいため事業年度をずらし、事業費の平準化を図る旨の指摘でございました。こういった点で考慮しまして、解体を伴わない2地区松橋と豊野を先行いたしまして、残りを次年度に回すという考えを持ったわけでございます。

特に不知火の公民館の課題といたしましては、公民館解体期間中に公民館の代替機能の確保などがありました。現在、不知火支所の2階3階を貸している団体（社協・東康会）を、平成30年度中に撤退していただくということで調整を続けているところでございます。これにつきましては、本庁舎改修時に影響いたします本庁舎の執務室を、一時的に不知火支所に移転させる必要があるのかなという想定をしているため、そういった準備を進めているものでございます。不知火公民館の解体を遅らせ、この支所スペースを活用し、中央公民館の代替施設としてうまく利用することで現在の利用者に対しての不便を軽減できると判断し、解体の時期の延期を行ったものでございます。

都市防災総合推進事業ですけれども、避難地、避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地、避難路周辺の建物の不燃化、木造老朽建物の除去及び住民の防災に対する意識の向上を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組をこの都市防災総合推進事業により支援するとなっております。事業の概要といたしまして、事業主体が市町村であったり県であったりというところですが、災害危険度判定の調査であったり、住民等のまちづくり活動の支援、地区公共施設等の整備、この中に防災まちづくり拠点施設というのが出てきております。交付率の方が2分の1からいろいろあるんですが、そういったところでございます。

このほか耐震化のための都市防災不燃化促進とか木造老朽建築物除却事業、またまちづくり復興計画の策定におけるその支援ところでございます。先ほど申し上げ

ましたように、メニューの中の地区公共施設等整備というところで、防災まちづくり拠点施設、防災センターですけれども、それとか今考えております防災ベンチ、防災備蓄倉庫等を計画しているという状況でございます。

○11番（渡邊裕生君） ありがとうございます。ただいまの答弁の中で、県に対しての事業費の平準化ということがありましたので、どのようにその平準化をされていこうと思われているのか一つお伺いしたいと思います。

それと、今都市防災総合推進事業のメニューを説明していただきましたけれども、一応私も国交省のホームページからダウンロードをして持っております。その中で復興まちづくり施設整備助成とかいろいろあるんですが、その中で復興まちづくり支援施設整備の中にちょっと括弧書きで、地方公共団体が自ら所有管理するものは除くと但し書きがしてあります。この辺との兼ね合いがどうなんだろうと、この前から私どもの説明会の中では、公民館という看板はかけられませんかということをおっしゃっておられましたが、ここら辺がこの都市防災総合推進事業の補助金を活用してやるということが、今回この防災コミュニティセンターを建設するということを、言えば縛りというか、どういう絡みでこの予算化をしていこうと思われているのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 平準化ということですが、基本的に予算の方ですね。平成29年度、これは補正予算対応ですので、平成30年度。それと、平成31年度の2か年に分けているという状況でございます。先ほど申し上げましたように大きなところで言いますと、松橋、豊野の防災コミュニティセンターについては平成30年度、それとその他のほかについては平成31年度に年度計画を振り分けたというところでございます。

それと先ほど私も説明しましたように、公共施設の整備ということでございますので当然市町村の所有の建物になります。もう一つに、復興まちづくり施設整備助成というのがありますけれども、これは地域住民が行うというところでこれは公共施設は対象になっていないというところでございます。あと先ほどから申し上げますように、公民館とか何とかという話になりますが、基本的に我々も先進地事例を参考にしながら取り組んでいる事業でございます。その中でも当然平常時については、住民のコミュニティ施設として使われているものでありまして、そういったところで取り組んでいるという状況でございます。

○市長（守田憲史君） 平準化について補足させていただきます。まず最初にこの防災センター、避難所につきましては、実質上宇城市が1割の負担ということだったので、なるべくやはり1割負担であるならば施設を造った方がいいという考えでした。合併で5つの町に5つの施設があり、もう今後は国は1つしか見てくれないと

ころでございます。その中で避難所は平時には会議室として使える、防災その他目的のための勉強会、いろんなそんな目的があれば使えるわけでございますが、そして、大きな空間につきましては緊急物資の配送センターでございますが、床を張ればある程度の集会所としても平時としては使えるんじゃないかと、そういうところであるべく1割負担ということでできるだけ多くと思ひまして、手を挙げさせていただきました。そしたらこれが県の枠では、もう半分、6割方が宇城市になるそうで、それはちょっとそこまでは認められませんよ、翌年に回してくださいというのが平準化でございます。なるべく厳密に云々それは避難所でございますが、平時にはその空間を公共のものとして使えることは事前にも分かっていることでございますので、その中で御理解をいただきたいと思ひます。その中で公民館という看板は上げられない、そういう現状でございます。

○11番（渡邊裕生君） 市長お答えいただきありがとうございます。平準化されるということの意味は分かりましたが、具体的に金額的にはどういうふうになるのか、良かったらその金額を教えてくださいたいのと、今市長も看板は上げられなくなりますみたいな話なんです、行政施設としての、不知火の場合は中央公民館ですね、それ以外にも豊野、松橋それぞれ公民館がありますけども、その行政施設としての公民館とこの防災コミュニティセンターとの関係はどうなんでしょうか。そこをところをお答えいただきたいと思ひます。

○総務部長（本間健郎君） それでは詳細についてちょっと説明させていただきます。先般の平成29年度の補正予算差し上げてますけれども、そこで防災倉庫5か所の地質調査費及び防災コミュニティセンター6か所の地質調査を合わせて5,380万円です。それと松橋地区防災コミュニティセンター、これサンアビですけれども、これの実施設設計が4,500万円、防災倉庫の5か所の実施設設計の方が1,350万円、同施設の工事管理費で1,000万円、同施設の工事請負費が1億2,400万円。防災井戸4か所、これは三角、不知火、小川、豊野になりますけれども、4か所の4千万円の合計の2億8千万円を平成29年度補正予算にお願いいたしまして、今繰越の手続きを回っているという状況でございます。また平成30年度当初予算においては、防災コミュニティセンター残りの5か所の実施設設計1億6,800万円、それと防災コミュニティセンター3か所、松橋地区2か所、それと豊野合わせて3か所の工事請負費で14億4千万円と、これらの工事管理費で7,800万円、松橋地区の防災公園の実施設設計及び工事請負費で1,000万円、合計の16億9,600万円を今回当初予算で計上しております。平成31年度では防災コミュニティセンター3か所、三角、不知火、小川の工事請負費12億6,300万円と、防災井戸の松橋地区3か所の3千万円、及び外構工事費2億5,500万円、合計の

15億4,800万円を計上予定でございます。総事業費で約35億円を見込んでおりますが、この35億円はあくまでも目標値として位置づけております。現在基本設計を作成中のため平成31年度以降については、平成30年度までの進捗や資材の高騰などの影響を左右されることが予想されますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

公民館等今度のコミュニティ施設関連ですけれども、基本的に公民館もコミュニティ施設でございまして、老人福祉センターもコミュニティ施設でございます。箱としての取り扱いについては、どれも一緒かなと思っております。だから基本的な事業展開等につきましては、主たる部分は執務室等で行いながら、実質的な利用、活用、事業の展開等は、箱のあるコミュニティセンターでやっていけたらいいなと考えております。

○市長（守田憲史君） 公民館と防災センターの関連ということでございますが、本来公民館は、5つの今まで旧町の中央公民館はあったかもしれませんが、今後国は一つしか面倒を見てくれません。今後スクラップアンドビルドも進めなければなりません。その中でここ幸いにも防災センター、避難所として最初は1割だったもので手を挙げました。だんだんこれが1年遅れますと今回の補正が外れると、また1割ではなくなる。それでもかなりの優遇された財政措置でございます。その中で防災センターを作らせていただきながら、ある一定のコミュニティの役割を担っていききたい、そのような考え方で決して新しい品物をつくるということではありません。財政的にはスクラップアンドビルドでございます。

○11番（渡邊裕生君） とりあえず3回の質問をしましたので、次に移らなければいけないんですが、ただ今の中でその公民館のいけば事業主体といいますか、職員の皆さん方がどこでお仕事をされて、その箱を使ってというのはその防災コミュニティセンターを使って、今後どういう活動をなされていくのか。それが国は1か所しか見てくれませんという市長のお言葉で、その社会教育とか生涯学習とかそういう部分を大変多く担っている部署なんですよ、公民館というのは。ですからそれが地域の中で機能しなくなると、これは非常に大変な問題じゃないかと私は懸念するわけです。その今日ははっきりあまり具体的にお答えになりませんでしたけれども、例えば中央公民館を不知火町のどこに置くんだろうというところで、例えば今の支所の中の1室で中央公民館の職員がそこで仕事をされて、防災コミュニティセンターは、今までどおり会議室だったり研修室だったりみたいな話になるのかなと想像を今してて、もう少しそのところをお答えいただければありがたかったですけれども、とりあえずそれはじゃあまた今後の議論になろうかと思っておりますので、次に進ませていただきます。

今後の事業計画なんですが、今ある程度のことはお答えになりました。もう少し詳しく建設場所、建設年度などの今後の事業計画などについてお答えいただければと思います。そこで併せて、もしその公民館の部分についてどのように思ってもらえるか付け加えてお答えいただければ非常にありがたい。と併せて、不知火地区の区長会から今回1月に要望書が出ておりますね。これに対してどうお答えになるのでしょうか。かいつまんで、その要望の内容を申し上げますと、一つは入浴施設について現状の維持、現状を継続してほしい。それから竜燈太鼓の練習場所、収納場所についても現状を継続してほしい。それからヘリポート、その屋上だったり、その敷地内だったりヘリポートの設置。それから子どもが遊べる場所。そしてトイレの洋式化。あとインターネットの利用ができる学習施設等の要望が、今回吉良区長の名で出されております。これに対してどのようにお答えになるのか、これは不知火地区についての話ですけど、全体の話とこの部分を併せてお答えいただければと思います。

○総務部長（本間健郎君） コミュニティセンターの整備計画でよろしかったでしょうか。現在の指定避難所における避難者の充足率を算定して、地域性や今後の人口動向を踏まえ、希望等を決定している状況でございます。不知火地区は学校の体育館や地区の体育館、武道館などが対象施設になってます。不知火地区全体で1,500人以上の中長期避難が可能になっております。また、地区人口の15%以上、これにつきましては車中泊、軒先避難は含んでおりませんが、目標を設定している状況です。不知火地区については、建設後地区の16.48%という計画になっています。ただし、発災後の初期段階では全体として3,500人以上の約4割の避難ができるよう想定している状況でございます。

この防災コミュニティセンターは、約1,000平方メートルの建設規模でございます。避難者の収容能力は長期期間の場合155人以上を想定しているものでございます。

またその他の指定避難所には、学校グラウンドや施設駐車場も多数ございます。車中泊者にもここで対応ができるということでございます。これらの指定避難所への物資や資材関係を配送する主要な拠点として位置づけているのが今計画している不知火の防災コミュニティセンターでございます。規模はコンパクトになりますけれども、現行の中央公民館と老人福祉センターを合わせ、会議室は12室で約800平方メートルでございますけれども、建物全体の割合といたしましては、33%が建物の中で会議室等で利用されているということで、残りはエントランスであったり、通路であったり、調理室、浴槽が占めているという関係で、コミュニティ関係で皆さんによく使われているのが34%程度だということでございます。

建設予定の防災コミュニティセンターにつきましては、8室の小中会議室と500平方メートルで構成されております。50%が会議室機能として諸室の検討を進めているところでございます。また、会議室では市民のニーズに対応できるようパーティションなどで広さを調整できる機能などを工夫、提案したいと考えております。また、コンパクト化により空調設備等の省エネなどにも期待ができるということでございます。

それと嘱託員から、1月24日付けで不知火地区嘱託員の総意ということで要望書の提出がなされております。大きく入浴施設の設置、太鼓活動の場所及び収納場所の設置、その他少数意見としましてヘリポートの建設、遊具等の設置、トイレの洋式化、インターネット学習施設の設置などが主な内容でございました。

防災コミュニティセンターの建設の目的は、防災機能の向上として避難所、各種指定避難所等の連携を兼ねた拠点施設ということが大きな役割になります。また、平時コミュニティ活動としても市民の皆様が利用する施設として、地域の特色や現行の中央公民館の活動を継承することを念頭にしておる施設でございます。また、維持管理コストをできるだけ節減する必要性や、有事の際に避難所として機能するため、占有者や占有スペースは不可としております。

地域の課題はまだありますけれども、活動団体との協議、話し合いを進めながら調整を進める必要があると認識しております。先ほど公民館がどこの執務室とかという話でございましたけれども、現行では、今不知火支所で段取りは担当にやっていただきたいと考えております。

また、具体的な話になりますけれども、入浴施設の件につきましては、平成27年度の実績で5,175人の利用がっております。1日の平均の利用者が30人から40人と平準的に推移しているということで、1日平均の利用者は基本的に30人から40人だということです。特定の利用者と判断されております。また、人件費を除く一般的な水道光熱費や法定手数料などを含めたコストは400万円でございます。1人1回の利用につき大体700円の経費がかかっておりまして、ちょっと事業の継続は難しいのかなと思っております。不知火地区でございますと、不知火温泉センターがございまして、バスの配送やシルバー割引などを施設管理者と協議していきたいと考えております。

竜燈太鼓の練習場所、保管場所の件ですけれども、本施設の予約状況に応じ練習は使用可能だと考えます。冒頭申し上げましたとおり、太鼓の保管場所については占有という形になりますので、そのセンター内での利用はできないと考えております。団体と保管場所を含め、現状の活動ができるよう協議していきたいと考えております。

また、トイレの洋式化やインターネット使用などは現在の計画の中に含まれておりますが、管理上の観点から子どもの遊具設置は難しく、ヘリポート建設についても南署が近くにあることから考えていないというような状況です。ただし、子どものプレイゾーンなどの確保については、避難所の状況に応じて設営は可能かと考えております。

○11番（渡邊裕生君） まず、建設場所、建設年度とか先ほどもある程度お答えになりましたので、例えば小川支所を壊してその後に建てるとか、豊野の公民館を壊してそこに建てるとか、三角は今の旧三角中の跡に建てるとかいう話を少し具体的には聞きたかったんですけど、時間の都合で、それは今回はもうあえてお尋ねはしないでおこうと思っております。

その不知火地区の区長会の総意ということで、先ほど本間部長もおっしゃいましたのでお分かりかと思いますが、私が一個人でどうこう言っている話ではなくって、区長会の総意ということは非常にやっぱり重たいものだろうと思っております。その基本的には、今の現状を維持してほしいということではありますよね、中身的には。ということで、一つの選択肢として公民館を解体して防災コミュニティセンターを建てるか、耐震補強をしてリニューアルするかという、そういう部分での検討を比較検討した中で結論が出てもいいんじゃないかと。それは区長会がそういうふうに思ってるという部分でありますので、是非、まずその建て替えとリニューアルについての建設経費の比較を是非お答えいただきたいと。

○総務部長（本間健郎君） 建設計画とリニューアルという話でございます。今回の計画となります新築と解体に要する費用については、規模が縮小となりますが約3億3,400万円と考えております。その他外構費約6,600万円、解体費用が約6,500万円の費用で、総額4億6,500万円と考えております。財源につきましては、主に国の補助金と合併特例債を活用することになりますので、実質真水といえますか、税金であります一般財源の方は約9,700万円と試算しているところでございます。

中央公民館のリフォームにつきましては、耐震機能の向上と合わせ、内外壁の防水、消防、空調等の設備改修が主な内容になります。現行規模の2,395平方メートルの場合約7億円掛かりまして、補助金が活用できませんので残り95%を合併特例債を活用いたしても、一般財源が2億2,000万円必要になると試算しております。更に現行の中央公民館をリフォームした場合は、基本的に大規模改造後20年となっておりますが、20年後まで使用可能となりますが、20年後の解体費用は、現行の財政制度では6,500万円については合併特例債は使用できないということで、今あります起債名でいいますと公共施設等適正管理推進事業債、通称除却債

といいますが、その対象になります。この除却債につきましては、いろいろ交付率
がございまして、建て方によっては交付税措置がゼロであったり、MAXで50%
は来ると。充当率についても最大では90%充当してもいいけれどもそれ以外につ
いては70%であったり、ちょっと建て方についてかなり厳しくなってくるという
ことで、合併特例債に比べれば交付税の見返りが非常に少ない起債の活用となる
というような条件でもございます。我々といしましては、将来的な負担を軽減させ
るためには現行の老朽化した中央公民館の解体を今行い、また新しくコミュニティ
センター等をつくりながら、その中で市民のコミュニティ活動をやっていただき
たいというのが最善であると考えて進めているところでございます。

○11番（渡邊裕生君）　ただいま数字をいただきましたけども、私が事前にいただ
いた資料で単純に一般財源を比較すると、リフォームの場合が3,400万円の負担、
新築の場合は1,500万円というところの差と私はそうっております。実際7
億円と4億6,500万円と。解体費用が6,500万円だったのですが、実際小川支
所の解体には1億7,000万円、それともう一つ1億3,000万円という解体費
用が今回出ていたと思うんですが、要するにその時々であくまでこれは計算上の解
体費用でありまして、実際じゃあ解体しましょうといったときにこの6,500万
円で2,400平方メートルの建物が解体できるかどうかというのは、前の説明会の時
には1億円ぐらいというような数字をお答えになってましたけれども、そのことは今
とやかく言っても仕方がないんですが、ただ結局その7億円の費用とここでいう4
億6,500万円の費用を比較しても、その建物の大きさ今ある状態が今後20年
間維持できるということとの比較、それは基本的にはこれ区長会からの要望です
から、きちんと区長会に諮ってどうされますかという話を私はしていただきたい
と思っております。そういう場を是非設けられて、区長会にこの判断を是非して
いただきたいと思いますが。

○市長（守田憲史君）　古いものを壊して新しいものを建てる時には、やはりある
程度の不便さが伴うものでございます。ある一定の時期でございまして、やはり申
し訳ないんですが、やっぱり我慢していただけたらと。やっぱりそれぞれの御希望
がある中、それぞれの御希望を全部満たすことは現実としてやはり無理でござい
ます。入浴施設につきましても、1人1回700円で今回不知火温泉を数億円かけて
水回りを二十数年ぶりにやり直しをしなければなりません。それをもって不知火町
の方々の入浴施設の対応だとお考えいただけたらと思うところです。それと太鼓に
関しましても、地域で頑張っていていただいておりますが、そこの保管庫をつくる
となりますと、宇城市の任意の団体全部にそのいろいろな準備をこちらが補償しな
ければならないということになりまして、これもやはり難しいところでござい
ます。へ

リポートもやはりなかなか厳しい。いろいろ御意見があつて、それをする事自体かなり難しくなってきました。それと1割だったのが来年の本予算になりますので、また財政的にも厳しゅうございます。不知火町の、私は渡邊議員の強い意向だと考えておりますが、やはりその中でかなり不知火町では厳しい御意見も聞くところでございます。

それで、まずは不知火を除く5か所につきましては、従来どおり推進をさせていただき、まだ私は総務部とも話を詰めておりませんが、不知火の防災センターについては、新築の取りやめも基本方向として今後検討してまいります。

○11番（渡邊裕生君） 今、市長のお言葉は私はどう評価していいのか。ただ新築の取りやめもありうるというお答えでありましたので、そこは基本的には先ほどから何回も言いますように、区長会との話を十分していただいて、今後の方針決定に結び付けていただきたいと思います。

次の建設事業についての質問に入ります。これまでに無いような多くの建設計画が今回なされています。私たちはその内容の全容を把握しなければならないと思っておりますので、年次別に施設整備の概要、事業予算、財源内訳等についての説明をお願いしたいと思います。執行部の方から資料が出ているようですが、傍聴者の皆さんには非常に分かりにくい話になるかと思いますが、私が指定した事業名、施設名、これに関して年ごとに事業予算もしくは財源内訳等を全て入れていただいておりますので、まずその説明をお願いします。

○総務部長（本間健郎君） 議長のお許しを得て各議員にも資料が配ってあるかと思えます。平成30年度また主な普通建設事業、その他後ろにはカラー刷りの資料もありますが、その資料でございます。

まず1ページになります。その前に申し上げておきますけれども、平成31年度以降の事業等につきましては、基本設計も完了していない事業もございます。あくまでも試算する上での現時点での推計値であり、実施年度や事業費等の変動が生じる可能性がありますので御了承いただきたいと思います。それでは、1ページの平成30年度の建設事業の表を御覧いただきたいと思います。松橋中学校体育館改修事業、事業費約11億5千万円、財源といたしまして地方債（合併特例債）で約11億円。学校給食センター建設事業、事業費約24億8千万円、財源といたしまして国補助金約6千万円、地方債（合併特例債）で22億9千万円。ウイングまつばせ改修事業、事業費6億5千万円、財源、国庫補助金約2千万円、合併特例債約6億円。防災コミュニティセンター建設事業、事業費約17億円、財源、国約4億3千万円、合併特例債約12億円。戸馳大橋建設事業、事業費11億6千万円、財源、国約4億8千万円、過疎債約6億8千万円。また平成29年度国補正予算で認めら

れ、平成30年度に繰越予定の第2期災害公営住宅建設事業、事業費約28億6千万円、財源、県約19億5千万円、公営住宅債6億6千万円、地震復興基金繰入金1億2千万円を見込んでおります。その他の事業といたしまして平成30年度の事業費の総額を約129億円の予算を見込んでおり、財源といたしまして78億円の起債の予定をしているところでございます。

次の2ページをお願いいたします。平成31年度の事業になります。不知火中学校改築事業、事業費9億円、財源、合併特例債8億5千万円、防災コミュニティセンター建設事業、事業費約15億5千万円、財源、国約5億円、合併特例債約10億円。また平成31年度以降については、実施事業、実施年度等が現時点では未確定でございますので、その他の事業として15億円相当の起債規模の事業を想定しております。

3ページをお願いいたします。平成32年度の事業です。主なものにつきまして是不知火小学校改築事業、事業費17億円、財源、合併特例債16億1千万円を見込んでおります。年次別、施設別の事業については以上でございます。

○11番（渡邊裕生君） 今数字をずっと説明していただきました。結局のところ私が計算すると、3年間の総事業費が213億1,992万8千円と200億円を超える総事業費になろうかと思えます。そのうちの一般財源が3年間で11億7,566万9千円、それと起債総額が3年間で153億2,900万円、うち合併特例債等で充填される実質負担額3年間で50億6,357万円です。こういうトータルになろうかと思えます。私が一番心配するのは基本的にはその借金の額が非常にやっばり大きくなる。合併特例債等を使ってある程度の補填はされて、結局は3年間で約50億円、それと一般財源の負担で11億7千万円、合わせると62億円ぐらいの市の真水の支出になろうかと私は思うんですが、そういう計算になるんじゃないかなと。そのことが市の財政を非常に圧迫するんじゃないかと非常に心配をしております。一つ一つの事業をみれば、確かに必要な事業といえるかもしれませんが、ここ3年間でこれだけの事業をやるということが、どう今後の宇城市の財政に影響を与えるのか。その辺を起債額と償還額の推移等を含めて、説明をしていただければありがたいと思うんですけれども。

○市長（守田憲史君） 財政についてでございますが、皆さんこの5ページを開けていただけないでしょうか。今年、渡邊議員御質問の借金についてでございますが、右端、今年度平成30年度は85億7,100万円、これを起債、借金の形ではございますが、これは皆さん御存知のように合併特例債を含めてでございますので、合併特例債の7割は後で返ってくるところでございます。その中でこの赤の線23億円が手出しになるわけございまして、借金がそのまま宇城市の財政を直撃する

というところではございません。この１００年、２００年、４００年に１回の大地震そして豪雨を復興するにはある一定の資金が必要で、これは国、県も相当な財政措置をしているところでございます、ここを使わずして宇城市の復興はないと考えるところでございます。

７ページを開けてください。これがこの合併以来、宇城市の基金、貯金の部分でございますが、最初の３、４年は御存知のように１５億円ぐらいしかなかったところでございます。それがどんどんある程度基金が増えまして、今これが少し減ってはいますが５９億７千万円、決して全体から見たところの宇城市の財政が弱まっているとも私は思えません。今ここである程度の財政出動はありながらも、決して長い目を見たときに今がかなり厳しい状況ではないですし、今後もやはりある程度はこれは減りますが、ここで国の補助があるうちにやらなければならないところを今やるところでございます。後は総務部長が説明します。

○総務部長（本間健郎君） それでは、お手元の資料について私から説明いたします。

まず４ページになります。市債の推移ということで載っているかと思えます。青が地方債現在高、赤が発行額、薄い緑色が元利償還額になっています。

合併当初の平成１７年度地方債現在高は約３３３億円でございます、発行額が２０億円、元利償還額が２５億円ございました。地方債現在高につきましては平成１９年度の３４３億円をピークに、平成２６年度の合併特例債基金造成のための起債発行を除きということで、この年に３０億円一遍に特例基金を出していますので、それを除いたところで平成２７年度まで減少傾向にありました。今般平成２８年度から震災復旧・復興のための起債が増加し、発行額で平成２８年度約４１億円、平成２９年度の見込額約７９億円の起債発行で、平成２９年度の地方債現在高が３６１億円になる見込みでございます。

次に５ページをお願いします。５ページが平成３０年度宇城市起債の内訳ということでございます。青が発行額、赤が交付税措置を除いた一般財源の部分になります。平成３０年度の起債総額は約８５億７千万円になります。内訳といたしまして７５億７千万円になります。合併特例債が中心でございます。基本的に合併特例債、過疎債、緊急防災・減災事業債いずれも元利償還の７割が交付税で戻ってきます。臨時財政特例債については全額交付税が措置されます。そういう分を除くと今後の一般財源負担見込みが２３億３千万円になります。これを償還期間１０年から２５年で返済していくということになります。

次の６ページをお願いいたします。年度末地方債残高及び年度別償還見込額の表でございます。これは平成３２年度までのシミュレーションでございます。折れ線グラフの年度末地方債現在高は、平成３０年度の約４０６億６千万円をピークに少

しずつ減少する見込みになっています。また下の棒グラフで示しております起債償還額についても、平成30年度の約42億円をピークに減少しております。起債借りているのに何で減るのという話になりますが、これにつきましては、平成26年度に借りました合併特例基金造成分の元利償還金年間7億円が、平成31年度前期で償還が終わるためでございます。平成29年度を含め、先ほど平成30年度から平成32年度の普通建設事業で説明いたしましたとおり、平成30年度以降の事業希望としてはかなり大きなものとなっています。しかしながら、年度別償還見込額における発行年度ごとの償還予定額を申し上げましたとおり、合併特例債や過疎債、その他交付税率の交付税措置率が高い有利な起債の活用努めながら、純粋な一般財源負担を最小限にとどめる予定としております。加えて今後実施予定の事業につきましても、市民生活の質の向上を資する社会資本の着実な推進、地震からの速やかな復興を図るため、総合計画を踏まえたしゅん別をしながら、将来負担の軽減を念頭に取り組んでまいります。

○11番（渡邊裕生君） このグラフを、例えば4ページのグラフは、平成29年度までしか示されておりません。5ページのいけば起債総額の合計は85億円であります。ということはこの361億円にこの85億7千万円を足さなきゃいけないのかな。そうすると400億円を軽く超える額になりますよね。そして平成31年、平成32年とここに一応数字を出していただいたんだから、このグラフに予想としてでも載せてほしかったと思います。これ平成29年度で終わらせるんじゃないくてね。

6ページだとこれ年度末地方債残高で、これ平成30年度末で406億5,800万円という数字で、結局400億円を超える地方債の残になっているという。ですから、このグラフがもう少し分かりやすいグラフ、このまま見たら何かよう分からんかと私思ってたんですけども、やっぱり例えば4ページのグラフは、平成30年、平成31年、平成32年ぐらいまで、ここに予測の数字が出てるんですから、そこを書き込んでもらおうと皆さんにこの流れがよく分かったんじゃないのかなと思いました。

ようは先ほど言いましたように、この3年間で実際本当に宇城市が負担しなきゃいけない借金の額は50億6,357万円と、3年間でですね。こういうものが実際に、私たちのというか市民の借金として今後残っていくんだと。確かにそれは5年15年20年かけて返していくにしても、将来にわたって償還額が増えて、今せっかくこの前までプライマリーバランスで30億円返すのに29億円の借金とか、やっとならば特別会計まで合わせると、この前まで530億円あった借金が今480億円ぐらいまで減ってきたところなんですね。それがどんとまたおそらく表額だと100億円以上の起債が増える。実質50億円ぐらいが増えていくという。この

ことを私たちはよく知って、今後の財政運営に対していろいろやっぱり発言をしていかなければいけないんじゃないかというのが、今回私がこの問題を取り上げた主旨であります。

たった2つの質問でしたが、目一杯時間を使ってしまいました。本当に長い時間お聞きいただいてありがとうございました。また6月ここに帰ってきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務部長（本間健郎君） 先ほど地方債現在高のほうで、その後が載っていないというお話でございましたけれども、6ページに地方債現在高の折れ線グラフが載っていたかと思います。この分については、ここにきちんとシミュレーションをしてその後の償還計画も書いてございます。償還のベースについては一般財源ベース、皆さん御覧になって分かるようにほとんど平準化させながら財政運営をやっているところです。議員おっしゃるとおり、これ圧迫することは我々も承知しています。ただし、有利な起債を活用するということは、一般家庭でしたら消費税が上がるという予想を聞いたら、家を早く建てるとかそういったことをされるわけでございますので、市といたしましても基本的にいい起債があるときには、前倒しでその後は起債抑制をしながらまたプライマリーバランスを保っていく取組を行いますので、その辺御理解をお願いしたいと思います。

○議長（入江 学君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日3日及び明後日4日は市の休日のため休会であります。5日月曜日は午前10時までに本会議場に御参集願います。

御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後1時59分

第 5 号

3 月 5 日 (月)

平成30年第1回宇城市議会定例会（第5号）

平成30年3月5日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 高 橋 佳 大 君
3番 大 村 悟 君
5番 福 永 貴 充 君
7番 園 田 幸 雄 君
9番 福 田 良 二 君
11番 渡 邊 裕 生 君
14番 河 野 一 郎 君
16番 永 木 伸 一 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

2番 高 本 敬 義 君
4番 星 田 正 弘 君
6番 溝 見 友 一 君
8番 五 嶋 映 司 君
10番 河 野 正 明 君
12番 大 嶋 秀 敏 君
15番 長 谷 誠 一 君
17番 入 江 学 君
19番 堀 川 三 郎 君
21番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（1人）

13番 尾 崎 治 彦 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君

經 濟 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市民環境部次長	上 原 久 幸 君	健康福祉部次長	那 須 聡 英 君
經 濟 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不知火支所長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君	監査委員事務局長	中 村 久美子 君
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 皆さんおはようございます。8番、日本共産党の五嶋映司です。

議長のお許しを受けて一般質問をいたします。

この議会は、市民の皆さんの付託を受けて議員になって4年の節目の議会です。4年前、市民の皆さんに訴え、約束した事柄をどのように取り組んできたか。これをけん制することがこの議会の重要な役割だと思います。私は先の選挙で、1つ、国保税の引き下げ、2番目に予防医療の充実、3番目に中学3年生までの医療費の無料化、4つ目に水道料金の引き下げ、5番目に介護保険の減免制度の創設、6番目に地域活性化、農業振興という6つの重点施策を掲げて、皆さんへ訴え支持をお願いいたしました。

第一の課題である国保税については、一般質問で5回取り上げて、払いたくても払えないほど高い国保税の引き下げの必要性を訴えてまいりました。一般質問の答弁の中では、国保税が市民にとって大きな負担となっていることについては、執行部との共通認識とすることができましたが、引き下げへの前向きな答弁はいただけませんでした。しかし、今議会に宇城市始まって以来ないしは合併前の町村時代もなかったかと思われる引き下げの条例案を提案していただきました。そして引き下げを現実のものとしていただいたことについては、まず執行部の提案と市長の決断に敬意を表します。

2番目の予防医療の充実については、早期発見、早期治療で医療費を下げて、国保税を安くできる要件を作るための政策として、健診医療の無料化や予防注射への助成制度の充実などを取り上げて、2回質問をいたしましたが、前に進めることはできませんでした。

3番目の中学3年生までの医療費の無料化については、この間5回一般質問で取り上げました。4年前は就学前までしか無料ではなかったものが、この4年間で中学3年生までの医療費の無料化をしていただくこととなり、大きく前進いたしました。あとは一部負担をなくして、完全無料化に向けて議論を進めていくことが大事だと考えています。

4番目の水道料金の引き下げについても、一般質問で5回取り上げて、水道料金

は公共料金であってこれがないでは生きていけないという社会資本の一部であり、行政が安く提供する責任があることを強く強調して議論を進めてきました。公益社団法人日本水道協会の資料では、統計の取り方に違いはあるかもしれませんが、全国で1番と3番に高い水道料金に位置付けられる水道事業体が、この宇城市の事業にあることは問題であり、以前として県下で1、2番の高い水道料金の高さです。残念ながら改善することはできませんでしたが、住みよい宇城市をつくるためにも今後の大きな課題だと思っています。

5番目の介護保険の問題についても、4回質問をいたしました。この問題は国の制度改革に伴って、要支援1、2は介護保険から外されたり、一部負担の増額が図られたりで、利用者にとっては不利になるばかりですが、地方自治体として何ができるかの執行部との議論が完全に煮詰めることができず、進展させることもできませんでした。この4月からは、更なる改革が始まります。今後の大きな課題となりました。

6番目の農業についての問題ですが、この問題についても5回質問いたしました。先日の永木議員の一般質問でも強調されたとおり、宇城市の基幹産業は農業です。ハード面での施策は行われておりますが、栽培品目の選定や技術の取得、ネット通販の拡大などで多様化する販路の開拓などソフト面の充実を求めましたが、ほとんどこれも前に進めることができませんでした。

この4年間、住民負担の軽減を大きなテーマとして取り組んできましたが、市民の皆さんに約束した6つの課題のうち前進したものは3分の2にしか過ぎず、市民の声を集め、更なる努力と執行部と議論できる知識の蓄積の必要性を感じた4年間でありました。また、行政をチェックする役割についても、ほとんどの議会で質疑を出して解明を図りましたが、思いの半分もできなかったのが現実であります。こんな思いで今回の具体的な質問に入ります。

初日の施政方針の中で、その施政方針の3ページの第3項の平成30年度施政運営方針の中で、市長は、今年度は本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けたまちづくりと述べられています。そして、この部分を6つの分野に分けて取り組んでいくと表明されました。言葉の表現としては、やわらかくて分かりやすく、温かみのある表現に感じます。しかし、考えてみると具体的にどんなまちづくりなのか、ちょっと漠然としすぎていて分かりにくく感じます。ちょうどいいまちとはどんなまちなのか、指標などがあれば市民にも分かりやすいような表現で御説明をいただければありがたいと思います。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔で明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 宇城市の将来像である「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」では、宇城市の人口が平成３７年には、人口ビジョンの推計では５万４,７５０人ですが、第２次総合計画計画終了時点の人口を５万５,０００人が維持できる持続可能なまちづくりで、市民一人一人がちょうどいい住みやすさを実感できることを目指す方向としています。施政方針でも申しましたように、これらを実現するため、「復興する」「育てる」「住み続ける」「持続する」「選ばれる」「活躍する」の各まちづくりの施策分野で、平成３０年度特に重点をおくあるいは特筆すべき事項を述べさせていただきます。

「復興するまちづくり」では、やはり仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保のために災害公営住宅の一刻も早い供用を目指します。まずは、今年度中に１００戸を完成させ、残る１００戸についても建設に向けた準備を進め、被災者支援を進めてまいります。

「育てるまちづくり」では、児童・生徒の食の安全は欠かせないものと考えます。そのためにも学校給食センターの建設に着手します。

「住み続けるまちづくり」では、生涯を通じた健康管理、生活習慣病、特に糖尿病対策のため、食事の順番を見直すなどの取組を進めるために、「さしより野菜・たっぷり野菜事業」をすすめ、食による市民の健康づくりを支えます。

「持続するまちづくり」では、少子高齢化社会を見据えた産業基盤の整備を進めます。特に国営ほ場整備事業の早期着手のため、平成３０年度末から全地権者に対して、仮同意の徴取を行う予定です。

「選ばれるまちづくり」では、交流人口の増加に向けた基盤整備のために、地域交流施設として金桁温泉建設事業を進めます。

「活躍するまちづくり」では、市民がまちづくりの担い手として参画できるよう、引き続き地方創生推進事業に取り組みます。

以上、代表的な事項を羅列しましたが、これらだけでは市民にちょうどいい住みやすさを実感できるものではありません。全ての施策を駆使して実感していただくよう努力してまいります。

○８番（五嶋映司君） 施政方針に書いてあるものを、少し肉付けしながらお話をしていただきましたが、実はちょっと聞きたいことと違っていまして、これは質問をどういう形でやるかという議論の違いの中でもあるかと思いますが。私は、ちょうどいいという感覚を、言葉の遊びをするつもりはありませんが、熱い、寒い、ちょうどいい。例えば、低い、高い、ちょうどいい高さ。例えば、安い、高い、ちょうどいいとかですね。何かそういう形で考えてみると、じゃあ宇城市の行政の中で、全体の中で、じゃあこういう中に当てはまらんのはどういうのがあるのかなと。そう

いうものをじゃあどう変えていけば、ちょうどよくなるのかなというようなことを考えたかどうか。今おっしゃったように、宇城市の全体の行政の中で一つ一つ積み重ねていって、それをちょうどいいに近づけるというお考え方はよく分かります。ただし、市民にとって非常に分かりやすいのは、例えば今日の一般質問の中でやりますけれども、水道料が高いと、ほんならこれ何とかしようかなと、ちょうどいいところまでもっていけないかなという議論を進めるとか。端的にいうとそういうことも含めて、是非今後とも議論を進めていきたい。そういうことによって市民にも分かりやすく、行政の努力を伝えていけたらと思います。今おっしゃったような形でちょうどいいというのは、非常に言葉の使い方としては分かりやすくいいと思います。明るくて。是非、それをもっと市民に分かりやすいような形で進め方をしていただきたいことをお願いして、次の質問に移ります。

次には通告申し上げたとおり、国民健康保険税について伺います。まず、冒頭でも申し上げましたがこの国民健康保険税、今回引き下げの条例案を議会に提出していただきました。他の市町村よりも高い水準にあったとはいえ、これまさしく宇城市始まって以来ですし、たぶん先ほど述べましたが、旧5町ありましたが、5町の中でも国保税は、ずっと一本調子で上ってきたというのが現実だろうと思います。ここで、これはなかなかやりにくい部分を御英断いただいたのは本当に感謝するとともに評価をしたいと思います。しかし、この国保税、構成自体が低所得者や高齢層が中心になっているんです。常に国保税は、所得に対する負担率が非常に高い制度になってますから、制度自体にも問題があると思いますが、現実から抜け出すにはかなり大きな問題を含んでます。このような問題を抱えた中で、この4月から保険者が熊本県に移るんだろうと思いますが、実際にこの熊本県に移ったときに、移ることははっきりして予算も組んでしっかりしているわけですから、どのように変わるのか、まずは御説明をいただきたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 4月からの国保の都道府県化に伴う県市町村のそれぞれの役割、それから予算面でも大幅に変わってまいりますので、それについて御説明申し上げたいと思います。

今回の国保制度改革に伴い、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになります。市町村はこれまでと同様、住民に身近な立場から、被保険者の資格管理や保険給付、それから保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かな事業を引き続き担っていくことになります。

一方、住民サイドからみた場合、国保の各種手続きは従来どおり市町村の窓口で行いますので、今までと何ら変わることはございません。

次に予算面を申し上げますと、これまで市町村の国保会計に交付されていましたが、定率国庫負担金等の国庫支出金や支払基金からの交付金等につきましては、都道府県が新たに設けます国保会計に交付されることになります。また、都道府県の国保会計歳入予算に国保事業費納付金が新たに設けられます。この国保事業費納付金は、市町村が被保険者に対して賦課・徴収いたしました保険税を財源といたしまして、市町村が都道府県に納付することになるものでございます。市町村はこれまで個別に保険給付費を推計いたしまして、保険税負担額を決定しておりましたが、今後は都道府県に納付金を納めるために、都道府県が示します標準保険料率等を参考に、予定収納率に基づきまして税率を定め、賦課・徴収することになります。

一方、歳出につきましては、都道府県移行後も大きく変わることはございません。ただ、市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う保険給付費の費用につきましては、都道府県の国保会計から普通交付金という名称で市町村の国保会計に交付されることになります。また保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金などの特別交付金として、市町村に県から交付されることになっているものでございます。

○8番（五嶋映司君） 今説明いただきましたように、とにかく保険者が県になるわけですから、県が保険料率を決めてあんなのところはこんだけくださいよと、そしてそれに合わせて宇城市の保険税を決めると。じゃあそれだけじゃなくて、例えば今もちょっとおっしゃったが、インセンティブの導入ですかね。例えばこの市町村はこれだけ医療費を安くしようと頑張ったよといったら、その分については国も面倒見ると。それと同時に保険料率もそれに反映されると。そういう意味では、前回の答弁の時にも市長もおっしゃったように、県に保険者は変わるけれども、実質的にその地域の保険料を決めるのは、その地域の保険行政をどう進めるかによって決まるという具合に考えていいんだろーと思います。そういう意味では、この宇城市の医療費を下げる努力を進めることは、非常に大事だということを改めて感じました。

それでは今の部分で、今インセンティブの導入というか、要するにその地方自治体が医療費を安くするためとか、どれだけ努力したかということに対して国は報奨金を出すというようなことを言っています。その総額が大体300億円とか400億円とかそういう金額があったり、それと同時に今までの保険運営がそれぞれに市町村非常に苦しかったために、1,700億円の援助金といいますか各自治体に出してます。合計は3,400億円うち出すんですが、その半分の1,700億円は県に出すという形になってますが、この1,700億円、インセンティブを含めて、ちょっとこれは質問課題として上げておりませんでした、その辺を含めてのお考

えがあれば伺いたいと思います。ちょっと質問がずれて申し訳ありません。

○市民環境部長（松本秀幸君） 今議員話されました1,700億円につきましては、平成27年度から国は低所得者対策の強化ということで、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じまして、市町村に総額1,700億円の支援をしております。これは現在も継続しているところです。

あと平成28年度から市町村に対しまして、特別調整交付金の一部を活用いたしまして、前倒しでこの保険者努力支援制度というのが始まっております。平成28年度で150億円、平成29年度で250億円、平成30年度からは、この保険者努力支援制度に対しましては700億円から800億円、あと自治体の責めによらない要因による精神疾患とか、子どもの被保険者数とか、非自発的失業者等による医療費の負担増への支援などで7,800億円、合わせて1,700億円が平成30年度からプラスして支援されることになっております。市町村といたしましては、今議員話されましたインセンティブ制度ということで、保険者努力支援制度がより一層金額も多く交付されることとなりますので、達成度合いに応じてこの財政支援がありますことから、より多くの交付金をもらえるように収入確保に努めていくことが、ひいては税率の抑制につながるということで考えておりますので、先ほど市長からもありましたように、さしより野菜事業等を市民の皆さん方にも啓発しながら、医療費抑制に努めていきたいと考えております。

○8番（五嶋映司君） 分かりました。是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは次の平成29年度、今年の大体もう決算の予測がついていると思います。が、決算の予測を教えてくださいたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 本年度の決算見込みについてでございますけれども、現時点では調整交付金等の歳入の見込みというのが、なかなか把握が難しい状況にあるものですから、予算額どおりに収入があるとの前提で、歳出を基に決算予測を立ててみました。

先に議決いただきました補正予算におきまして、これまでの伸び率を基に療養給付費を増額予算化したところでございます。ただ、警報の発令等で心配しておりましたインフルエンザにつきましても、大流行とまではいかず、最近は減少傾向にあることから、最終的には予備費1億5,000万円持っておりますけれども、こちらが使わなくて済むかなということで、プラスしたところの2億円程度の決算剰余金は見込めるのではないかと考えているところでございます。

○8番（五嶋映司君） 単年度決算でいくと繰越金を1億5,000万円、去年の3億2,000万円の残った分を持っていますから、この1億5,000万円を引くと大体5,000万円ぐらいの黒字になりそうと、単年度計算でいくとですね。だから、

そういう意味では国保は辛うじて黒字状況を保っている状況だと思います。まだ今おっしゃったように国の調整交付金いわゆるインセンティブを含めて、その分がどうなるかというのはまだ正確じゃないと、前年度の部分を加味してとおっしゃるからあんまり大きく違わないと思いますが、その分を入れるとひょっとしたらもう少しまくいくんじゃないかなという感じを受け取りました。それでは、そのことも含めて次の質問に移ります。

次は、二つの項に分けて質問を申し上げました。平成30年度の国保税はどうかと今後の国保税の展望という問題を質問申し上げましたが、先ほどから言われているとおり、平成30年度の国保税については、皆さんのところにも事前にこういう資料をお配りいただきました。案をね。ですからこれで、これをもう少し分かりやすくどの程度でどうなのかということ等を含めて、3番4番よければ一緒にでも結構ですから、御答弁をいただけたらと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、まず平成30年度の国保税につきまして御答弁申し上げます。

今、お話がありましたように、今定例会に条例改正案を提出しているところです。この国保税につきましては、平成30年度からいずれの市町村も、基本的には県から示されました標準保険料率を基に税率決定を行うことになります。今回示されました標準保険料率算定の方針、つまり基本的な考えでございますけれども、都道府県下に伴う制度改革が、円滑にスタートすることが第一の目標となっております。更に、今回の制度導入によりまして保険料が上がる市町村と下がる市町村が存在しますことから、制度改革を円滑にスタートさせるために保険料水準は現行に比べ大幅な変動がないように、つまり上がり過ぎず下がり過ぎないようにすることが基本となっております。

そのため、一定割合を超えて保険料が上がる場合は、「激変緩和」を行い、下がる場合は「下限割合設定による調整」を行い、ともに一定割合の範囲に収まるようにされました。このような考えのもと本算定が行われたところでございます。

本市に示されました一人当たりの保険料を見てもみると、9万3,631円ということで、県内45市町村中11番目、14市では4番目に位置しておりました。このような状況下、国保の財政調整基金の積立ても若干あったことや、加えてたゞいま答弁で申し上げましたように、本年度の決算見込みで2億円程度の剰余が見込まれるため、市独自の軽減策を数年は継続で実施できるとの判断から、基金繰入を6,000万円弱行い、税率改正を行うこととしたものでございます。

また、4番目の質問の今後の対策等でございますが、先ほどのインセンティブのところでも申し上げましたけれども、この都道府県下に伴いまして過去3か年の医

療費等を基に県から各市町村の標準保険料率が示されますことから、医療費を抑制できればその分税率を抑えられるということになります。

本市では、第1期のデータヘルス計画におきまして、中長期目標疾患である脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全を重点に重症化予防を進めてまいりました。その結果、介護保険第2号認定者の減少、入院医療費の抑制、慢性腎不全における人工透析患者数・医療費の減少など、医療費適正化につながったと思われます。しかし、医療・介護におきましては、脳血管疾患の増加、重症化というのが見られるため、引き続き高血圧対策に取り組んでいくことが、医療費を抑制していく上で重要と考えているところでございます。

○8番（五嶋映司君） おっしゃるように今の段階では、基金に繰り入れた部分があるから、あと2、3年は何とか大丈夫じゃないかと、このままでも、というような御回答だと思います。ただ、今回の県への移行の問題は、結果的には今回は、宇城市はほかの市町村よりもちょっと高めにあったから下げることができたけれども、国保税全体としては、今後上がっていくというのが今回の県への移行の基本的な流れの中にあるんだろうと思います。そういう意味ではインセンティブとって、要するに努力目標をやってそれなら報奨金をあげるよとってやるのが、本当に保険者、市民の皆さんにとっていいことであるならばいいんですけども、そのものをもろうために変にやり過ぎると、これは介護保険の問題なんかのときにもありますけれども、そういうことになると問題があるから、是非その辺の運用は考えていただきたいと同時に、国保税が今後上がると、例えば上限額が93万円に上がる、たぶん政令で次の6月の議会のいわゆる専決で出てくるんだろうと思いますが、上限額が今度は国保税93万円に上がる、たぶんねというようなお話も聞いております。そうすると、単純に今宇城市は楽になったけれども、今後もっとどんどん上がってくる可能性も十分にある。そういうことを含めて、是非国民健康保険税の運営については心していただきたい。私もそういう点はしっかり捉えながら、皆さんと議論を進めていきたい。

今回は、平均的なところで1万1,900円の引き下げの提案です。最大の所得世帯子ども2人、所得250万円、いわゆるワーキングプアといわれる寸前ぐらいのところの人たちは4万3,000円ぐらい下げてください。そういう意味では非常にありがたいことだと思います。この国保のは、お礼を言いながらですが、今後ものすごく大きな課題になる。そういうことも含めてしっかり運営を進めていただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

介護保険の問題について質問をいたします。この介護保険、昨年9月の質問をしました。大体その時に同じような質問をいただいて、その時の資料をもう1回見直

したら、今回聞いているのと同じようなことを説明していただく形になるような気がするんです。ということは前回の時は、昨年の５月に３１本もの法案をまとめて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法という法律が通っているんですね。これは、簡単な言い方をするのは地域包括ケア強化法という言い方をするんだそうですが、この時にあまりにも大きく変わり過ぎたから、質問したけれども、私も分かってなかった、執行部も厚労省から送ってきた資料とか何とかをそのまま出してきて説明していただいたんで、あんまり分からなかったんですけども。少し勉強させてもらったんですが、今度の地域包括ケア強化法というのは随分大きく変わっているみたいです。この法律によって、実際この介護保険制度がどう変わるのか。その変更の目的と要点をあんまりこれが長くなるとあれですから、難しい問題ですから途中で簡単に言うというのも難しいかもしれませんが、まずは制度の変更の目的と要点について伺いたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今回の改正と、また昨年五嶋議員より質問いただいております。また、渡邊議員からも質問をいただいておりますが。まずは今回の改正点の柱ですけれども、やはり急速に進む少子高齢化の中、２０２５年、平成３７年にいわゆる「団塊の世代」が７５歳以上となる超高齢化社会を迎えます。こうした中で医療や介護に必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備する事が喫緊の課題です。

こうした中、今回の介護保険の一部改正は、高齢者の自立支援と要介護の重度化の防止、地域共生社会の位置付けを図るとともに、制度の持続性を確保することに配慮をしてありまして、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるような二つの柱があります。まずは今五嶋議員に指摘していただきましたように「地域包括ケアシステムの深化・推進」、それとあと一つが「介護保険制度の持続可能性の確保」という二つの柱となっております。また地域包括ケアシステムの改正があって、どういう内容になっているかということですが、やはりその地域で、住み慣れたところで最期を迎えたい。そのためには医療、介護、それと地域の皆様のボランティア等、これを一体的になってやろうというような簡単に言えばそういうシステムですけど、やはりそうは言いましても、訪問医療なりその医療設備の充実度等いろんな課題もありますが、その実現に向けて一つ一つ宇城市としても医師会とも話しますし、地域ケア会議等いろんなその医療と介護、その専門部と話し合いも進めていますので、早く実現に向けて今進めているところでございます。

○８番（五嶋映司君） これはなかなか難しくて分かりにくいんですよね。だから今説明いただいて大体あれなんですけども。まずこの介護保険がなぜ問題にしているのか

というと、介護を受ける人たちがどんどん増えてきているのに、2016年ぐらいからは、介護にかかる金額を総量規制を始めようと。だから、例えば去年の予算では医療と介護に6,400億円かかるのを、1,400億円削減して5,000億円にしようという話が去年出てきている。そしてその中で案を作られて、結局今おっしゃったように今回の柱も制度の持続可能性を確保というんですけど、この制度の持続可能性の確保というのは介護を受ける人たちが一杯いるから、それを十分介護する制度を維持するんじゃないくて、金のかからないような制度を持続しようというような問題が提議されていることが一つ。もう一つは先ほどおっしゃったように柱の二つ目が、「地域包括ケアシステムの進化・推進」という形になっているけれども、この進化・推進というのが、地域包括ケアをみれる地域にボランティアとか地域にどんどん移行していこうと。なるべくなら、だから今おっしゃったように看取りは、自宅で看取るような方法に変えていこう。そのためにはどうなるかというような話がいろいろ出てくる気がして、そういう大きな柱と施策の問題は分かるんですが、では実際に、この4月から始まります利用者にとっては良くなるのか悪くなるのか、あんまり難しいこと考えずに、本当にこれ良くなるんですか悪くなるんですかって、担当の部署ではどういう具合にお考えなっているのか。その辺の解釈を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今回の改正で、利用者にとってどんな影響があるのか、変わるのかということですけど、やはり超高齢化社会を迎えるにあたり、介護の給付費は上がってきます。そのためにこのように今回先ほど柱を言いましたけれども。

まず、利用者にとってどうなのかということで、今重度化防止等の対策を行ってまずけど、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能、その病院の機能はありますが、やはりその人の生活支援、それも大事にしていかなければならない。医療ニーズと介護ニーズそれぞれ必要がありますけど、やはりそういう施設制度がなかったということで、新しく両方を兼ね備えた施設ということで、介護、医療にどちらの機能も満たすような施設が今回できます。それと「共生型サービス」ということで、今まで高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスが受けられない状態。障害児・者が65歳になった時に、今までの障害者のいろんなサービスを受けていらっしやったのが、65歳になると介護サービスに移るか、それとするならば介護サービスの方が優先的に利用があたります。そのためにサービスが低下するような懸念もありましたので、今回はその障害児・者のサービス事業所が介護サービスの認可も受けやすくなった。それによって、持続的なサービスが受けられるというような制度改正もあっております。またこの反対もあります。

それと、持続性可能でという一つと思いますけど、高所得者の3割負担。やはり

現役世代の所得がある方には、3割の負担をお願いするというような制度改正になっていますけど、これは全国で約12万人、利用者として2.4%ということになっております。そのように制度改正がなっております。

それと、サービスに直接的には関係ありませんけど、介護職員の負担軽減を行う観点ということで、今回少しやっていますが。行政から求める文書の整理を行うことと削減化ですね。それとICT化を効率的なサービス提供の実証というのもこれからやって、負担を軽減していこうということになります。また、介護ロボットの加速化、それと要介護者認定の見直し。やはり今認定更新とかいろいろありますけど、それらの中で状態安定者の判定については簡素化をしていこうという負担軽減にもなっています。主なものということでそのような点がございます。

○8番（五嶋映司君） 難しい問題はいろいろ言われても、今言ったことも僕は半分ぐらいはいいや、どっちでもいいやという感じです。問題なのは、僕らは一つのこの地域の議員として、市民にどういう影響を与えて、いいのか悪いのかそれらを端的に判断できるような資料を提供いただきたいと思って聞いたんですが、悪くなるとは言いにくい。ただおっしゃったように、高所得者は負担が多くなりましたよというのは言えると。例えば最高限度額は、おっしゃらなかったけど3万7,000円が4万4,000円になるよとか、そういう問題もいろいろありますよね。で、実際にはただ介護費用の削減が目的ですからね、かなり僕は悪くなるんだろうと思います。先ほど今おっしゃった介護医療員の問題をおっしゃいましたが、医療と介護の一体改革、医療費を減らすために、医療保険から介護保険にこれをスライドさせると。そして結局介護保険に負担をかけていく。介護保険でやると、もう看取りの方向に押し出していくぞというようなことが盛んに言われています。そういう意味でも国の制度です、国の制度だからどうしようもないということは言える部分はあるかもしれませんが、今ここまで来ると、僕は地方自治体は何をやらなきゃいけないのかということを検討しなきゃいけない部分に来ているだろうと思います。

時間がなくなりますので、答弁いただいていると長くなりますから簡単に答弁いただきたいのは、そういう状況の中で、そういうことに関してどう対応するのかということを御検討いただくことを要請しておいて、次の4番の4月から第7期の介護保険が始まります。介護保険料が今回の条例の改定案の中にも出ています。宇城市の介護保険料が今後どういう具合になるのか。現在の介護保険料は、宇城市は14市の中で人吉市に次いで2番目に高いんですよ。今回は少しは改定されるのか。国保税も一番高かったんですが、今回の改定でかなりいいところに、ちょうどいいとは言いませんがかなりのところまで下りてくるのは間違いない。介護保険の問題はその辺どのくらいの金額になって、具体的にどういう具合になる感じなのかお答

えをいただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君）　今回平成30年度から、3か年の第7期の保険料の方がどうなるかということですが、今回条例案も提出していますけど、月額今までが6,000円、それが6,300円に改定されます。今回も介護給付費の見込み、やはり今まで行ってきた予防等また国保でも言われましたように、いろんな高血圧対策等、生活習慣病予防等によりここ3年間の給付額を見込みましてこのように今回は300円の上げ幅となっております。今回の中で、まだどこもこのように決定ではありませんけど、新聞にも載ったと思いますけど、今県が把握している内容としましては、平均が6,400円。上昇率としましては県平均で716円の12.6%。宇城市の場合月額300円上昇率が上がりましたので、それは5%ということで、第6期は今五嶋議員指摘されましたように、県内14市で2番目に高かった。今回は、今の各市町村の予定では14市の中で6番目。今申しましたように平均が6,400円ですので、宇城市は6,300円。ということは、平均より下ということで全体的な順位というのは、そのように解釈していただければと思っております。それと所得や課税状況に応じた10段階は、今まで同様に行ってまいります。

○8番（五嶋映司君）　介護保険は御存知のとおり、年金から天引きなんですよ。宇城市は割と公務員の方が多かったりするから、ほかの地域に比べると所得は高いのかもしれませんが、普通の国民年金の人たちだと4万円に満たないぐらいの方がたくさんおいでになって、負担感が非常に大きいんです。ですから14市の中で今まで2番目でしたから、一步前進は認めます。是非この辺も今後高くないような方策を考えていただきたいと思うのと、先ほちょっと聞きそびれた問題で、医療と一体改革の中で、介護医療院ができていわゆる医療病床から介護病床に代わる慢性医療期を医療病床がどんどん減らされるという話がありますが、これはここでいいのかと思うんですが、具体的に宇城市の中でこの医療病床がどのくらい減る予定なのか、そしてこれが介護医療院みたいな介護系に含める病床、どういう具合に移行していくのか。もしこれがどんどん医療病床が減っていくと、困ってくる人が行き先のない人が一杯出てくるというような気がしてなりません。介護病床になると、介護病床ですから今後これ以上のことはみられませんといって断れる状況ですね。医療病床の場合はそうはいかないという部分があって、今特に特養はどこもここも待ちが満タンですよ。待ちが多くって僕の友達もたくさんいます。今だから、例えば有料の老人ホームに入れると14、5万円かかると。すると特養に入れると6万円ぐらいで済む。年金は7、8万円しかない、負担しきれない。一応有料老人ホームに入れたけども、何とか早めにやってくれんと俺の前で破綻しちゃうという例が何かあるんでね。そういうことも含めて、この医療病床と介護医療院の

関係、宇城市の場合にはどういう具合になりそうなのか、直接どういう影響が出そうなのか把握されていればお答えいただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今回の4月からの介護医療院の開設ができるということで、今までの医療病床自体が宇城市内にはそう数は多くありません。今回そのように制度改正がなったからすぐ移行ができるかという、まだそういう介護医療院という施設をつくるという手を挙げたところはありません。今までの制度もあと6年間はその移行期となっておりますので、今からそのように重視しながら、今後の対策を取っていかなければならないと思います。やはり慢性期医療になった人たちが家庭に帰られるかというところではありませんし、また介護施設で医療ニーズができるか分かりませんので、ここの介護医療院というのは、そのような人たちにとっていい施設ですけど、今後もそのようなニーズに合わせながら、宇城市としても対策を取っていきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員の御心配よく分かります。厚労省にとっては国の医療費総額、そして介護の医療費の総額、これを抑える方ですので、決して今から良くなることはとても言えないところでございます。それと今後の改革の中で、今までの介護は、施設介護と在宅介護でなるべく家でも見ていただけませんかということで、これは分かりやすかったかと思うんですが、医療における今度は在宅医療というのが出てまいりました。医療における施設医療というのは、これは病院入院、そして在宅医療の中には施設介護も入ります。ですから今後医療等がだんだんおっしゃるように介護の費用に変わりつつある。その中で、今医療病床云々ですが、これは病院側の経営、相手先もあることですので我々が今すぐに数字が出るところではないとは思いますが、そういう流れの中で今後なるべくその宇城市は現場でございますので、現場の混乱がないように、より一層サービスの低下にならない対処療法的なことをしっかり考えるしか今のところないだろうと。やっぱり厚労省の国策でございましてそのような考え方があります。

○8番（五嶋映司君） おっしゃるとおりで、総量規制ですから良くなることはない。ですから、地方自治体の役割がどういうことができるのか探っていかなきゃいけないと私は思います。国の施策ですからできることは少ないかもしれないけども、市長がおっしゃるとおり現場が一番大事ですから、是非現場で色々なことを考えていただきたいと思います。介護保険の問題は、本当に切実な問題です。ですから今後は非常に大事な問題になりますので、それと同時に財政的にも負担の大きな問題になりますので是非考えていただきたいと思います。

それでは、最後の問題になります。いつも時間がなくなってあれですけども、最後は3つ一緒にやりますので、3つそれぞれにお答えをいただきたいと思います。

まず最初に子どもの医療費の完全無料化について。大体予算でいくと3,000万円ぐらいでできるとおっしゃっています。先週の渡邊議員の質問の中で、宇城市はこの3年間に箱物建設で213億円1,900万円という数字が出てきました。これには平成31年度の公営住宅が入っていませんので、これを合わせると3年間で240億円ぐらいの計算になります。そうすると市民の皆さんに言わせると、おいおい3,000万円ぐらいだったら何とかかなりやせんかという声が聞かれます。私もそのくらいだったら何とかならんかという気がします。まず、3,000万円の予算でこの一部負担をなくしていくという御検討をいただけないかどうか、まず伺いたい。

それともう一つ。給食費の助成制度の創設について伺います。今荒尾市の給食費無料化が話題になっています。一昨年だったかその前の年だったか、私たち民生常任委員会でも給食費の無料化や保育園の問題などの子育ての支援で、人口増を実現している姫路市の例を見にいったことがあります。それでは、県下で今給食費の一部助成を含め、実施している状況を把握していれば是非教えていただきたいと同時に、そういう無料にする考え方はないか。例えば、概算で計算しました。今宇城市が給食を提供しているのが、約4,000食ぐらい。前後あると思いますが、大体つかみで4,000食ぐらい。とすると、例えば1か月に1人500円助成すると1か月に約200万円。夏休みが約2か月ぐらいありますから、2か月は給食費はないみたいですから10か月で約2,000万円ぐらいあればできる問題ですが、この辺の御検討をいただけないか是非御意見を伺いたい。

もう一つ、多子世帯の国保税の減免制度の創設が今話が出てきはじめました。18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除する制度が少しずつ広がっています。埼玉県ふじみ野市の例があります。1人当たりの医療費分2万5,100円と後期支援分1万1,000円合計で3万6,100円を3子以降の子どもに助成をするそうです。この人口11万人の都市で予算総額が700万円ぐらいだそうです。宇城市はそういう対象の子どもがどのくらいいるのか、予算にするとどのくらいになるのか、それを検討してみる価値をどうお考えになるか、この3点を伺います。ただ、宇城市の均等割りの中には、今いったふじみ野市の後期支援分以外に、介護分が宇城市は1万3,300円入ってます。そうすると宇城市は三つ合わせると4万8,000円になります。これをどう考えるかというところちょっとここではこれは別にして、この医療分と後期支援分だけで議論をしたいと思っています。是非、御答弁をお願いします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 平成28年10月から、中学3年生まで拡大をしています。このようなことを検証しながら、他自治体の動向を注視し本制度について

議論をしてみたいです。

○**教育部長（緒方昭二君）** 県内他市の中では、人吉市で子ども一人につき月1,000円の助成を実施、宇土市では小中学校に在籍している子どもが3人以上いる場合に、第3子以降に給食費相当額の補助、また荒尾市では平成29年10月から小学校のみを無償化しているところでございます。仮に月500円を助成した場合、約2,588万円の一般財源が必要となっております。

本市としては、厳しい財政状況や自治体の動向を踏まえ、慎重な議論が必要であると考えているところでございます。

○**市民環境部長（松本秀幸君）** 多子世帯関係での18歳未満の子どもが3人以上いる世帯ですけれども、現在179世帯で第3子以降の子どもの人数が247人となっております。これを減免した場合の金額ですけれども、議員からありました介護部分につきましては、新条例では均等割りを省くようにいたしておりますので、それで改正後の税額で計算してみますと約860万円になります。

市としての考えということですが、国保税の公平負担、それから金額的には860万円ですけれども財源の確保、そういった観点から慎重な対応が必要になってまいりますので、現時点での対応というのは考えていないところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○**8番（五嶋映司君）** 時間になりました。今言いましたように私は市民負担の軽減をテーマとして議員活動をやっております。今の問題もなかなか即答はできない部分があるけれども、子育て支援という意味では一歩ずつ前進していくことが大事だと思います。御検討いただく部分なかなか先が見えない部分ございましたが、是非しっかり時代に乘せていただいて検討していただくことを再度お願いして、私の一般質問を終わります。

○**議長（入江 学君）** これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

—————○—————

○**議長（入江 学君）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

12番、大嶋秀敏君の発言を許します。

○**12番（大嶋秀敏君）** おはようございます。12番、うき幸友会の大嶋でございます。私の最後の一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから一般質問を行います。1番、松橋駅周辺開発について。

松橋駅西道路、排水工事の進捗についてお尋ねいたします。

昨年１０月に新しい駅舎ができ、東西通路が完成しましたが地域のにぎわいや街の活性化、交流・定住の増大、交通の利便性などの向上がまだ目に見えません。平成３１年度までに東西の駅前広場、駐輪場、駐車場等合わせて西側周辺のアクセス道路と排水対策なども同時に進めてまいりますとのことであるが、道路整備の進み具合はどうなっているのか。また松橋駅西の排水対策として、バイパス水路を設けて不知火支所のところから排水する計画であったと思いますが、それぞれの進捗状況を質問します。

○土木部長（成田正博君） 平成２８年１０月の駅舎の改築によりまして、新たにできました駅西口からは、自転車やバイクを中心に駅利用者のおおむね３割の方が利用されております。駅西側の周辺整備としまして、現在駅西口駅前広場の整備をほぼ終え、車両アクセス向上のため取付け道路の整備を急ピッチで進めております。あと舗装工事を残して、４月からは西口玄関への車の乗り入れが可能となります。また三角・不知火方面からの更なる利便性の向上としまして計画しております幹線道路からの道路整備につきましては、市道の「不知火ウキウキ線」から侵入するバイパスルートを考えております。

バスなどの大型車両も通行可能な道路としまして、不知火支所前交差点から宇土方面へ約１５０メートルのところから、塚原区内のほ場の中を通りまして、既存の市道を改良しながら駅西口に取り付ける計画でございます。延長は約８００メートルで、既存の道路部分約５メートルから６メートルありますが、その幅員を約１０メートルに広げまして、車道の２車線片側に３メートルの歩道を設置いたします。

既に、ウキウキ線や既存道路への取付けに伴います警察協議を終え、昨年１１月にはウキウキ線の新規取付け区間、ほ場部分の関係地権者の皆様に事業計画の説明を行ったところでございます。また駅に近い約３００メートル区間につきましても、１０月に詳細設計を発注するとともに、地元説明会を１１月末に開催したところでございます。

この区間は既に詳細設計が完了しておりますので、平成３０年度予算に工事費の計上をいたしております。なお、これまでの一般質問でお答えしておりますとおり、道路整備とあわせまして将来の宅地化の進展を見据えた駅西の排水対策としまして、歩道の中に幅２メートル高さ１．２メートルのボックスカルバートを入れる計画でございます。またこの排水対策に合わせまして、宅地化による排水量増加への対応と下流地域の冠水問題を軽減するため、不知火地区排水対策測量設計業務を行っております。これまでに排水施設構築に必要な測量業務を終えまして、浸水解析及びポンプ場の予定地の地質調査業務、並びに排水機場の予備設計を行い、今年度末には業務完了の

予定でございます。

松橋駅西側地域は、今後の宇城市の人口減少対策、定住化促進の観点からも重要な地域でありますので、アクセス道路の整備と地域の総合的な排水対策を順次進めていきたいと考えております。

○12番（大嶋秀敏君） バイパス道路工事は大変進んでいるかと思いますが、排水対策の方が進まないで松橋駅西の開発は難しいかと思います。松橋駅西から自由通路ができて、立地的利便性も良いので宅地化としても開発を進めてほしいと思っていますところでございます。一日も早い工事ができますよう願っているところでございます。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。松橋駅東側道路の拡幅と商業施設の誘致について質問をいたします。松橋駅は宇城市の玄関口であります。熊本地震後、松橋駅から松橋停車場線沿いの住宅の解体が進み、昔の面影がなくなり更地が大変増えてまいりました。その松橋停車場線については都市計画道路として計画がされているが、未着手状態であり、解体が進み更地が増加しているときだからこそ道路を拡幅するには今が一番良い時期だと思います。昨年の6月議会で、当該路線は毎年県に単県事業要望として調書を提出しているが、なかなか採択まで至っていないという説明でありました。要望調査が8月から9月にかけてあるので引き続き県に強く要望しますとの部長答弁でありましたが、その後どう進んでいるのか質問をいたします。

○土木部長（成田正博君） 平成29年6月の市議会定例後の状況につきましてお答えいたします。

本年度も8月に宇城地域振興局土木部から、単県事業要望調書の提出依頼がありました。松橋停車場線を含みます継続の要望箇所と行政区からの県への新規要望をとりまとめいたしまして、9月6日に提出をしております。これまでも要望提出に際し、熊本県から県の財政を取り巻く環境が厳しさを増しており、危機的な状況に直面していること。加えまして今年度は熊本地震からの復旧・復興の進捗の加速化を図るため、これまで以上に効率化、重点化を踏まえた要望とするよう要請があったところでございます。毎年継続して要望しておりますが、本年度も採択には至っておりません。県の道路改良事業の本年度施工箇所としまして、松橋町竹崎の県道中小野浦川内線、それと三角町の郡浦網田線の2か所で工事が行われており、国道266号におきましては、松橋停車場付近の改良が予定されているところでございます。

松橋駅周辺整備は、ここ数年でしゅん工を迎えます。また都市計画道路としまして位置づけられて50年以上も経過しております。重ねての答弁となりますが、引

き続き県に取組を進めていただきますよう強く要望していきたいと思います。

○12番（大嶋秀敏君） 県道におきましては、ほかの路線は県から採択があるが、なかなか停車場線は採択がないということでございますが、是非、採択できるように努力していただきたいと思います。

それから駅前でございますが、駅前広場の土地は、現在マルショクの土地が大変多くて、なかなか開発ができないという話をちょろっと聞きましたが、その後商業施設等の話し合いはあったのか質問をいたします。

○総合政策監（村上理一君） 松橋駅の東口周辺につきましては、近隣や郊外の大規模店舗の進出などによりまして、地元商店は空き店舗が目立っております。更に一昨年の熊本地震の影響から、被災した店舗や住宅の解体によりまして、空き地、空き家が多く点在するなど、かつてのにぎわいが取り戻されておられません。

また、松橋駅の乗降客につきましては、年々微増状態が続いておりますが、駅に乗り入れるバスの便が少ないなどの影響によりまして、ＪＲとバスの相乗効果が発揮されていない状況でございます。

議員御指摘のこれらの課題の解決に向けまして、昨年１１月に交通事業者、金融機関、商工会、地元区長などで構成します「駅まち☆未来創生会議」を設置いたしまして、松橋駅周辺の活性化に向けて必要となる事業や支援の方策などについて議論を進めております。具体的に申し上げますと、二つのワーキンググループにおきまして、交通結節点としての機能向上策、バスターミナルを核とした活性化策、空き地、空き家、空き店舗などの活用策を検討しております。

今後、松橋駅周辺のにぎわい創出に向けましては、交通の結節点の機能の強化とともに、東側広場や商業施設との一体的な整備が必要不可欠でございますが、特に核となります商業施設やバスターミナルにつきましては、土地・建物ともに民間事業者の所有でございますので、会社の経営方針にも関わる問題でもございますために、市が直接的に関与することが非常に難しい状況でございます。そのため本会議では、今後、国の調査事業を活用するなどしまして、官民が連携の下、松橋駅周辺への拠点施設を、民間主体で整備することの実現の可能性について検討をしているということでございます。

また、企業誘致の具体的な取組といたしましては、地方創生推進交付金などを活用しまして、国において商店街活性化を通じた地方創生の特徴的な事例として紹介されており、これまでに多くの企業のサテライトオフィス誘致等に成功した宮崎県の日南市の油津商店街をモデルとしまして、最初に進出した東京のＩＴベンチャー企業と連携した企業誘致、あるいは地元企業・大学とのマッチング、ＩＴ人材育成事業を進めるなどしまして、商店街の再生に向けた準備を進めているところでござ

います。

いずれにしても、本市の中心部に位置する松橋駅周辺地区の活性化は本市の重要課題でございますので、商業施設、企業誘致を含めた必要な政策を進めてまいります。

○12番（大嶋秀敏君） ただいまの答弁で、国の調査事業を活用するなどして、官民が連携の下、松橋駅周辺への拠点施設を民間主体で整備することの実現の可能性について検討するという答弁でございましたが、長い目で見まして努力していただきたいと思います。

続きまして、松橋駅周辺、何回か私も夜行ってみました。大変暗いという感じを受けました。特に駅前広場が暗くて停車場線は街灯になった関係で色が変わったという関係ですかね、明るくないということで青白くなったということで暗く感じたわけでございます。そういうことで駅前停車場線が夜になると大変暗く感じるが、特に駅前の街灯設置などはできないか質問をいたします。

○総務部長（本間健郎君） 総務部からちょっと商店街関係を説明いたしまして、引き続き東口の駅前ロータリーについては、土木部から答弁しますのでよろしくお願いいたします。

まず、駅前商店街の防犯灯につきましては、当初、駅前商店街の組合が維持管理をされておりました。水銀灯2台を16か所に設置されておりました。しかしながら電気代の維持管理が困難というなりまして、地元の不知火町御領本区が維持管理を引き受けられたという経緯がございます。その後平成28年度から、行政区管理の防犯灯を市がLED交換工事を実施することになりまして、御領本区と協議しました結果、箇所数を減らしてLED防犯灯2台を13か所に交換したところでございます。

以前の水銀灯の暖かい明かりからLED防犯灯の青白い明かりに変わり、全体的に暗くは感じられておりますが、照度的には実際には明るくなっており周辺や歩行者の足元を照らす点では、防犯上効果があると考えております。なお防犯灯を増設するとなると、また御領本区の維持管理費の増加が考えられますので、地元との協議が必要になるかと思っております。この点につきましては、もうちょっと研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） 現在、松橋駅の東口は整備中ということで、夜間は自由通路からの明かりはありますが、以前と比べまして少し暗い状態と感じております。駅周辺開発事業で、平成31年度に駅前ロータリー周辺にLEDの照明灯を5基設置する予定でございます。宇城市の玄関口でございますので、イメージの向上を図るとともに安全で利用しやすい駅整備に努めていきたいと思っております。

○12番（大嶋秀敏君） 黄色じゃなくて黄土色かな、水銀灯でも黄色い水銀灯はあるんですかね。やはり、青白いLEDに換えたらどうしても暗く感じるわけですね。そういうところで、できれば赤色の水銀灯に替えていただけるならば助かりますが、一日も早い計画を実行するようによろしく願いいたします。

○市長（守田憲史君） 商店街の街灯につきましては、松橋駅前商店街のみならず、かなりのところから今後電気代も含めてどのようにしたらいいか、相当な要望が上がっているところでございます。今回この御領本区や松橋商店街とのお話の中でも、その商店街ではなく各個人のところのと同等のところでの今回のLEDの交換だったかと思います。

LEDになりますと電気代はかかりませんが、ある程度青白くなる。また水銀灯だと今度はインスタ映えしないそうで、それなりの電球をしなければならない。その中で、今後あちこちの商店街から電気代の負担がもう無理であるという強い要望が上がっておりまして、今後宇城市としましてどのような対応をするのか、各行政区とはまた別ですしそことの公平性の問題、そして商店街を全部するとなりますと、それなりの費用がかかりまして、今後ここをどう対応していくか、議会の皆さんとの議論を待つところでもあります。よろしく願いいたします。

○12番（大嶋秀敏君） ただいま市長の答弁でよく分かりましたが、これはもうLEDに換えないとどうしてもやはり割高ということになりますので、私の家でもLEDに換えて電気代が非常に安くなったということがありますので、これはもう仕方ないかなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。2番目の本市の教育について質問いたします。宇城市の各学校の小中一貫教育の現状について質問いたします。宇城市が小中一貫教育を始めて2年になると思います。また豊野小中学校が一貫教育を始めまして5年になります。今年度中に小中一貫教育推進計画を策定すると言われていますが、各学校の一貫教育の現状について質問いたします。

○教育部長（緒方昭二君） 本市は、平成25年4月より豊野小学校・中学校が県内初の施設一体型小中一貫教育校としてスタートしております。また平成27年10月には文部科学省の「小中一貫教育推進事業」の地域指定を3か年間で受け、同年この指定により推進協議会を立ち上げ、宇城市における小中一貫教育について検討してまいりました。本年度は今後の宇城市の小中一貫教育の指針となる「宇城市小中一貫教育推進計画」を策定し、この計画に沿って進めているところでございます。

この際、この小中一貫教育を進める上での実施主体となりますのが、中学校区でございます。宇城市の小中学校を5つの中学校区ごとのブロックに分け、学校施設の立地条件や地域の特性に合わせた取組を推進しております。宇城市としましては

市内教職員への推進計画の周知、市内全教職員を対象とした研修会の実施や推進会議の立ち上げなどに取り組んでまいりました。また各中学校区においても中学校卒業時の姿をイメージした「目指す子ども像」を設定し、義務教育9年間で子どもを育てるという意識を共有化したうえで、中学校区の教員が一堂に会しての研修会の実施、学習規律や家庭学習などの学びのスタイルの確立、また、音楽や美術などの技能教科を中心に中学校教員による乗り入れ事業などそれぞれに工夫した取組を展開していただいております。

今後も推進計画に沿った形で、市全域において立地条件や地域の特性に合わせた小中一貫教育を更に充実させるべく推進してまいりたいと思っております。

○12番（大嶋秀敏君） ただいまの答弁で、事業の乗り入れをやっていると言われた答弁でございますが、どのくらいの乗り入れをやっておられるのか各学校の状態をお聞かせください。

○教育部長（緒方昭二君） 豊野小・中学校以外の中学校区でも、小学生が中学校教員の授業を体験する機会を設けております。三角中学校、不知火中学校、小川中学校では、音楽、美術、体育、技術といった技能教科を中心に、中学校の教員が小学校教員と協力するティーム・ティーチングの授業形態で、小学校の高学年及び中学年の児童への授業を実施しているところでございます。

○12番（大嶋秀敏君） 宇城市豊野中学校の場合は、乗り入れ事業をもう5年間になりますので非常に活発にやっておられると思います。これもあくまでも主要教科外の授業でございます。しかし、旧4町ではなかなかまだ乗り入れ事業で全ての足並みが揃っているとは聞いておりません。そういうことで、宇城市全体の小中学校の乗り入れができますように、そして、生徒に同じ教育環境ができますように、是非努力していただきたいと思います。

続きまして、義務教育学校について質問いたします。豊野中学校は小中一貫教育を始めまして丸5年になります。一貫教育を始める前までは、いじめまたは不登校が大変多かったです。多い学年につきましては、1割ぐらい不登校があったと聞いております。また中学校に入る時には、私が一番感じましたのは義務教育が始まる前でございますが、40人ぐらいの生徒の中で12人が豊野中学校に行かなくて、他の中学校に行ったのを覚えております。この時は豊野中学校は今後どうなるのかなと非常に心配したところでございます。しかし、今ではいじめや不登校は大変少なくなりました。また、ほかの中学校に行く生徒も今学年で2、3人だと聞いております。宇土中学校がありますので、どうしても宇土中に行く子どもがおりますので、2、3人は仕方ないかなと感じているところでございます。

また、学力面におきましても、宇城市の中で上位に位置するぐらいまで上がって

きたと聞いております。運動面におきまして、中体連の陸上競技におきまして、生徒数割でいきますと3年連続県でトップだったと聞いております。主要教科外の授業については乗り入れを行っております。運動会、持久走大会について、小学生から中学生まで一緒に豊野の場合は取り組んでいる行事があります。小学生対中学生の対抗戦、中学生の集団行動を見て小学生にも刺激を与え、中学生は思いやりを持って小学生を支えている姿を見ることができ、非常に感動したことを覚えております。

豊野小・中学校の義務教育学校への移行は見極めているところです、と6月議会で答弁されております。今後どのように考えておられるのか質問をいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今出ました義務教育学校につきましては、平成27年の学校教育法の改正によりまして、平成28年度から新設された学校制度であります。小学校と中学校が、9か年の義務教育課程を一体化させた小中一貫教育型の学校のことをいっております。その運用につきましては、設置者であります市町村教育委員会によって柔軟に適用することが可能です。その主な内容につきましては、早期カリキュラムの導入や小学校からの教科担任制の導入、授業時間の小中統一、こういったものの実施が可能とされています。

文科省の調査によりますと、平成29年度の時点で全国では24都道府県におきまして48校、九州地域では10校の義務教育学校がスタートしております。熊本県につきましても、御承知のとおり高森町に高森東学園義務教育学校が今年度4月より開校いたしました。

宇城市におきましては、今年度宇城市小中一貫教育推進計画を策定しまして、これは先ほどから繰り返されておりますけれども、宇城市全体で小中一貫教育を展開しているところであります。その一形態である議員おっしゃいます義務教育学校の動向につきましても、私ども注視しているところであります。現時点の宇城市におきましては、モデル校である施設一体型の小中一貫教育校、豊野小学校と豊野中学校をはじめまして、現行制度においての小中一貫教育の取組に成果を見い出しております。大嶋議員話されたとおりメリットも高く評価されております。

今後の義務教育学校への移行につきましては、私たちが今懸念しておりますのが幾つかありますが、転入・転出に伴う未修内容の問題であったり、小中両方の免許を持った教員の獲得の問題でありましたり、義務教育学校の移行に伴う職員数の減の可能性があります。また、人間関係が固定化しやすい問題、こういったものがかんがみますと明らかになっていない不安定要素も多く、その有効性につきましては、実施校への調査を含めながら現在研究、検討しているところでございます。

○12番（大嶋秀敏君） ただいま答弁にありましたように、義務教育学校に移行する

にはまだいろいろな問題があるということでございます。特に先生の小中学校の免許の必要、そういうことでなかなか厳しいかと思っているところでございます。厳しくてももう5年過ぎましたので、義務教育学校に進めていただきたい。やはり一貫教育の行きつくところは義務教育学校だろうと思います。そういうことから是非進めていただきたい。何年か前になりますが、豊野小学校も入学する生徒が10人前後になるという話をちらっと聞いたことがあります。そういうことで、義務教育学校にして親御さんたちが豊野の学校にやりたいというような、もてるような学校にしていきたい。そういうことを是非目指して頑張りたいというふうに思います。

また、先ほど言われましたが、先生方が減になるかもしれないということでございましたが、主要教科以外は減になるかもしれませんが、主要教科をすれば必ず増員しなければならないと思うわけです。特に、松橋中学校、小川中学校になれば小学校が4つありますので、必ず先生を増員しなければまわらないと考えるわけです。増員すれば当然予算も余計付けなければならないと思いますが、そういうことで、義務教育学校について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 大島議員からも、かねてからその御要望は聞いているところでございます。今後その義務教育学校について教育長、教育部長とも話し合っておりますが、まだハードルが高いところがありますので、今後検討してまいります。

○12番（大嶋秀敏君） 市長の答弁でハードルが高いということでございますが、是非、義務教育学校実現のために努力していただきたいと思います。

続きまして、3番目の小学校の部活動から社会体育について質問をいたします。この質問は2日に大村議員からの質問があり、大体分かりました。外部指導者がいない場合でも、廃部にならないように努力してまいりますとの答弁でありました。私は1点について質問いたします。部活動を指導したいと言われる先生がおられた場合は、どのような対応をしていただけるのか質問いたします。

○教育部長（緒方昭二君） 宇城市としましては、地域の指導者と保護者が主体となり在学する小学校の体育館やグラウンドを使用して現在運動部活動の内容をできる限り変えることをなく移行できることを方針として、まずは指導者の確保ということへ取り組んでいるところでございます。

指導者バンクの登録制度の設置や退職校長会、市役所OB会などへ説明を行って、先月の2月7日には、体育協会の種目協会でも説明を行い、協力をお願いしたところでございます。

指導者については、現在、部活動をみられている学校の先生が、指導者として活動できるのかという御質問でございます。今までの部活動ではなく社会体育移行に

なりますので、一社会人として指導されるのであれば可能かと思います。ただ、人事異動などがありますので、長期的に考えますと地域から探された方がいいのではないかと考えているところがございます。残り約1年余りとなりましたが、教育委員会も保護者の皆様とともに、引き続き指導者確保に向けて取り組んでまいります。

○12番（大嶋秀敏君） ただいまの答弁で先生方がしたいと言われましても、人事異動がございますので長くはできないということでございます。私もその点が一番気がかりになっておりましたが、これをクリアするためには、やはり普段スポーツをやっておられる方に見てもらうのが一番いいかと思いますが、4時半くらいに学校に行って指導するというのが、やはりそこが一番ネックなところかと思います。そういうことでなるだけ地元で指導者がおられるように、また宇城市内で融通つけていただいて、そして指導者を確保していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3番目の企業誘致について質問をいたします。合併後の誘致企業の実態について。宇城市は平成17年に合併をいたしまして、はや13年になります。今までに誘致企業は何社あるのか。また従業員が何人雇用ができたのか質問いたします。

○経済部長（吉田裕次君） 企業の立地につきましては、雇用の創出、地場企業との取引拡大、地場産業の活性化や定住人口の増加につながることを期待されることから、積極的に誘致に取り組んでいるところでございます。

合併後の年度ごとの新規誘致企業の実態と新規雇用者についてですが、立地協定時の雇用計画人数で申し上げますと、平成17年度、日本業務食品株式会社が45人、平成18年度アイマック株式会社が35人、同じく平成18年度敷島印刷株式会社が35人、平成19年度株式会社ビックバイオが20人、同じく平成19年度株式会社永井運送が5人、平成20年度株式会社共同が12人、平成24年度日本フォレスト株式会社が7人、同じく平成24年度株式会社ダイクフーズが10人、平成28年度有限会社グッドインが7人、同じく平成28年度泰明電機株式会社が5人の10社で、181人となっております。また工場等増設の立地協定は9社となっております。

○12番（大嶋秀敏君） 合併して13年、誘致企業が10社で雇用が181人、また増設が9社あったと答弁がありましたが、大変努力されていると思います。日本国内の会社で、今が一番何十年かに1回の景気で右肩上がりになっているわけでございます。雇用の方も売り手市場になっておりまして、誘致企業がチャンスだと思います。是非頑張っていただきたいと思います。

続きまして、経済部としての誘致はどうなっているのか質問をいたします。熊本

県内の企業を見てみますと、県南よりも県北に偏っているなどと思われます。なぜかといいますと、どうしても県南よりも県北の方が畑地帯が多いというのが一つの要因ではなかろうかと思うわけでございます。また、国会議員とか県会議員とかの力関係もありますかもしれませんが、人数関係もあると思います。いろいろ問題があると思いますが、3年ぐらい前、私はある人からこういうことを聞きました。宇城市の職員は、県に誘致企業のお願いに来られたことがないと聞いて私は驚きました。県との連携はどうなっているのか質問をいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 県の企業立地課との連携につきましては、地元誘致企業の訪問につきましても、県の企業立地課と調整を行いやっております。東京で企業訪問をするときには、熊本県東京事務所の職員と調整しながら企業訪問を行うなど、県の企業立地課とは連絡を密に取りながら業務を進めております。

誘致の進め方ですが、既存誘致企業への訪問や各種展示会・商談会での情報収集、ホームページやメーリングリストでの情報発信を通して、工場等の拡張計画がある企業等であれば、宇城市への誘致を働きかけております。また、市内に立地希望の話があったときには、民間所有の土地などを探しマッチングを図っております。加えて来年度からは、熊本県と連携したオフィス系の事業所誘致や、地方創生事業を活用したIT企業の誘致活動にも力を入れてまいります。

○**12番（大嶋秀敏君）** ただいまの答弁を聞いて安心をいたしました。なかなか県との連携はできていないものとはばかり私は思っていたところでございまして、非常に連携を取ってやっているということで、安心したところでございますが。今後は、県と連絡を取りながら1社でも多く宇城市に企業を誘致していただきたいと思います。近頃はあまり誘致企業もございません。そういうことから、是非頑張ってくださいと思います。

次の質問に移りたいと思います。3番目の市長のトップセールスとしての企業誘致についてお尋ねをいたします。東京オリンピックを2年後に控え、東京ではホテル建設のラッシュだそうでございます。また、大阪や福岡などの大都市でもホテルが今まで以上に多く建っているそうでございます。宇城市でも合併当初から、道の駅の一面にホテルの建設が計画されていましたが、その後ホテルの話は立ち切れしました。宇城市で会議、宴会があり、その後は熊本市での宿泊というコースになっております。宇城市の中心部にホテルの建設をと誰もが考えております。そこで市長のトップセールスでホテルを誘致してもらえないでしょうか。質問をいたします。

○**市長（守田憲史君）** 本市のホテルの現状は、熊本地震前は市内で11社のホテル、旅館で、約350人の収容ができる体制でした。震災後はグッドイン松橋が88室のホテルを再建しましたが、それでも3社少なくなり、約280人が収容できる状

態と宿泊施設は減少した状態となっております。地域活性化のためには、宿泊施設の確保は必要であるという認識は大嶋議員と同様でございます。

一昨年度行いました宿泊施設市場調査によりますと、本市の立地条件から見てベッドタウン的な立地と交通の利便の面からも、小規模のホテルについては採算性が取れるという結果が出ております。実は地震前には2社ほどからホテル進出の相談がございまして、見取図までできていたところでございますが、地震後はちょっとなくなったところでもございます。

今後も市場調査等の宇城市の好条件を示したり、シェアリングエコノミーを活用した回遊性のある体験型観光地を形成し、観光客需要を充実させることにより、ホテルの誘致に積極的に取り組んでまいります。また、トップセールスとして企業誘致または大学の誘致も視野に入れて頑張っております。

○12番（大嶋秀敏君） ただいまの市長の答弁で、地震前は2社相談があったということでございますが、地震後はないということでございます。是非、宇城市にホテルを持ってきていただきたい。八代の新幹線駅にはもう開通してからまだ長くないと思いますが、2社ホテルが建っております。そういうことで宇城市の中心にできればホテルを持って来ていただきたいと考えているところでございます。宇城市で会合を開いた場合、よその市に宿泊されるというのを非常に私たちもよその市に研修に行きますが、やっぱり地元泊まっていただきたいというのがありますので、是非ホテルの誘致だけは力を入れていただきたいと思います。

最後になりましたが、3月議会で退職される執行部の11人の皆さん、長い間本当にお疲れでございました。私も4期15年間議会に携わらせていただきました。今回を持ちまして辞めたいと思っております。宇城市合併から施設一体型の小中一貫教育を目指して、豊野小学校の建築に携われたことが私の一番の思い出でございます。また執行部の皆さん、議員の皆さんと知り合えたことが私の一番の財産でございます。議員を辞めましても、この財産を糧に一市民として頑張りたいと思っております。宇城市の皆さんが安心して安全で心豊かに暮らせるまちづくりを作るために、今後一層の御尽力をお願い申し上げ、大嶋秀敏の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、大嶋秀敏君の議員活動最後の一般質問を終わります。御苦労様でした。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○副議長（福田良二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。通告に従いまして、早速、男女共同参画についてから質問をいたします。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、19年が過ぎようとしております。しかし、いろんな会合に参加して、やはりこの日本は男社会だと思ふことが多くあります。例えばこの議場を見ても女性は2人しかおりません。この宇城市で女性が男性より多いにもかかわらず、この現状はとても不自然だと思います。そこで、現在宇城市における市幹部並びに各審議会等の女性の登用の現状とそれに対する認識をお尋ねいたします。そして、あらかじめ質問の順番の6番と7番を入れ替えますこととお断り申し上げます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、市役所幹部職員、各審議会の女性の委員の登用率等について御説明いたします。

平成29年度の市幹部職員の女性登用の状況は、部長級総数11人に対しまして女性はゼロでございます。部次長級総数16人に対しまして女性は1人でございます。課長級は総数37人に対しまして女性6人ということになっております。管理職の合計では64人で、そのうち女性が7人ということで割合は10.9％となっております。係長級では総数115人でそのうち女性職員は35人ございまして、割合のほうは30.4％となっております。管理職と係長級職を合わせた女性職員の割合は23.5％となっております。過去5年間を比較いたしても、ほとんど変化が見られない状況でございます。

管理職の女性が占める割合が少ない理由といたしましては、管理職の対象となる現在年齢、大体54歳以上の方が管理職の対象になっているような状況でございまして、そのうち女性の割合が14.8％と少ないということが一因と考えられます。

続きまして、各審議会等の委員の女性登用の状況でございますけれども、審議会等の数では27審議会です。そのうち委員総数が381人となっております。その中で女性委員数は96人ございまして、女性の割合は25.2％となっております。これにつきましても、過去5年の状況はあまり変化はあっておりません。

任期満了等により新たに委員を選定する際、「宇城市審議会等の設置に関する指針」及び「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」二つ指針等を作っております。これに伴いまして、人権啓発課に「審議会等への女性の登用促進に係る事前協議書」を提出するようになっております。その中で女性委員の割合が30％になるよう協議・助言を行っているところでございます。

また、第3次宇城市男女共同参画計画において、市の審議会等の女性委員の割合を平成33年度までに30%とする目標を設定しておりまして、引き続き委員会等への委員への女性登用の推進に努めているというような状況でございます。

○20番（中山弘幸君） ただいま御答弁いただきましたように、管理職合計64人に対して女性は7人とわずか10.9%と極めて低くなっております。係長級は30.4%となっておりますけれども、それでも低いと思います。そして問題なのは管理職対象の年齢の女性の割合が、14.8%ということです。これらを、この現状は仕方ありませんけれども、これに対して執行部はこの現状をどのように認識しておられるかお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） 今現在の年齢構成が、先ほど申し上げましたように、ちょっと高年齢の女性の方が多いということで、そういった割合から管理職等々の数、割合等としては少なくなっているのかなと先ほど申し上げましたとおりでございます。

しかしながら、今の一般職の女性の割合をみますと、40代で30%、若い世代になると40%程度が女性でございますので、年代が過ぎていけばそれなりの登用率といいますか、割合になってくるのかなと思います。

○20番（中山弘幸君） 今後クオータ制度の導入を含めまして、宇城市の今後の取組についてお尋ねをいたします。

○総務部長（本間健郎君） クオータ制につきましては、政治における男女平等を実現するため、議員・閣僚などの一定数を女性に割り当て、女性の社会進出をしやすくする制度でございます。欧州では、役職の一定数を女性に割り当てるクオータ制の導入で、女性登用が制度化されている国もあるといった状況でございます。我が国では、まだクオータ制の導入はあってはおりませんけれども、今の政権下では、平成32年度までに主導的地位にある女性が占める割合を少なくとも30%するという目標が掲げられておりますので、本市においても30%というところで進めているという状況でございます。

○20番（中山弘幸君） 議員につきましては別にしまして、平成33年度までに各種審議会、委員会などへの女性登用30%ということですが、これはさほど難しいことではないと思います。もちろんもっと高い目標を掲げるべきと考えております。

そこで、それから私はこの数字が全てであるとは思っておりませんけれども、しかし、一つの指標にはなります。私が今回この問題を取り上げましたのは、議員の数もそうですが、市の管理職を見ても人口の半分以上が女性という中で、あまりにも不自然と思うからであります。男性、女性の役割はあると思います。しかし、議員活動、行政の中で女性の視点はとても重要だと思います。どうしても男性では考え

が及ばないことがたくさんあるのではないかと感じております。例えば、現在宇城市議会には女性は1人しかいませんけれども、仮に30%の7人おられたら私は宇城市議会はもとより、この宇城市は相当変わっていくのではないかと確信しております。

先日テレビで、エステー化学という消臭剤などを扱う会社の紹介がありましたけれども、これまで会社を率いてきた80歳代の社長が退いて、50歳代の女性社長に会社の将来を託したそうであります。その後女性の視点で、商品のデザインなど大胆に刷新した結果、売上げが1.4倍になったということです。このことは、行政にも通じることがたくさんあるのではないかと私は考えます。

そこで、議会は別としまして、市の目標を30%と言わずにもっと高い目標を掲げられたらどうかと思います。そのことが将来的に女性管理職が増えることにつながってくると思いますので、その点市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（守田憲史君）　まずは、30%で頑張りたいと思います。

○20番（中山弘幸君）　男女共同参画社会が、何も男女の数の問題だけではなく、様々な視点があると思います。現在宇城市には男女共同参画社会推進委員会がありますが、市民の中にも自主的に活動されているグループもあるようです。行政としてもそのような方々と連携することも考えてみてはいかがかと思いますが、執行部いかがでしょうか。

○総務部長（本間健郎君）　基本的に男女半数という視点から立ちますと、やはり女性の意見というのも重要になるかと思います。そういったところの連携も含めながら、あと、お願いしますといってもなかなか引き受けていただけないという状況もございますので、今本市のほうでは、女性人材リスト等を作りながら、お願いすればやっていただけるというような女性の登録者の数を増やしていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君）　次に、教育予算の充実について。まずは、学校からの要望事項に対する対応についてお尋ねをいたします。実は、私も子どもが小学校、中学校に通っている関係で、日ごろから事務費等がかなり予算が厳しいという話を耳にしております。そこで、学校からの要望事項に対しまして、どのように対応しておられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君）　学校で必要な備品については、例えば、使用できなくなった楽器や新設された支援学級用の備品など教育課程で必要な備品は、毎年予算編成時期に各学校とヒアリングを行い、購入をしているところでございます。学校からの要望も限られた予算の中で、当該年度においてどうしても必要なものを選定していただき、協議を行った上で予算として計上し、議会の承認を得て執行させていた

だいております。

また、平成30年度予算では、パソコン教室にあるパソコンの基本ソフトがサポートを終了するため、各小・中学校で順次更新を行うなど、備品の購入を行うようにしています。あれば助かるというような備品については、再考していただいたり、年数回の利用しかないような備品については、地域の代表校に整備し共同で利用していただくような工夫もお願いしております。

限られた予算の中で、有効かつ効率的な執行をすることは非常に大事なことだと考えております。

○20番（中山弘幸君） 私、今回この質問をするにあたりまして、幾つかの学校を訪問して話を聞くことができました。結論から申し上げますが、私が考えていた以上に厳しい現場の実状がありました。学校ごとに若干の差はありましたけれども、少し学校現場の現実を紹介したいと思います。

まず、事務費、消耗品費につきましては、コピーのカウント制限がある。行事や生徒会に必要なお金が足りないので、PTAをお願いしている。リサイクル活動でお金を捻出している。事務費、消耗品費について前年度を越えない範囲での要望をしなければならない。授業に力を入れるとどうしてもプリントが増えるが、事務費が毎年減っている所以对応できないことがある。学校は地域に公開しなければならないので、どうしても印刷が増えるが事務費が足りない。消耗品の予算が足りないために保護者をお願いしている。また副教材やテストなどの保護者負担の軽減を考えてほしい。備品等につきましては、必要なものはたくさんあるが要望として1つか2つぐらいしか上げない、または基本的に上げない。備品については、年数が経てば使えないことはないが、機能として古くなり、買い換えたいがなかなか要望にこたえてもらえない。あればとても便利で、教育効果が上がる器材が修理をしてもらえない。そのほか人が足りない。エアコンを特別教室、少人数学級にも入れてほしい。

またICT教材についても多くの要望がありました。これらについては、次回再選しましたら詳しくやりたいと思います。ただ一つ、ICT教材の充実に関しましては、確かに電子黒板などはある程度入っているけれども、ソフトである電子教科書が全くない。これは子どもたちの学習に対する意欲、興味を起こさせるためには極めて有効であるということでした。ある学校では、教師が自費で買っているということでありました。学力を上げるということでは、できる子どもはほっといてもできる。大切なことは、平均以下の子どもをいかにして平均にまでもっていくか、これが一番の課題であるということでした。そういった意味では、ICT環境の整備は最優先課題であるということを感じた次第であります。また、平成30年度か

ら小学校で英語の授業が始まりますが、古いパソコンでは新しい教材に対応できないところがあるという、驚くべき事実を耳にいたしました。

そこで本題に入りますが、教育委員会としましては、予算の許す範囲の中でできる限りのことはやっているといわれるのは理解します。しかし、現場の実状は全く違います。結局、学校は市が常に予算がないというので、最初から遠慮して絞りに絞って優先順位の上から2つか3つぐらいしか挙げてないというのが現実のようで、またあれば教育効果が上がるというものを我慢しなければならない現実、更には英語の教材がパソコンが古くて対応できないという現実を、教育長はどのように認識しておられますか。

○教育長（平岡和徳君） ただいまの質問ですけれども、先ほどの答弁にありましたように、本市は小学校が13校そして中学校が5校あります。そういった中の平等の担保も必要になってきますし、今議員がおっしゃったように現実的な内容を変えなきゃいけないところも非常に我々も痛感しているところです。今後は、子どもたちの未来に触れているという深い自覚を持ちながら、一つ一つ丁寧に対応していきながら、ただいまの御意見に沿うような実績を作っていければと思っております。

○20番（中山弘幸君） 教育委員会としては、限られた予算の中でできる限りの対応をしているということで、これは財政の考えもありますので、教育委員会にはある程度責任はないかと私は思いますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

私も学校を回ってみて、相当な潜在的なやはり要望かなと感じたところでございます。しかし私も何でもかんでも買い与えることが全てとは言いませんけれども、現状があまりにもひどいと思いました。先日渡邊議員の質問の中で、基金も十分にあり、財政が弱いとは言えない、そんなに厳しい状況ではないと答弁をされました。そうであるならば、もっと教育の予算を増やすべきではないかと私は思います。今先生方は、過酷な労働環境の中で一生懸命に頑張っておられます。その中で、子どもの学力は上げなければならない、しかしプリント印刷するにも予算にことかく現状、古い機材を辛抱して使わなければならない現実。先生方がもっと気持ちよく教育に取り組める環境を整備することは、行政の役割だと私は思いますけれども、そのことを市長はどのように考えておられますか。

○市長（守田憲史君） 教育部長が述べましたとおり、限られた予算の中で有効かつ効率的な執行をすることは、非常に大事なことでありと考えております。

○20番（中山弘幸君） 次に移っていきます。教育現場の実状は、今説明したとおりであります。例え要望が通ったとしても予算化されたとしても、それは次の年度でありまして、行政的な手続きもあり相当の時間がかかります。できればもっと速やかに予算の執行ができれば、学校としても助かるのではないかと思います、その

点は改善される考えはありませんか。

○**教育部長（緒方昭二君）** 学校の予算については、市議会の議決を受け配当しており、速やかに当初の計画どおり執行するように指導しているところでございます。予算執行については、会計規則や契約事務取扱規則及び事務決裁規程などの諸規程に従って事務処理し、決裁を行っているところでございます。

公金の支出についても市の条例・規則等に従って適切に処理を行わなければなりません。また不測の事態により予算の変更が生じた場合は、補正予算に上程し、市議会の議決を受けて執行しなければならないと考えておりますので、そういった条例とか規則に基づいて執行したいと考えているところでございます。

○**20番（中山弘幸君）** 行政として手続きあることも理解いたしますし、予算の枠があることも理解できます。しかしそれを言っていては何も進歩はないと思います。また子どもや学校にとって時間は待ってくれません。前例にとらわれず、柔軟な対応ができる仕組みづくりを考えるべきと私は考えます。それから、学校が困っておられることに、学校の予算は全てが紐付きで自由に使えるお金がほとんどないということです。校長の裁量で自由に使えるお金が少しでもあれば本当に助かりますと皆さん言われておりました。そのようなことについて教育長において前例にとらわれることなく、前向きに検討していただく考えはありませんか。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいまの内容につきましてですけれども、部長の方も申しましたけれども、こういった内容で繰り返していきたいと思っておりますけれども。月々に校長会等を繰り返しながら、現場の意見を尊重してそして前に進むような会議等も積極的に作っております。そういった意見をいただきながら、先ほどからありますように、有効かつ効率的な執行というものを目指して努力していきたいと考えております。

○**20番（中山弘幸君）** では、次に移っていきます。ふるさと応援寄附金につきまして、寄附金の現状につきましてこれまで寄せられた寄附金の実績についての説明をお願いいたします。

○**総務部長（本間健郎君）** 寄附金の現状について御説明いたします。ふるさと応援寄附金制度につきましては、御存知のとおり平成20年度に地方自治法の改正に伴い、地方公共団体への寄附金税制が拡充されて始まっております。本市におけるふるさと応援寄附金の推移につきましては、平成20年度から平成25年度頃までは年間数十万円程度で、その後平成25年度からは数百万円前後の寄附でございます。年々増えてまいりまして、平成28年度は1億3千万円余と急激に増えたところでございます。本年度は12月までで約2億8千万円余の寄附金があっており、平成29年12月までの寄附金の合計では4億3千万円余となっているという状況でござ

ざいます。また、いただいた寄附金については、6つの事業の分野の中から、寄附者の方に使途を選んで寄附をいただいているところがございます。分野別の寄附額を申し上げますと、環境循環型社会の構築に関する事業、基本的にも環境衛生の分野になりますが約3,500万円。健康づくりに関する事業で約2,500万円。質の高い教育、文化の向上に関する事業、これが教育分野になりますけれども4,500万円。地場産業の育成と雇用の促進に関する事業に4,200万円。観光の振興に関する事業に2,800万円。その他使途が指定してございません、その他目的達成のための市長が必要と認める事業に約2億5千万円が寄附となっております。

○20番（中山弘幸君） 寄附金の有効活用についてどのような計画があるか、またこれまでの実績があれば答弁をいただきます。

○総務部長（本間健郎君） まず、これまでの実績といいますかどのようなもの使ってきたかとちょっと御説明いたします。

これまでの活用は循環型社会の構築に100万円、これはごみステーションの設置になっています。それと観光の振興に18万3,000円、これは若宮海水浴場の看板ということでございます。それと教育の振興で5万円、これは寄附者の方が奨学金特別会計へ繰り入れてくださいということでございましたので、奨学金へ5万円積み立てるというようなことでございます。あと寄附金の中からは、平成29年度からは返礼品や納税事務代行委託料の事務経費についても寄附金から充当をしているということで、残った分を積み立てているという状況になっております。

基金の活用につきましては、平成28年度からは急激な伸びによりまして、その財源価値が高まってきております。これにつきましては、部長会等を通じながら、職員からの提案募集とするとともに予算の使途の検討を行っているところでございます。基本的に活用する場合は、直接使えるというような問題ではございませんので、基金繰入金として特定財源扱いになりますので、予算に計上して議会で承認をいただくことになります。先ほど教育予算の話もありましたが、質の高い教育、文化の向上に関する事業分で約4,500万円の寄附額につきましては、しっかりと使途の内容を精査していきながら使わせていただきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 答弁によりますと、これまでの実績はわずかで今後の使途についても具体的な計画がないと理解いたしました。質の高い教育文化の向上に関する事業に対しても4,500万円程度の寄附があり、市長の裁量で使える寄附が2億5,600万円ほどあるということでございました。

そこで提案ではございますけれども、この寄附金を原資にして仮称ではありますが、教育文化振興基金のようなものを創設してはどうかと考えます。そうすれば、必要な備品なども迅速に対応できるようなことが可能になるかもしれません。また、

各学校に校長の裁量で自由に使えるお金を交付してみてもどうかと考えます。学校の規模にもよりますが、例えば、市内18校に年間50万円交付しても900万円です。100万円でも1,800万円になります。この金額を多いと見るか少ないと見るかは教育に対する考え方にもよると考えます。金額について今議論しても仕方ありませんけども、要するに寄附金を活用して、教育文化振興基金のような制度を創設する考えはありませんか。市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） ふるさと応援寄附条例の目的に沿うような形で、使い道を決定していきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 私は、教育に対する思いがどれだけあるかだと思いますけれども、私はそういった基金を創設することは、とても有効であると考えます。また、有益な財源としまして、ふるさと納税の企業版もありますが、宇城市では全く取組がなされておられません、今後は積極的に企業版にも取り組まれることを指摘しまして、次の質問に移ります。

次に、世界遺産三角西港の活性化についてお尋ねをいたします。ここ2、3年の観光客の推移についてをまずお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 市では、県の観光統計調査に基づきまして、市内の主要観光施設等の入り込み客数調査を実施しております。

三角西港の入り込み客数の算出方法につきましては、世界遺産委員会の勧告に基づいた来訪者数調査の検証結果を踏まえ、平成29年4月から実態に即した推計方法に見直して計測しております。その結果でございますけれども、平成29年1月から12月の暦年になります。平成29年の観光客数は、28万4千人という推計値が出ております。今の計算方式を過去の年に当てはめて算出してみますと、熊本地震が発生した平成28年が27万9千人、世界文化遺産に登録された平成27年が33万3千人という数値となります。平成29年は前年より約5千人増加しておりますけれども、熊本地震により落ち込んだ観光客あるいは観光消費額というのは、まだ完全な回復までには至っていないというふうに感じております。

世界遺産から約2年半が経過いたしまして、世界遺産効果も徐々に薄れてきているように感じておりまして、関係機関・団体等と連携を深めながら、西港の魅力を更に高めるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 次に、浦島屋のテナント募集につきまして、何か聞くとところによりますと、2回ほど募集されてなかなか応募がないということを聞きましたので、これまでの経過の説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 浦島屋のテナント募集につきましては、旧三角海運倉庫、和蘭館と称しておりますけれども、これと同様に透明性・公平性の確保、それから

観光客の満足度をより高められるような事業者を選定するため、所有者である熊本県と宇城市が共同で実施いたしました。

募集にあたっては、広く事業者から提案を受け付けられるよう公募型プロポーザル方式により経営者を募ってまいりました。1回目の募集時期につきましては、昨年平成29年の9月1日から12月22日までとして、市の広報紙、ホームページそれからマスコミ、地元紙等で募集を周知を行ってきました。10月には施設見学会それから説明会を実施いたしまして、県内外から4社の参加がありました。結果的には応募は1社もございませんでした。見学会の参加者に応募をされなかった理由をお尋ねしましたところ、火が使えないと。電磁調理器はオクケーだそうですけども、火が使えない。それから空調機が整備されていない。夏冬がかなり厳しいと。それから採算が見込めない等々の意見がございました。これを踏まえまして、翌年1月に要綱を見直しまして、改めて公募を実施いたしました。結果的には、この再募集に対しましても残念ながら応募がございませんでした。

今後の対応につきましては、引き続き、所有者が県でありますので県と協議の上、地域振興のための活用を検討してまいりたいと考えています。

○20番（中山弘幸君） 私は、今回の質問にあたりまして、西港の人たちの話を聞きましたが、多くの人たちから同じようなお叱りを受けました。とにかく西港を何とかしてほしい、全く良くなっていない、議員も選挙・イベントの時は来るが、日頃は全く来ない。そこで私が感じましたことは、行政の思いと住民の思いに大きなかい離があるということであります。これまで国の補助金など多額のお金が投入されてきましたけれども、結果としてそれが西港の活性化につながっていないということです。その原因がどこにあるのかと考えてみましたところ、それが全てではないかもしれませんが、行政が住民を巻き込むことがうまくいっていないのではないかと私は感じます。

そこで、いい機会でありますので、今後浦島屋の運営について西港の住民の方々の意見を聞くなり、また知恵を借りてみてはどうかと考えております。またテナントの募集で最も大切なことは、西港に対する愛着であり企画力だと私は思います。採算性が最大の原因であるならば、テナント料も思いきって安くするなどの条件も必要じゃないかと考えますが、執行部いかがですか。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの件でございますが、地元の意見を取り入れてはどうかという御意見だったかと思います。定期的に1か月に1回原則三角西港会議というのを開催しておりまして、まずその西港のテナント、運営者、それから三角振興株式会社、行政、県、それから地元区長と定期的な意見交換、情報共有を行っているところでございます。その中でいろんな意見あたりを賜りまして、いろん

な施策につなげているところではございますが、なかなか思いのほうと実際にできない部分もございます。

今テナント料を市が負担してはどうかということでございますけれども、なかなか他の施設との兼ね合い、バランス等もございますので、なかなか慎重にならざるを得ないと考えております。

○20番（中山弘幸君） 定期的な会議をされているということでございますけれども、そこら辺があと一步踏み込んだ、もっと住民の中にあと一步踏み込んだ会合が持てればいいのではないかと私は思っております。私が話を聞く中で、皆さん西港が良くなることだったら協力を惜しまないという気持ちを持っておられます。そこで、本当に地域の皆さん方の知恵を借りれば、もしかしたらいい方向性が見い出せるかもしれませんので、その点をあと一步踏み込んだ住民との話し合いといたしますか、そういう場を持たれることを指摘して次に移ります。

次に、イベントについてお尋ねいたします。西港においてイベントを行う場合、建物の許可は三角振興株式会社でできますが、それ以外は、広場とかその辺は県の許可が必要になります。それが主催者としてはとても負担になっています。そこで、一括して三角振興株式会社で許可がもらえるようにできないかという要望がありますが、その点改善はできませんか。

○企画部長（岩清水伸二君） 使用許可の窓口を一本化できないかという御質問だと思います。日本で唯一残ります三角西港には、歴史的な建造物が多く残されております。県が所有する浦島屋それから高田回漕店、それから市が所有します旧三角海運倉庫、龍驤館、旧三角簡易裁判所、旧宇土郡役所、伝統工芸館、物産館、それぞれ県が所有するもの、市が所有するものがございます。

今ありましたようにイベントを開催する際に、施設の使用許可を行いますけれども、県の所有の浦島屋、高田回漕店、広場等につきましては、県に手続きをするようになっております。市の施設におきましては、指定管理者であります三角振興株式会社が市の代わりに行っているような現状でございます。要するに、現状では県の施設は県に使用許可を申請し、市の施設は市に許可申請を出すという仕組みになっておりまして、この件に関しましては、これまでも何度か県と協議をしたことがありますけれども、なかなか結論までに至っていないということで、今後ともこの点に関しましては協議をしていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 私ちょっと誤解しておりましたけれども、浦島屋とか高田回漕は県から市が委託料をもらって管理をしているわけですから、そこも県の許可がいるわけですか。せめてその辺は変えてもらわないと私はいかんと思いますが、いかがですか。

○企画部長（岩清水伸二君） 市が管理を受けておりますけれども、市が受託しておりますのは管理業務、清掃とかそういったものでございまして、あくまでもこの施設の使用の許可を与えるというのは、県が窓口でございます。

○20番（中山弘幸君） では、なおさら全て三角振興株式会社のほうで一括してできるように、今後とも県と協議をしていただくように指摘をしておきます。

○副市長（浅井正文君） 今の御指摘の点ですけれども、先ほども言いましたように定期的な意見交換、西港会議というのをひと月に1回基本的にしております。ですからその中で、県の施設はやはり県の公安事務所、あそことで浦島屋、高田回漕店の許可は出してもらっています。あと残りが宇城市で出しています。そういうところで整理はしています。

○20番（中山弘幸君） 次に、西港におけますイノシシ、シカ対策についてお尋ねをいたします。最近、西港においてもイノシシ、シカが出没しておりまして、観光地でもありますので、人的な被害が出ないように早めの対策が必要と考えますが、対応をお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 現在、宇土半島は、イノシシの増加による農作物への被害がかなり深刻化しております。そのような状況下で農作物が少ない西港付近におきましても、イノシシの捕獲については、箱わなを3か所とくくりわな2か所を設置し、対応しているところでございます。西港は世界遺産に指定されている観光地ですが、万一イノシシが出た場合でも、住宅地においては銃の使用ができませんので、観光地へのイノシシの出没を防ぐためには、今後も地元猟友会と協議を行いながら、わなの設置場所等を対応していきたいと考えます。

なお、シカ対策は、三角地区におきましては捕獲実績がなく、生息数についても未知数の状態でありますので、今後状況を確認しながら対応してまいります。

○20番（中山弘幸君） よろしく願いしておきます。

次に、トイレの洋式化についてお尋ねをいたします。昨年11月の日本農業新聞の記事に、「観光庁が訪日観光客の増加を受け、観光地の公衆トイレの洋式化を急ぐ方針を固めた。外国人には和式トイレが使いにくいとの指摘があるためで、年明けから地方の先進的事例を調査する。観光庁が平成16年度に全国の自治体を対象に実施した調査では、和式が4割、洋式が6割だった。洋式化が十分でないとして補助金を出して自治体や民間事業者に整備を促している」という記事が掲載されました。現在、宇城市管内の観光施設のトイレの洋式化の現状をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角西港や戸馳「花のがっこう」、道の駅など主要観光施設のトイレ洋式化についてでございます。市内の観光施設16か所の便器の総数が108基でございます。そのうち洋式は55基、和式は53基で洋式化率にします

と51%でございます。

きれいで快適なトイレの整備は観光施設のイメージアップに加えまして、集客にもつながる重要な要素の一つだと認識しております。本市におきましても外国人旅行者は増加しておりまして、今後宇城市に訪れる観光客が快適に観光を楽しめますよう、受け入れ環境の充実に努めてまいります。

○20番（中山弘幸君） 代表的な観光地であります西港に限ってみてみますと、多目的トイレを省きますと、和式が16基、洋式が10基と極端に整備が遅れております。県の施設もありますけれども、せめて西港はほかもそうでありますけれども、早急な整備が必要と考えますけれどもいかがですか。

○企画部長（岩清水伸二君） 今、おっしゃったとおり、県の施設は、まだ洋式化が遅れているように感じております。この点につきましては、施設の所有者である県に強く要望をしていきたいと思っております。その他の施設につきましても、老朽化あるいは必要度といたしますか、利用率の高いものあるいはもろもろの点を総合的に勘案しまして、改修に向けて検討してまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 検討するまでもなく、早急に対応してもらいますように指摘をして、次に移ります。

次に、学校トイレの洋式化の現状についてお尋ねをいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 学校施設内にあるトイレの洋式化については、校舎や体育館等に設置してある大便器は、総数で803基、うち洋式便器が388基、和式便器が415基であり、洋式化率は約48%となっております。

○20番（中山弘幸君） 洋式化が48%ということでございますけれども、いただいた資料によりますと、学校によって古い学校と新しい学校では偏りがあるようです。洋式化を進めることは言うまでもありませんが、私は、今の時代もう全て洋式トイレでも構わないのではないかと考えておりますけれども、教育委員会としてはどのような考えをお持ちかをお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 学校施設のトイレは、児童・生徒が主に利用し、中には洋式便器の使用を衛生的な理由で嫌がる児童・生徒がいるかもしれません。また、各家庭の便器もすべて洋式になっているとも限りません。

和式トイレは、洋式トイレに比べ形がシンプルなので児童・生徒が掃除しやすかったり、しゃがむ姿勢で背骨がまっすぐになり、力が入りやすくスムーズに排便ができたり、和式トイレを使用したことがない児童へ利用方法を教えるなど、教育上メリットがたくさんあると考えております。

洋式化を進めることは、考える必要はあると考えておりますが、現時点では全ての大便器を洋式化することは教育上課題があるのではないかと考えているところで

ございます。

○20番（中山弘幸君） 私が教育予算の関係で学校を訪問した時に、トイレについてもお尋ねをいたしました。結果、私の考えと同じで、もう全て洋式でもいいのではないかという意見が多かったように思います。実際三角中学校では、校内は全て洋式化で何の問題も起きておりません。今後、松橋中学校の体育館や不知火小学校の改築が予定されております。できれば、児童・生徒また保護者にアンケートを採っていただき参考にされたいかと思いますが、その点はいかがお考えですか。

○教育部長（緒方昭二君） トイレを洋式化することによって、いろんなメリットもあると思います。アンケート調査をどうかということは今後検討委員会などがありますので、そういったところで協議を行ってまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） あと公共施設の洋式化も挙げておりますけれども、事前に資料をいただいておりますので、実は合併当時、本館全て和式でした。当時の阿曾田市長に私から話したら、和式トイレの一部が洋式化されました。私も以前はトイレは和式派でございましたけれども、しかし、現在は和式トイレが空いていても、よほどのことがない限りは洋式トイレを探します。私も公共施設も全て洋式でも構わないのではないかと考えますが、一部を残して早急に洋式トイレに改修すべきと考えますが、その点執行部はいかがお考えですか。

○総務部長（本間健郎君） トイレにつきましては、公共施設の老朽化が進んでいるというのは御存知のことと思いますが、改修のたびにトイレについても考えていきたいと思っております。和式トイレの洋式化であったり、多目的トイレについては、場所とかその時の利用者の方々の状況とか、その状況を見極めながら適正な施設整備に努めていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 予算も伴いますので、できるだけ早めに改修いただきますように指摘をして、次に移ります。

続きまして、金桁温泉の整備についてお尋ねをいたします。1番の場所の選定でございますけれども、私は最初から温泉が整備されることには大賛成で歓迎をいたしております。しかしながら、場所と規模につきましては最初から疑問を持っておりました。今後どのような運営形態が取られるか分かりませんが、現状の計画ではかなり厳しい経営が予想されるのではないかと思います。私も長い目を見たときに、場所の選定についてもほかに検討すべきではなかったかと思っておりますけれども、このことは今更でございますので、あえて答弁は求めません。

次に、周辺整備につきましてお尋ねをいたします。計画の場所は集落の中にあり、道路も狭く分かりにくい場所にあります。今の時代、魅力のあるものには例えへんぴなところにも人は集まります。しかし、今の計画では、そのような温泉施設がで

きるかは疑問に思います。そこで、今後例えばグラウンドゴルフ場でありますとか体験農場でありますとか、そういった周辺整備も考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがお考えですか。

○企画部長（岩清水伸二君） 今回の地域間交流施設金桁温泉の整備事業の基本設計・実施設計では、建設工事及び外構工事に限定して設計業者に委託しておりまして、周辺整備については、現時点での計画はございません。建設予定地の周辺整備、グラウンドゴルフ場等の整備等でございますけれども、本施設が開業したのちの利用状況と施設の課題等を把握した上で、現状を十分に精査し、施設のあり方等につきましても、施設利用者の意見あるいは地域住民の方々とのニーズを踏まえて優先順位を整理し、周辺整備の方向性を見極めていきたいと思っております。現在は、基本計画を策定しておりますけれども、まずは施設建設の早期着工を目指しまして、平成31年度の開業をめどに取り組んでいきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） まさに行政的な答弁だったと思います。市長が観光の目玉とするとともに、市民の福祉に貢献する施設にしたいということであるならば、そうではなくて周辺の整備まで示すべきと私は考えております。

次に、今後の運営と事業計画についてどのように計画されているのかをお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 本事業の進捗状況につきましては、先ほど申しましたように、現在、設計業者において基本計画を策定している段階でございまして、現地調査や敷地測量を行って施設の解体に伴う現況整理、それから建築工事に関する関係機関との協議を行っている状況にございます。3月中旬には建物の配置計画に基づきまして、基礎構造設計に必要な地盤情報を得るため、地質調査を実施する予定にしております。これらの調査結果を精査した上で、施設の規模、設備機器等の方向性を決定していく方向にございます。現時点では、運営にかかる事業に関わります将来コスト等の試算を示すことが現状では難しいと考えております。

運営方法につきましては、イニシャルコスト（初期投資費用）のことでございますけれども、このイニシャルコストとランニングコストの概算費用、及び入浴者数と入浴料金を基に試算を行った上で、業務委託あるいは指定管理者等による効果的な管理手法を検討していきたいと考えております。

今後、同規模程度の温泉施設の運営方法を参考にしながら、十分に検証を行った上で運営方法の基本方針を定めていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁もまさに行政的な答弁だったと強く感じます。採算性の計算もこれからというふうに理解しますが、民間ならば考えられないことだと思います。本年度の予算に計上されており、それにはあえて反対はしませんが、予

算ありきで運営方法などはこれから考えるということは、心配をせざるを得ません。一般的にはある程度の収支の計算をして、どこまでの赤字なら総合的に考えていけると。そこでゴーサインを出すのが一般的だと思います。その点どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど申しましたように、ランニングコストの算定が非常に現段階では難しいということでございます。と申しますのは、やはり今現段階でお湯の熱源方式が定まっております。太陽光でやるのか電力、あるいはボイラーなのか、今提案はコージェネレーションシステムと。ガス発電によるシステムですけれども、この辺も何が一番適しているのかというのを検討しておりますので、現時点ではランニングコストがどれくらいかかるかというのがつかめておりません。これらの方法が明らかになり次第、それらを基にその基礎的条件を基に今後の収益の試算を行っていきたいと考えておりますので、現時点では基礎的な条件が定まっていないということでございます。

○20番（中山弘幸君） くれぐれも赤字が膨らんで、そのしわ寄せが市民に及ばないようにしっかりとした運営計画のもとに事業を進めていただけますように指摘をして、次に移ります。

○副市長（浅井正文君） 今中山議員の質問ですけれども、経営的にどうなるのかという質問だろうと思います。以前申しましたように芦北の温泉センターを念頭においております。ですから今言いましたように、19度の上げる鉱泉の量というふうに思っています。そういうところがまず一つ。それと今度は輸送手段、そういうのが具体的に出てまいります。ですからそういうことを念頭において、そしてたたき台を作ってから地元協議に入りたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 採算性についてでございますが、御心配の主旨は重々分かります。もとよりこの建設、採算だけを重視するならば建設はできないところでございます。皆さんの民意とそして入浴その他の福祉を考えて大所高所からの判断でございます。

○20番（中山弘幸君） そこは私も重々承知しております。

時間がなくなりましたので、光ファイバーの整備につきましては、私が平成24年の第2回の議会で質問をしておりましたので、それは今回の請願も出ておりますのでそこで議論されると思います。

最後になりますけれども、本年3月を最後に退職されます職員の皆さん方のこれまでの宇城市に対する貢献に心から敬意を表しますとともに、今後更なる御健勝を祈念申し上げまして私の質問を終わります。

○副議長（福田良二君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会
したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福田良二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日6日は午前10時までに本会議場に御参集願います。

お疲れ様でした。

—————○—————

延会 午後2時01分

第 6 号

3 月 6 日 (火)

平成30年第1回宇城市議会定例会（第6号）

平成30年3月6日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第41号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
- 日程第3 議案第42号 財産の取得について（宇城市不知火町御領第2災害公営住宅）
- 日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について（佐伯 修氏）
- 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について（石井ミドリ氏）
- 日程第6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高橋佳大君 | 2番 高本敬義君 |
| 3番 大村悟君 | 4番 星田正弘君 |
| 5番 福永貴充君 | 6番 溝見友一君 |
| 7番 園田幸雄君 | 8番 五嶋映司君 |
| 9番 福田良二君 | 10番 河野正明君 |
| 11番 渡邊裕生君 | 12番 大嶋秀敏君 |
| 13番 尾崎治彦君 | 14番 河野一郎君 |
| 15番 長谷誠一君 | 16番 永木伸一君 |
| 17番 入江学君 | 18番 豊田紀代美君 |
| 19番 堀川三郎君 | 20番 中山弘幸君 |
| 21番 石川洋一君 | 22番 岡本泰章君 |

4 欠席議員なし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市 民 環 境 部 次 長	上 原 久 幸 君	健 康 福 祉 部 次 長	那 須 聡 英 君
経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不 知 火 支 所 長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市 民 病 院 事 務 長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 久 美 子 君
事 務 局 長			
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第2、議案第41号から日程第5、同意第3号までであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、18番、豊田紀代美君の発言を許します。

○18番（豊田紀代美君） 皆さんおはようございます。18番、新志会、豊田紀代美でございます。本日が今期節目の一般質問となりますが、振り返ってみますと宇城市議会議員に当選させていただいて以来、一度も休むことなく定例会ごとに一般質問をさせていただきました。今回が32回目となります。これまでお約束どおり市民の皆様のお声や御提案について議会に届けてまいりました。守田市長、執行部におかれましては積極的な御答弁をいただき、数々の質問に対して成果、結果を残すことができました。深く感謝を申し上げます。これからも再び登壇できるように頑張っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げました大きくは5点について質問をいたします。大変失礼ですが、質問の順番を変更させていただきます。1点目が復興するまちづくりについて。2点目子育て支援について、3点目教育問題について、4点目宇城市民病院について、5点目に観光施策について質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目、復興するまちづくりについてでございますが、今議会の冒頭、市長の平成30年度施政方針の中で、宇城市においては熊本地震で多くの家屋被害、農業施設、企業や事務所、店舗等が被災し、生活基盤や地場産業に甚大な被害を受けましたが、発災後約2年間が経過いたしております。国や県及び関係機関から多大なる御支援をいただき、ライフラインやインフラの復旧については、ほとんど完了することができました。しかしながら、今後国や県からの支援が先細りになっていく中で、市民の皆様の自立生活再建が本格化してまいります。行政として、今後も引き続き仮設住宅入居者及びみなし仮設住居、自宅入居者などを恒久的な住まいの確保や、被災者の生活見守り及び社会基盤の早期復興を順序よく着実に進めてまいりたい、力強い守田市長の施政方針でございました。

そこで小さな1点目、被災者の自立生活再建の具体策としてどのような支援制度

があるのかをお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 被災された方々の生活支援ということで、どんな支援があるのかということですのでお答えします。住宅を解体された被災された方々の資金面についてお答えします。

2つの制度がありまして、1つ目に被災者生活再建支援制度、これは半壊以上で解体した住宅を建設または購入する場合、複数世帯で300万円、災害公営住宅等を除く賃貸住宅を借りる場合、複数世帯で150万円の支援金が支給されます。申請期限は平成31年5月13日までとなっております。2つ目に熊本地震復興基金交付金による住まい再建支援事業。四つの事業がありまして、自宅再建の利子助成、それと60歳以上の高齢者向けリバースモーゲージ利子助成ということで、利子助成金としてそれぞれ100万円程度となっております。それと転居費用助成10万円、民間賃貸住宅入居支援助成20万円。この4つの事業は、申請期間は平成29年度から平成31年度までの3年間となっております。

○18番（豊田紀代美君） 支援金についての御説明をいただきました。支援金制度の質問や住宅再建の手続き等が分からずに困っておられる方もおられます。今部長の御指摘のリバースモーゲージ利子補給の制度でありますけれども、高齢者が自分の家を担保にして融資を受け、亡くなった後に売却をして返済をする制度でございしますが、リバース逆、モーゲージ担保、逆担保融資と言われておりますが、利子だけを払いながら、契約者が亡くなった後も一緒に住んでいる配偶者も自宅に住み続けるという制度でございまして、一方デメリットの説明も必要かと思えます。住宅ローンのような固定金利だけではなく変動金利のため、将来金利が上昇すると負担増になり、長生きをして契約の満期を越えると融資が停止し、一括返済をされなければならないなどのそういう支援制度の理解や判断に困っておられる方々もおいででございします。支援の取組や支援についてどういうふうになさるのか、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

○健康福祉部長（清成晃正君） いろんな支援制度がありますが、手続き等が分からない方はどうするかということですけど、市では、昨年假設住宅・みなし仮設住宅等に入居されている世帯や在宅被災者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を基に日常生活や健康面・住まい再建支援に必要な世帯には、個別支援計画を作成し、それぞれの課題に対してきめ細やかな支援をしているところでございます。住まい再建の支援の例を挙げますと、「住宅資金調達や手続きが分からない」、「希望する民間賃貸住宅等が見つからない」などの相談があれば、不動産情報の提供や各種手続支援を県から委託された専門員と地域支え合いセンター職員が、自宅等を訪問し相談に応じるなどして個別の課題にあたっております。

生活再建はこれからが正念場です。これまで以上に再建に向けた支援を実施してまいります。

- 18番（豊田紀代美君） 個別支援計画を作成され、県から委託された専門員と地域支え合いセンターの職員の方々が自宅等を訪問されて、個別の課題解決にあたっていただけるとの御報告をいただきました。感謝いたします。熊本地震から約2年となります。今後市民の本格的な生活再建が大きな課題となります。本市では、合併特例期間終了に伴う普通交付税縮減後の財政運営に備えて、蓄えてきた財政調整基金を前倒しして取り崩して財政補填を行ってきております。効率的な予算の執行は大切だと思いますが、部長御指摘のとおり、市民の生活再建はこれからが正念場です。これまで以上に再建に向けての支援の実施を強く要望いたしておきます。

次に大きな2点目、子育て支援についてでございますが、小さな1点目、本市の待機児童解消のための松橋地区に新たな認可保育所設置計画の進捗状況について、更には、不知火保育園民営化についても併せて進捗状況を御報告お願いいたします。

- 健康福祉部長（清成晃正君） 不知火保育園民営化と、新設園についての進捗状況ということでございますのでお答えします。皆様御承知のとおり、昨年11月から今年の1月末までの期間、不知火保育園及び松橋地区の新設園の運営事業者募集を行いました。また、事前に1月17日に評価委員による委員会を開催し、評価項目及び配点を決定し、選定方法は基準点60%を設定し仮審査（1次審査）を行い、基準点を上回った3法人を本審査（2次審査）により決定することを確認しております。3法人となったのは、この間問い合わせ等9法人の問い合わせがありましたので3法人に絞るということに決めておりました。それで最終的には不知火保育園では、4つの法人から応募申請を受け、2月17日にプレゼンテーションの実施、委員の質疑等により仮審査を行い、基準点を上回った法人の中から本審査により移転先候補者の選定を行っております。その後、指名審査委員会を経て決定いたしました。なお、移転先候補は社会福祉法人「わかき福祉会」です。

続きまして、松橋地区の新設園については、3つの法人からの応募申請がありました。2月24日にプレゼンテーションの実施、委員の質疑により仮審査を行い、基準点を上回った法人の中から、本審査により移転先候補者の選定を行いました。これから指名審査会を経て来週中に決定を行う予定となっております。

- 18番（豊田紀代美君） 宇城市不知火保育園民営化に関わる運営法人の評価結果につきましては、議員各位に3月1日にFAXで健康福祉部長より送付をしていただきまして、今この手元でございます。移管先候補、選定理由、1次審査結果、2次審査結果が記載されておりました。本審査結果は、10人中9人が投票して1人が棄権で、「わかき福祉会」8票と他の法人が1票との報告が載っておりました。そ

こで、評価委員 10 人と指名審査会の委員 7 人についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 評価委員会と指名審査委員会の委員を報告いたします。

まず評価委員会の委員ですけど、委員長を副市長、それと市の方で総務部長、健康福祉部長、健康福祉部次長、不知火保育園長、土木部長、それと不知火保育園後援会会長、社会福祉協議会より事務局長、不知火小学校長、それと熊本学園大学の准教授の 10 人です。それと指名審査委員会の名簿ですけど、会長に副市長、委員としまして 6 人、総務部長、企画部長、土木部長、経済部長、教育部長、契約検査課長以上となっております。

○18 番（豊田紀代美君） 御報告ありがとうございました。新設園は松橋地区の皆さんの負担軽減や待機児童の解消に大きく貢献するものと期待をいたしておりますが、その一方では、児童受け入れ拡大によりこれまで児童を受け入れられてこられた隣接の園に与える影響が懸念されます。新設保育園開園後の計画についてのお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） この度の新設園募集にあたっては、地区ごとの入所希望の状況及び児童数の推移、また開園により与える市内保育園との影響などを考慮し、募集区域や利用定員等の設定について協議・検討を重ね実施したものでございます。保育園等の利用定員設定については、児童の入所状況や今後の希望などを含め、毎年事業者と協議をしております。また、設定変更には県との協議が必要ですので、事業者独自での増減はできないこととなっております。

なお、今後の協議にあたっては地域の状況だけでなく、市全体のバランスを考慮し事業者の意向等を踏まえ協議・調整してまいります。

○18 番（豊田紀代美君） 本市の待機児童解消対策が、子育て支援の役割を果たし人口増や人口流入につながり、宇城市の活性化につながることを期待いたしております。先ほど指摘いたしました隣接の園に影響がないように配慮をされ、部長御指摘のとおり、地域、市全体のバランスを考慮し、事業者の意向を踏まえ協議・調整をしていただきますように強く要望をいたしておきます。

小さな 2 点目、児童館廃止後の計画についてでございますが、3 児童館廃止後の施設はどのようなになるのか、基本的な方針についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 3 児童館の廃止後の施設の利用の基本的方針ということですので、松橋地区にあります 3 児童館は、平成 32 年 3 月末をもって閉館することとなっております。閉館後の施設の用途につきましては、3 児童館とも地元行政区等から土地を借り入れ、施設を建設したものでございます。したがって、土地をお返しする際に施設は解体することが基本となります。

○18 番（豊田紀代美君） 竹崎児童館の地元竹崎区では、解体をせずに地域の福祉活

動等に施設を利用したいと強い御要望をいただいておりますが、それについての御答弁をお願いいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 閉館後の施設の用途につきましては、施設を有効利用したい旨の申し出があるなど地元の意向は様々な状況でございます。このことから、各館とも個別に今後の対応について話をを行い、できる限り地元の要請に応えられるように努めてまいりたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 部長ありがとうございます。3児童館とも様々な意向があるとの御報告でございますけれども、今後各館とも個別にしっかりと対応され、地元の御要望に応じていただけるとの御答弁に感謝をいたします。竹崎児童館閉館後の施設有効利用につきましては、地元の強い御要望もございますので、特段の御配慮をいただきますように強く御要望を申し上げておきます。

続きまして大きな3点目、教育問題についてでございますが、小さな1点目、学習指導要領の改訂による教育改革について、まずプログラミング教育について教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 新学習指導要領では、小学校において改正の要点の中に「言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置づけた」とされました。

プログラミング教育とは子どもたちがコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができることを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる力として、「プログラミング的思考」などを育成するものとされており、自分が意とする一連の活動を実現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考える力を育成するものでございます。つまり小学校段階におけるプログラミング教育は、学びに向かう人間性や思考力・判断力・表現力を含めた能力の育成と捉えなければなりません。

しかしながら、具体的に指針が示されていないため、今後の動向を見定めて対応していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 教育部長の答弁で、小学校段階におけるプログラミング教育は具体的な指針がまだ示されていないため、今後の動向を見定めて対応していきたいとお考えであることで理解をいたしました。そこで、現状でできる具体的なお取組はないものかお尋ねをいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 市教育委員会としまして、実施のために必要なICT環境

の整備、例えば電子黒板の導入やパソコン教室のパソコンの更新などを進めるとともに、県教育委員会と協力しながら、教材の開発、指導事例集の整備、教員研修等を行っていきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 教育部長御指摘のように、今後県教委と協力をされ、教材の開発、指導事例集の整備、教員研修等に努めていただきたいと思います。

そこで教育長にお尋ねをいたします。これまで学習指導要領は、約10年ごとに改訂をしてくております。平成10年頃は詰め込み批判でゆとり教育、平成20年頃には学力低下の不安の声で脱・ゆとり教育、今回の改訂は教育の目的は知識の量ではなく、知識を使う力、考える力、判断力、表現力を身に付けるという教育改革だとお聞きいたしております。改訂スケジュールにつきまして申し上げますと、平成30年度新学習指導要領移行措置スタート、平成31年度高校生のための学びの基礎診断実施、平成32年度新学習指導要領小学校で全面实施、平成32年度大学入試共通テスト実施、大学入試センター試験平成32年度で廃止、平成33年度新学習指導要領中学校で全面实施、平成34年度新学習指導要領高校で全面实施とあります。今申し上げましたように、平成32年度には小学校、平成33年度には中学校で新学習指導要領がそれぞれ全面实施となります。そこで、教育長のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○教育長（平岡和徳君） 議員が話されましたように、平成29年3月に幼・小・中の学校指導要領の改訂の告示が公示されまして、今おっしゃったとおり、今後、順次全面实施に向けて進んでまいります。そこで、これからの教育課程の理念としまして、社会に開かれた教育課程が掲げられました。育成すべきその目指す資質・能力、これは「何ができるようになるのか」「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」この視点で見直しが図られております。また、各学校におきましては、組織的・計画的な教育の資質的向上を図るためのカリキュラム・マネジメントの考え方が導入されてきました。本市では、小学校・中学校におきまして「主体的・対話的で深い学び」こういったものを実現するために、これまでの部長の答弁にもありましたように、ICT環境の整備、こういったものに具体的に取り組みながら学習環境の整備を進めますとともに、小中一貫教育の取組を通じまして、教職員の指導力の向上と事業改善に努めてまいりたいと考えております。

また、小学校において新たに導入されます外国語科につきましては、これまで本市では教育課程特例校での英会話科、これらの取組を生かしまして平成30年度から先行実施を予定しているところです。今後本市では、この新学習指導要領改訂の理念を十分に理解しまして、横断的で汎用的な実践を繰り返す中で、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力、こういったものを確実に育成していきたい

と思っております。

また、子どもたちの発達の支援について、これについても困難に応じた指導の工夫を行いながら、生きる力を育て、そして宇城市の子どもたちがより一層輝くことができるよう、学校教育活動に真摯に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○18番（豊田紀代美君） 教育長におかれましては、小・中学校の新学習指導要領の教育課程が全面実施されることに対しまして、既にしっかりとしたお考えをお持ちになり御理解いただいていることをうれしく思います。更には、外国語科については平成30年度から先行実施を予定しているとの御報告でございました。ありがとうございます。今後も宇城市教育行政の最高責任者として、宇城市の子どもたちのために全力で頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小さな2点目、3月1日に举行されました松橋高校の卒業式に教育長、議長とともに出席をいたしました。146人の卒業生という生徒数の減は気になるころではございましたが、凛とした態度で卒業式に臨んでいる母校の生徒たちを目の当たりにして、感動し、誇りに思いました。そこで、県立松橋高等学校の創立100周年に向けて、是非本市でも御協力をいただきたいと強く思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 市内にある松橋高校が100周年という節目の年を迎えることは、大変喜ばしいことと思っております。

例えば、市内で実施されるイベント時や市の広報紙などで松橋高校の創立100周年であることをPRしたり、また調整ができるようであれば、式典時に市役所の駐車場を貸すなどの協力は可能ではないかと考えております。また、松橋駅など市民の目に触れやすい場所にある市所有地に、松橋高校が作成した看板を掲示させることにより、多くの市民への周知に寄与することができるのではないかと考えているところでございます。

○18番（豊田紀代美君） 先日、松橋高校的那須校長先生や担当の先生ともお話をいたしました。ただいまの教育部長の御答弁に大変喜ばれると思っております。感謝を申し上げます。

熊日新聞でも、今松橋高校生の活躍の記事がたくさん掲載されております。例を挙げますと、平成29年6月1日付の宇城市長とランチミーティング松高生との意見交換。平成29年6月14日付で、当尾仮設住宅みんなの家に松高生が訪問。平成29年7月30日付では、日韓高校生のサッカー交流。平成29年10月19日、道の駅宇城彩館で「宇城市の味ぎゅっと詰めて」松高生の家政科生徒による考案弁当販売。平成30年1月27日、宇城市の未来、若者の目線で松高生知恵を絞る。

平成29年6月23日付、宇城市の県立3校松橋高校、松橋東、西支援学校で、熊本地震の教訓を踏まえた大規模災害時の対応を協議したとあります。

また松橋高校はボランティア活動にも力を入れております。本市の事業にも多くの生徒が活動をいたしております。宇城市のフラワーフェスタ、宇城っ子のつどい、うきあかり等に多数の生徒が参加をいたしております。今年度は新しいボランティアとして熊本城マラソンや街なか図書館への参加を行い、特に街なか図書館では、持続性のあるボランティアであり、図書館におけるお手伝いだけでなく、地域住民の方々との交流に資するボランティアであったとお聞きをいたしております。

松橋高校創立100周年に向け、ここで市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 松橋高校の発展は、市にとっても大事なことでと考えております。最近、市役所周辺で生徒がごみ拾いをするなどの清掃活動や、朝の登校時の交差点で交通指導を行っている光景をよく目にしておりました。また昨年10月には、松橋小学校で体育コースの生徒たちを中心に、陸上競技の出前授業が実施されています。

このようなボランティア活動を実施していただくことは、地域の美化や交通安全啓発に役立っており、深く感謝するとともに、地元の高校と地域のつながりが深まるのではないかと思います。

市としましては、松橋高校創立100周年の節目に、今までの功績に対し感謝状の贈呈を考えております。

○18番（豊田紀代美君） 守田市長、ありがとうございます。感謝申し上げます。松高生、校長や先生方、保護者の皆さん、同窓会の方々にも喜んでいただけるものと思います。創立100周年を迎える松橋高校が地域に必要とされ、徳を備えた学校として認知されることを目指し、次世代のリーダーとしての資質を有し将来その活躍が期待される生徒が、地域と共同的に関わり学ぶことにより、リーダーとして必要とされる企画力・組織運営力を高めることを目的に、今回地域の心を豊かにするプロジェクト委員会も設置されております。市長の御配慮が松橋高校創立100周年記念に大きな花を添えていただくことになると確信をいたしております。

次に大きな4点目、宇城市民病院についてでございますが、宇城市民病院の旧伝染病棟は、市道上にはりをかけたその上に建築されております。これによりこの市道は救急車両が通行できない状態で行ってまいりました。このことは旧松橋町時代より懸案事項で行ってまいりました。しかし、今年度この旧伝染病棟を解体していただき、地域の方々に大変喜んでいただいております。感謝を申し上げます。隣接する民家との法面等についても、早急な対応をお願いいたしておきます。

さて、平成29年3月、熊本県は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正医療法に基づき、県内地域の将来医療提供体制に関する構想を医療計画の一部として、「熊本県地域医療構想」の策定がなされました。この構想は、県内の状況を把握し、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けての目指すべき医療提供体制の姿、更には目指すべき医療体制の実現に向けた施策が記されております。宇城市民病院事務長に資料をいただき目を通させていただきました。

そこで、この県医療構想を踏まえ、宇城市民病院では今後どのような方向性を持っておられるかお尋ねをいたします。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 市民病院では、総務省から平成27年度に示されました「新公立病院改革ガイドライン」に沿って、「国民健康保険宇城市民病院新改革プラン」を平成29年3月に策定しております。

この改革には、従来の公立病院改革プランに求められていました「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営の形態見直し」この3点に加え、県が作成する地域医療構想を踏まえた各病院の役割の明確化が求められておりました。県の医療構想も踏まえたところで、平成29年から平成32年度までの期間の新病院改革プランを作成しているところであります。

この新改革プランの中で、県構想を踏まえての市民病院の役割については、「周辺地域のかかりつけ医として満足度の高い地域医療構想の実現と市民の健康増進を図るため、関係医療機関との連携を推進し、地域に密着した医療機関として、現状の医療体制を維持していくことで地域医療を支える」としております。

当院では、施設や機器等の老朽化への対処、医師不足による医師の確保、一般会計からの繰入金金の減少などを課題として、現状の市民ニーズを重視した上、この現状の医療体制をいかに維持するかを課題として、新改革プランを作成したところであります。

なお、熊本県地域医療構想の実現に向けた推進体制としましては、今年度から宇城地域でも地域医療構想調整会議が開催され、構想の実現に入ったところでございます。

○18番（豊田紀代美君） ただいまの市民病院事務長の御答弁の中で、医師不足による医師の確保も課題だし、宇城市民病院として現状の医療体制を維持していくとの御報告でありました。現在の大町院長は、今年度に医師の定年である65歳をお迎えになるとお聞きいたしております。大町院長は平成8年から宇城市民病院に勤務をされ、多くの患者の診療にあたられ、おやさしいお話しぶりの確な診療で、多くの患者から厚い信頼を受けられております。私のかかりつけ医でもあります。多く

の患者の方々からも、是非院長として引き続き宇城市民病院に勤務していただきたいとの御要望があります。宇城市職員の定年に関する条例では、医師の定年は65歳と規定されており、同条例で定年に関する特例として3年まで定年を延長することができる旨の規定がありますが、お考えをお尋ねいたします。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 大町院長は今年65歳を迎えます。議員がおっしゃいましたとおり、職員の定年に関しまして条例に規定されております。市としましても、現院長にできるだけ長く勤務していただきたいと考えておるところです。

なお、医師の確保に苦慮している県下公立病院では、既に医師の定年を70歳としている自治体も多く、本市においても「宇城市職員の定年に関する条例」の特例の適用や、定年延長の条例改正への検討をしてみたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） ありがとうございます。市民病院事務長の御答弁で、大町院長の定年延長を含め現状の市民病院の医療体制を維持していくということですが、再度ここで市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 市民病院事務長の答弁にもありましたように、地域に密着して地域医療を支える市民病院は、宇城市にとっても必要な医療機関であります。可能な限り市民病院の現状の医療体制を維持していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 市長、ありがとうございます。今後も周辺地域のかかりつけ医として、市民の健康増進を図るため関係医療機関との連携を密にしながら、施設や機器等の老朽化への対処、一般会計からの繰入金の減少等に努力をされ、地域に密着した医療機関として地域医療を支えていただけますよう期待をいたしております。

次に大きな5点目、観光施策についてでございますが、村上総合政策監が地方創生人材支援制度により総務省から派遣されまして、本市の企画部で総合政策監として御活躍をいただいて8か月が経過いたしました。先般、宇城市商工会女性部の研修で講師においでいただきまして御講演を頂戴いたしましたが、宇城市に着任後半年で感じたこととしてお話をいただきました。

1点目が宇城市の知名度がないこと、2点目、総合計画や総合戦略は策定されているが政策がないこと、3点目、ビジョンやデザインがないこと、4点目、地理的条件、観光資源、地元産品など素材の良さが生かされていないこと、更には問題解決に向けての取組、地方創生の9点が上げられました。どれも興味のあるお取組ではありますが、ここでその中の一つ総務省委託実証事業のシェアリングエコノミーを活用し、三角東港を拠点に回遊性のある体験型観光地を形成する計画について、シェアリング回遊観光モデル構築の事業目的、事業内容、事業効果について総合政策監にお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） 本日議長のお許しをいただきまして、参考資料を議員の皆様にはお配りしているかと思えます。A4横の写真が載っている資料でございます。

そもそもシェアリングエコノミーでございますが、個人などが保有します活用可能な遊休資産などを、インターネットを介しまして他の個人なども利用可能とする経済活動のことを示しております。我が国の最近の事例といたしましては、空き部屋、会議室、車、自転車、衣服など様々なサービスが登場しております。

一方で、本市の観光では宇城市におきましては、年間約350万人の観光客のうち宿泊客が約6万8,000人、パーセントで言いますと1.9%と、県内の他地域に比べても極端に少ない状況でございます。よく言われる典型的な通過型観光となっております。特に三角地域では、世界文化遺産の三角西港や三角東港を中心に年間約40万人の入込み客がございまして、その多くが日帰り客でございます。このように今後は個人旅行客をターゲットとしまして、観光客の滞在期間を少しでも長く確保できるように、三角地域の歴史・文化・自然との触れ合いを体験させ、全体を回遊させる仕組みづくりに取り組むことが急務だと考えております。

このシェアリング回遊観光モデル構築事業ですが、政府が推進しますシェアリングエコノミーの仕組みを活用しておりまして、配布資料にありますとおり、三角地域に超小型モビリティそれとシェアサイクル、セグウェイこの3つを導入し、三角西港、戸馳島などと一体になって観光地を周遊できるような、全国で唯一の3つのシェアリングサービスを体験できる場所を観光客に提供することで、回遊性のある観光地を形成させるという目的のものでございます。

○18番（豊田紀代美君） 全国で唯一の3つのシェアリングサービスを体験していただける観光客の滞在時間を少しでも長く確保して、三角地域の歴史・文化・自然に触れながら、全体を回遊していただく計画に期待をいたしております。そこでシェアリングエコノミーの具体的な事業計画についてお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） まず、この事業の財源でございますが、来年度から新設される予定でございます総務省の「シェアリングエコノミー活用推進事業」これを活用させていただきます。これは地域の社会課題の解決や生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの取組を支援する公募型のモデル事業でございます。1,000万円を上限とした国の委託事業でございます。

また、事業スキームにつきましては、このモデル事業の申請は本市が行いますが、採択後の事業実施は、一部を除き全体オペレーションを民間事業者へ委託をするこ

とを検討しておりまして、現在、観光物産協会、自動車メーカー、シェアサイクル事業者など関係者と詳細設計を行っているところでございます。

本年４月のモデル事業採択後、速やかに契約事務手続きに入りまして、早期に本サービスが開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○１８番（豊田紀代美君） 国の公募型モデル事業の採択後、事業実施は一部を除き運用は民間委託をされるということで御報告をいただきました。早期に本事業が開始できますよう、総合政策監の手腕に期待をいたしております。そこで最終的にこの三角地域をどのような観光地にしたいとお考えなのか、市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 国内外からの観光客の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地域活性化を実現していくためには、地域の個性を生かした魅力ある観光地づくりを進めるとともに、その魅力を効果的に発信することが重要です。

三角地域は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として、世界遺産に登録された三角西港が重要な観光資源であり、更に三角東港、戸馳島など歴史的資源や特産品などの地域資源の活用を通じた、そこに行ってみたくするようなコンテンツの磨き上げが必要です。

そのために来年度に策定する「観光振興戦略（仮称）」において、三角地域を本市が推進する重要な観光拠点の一つとして位置づけ、官民の連携を図りながら歴史・文化・自然を体験したり、宿泊や食を楽しむことのできる滞在型の観光地を目指してまいります。

○１８番（豊田紀代美君） 三角地域を本市の重要な観光拠点の一つとして官民の連携を図り、滞在型観光地を目指され、国内外から観光客の流れを戦略的に創出され、地域活性化、観光振興に更なる御努力を御要望申し上げます。

時間は残りましたが、一応これで一般質問を終わりたいと思いますが、今月末をもって退職をされる議場においでの方の皆さん、合併以前より宇城市の発展のため、そして宇城市民のために御尽力をいただいたこと、そしてまた熊本地震によります時に、不眠不休で市民のために全力で頑張っていた、今そういう思い出が一つ一つ脳裏をかすめております。皆さん方と一緒に仕事をさせていただいたことが私の誇りでもございます。個人的にも大変お世話になった方々ばかりでございまして、心から御礼を申し上げたいと思います。今後は健康に留意されて益々御活躍をいただきますように、心からお祈りを申し上げます。本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（入江 学君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、星田正弘君の発言を許します。

○4番（星田正弘君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、先般通告をいたしました通告順に従って質問を行います。その前に順番の入れ替えをお願いいたします。2番の誉ヶ丘公園周辺再整備とサイクリングコース集客施設等の中で、2番と3番の入れ替えをよろしくお願いをいたします。

1番、中山間地農業の維持管理対策と企業誘致について、（1）AIを活用した鳥獣害対策機械システムの研究開発拠点づくりを行います。常識的に今日の中山間地農業の現況が次のように語られます。里山の荒廃は、野生動物の生息域を広げることを助け、増えた動物は人家近くに出没するようになり、それら中山間地の田畑が荒らされるようになった。悪いことに高齢化の進んだこれら地域では、甚大な被害や対策を行うためには、余分な費用や労力がかさむことなどから、耕作を断念することになってしまう。放棄された耕作地は原野化し、一層野生動物の生息域を拡大することになる。これはある老婦人の体験でございますけれども、昨年末であります。畑の草取りをしていて、そろそろ夕方何時頃かと目を上げるとイノシシ除けの柵の内側の農道を5、6頭のイノシシが行進している。距離として十数メートル、幸い畑は別途ネットで囲まれてはいたが、恐ろしくなり早々に引き上げた。このような実態に対して、これまでも多様な行政の対応が行われてきたことは十分承知をいたしております。例えば、原野と田畑の境界に防護柵を巡らすことや、地元猟友会の協力を得て駆除を進めていく、そのほかもろもろあります。しかしながら、実感的には今もイノシシなどの数は増え続けていて、決定的な効果は出ていないような気がいたします。近々松橋から小川にかけて平野部では、ほ場の大規模化を進めるための農地基盤整備事業が始まろうとしております。日本の農業が足腰の強い国際競争力をもった姿に生まれ変わるためには、是非とも必要な事業と考え、市民の一人としてその成果に期待をし、見守っていきたいと考えております。ですが、その一方、中山間地農業の衰退を食い止めていくことも並行して考えるべきであろうと強く思うものであります。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。まず第一にAIを活用した鳥獣害対策用の機械やシステムの研究開発拠点づくりはできないかということです。今日、AIを活用したロボット技術の進展には目を見張るものがあります。医療介護、

家庭用から軍事用まで多面的に幅広く及んでおります。これを是非中山間地の農業を守るという観点から、その研究開発拠点づくりに宇城市が手を挙げることはできないだろうか考えるわけです。そうすることにより、平野部の農業の未来と中山間地の農業の未来の双方を宇城市で語ることができるようになると思うのです。御見解を伺います。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市の有害鳥獣の被害防止対策として、現在は、捕獲（駆除）と合わせて、進入防止柵等を行っているところでございますが、捕獲につきましては、一部最先端技術のＩＣＴの導入を行って実施しているところでございます。

御質問のＡＩを活用した鳥獣害対策機械システムの研究開発拠点づくりでございますが、現在ＡＩにつきましては、専門知識のある学者や開発メーカー等が開発実験を行っている段階にあります。イノシシ等の増加に伴い、毎年中山間地においては鳥獣被害が増加傾向にありますので、将来的にはＡＩを活用した鳥獣害対策機械システムが必要な時期が来るものと推測されます。

現在において鳥獣害対策機械システムはございませんが、開発メーカーの具体的な実証実験等については、今後も動向に注視していきたいと思っております。

○４番（星田正弘君） （２）の公共施設跡地を活用して、上記のための企業や大学研究機関の誘致はできないかということでお尋ねをいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 国は、地方創生事業で地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク推進事業」を実施しております。この制度は、地方のサテライトオフィスまたはテレワークセンター等のテレワーク環境を整備するための費用を一部補助する事業です。

本市でも平成３０年度から、熊本県と連携したオフィス系の事業所誘致や、地方創生事業を活用したＩＴ企業の誘致活動にも力を入れていきたいと考えています。

しかしながら、公共施設跡地などを活用する場合には、用途廃止後何年も活用されておらず、しかも老朽化も進んでおりますので、そのあたりも考慮しながら今後研究してまいりたいと考えます。

○４番（星田正弘君） よろしく願いいたします。

次に、２番の菅ヶ丘公園周辺再整備とサイクリングコース集客施設等の整備についてであります。（１）市外から訪れるあるいは市内の親子連れが楽しめるような公園の再整備はできないかについてお尋ねをいたします。

菅ヶ丘公園は、松橋インターから５分程度、熊本市中心部から距離にして２０＊。程度と地理的に非常に恵まれた場所にあります。そのため、すぐ近くに位置するアグリパーク豊野には、土日、祝祭日には、熊本市内からの来場者が多くなります。

ですが、これらの人たちは買い物が済めば、早々に別の目的地へと移動して行きます。それ以上にとどまる魅力がないからであります。訪問者が増え、滞在時間が長ければ長いほど地域は活気づき、経済的にも更に潤うことになります。

先に三角西港が世界遺産に認定され、大いに脚光を浴びています。これをチャンスに三角地区が大いににぎわいを取り戻してくれることに、市民の一人として強く期待をしているものですが、均衡をもって継続的に宇城市が充実発展していくためには、東にも仕掛けが必要だと考えます。そこで次の３点について考えをお伺いをいたします。

第一に、市外から訪れるあるいは市内の親子連れが楽しめるような公園の整備ができないかであります。アグリパーク豊野に買い物に来た人が公園で楽しんで帰る。あるいは公園を目的に来た人が、ついでにアグリパーク豊野で買い物をして帰るというものになってくれればいいと思います。数年前までは、アグリパーク豊野には子ども向けの遊具施設があり、それなりに親子連れに利用されている場所でした。老朽化と危険性から撤去されましたが、より安全性の高いものに絞ってでも公園の一部に再整備できないかと思うところでございます。更に大人向けには、遊歩道の延長整備等が考えられますが、御所見いただきます。

○土木部長（成田正博君） 現在、市が管理しております公園施設が６３施設あります。豊野地区には３施設ございまして、そのうちの１施設が誉ヶ丘公園となります。

誉ヶ丘公園は戦後開設され、広さ約８万平方メートルに桜が約３００本と四季を通じて花見をはじめ、魚釣り・散策ができる遊歩道があり、地元住民を中心に子どもからお年寄りまで利用され、地元住民の憩いの場となっております。

しかしながら、熊本地震によりまして、一部遊歩道の崩壊した部分は復旧しておりますが、まだ国道２１８号から入り口であります石橋の崩落や公園のトイレなどが使用不能となっている状況でございます。現在、「橋りょうの架け替えや補修を行うか」「代替設備を整備するのか」という問題解決のために、誉ヶ丘公園アクセス通路修復整備検討業務委託を平成３０年度で計画をしているところでございます。

当公園は市の条例に基づく都市公園ではなく、一般公園でございますので、業務をする際には、国の補助事業が受けられないこととなっております。また昨今の公園施設の一般的な課題としまして、維持管理費用の増大、遊具の点検、安全管理の徹底などを行う必要がございます。公園の再整備といたしましては、先ほど申しましたように自然に恵まれた景観のすばらしい公園でございます。

まず、熊本地震での復旧を急ぎますとともに、将来的には、豊野アグリパークと公園を一体的に捉え、市内外からの集客や市民の憩いの場として今後どう活用できるかを研究していきたいと考えております。

○４番（星田正弘君） ありがとうございます。早速検討いただきますようお願いをいたします。

次に、レンタサイクル基地はできないかということでお尋ねをいたします。ため池周遊サイクリングのためには、手軽に自転車を使用できることが必要です。幸いに今日レンタサイクルのシステムが民間企業の手で整備されてきています。誘致しやすいように条件整備ができないものか考えます、御所見をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） レンタサイクルは、主に都市部におきます環境保護や渋滞緩和、騒音問題などに対応するため、市民の交通手段の一つとして安価または無料で自転車を提供するサービスでございます。昨今では、主要な観光地域、観光地等においても観光拠点をめぐる交通手段として、不特定多数の観光客を対象にしたシェアサイクルあるいはシティサイクルといったものが利用できるケースが増えています。

このレンタサイクルの運営形態としましては、主に地方公共団体や観光協会、道の駅等が運営されておりますけれども、都市部におきましては、自転車店やレンタカー営業所等が運営し、最近では専門のレンタサイクル事業者が参画するようになってきております。全国の事例としましては、東京都内をはじめ、主に県庁所在地や有名観光地において、観光、ビジネス、通勤・通学等、多様な用途で利用可能な時間貸しの形態で運営されております。

豊野町にレンタサイクル基地を設置することについてでございますけれども、周辺地域をめぐる交通手段の一つとして、観光地や地域住民に利用していただくことは大変有意義であると思われまます。ただ、実際に整備することになりますと、運営主体や駐輪場所の確保、自転車の管理をはじめ、何より利用者ニーズを把握することが必要であると考えております。

市では、先ほど豊田議員の質問にもありましたように、来年度に回遊性のある観光地形成を目的としまして、三角地域にシェアサイクルを使ったシェアサイクリングサービスを実施する予定にしておりますので、まずは、このモデル事業の実績あるいは効果を検証しながら、豊野町でのサービス導入の実現可能性を検討してまいります。

○４番（星田正弘君） 次に、鑑ため池、萩尾ため池周辺にサイクリングコースは設置できないかということでお尋ねをいたします。誉ヶ丘公園を基点とするような豊野町内のサイクリングコースの設定はできないかお尋ねをいたします。

豊野町内には、数多くのため池があります。その中には比較的規模も大きくて周辺の景観にすぐれたものもあります。加えて浄水寺の石碑や響ヶ原古戦場、相良堂、浜戸川にかかる石橋など、文化的歴史的遺産といった探訪して回る材料も少なくあ

りません。豊野地域の魅力の掘り起こしの御所見をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 3番目と4番目一緒ということですね。ただいまの鑑ため池から萩尾ため池周辺にサイクリングコース設置についての質問と、それからサイクリングコースの設定ということで、続けてお答えいたします。

まず、サイクリングコースの設置についてでございます。県内には自転車専用道路として整備されましたコースや既存の道路を活用したコースがございまして、自転車愛好家の方たちが自然や観光を楽しみながら周遊をされております。

鑑ヶ池と萩尾ため池が連なる県下で最大級のため池とその北側の誉ヶ丘公園からなる地域一体は、水と豊かな自然環境に恵まれたすばらしい景観資源を有しております。鑑ヶ池から萩尾ため池周辺にサイクリングコースを設けることは、地域に人を呼び込み観光振興やにぎわいの創出につながるものと考えております。とは申しましても、実際に自転車専用道路を本格的に整備するとなりますと、膨大な費用を要することになり、現実的に今すぐというのはなかなか難しいものと思われま

す。まずは、今ある遊歩道や国道等を活用して回遊するサイクリングルートの推奨ルートを研究してまいりたいと思います。

続きまして、豊野町内をめぐるサイクリングコースの設定についてお答えいたします。先ほどありましたように、豊野町には年間23万人の入込み客があるアグリパーク豊野をはじめとして、国指定重要文化財「浄水寺碑」や市の有形文化財に指定されています石橋など、食や自然、歴史・文化を楽しめる観光スポットが数多くございます。このような観光資源とサイクリングを結びつけることは、県内外から訪れた方の地域での消費促進や観光振興、にぎわい創出につながるものと考えております。

サイクリングコースの設定についてでございますが、アグリパーク豊野には自転車専用の置き台、いわゆるサイクルラックが設置してあり、自転車愛好家の休憩所としても活用が可能となっております。

こうした自転車が駐輪できる環境を生かしながら、市の有形文化財に指定されている5つの石橋などをめぐる推奨ルートの選定とルート上に観光情報等を紹介したマップを作成するなど、ソフト面の取組を研究してまいりたいと考えております。

○4番（星田正弘君） ありがとうございます。

次に、豊野町内における散在するほかのため池を親水公園化にできないかについてお尋ねをいたします。例えば、規模も大きくて周辺景観にすぐれた幾つかのため池を選び、周辺の整備を行い求めていきたい場所にできないか考えます。それは憩いの場所であったり、釣りを楽しむ場所であったりとその条件にあわせて手入れを行う。そうすることで農業用のみで終わっていたものが、観光資源として活用さ

れることになると思います。維持管理については、地域の皆様方の住民力を活用することも可能かと考えます。御所見をいただきます。

○経済部長（吉田裕次君） 農業用ため池に遊歩道、東屋等を設置し、親水公園施設として整備されたため池は宇城市内に数か所ありますが、合併前に農村総合整備事業、県営事業等で整備されたものでございます。

議員御質問のため池を親水公園として整備する計画は今のところございませんが、ため池を一体的に親水公園として整備する場合は、国５０％、県１５％、市２２．５％、それに地元負担としまして１２．５％の負担割合で、市が行う農山漁村地域整備交付金事業としての団体事業があります。ため池と一体的に整備せず、遊歩道等の親水公園施設のみを整備する場合は、国５０％、県２５％、市２５％の農山漁村地域整備交付金事業での県営事業になります。

ただ、鐙ヶ鼻の上ため池を周回する遊歩道の未整備区間の整備については、公園整備事業として栈橋の設置等を含めた構想がありましたが、地権者の同意が得られずそのまま一部未整備となった経緯があります。

今後、地元地域から親水公園施設整備等の要望が上がれば、地元負担がない県営事業の方向で熊本県と協議を進めたいと考えております。

○４番（星田正弘君） ありがとうございます。是非、そのように取り計らっていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、Ｂ級グルメの基地となるような場所の設定はできないかについてお尋ねをいたします。うまいものがあるとそれだけで人は集まります。例えば阿蘇のそば街道、博多のラーメン屋台等々です。ただし、これらは単一種類の料理は店によってバリエーションを持つという仕組みになっております。これを多種多様なＢ級グルメ店が出店するような場所づくりは考えられないかであります。それは、焼きそばであったりギョーザであったり、焼き鳥おにぎり等々種類を問わず、数を準備をする。また地元産のフルーツを活用したスイーツもあってよいと思いますし、フライドポテト、大学イモ、ポン菓子等々考えられます。単一の店が大きい必要はありません。今日はあれを食べ、次の機会には別のものを食べるという何回も訪問したくなるような場所づくりです。集客力が高まればアグリパーク豊野への流れも確保できますし、本格的バイキング料理の「あぶみ野」への相乗効果の期待ができると思います。

以前、街中の商店街は大型店の出店に強い拒否反応を起こし、反対運動を起こしてまいりました。が、今日、人の集まるところに勝機ありと、歓迎の流れに変化をしております。市内の均衡ある発展という観点からも、是非お取りおきをいただきたいと思いますところでございます。御所見をお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） B級グルメとは、庶民的でありながらおいしいと評判の料理のことで、昭和60年頃から使われている言葉でございます。

誉ヶ丘公園周辺には、アグリパーク豊野内に農家ばいきんぐ「あぶみ野」があります。そこではおいしい水と空気に育まれた野菜を中心とした家庭料理や、100年以上の歴史を持つヘルシーな馬肉料理、更には四季折々の果物など、毎日40種類以上の料理を楽しんでいただけます。そこで、例えば農家ばいきんぐ「あぶみ野」を宇城市に食のブランドの基地の一つとして、季節の食材や地元の伝統料理を生かしたイベントなどを実施し、人に来てもらうきっかけとするなど、様々な仕掛けを模索していきたいと考えております。

○市長（守田憲史君） 具体的な提案をいただきありがとうございます。提案の内容の中で、急でちょっとお答えでない事項もありました。是非、次の6月議会で豊野町、宇城市の将来を含めて、星田議員とともに前向きの議論をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○4番（星田正弘君） ありがとうございます。再質問をお願いいたします。

A I活用について、市としても最先端技術を積極的に活用していこうとしておられる答弁を伺いまして、大変心強く感じたところでございます。そこで、少し具体的にお尋ねをいたします。

I C T活用において一定の成果を上げているとのことでしたけれども、そのことに関しましてお願いいたします。次に、どのような形で活用されているのか活用の具体についてもお尋ねをいたします。次に、効果がどのような形で表れたのか、その結果、データものをお願いいたします。次に、システム活用にかかる経費はどの程度であるのかということもお尋ねをいたします。市内のどのエリアで実施をされ、規模はどの程度かについてもお尋ねをいたします。次に、I O Tの活用についてどのような形で活用をされているのか、活用の具体についてお尋ねをいたします。

次に、A I活用の研究発表拠点づくりについてもお尋ねをいたします。専門知識のある学者や開発メーカーが開発実験を行っている段階であるとの答弁ですが、専門知識のある学者や開発メーカーを具体的にどの程度把握しておられるのかについてお尋ねします。一括してお答えをいただきます。

○議長（入江 学君） 星田議員、せっかくの質問でありましたが、順番が過ぎておりましたのでこれで終了したいと思います。その質問は執行部、十分に受け止めていただき、6月議会の折にでも質問をいただければと思います。

○4番（星田正弘君） はい、ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、星田正弘君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

日程第2 議案第41号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）

日程第3 議案第42号 財産の取得について（宇城市不知火町御領第2災害公営住宅）

日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について（佐伯 修氏）

日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について（石井 ミドリ氏）

○議長（入江 学君） 日程第2、議案第41号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）から、日程第5、同意第3号教育委員会委員の任命について（石井ミドリ氏）までを一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 追加いたします議案の提案理由を申し上げます。今回提出します議案は、その他案件2件、同意案件2件になります。その他案件は、長崎久具線交付金橋梁上部工工事の請負契約に関わる議案、及び不知火町御領第2災害公営住宅の財産取得に関わる議案でございます。同意案件は、教育委員会委員の任命についてです。お二人の現職委員の任期満了に伴い、新たに任命いたします方々について議会の同意をお願いするものです。事務処理上早期の議決、同意をお願いいたしたく、追加提案としたものでございます。詳細につきましては、関係部長が説明いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第41号の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第41号、工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。追加議案集の2ページ、それと説明資料の2ページから4ページをお願いいたします。

今回議案として工事請負契約締結のお願いをいたしますのは、長崎久具線交付金橋梁上部工工事でございます。工事請負契約の締結につきましては、平成30年2月28日に契約の相手方と仮契約をしているところでございます。長崎久具線交付金橋梁上部工工事につきましては、平成27年度より工事着手し、平成29年度まで下部工、橋台2基、橋脚2基、全4基が完成します。今回平成29年度から平成30年度の債務負担行為を活用し、橋梁上部工を施工するものでございます。本工事は工事設計金額が5,000万円を超えますため、条件付一般競争入札方式を採用するとともに、技術的難度が高く、確実かつ円滑な施工を図る必要がありますため、プレストレストコンクリート橋上部工と土木工事施工業者との特定建設工事共

同企業体（ＪＶ）を条件としまして、入札者の施工能力及び施工計画等に対する技術評価と入札価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式であります総合評価方式で実施しております。その結果を基に２月２１日熊本県が実施をしております総合評価審査会を経て、学識経験者の意見聴取を行い、落札者の決定に至っております。その後２月２８日に仮契約を締結したところでございます。以上が契約締結までの内容でございます。

説明資料は、工事請負仮契約書でございます。工事名が、長崎久具線交付金橋梁上部工工事。契約金額２億９，２１４万円。契約の相手方、住所でございますが熊本市東区健軍本町２番２号アイユート健軍本町３０１号、名称としましてコアツ・中内建設工事共同企業体。代表者氏名が営業所長坂本博志。なお、工期につきましては、平成３１年３月１４日までとしております。

以上で、議案第４１号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第４１号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第４１号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○８番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、議案第４１号工事請負契約の締結について、長崎久具線の問題です。３点ほど質疑をいたします。

まず１点は、これで長崎久具線の工事はほぼ発注が終わりなんだろうと思います。残りの工事があれば教えていただきたい。２番目が、長崎久具線の開通はいつ頃になるのかということも含めてお願いしたい。３点目、これで長崎久具線の総工事費用が、例えば計画段階当初の委託料を含めて、ほぼ明確になるんだろうと思います。長崎久具線、一部もう開通している部分もございますが、それを含めてこの長崎久具線は、どの程度の工事費でこの完成に向かうのか御説明をいただきたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 長崎久具線の残の工事といたしまして、Ａ１側といいますか不知火側の橋りょうの取り付けの工事、機場がありますが、その部分の取り付け工事が大体２億６，０００万円、それと橋りょうの照明設備でございますが１，５００万円、それと舗装工事が１億５００万円、それと道路の改良が必要になります。これは中学校側も含めてでございます２億円。これが今の計画段階でございますが、今後、長崎久具線としての発注工事の残の工事でございます。

それと開通はいつかということでございますが、平成３１年度末を予定しております。

それと総工費につきましては、あくまで現在見込みでございますが、総額で約２９億円ほどを予定しております。

○８番（五嶋映司君） 概略は分かりましたけれども、今おっしゃった取り付け工事の

2億6,000万円、舗装工事の1,500万円とか、1億500万円その他入れますと今後の工事費用が約5億円ちょっとぐらいかかる。ということは今まで施工した分、例えば、今回出てきている約3億円の金額も含めて26億円の理解でよろしいのか、この5億円は別なのか。その辺ちょっともう一度正確に。幅はいいんですよ、含みはね。だからまだ決まったわけではないですから、大体このくらい。だから工事費全体が含まれているのかどうかということだけを。

○**土木部長（成田正博君）** 先ほどの残工事5億数千万円を含んだところの全体工事費が、29億円と予定しております。

○**8番（五嶋映司君）** これで終わります。

○**議長（入江 学君）** ほかにはありませんか。これで質疑を終結します。

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。

○**土木部長（成田正博君）** 議案第42号、財産の取得について（宇城市不知火町御領第2災害公営住宅）の詳細説明を申し上げます。議案集の3ページと説明資料の5ページから9ページ、10ページにはパーツ図としてイメージ図を添付しております。

今回議案として財産取得の議決をお願いいたしますのは、平成28年に発生しました熊本地震に伴い、不知火御領地区に建設いたします軽量鉄骨造2階建ての2棟10戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきましては、平成30年2月14日に相手方と仮契約をしているところでございます。

内容といたしまして、財産宇城市不知火町御領第2災害公営住宅。所在地でございますが、宇城市不知火町御領字御手水36番1、取得価格2億4,516万3,000円、契約の相手方でございますが、住所、熊本市東区錦ヶ丘18番24号、名称が大和ハウス工業株式会社、代表者として支配人平尾豊幸。本件は、宇城市公募型買い取り市営住宅土地建物提案型建設業務委託におきますプロポーザル方式の選定の結果により、大和ハウス工業株式会社が建設した災害公営住宅を取得するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（入江 学君）** 議案第42号の詳細説明が終わりました。

これから議案第42号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○**11番（渡邊裕生君）** まず1点確認なんですが、この御領第2というのは、どちらを指してらっしゃるのかなというのが私はっきり自分の頭の中で認識できませんでしたので、今の御領の児童公園の隣に仮設住宅があります。その東側を今ほぼ埋め立てが完了したところがありますね、元農地だった。そこなのか、その北側に今造成中の土地があります。どちらが第1でどちらが第2だったのかなと思いながら、

その土地そのものは、児童公園の東側に位置する土地は、あそこは今仮設が建っているところと同じように市が買収した部分がどれくらい含まっていたのか。あれ全部今埋め立てたのは市が所有する土地だったのか、それとも今回新たに用地買収をされたのかという部分。

それと、今の説明で2棟とおっしゃったような気がしたんですが、このイメージ図で2棟あります。ということはこの2階建てですので、1棟というのは2階建てという上下で1棟、1戸というふうに理解していいのかなと。私は下に5戸、上に5戸というふうに思っていたもんですから。外側に階段が今書いてありますので、今何となくそういうふうに理解をしたんですよ。これが、1戸で2階建てだったらこの中に当然2階に上がる階段がそれぞれに付く、部屋の中に付くのかなと思って。この絵で見ると2階にもそのドアがあるのかなと、よく分かりませんが、ちょっとこの建物の説明も併せてお願いをしたいと。

まだ、その土地が今造成されたばかりもしくは造成中でありますので、今この買い取り価格がこの金額で2億4,500万円ですかね、ということで、この価格の根拠がどういうものかというのがもし説明おできになったら、そののところもよろしくをお願いします。

○**土木部長（成田正博君）** 御領に2か所予定をしておりますが、今回の第2という場所でございますが、応急仮設住宅がございます。そのすぐ南側が今回の第2で、第1と呼んでおりますのが北側ということになります。これは、市有地ではございませんで、個人からの購入ということになります。面積は1,250平方メートルぐらいなんですけど。

それと2棟といいますのは、3棟（むね）が二つあります。1棟に3戸それともう一つの棟（むね）に2戸、で、5戸の2階建てで合計10戸ということになっております。

価格の根拠ということでございますが、大体建物の建築費、建物の住宅の建築と外構費といいますか、この図を見ていただきますと駐輪場でありますとか舗装でありますとか、インターロッキング等々あります。それを含めまして、2億1,670万円ぐらいでございます。あと残りは地番の調査とか建築の設計費で合計が2億4,516万3,000円となっております。ただこの事業につきましては、国の補助事業でございます。補助事業でありますことから、国で定められました標準単価で積算をしております。当然、会計検査、検査員の検査の対象となりますことから、この点を十分踏まえて設計しております。

○**11番（渡邊裕生君）** 元々農地であつただろうと私は思うんですが、大和ハウスさんが農地の段階で取得をされて、農地の転用をかけられて今回に至ったのか、そこ

ら辺の経緯をお尋ねしたいと思います。

それと、2棟で10戸ということは、下に3戸上に3戸、もう一つが下に2戸上に2戸と、あくまでもやっぱり上下別という話ですね。それは分かりました。それはもう土地の面積の兼ね合いだろうと思いますので、そのことに関しては別に。ただ、高齢者の方が階段を上がるのが非常に苦になるという話もお聞きますので、これは入居されるとき要望等で2階は敬遠される方もきっといらっしゃるんじゃないかと。そのことはその都度その都度の対応がなされると思いますので、ここでは結構ですが、用地取得の経緯もしくは単価が分かればお願いします。

○土木部長（成田正博君） 用地取得の経緯でございますが、もちろん個人から用地を買って、後の造成費用、農地であります場合は当然農地転用が必要になってきます。それと宅地の造成は、個人がお支払いをされるという形になってきますので。

あと坪単価でございますが、ここは国道から若干近いということで用地の価格につきましては、もちろん鑑定依頼をしまして価格を決定しておる状況でございます。坪としましては、大体坪の59,000円ぐらい。失礼しました、あそこはまだ国道ではなくてまだ県道になっております。条件がいいということで坪59,000円という価格でございます。

○11番（渡邊裕生君） 改めてちょっと確認だけ。それは、農地としての価格ですかそれとも宅地としての価格ですか。

○土木部長（成田正博君） 宅地としての転用後の価格でございます。

○11番（渡邊裕生君） 分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（入江 学君） 五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、議案第42号、財産の取得について、災害公営住宅の問題で質疑をいたします。時間がちょっとお昼過ぎてしまいましたが、お許しをいただいて質問したいと思います。

今、渡邊議員がおっしゃった関連の部分の一つありますけれども、まず用地の問題について。実は、最初の時の大村議員の公営住宅の進捗状況の答弁の時に、豊川の土地の取得の説明を受けた時に、私は全体は今回のやつは大和ハウスからの買い取りは土地代を込みでという説明を受けて、そうだろうと了解をしておりました。ただし、今回のこの契約書を見てみますと、ちょっと今日いただいたばかりで契約書をきちっと読む時間がなかったんですけども、この契約書によれば、事業用地としての土地の貸付という部分があります。第9条。これを読むと、市が買い付けをして、この工事期間中は大和ハウスに貸すという項目になっているんだと思うんですね。そしてしかも、この最後の説明資料の9ページの別紙の1には、土地に関する権限の部分では、登記平成29年12月13日になっています。ということはこ

の時点で売買が済んで、地代の支払いも済んでいるという理解ができる。そうするとこの予算はどこに出てきたのかという明確ではない。僕は理解できていません。どこにこの予算が出てきてどう処理されたのか、そういう理解をすると今回の提出された予算の中には、この土地代は含んでいないという理解になると思うんですね。だからその辺では、まず私どもが理解している大和ハウスから買い取る時は、土地代を含んでいるのか含んでないのか。含んでいるとびっくり思ってそういう説明でした今まで。だから、その辺のこの登記の関係その他、時系列的にその辺の矛盾がないのかどうかという点を非常に疑問に思っております。豊川のやつも結局説明を聞いていたら、どうも市が買い取ってやるんだというような言葉の表現でしたから、それではちょっと最初の説明と違うよというような感じがしております。ちょっと読む時間がなかったんで、とりあえず今気づいた部分その点の御答弁をいただきながら、新たな疑問がありましたら、質問席から続けますのでよろしくお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） この今回の御領の契約の中には、土地代は含まれておりません。あくまでも建物でございます。事業用地としての貸し付け、9条のほうにあります。これ一旦市が個人と売買契約を結びます。その工事の期間中は施主に土地を貸し付けるという意味でのこの貸し付けでございます。

それと10条の土地の引渡しでございますが、その場所、工事が終わりました貸付期間ということになります。その期間でそのまま宇城市に土地は返すという条文でございます。

それと、予算の件でございます。当初自前といいますか、直接宇城市が工事する予定でございましたが、それが業者の災害でなかなか見つからないということで、こういう委託に変えたわけでございます。当初は、建設工事費と用地費、それと設計それぞれ分けて予算の計上をいたしておりました。最初からこの用地費は、工事費とは別に計上をしていたものでございます。豊川の件につきましても、同じく市が土地を売買契約をいたしまして、同じように施工主がそこに立てて、後で上がって市が買い取るというような形でございます。

○8番（五嶋映司君）僕はちょっとこれはおかしいと思うよ、これ。だって僕が質疑に出した時、今回の中で響原の市営住宅に出した時に、あそこが市営の土地だといって、あとは全部一緒に買い取りでしょって言った時に、全然否定をされなかった。土地代は別だって、今初めてですよこれを聞いたの。議員の皆さんも知ってるのかな、それ。いつ説明されましたか、それ。そして土地代のこの12月13日に終わっているのは土地代を払っているんでしょ。予算のどこに出てるんですか。それ説明されましたか。

○市長（守田憲史君） まず、コンペをします。すると大和ハウスその他の方々が、そして決まりました。そこで、所有者がいっぱいいます。そこで本来ならば大和さんが買われて、みんなして云々してこちらにしてその時にすれば一番いいんですが、そうしたら売主の方に減税の措置がありません。減税措置を受けて云々して買ってするためには、そこに直接的な宇城市が名義を出さないと買えない状況がある。コンペはしましたし、土地が決まった後ですので、その後別予算でうちが土地を買うというのは、そういういろいろな登記上の云々もあって、そこにまた大和さんが所有権を一旦入れて、こちらにするとまた二重譲渡になってきてまた税金その他もあります。そういういろいろな手続きの問題があつての手続きだと、司法書士ですからちょっと認識するところで、決してその意図的に分かれたとかそういうのではなくて、最初コンペした時に、総額云々の中に土地代も含まれていて、ただ、決まったからにはその非課税その他の適用を受けんがために、直接宇城市が買うと。その中で別々の予算を立ててるかと思いますが、そういうことでございます。

○8番（五嶋映司君） 今市長が言われるとは本当だと思うんですよ。二重になったらおかしいですよ。ただし、それを議会に、議員にしっかりそういう形でやりますって、変更になっているわけでしょう。一括で買うってずっと言ってきたわけでしょう。だから僕はおかしいと思って、しかもここで登記してるから、登記しているということは金を払っているわけだから、これは議会の議決が必要ないのかどうか知らないけども、予算のどの部分にこの部分は入ってますと。12月の何日に払ってるわけでしょう、お金を。払ってないなら払ってない、払ってなくて登記できるんならそれでいいんですけども。おっしゃるように税制上の問題なら、それは大和ハウスに買わせたら、売る人だって売らないですよ、そんな税制上の免税がなければ。だからそれを議会に、僕らに理解できるように説明したのかどうか。今何でこんな問題が出てくるのかというと、僕が理解していないからそう言ってるんです。だから議員の皆さんがそう理解しているなら問題は別です。私は一括して買うものと思ってました。だから響原の7億2千万円、1件当たり3,600万円高すぎるんじゃないかという話してました。今回もじゃあ土地代を含めたら幾らになるのかという話になるとまた問題が別でしょう。そうすると、僕らがどのくらい金がかかるかと計算するのは問題が別だと思うんですよ。そういう説明をいつされたのか、まず予算がいつどうなっているのか、説明は市長の説明でそういう当たり前が分かりました。予算はいつ提示されて、いつ執行されて、それは議員にどう処理されたのか。僕らは知らないわけですから。僕は知らないです、皆さん知ってるかどうか知りませんが。是非説明いただきたい。

○土木部長（成田正博君） 予算につきましては、この前期の100戸分につきまして

は、平成２８年度予算の繰越しでございます。当初それぞれ用地使途、先ほど申しました分けて平成２８年度に計上しておったものでございます。

それと、買い取り方式でございますが、建物を買うわけでございます。土地は最初から市有地以外は土地建物公募型ということで、場所と建物を提案していただきました。その中で審査会で判定しまして、こういう場所がいいだろうということで、その後、市は個人と売買契約あるいは農地転用のもし契約になったら、お願いしますということで申請をしていただいて、建物だけを買取りという方式になります。

○８番（五嶋映司君） 僕は質疑できないね、この時しか。だから今、例えば平成２８年度予算でたぶん僕はそうだと思います。だから、それを説明してくれなきゃ。平成２８年度の予算の残の繰越予算に関しては、もう１回出たら議会には何にも出てこないですよ。僕らがチェックしようがないですよ。これはよっぽど議員の中に能力がないとあれはどうなったか、繰越予算のこれはどうなったかってしっかり読めなきゃいけない。だからそれはある意味丁寧に説明しなきゃいけない。そこまでみんなプロはいないですよ。この前渡邊議員もそういう話をしてましたね。だからそういうことを是非説明していただきたかったという問題が一つと、なおかつ今もおっしゃったけども、公募型で土地と一括型というのは、ずっと僕は考えてた。だから土地と一括で例えば提案されたら、その土地は今市長がおっしゃるように大和ハウスが買ったら、売る人が税制対策上問題があるから、これは市が買い取った方がいいという判断は前にできてたはずですよ。だからそのこともちゃんと説明して、提案型でこの土地を提案されたら市が買い取りますと。そしてそれは別々の予算で出てきてますということを説明されるのが議会、ある意味では非常に議会軽視みたいですよ。知らないやつは通してしまえという感じになって、僕はそういう怒りを感じます。だから是非その点はしっかりしていただいて、公募型、土地一括型じゃないという説明をしたのかどうか、それだけ確認して、僕はしてないと思います。してないならしてないで、しっかり謝ってほしい。そういうことをお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） 土地建物の提案型公募ということで、そういう土地も建物も一緒に買うものだとして理解されてたということで、そこでどういう方向といいますか、実際には土地と建物をこの場所でこういう間取りもこうこう場所と建物を提案していただく、そういうことで土地建物の公募型ということで、説明が不足していたということでございましたら、確かにどうもそれは失礼いたしました。ただ、市としましては、最初から土地は別建物という予算の計上はいたしておったところでございます。名称がちょっと分かりにくい土地建物両方の買い取り型ということで、

土地の提案という内容で御理解していただければと思います。

○8番（五嶋映司君） 担当委員会で、是非しっかり議論していただきたいことをお願いして、私の質疑は終わります。

○議長（入江 学君） ほかにはございませんか。これで質疑を終結します。

議案第41号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）及び議案第42号、財産の取得について（宇城市不知火町御領第2災害公営住宅）につきましては、お手元に配布してあります平成30年第1回宇城市議会定例会委員会付託一覧表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

次に、同意第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 追加議案集の4ページになります。資料集で11ページです。

同意第2号につきましては、教育委員会の委員の任命についてでございます。4ページの佐伯修さんについてですけれども、今の現教育委員の方の任期が、平成30年3月11日をもって任期満了となりますので、今回任期満了に伴う新たな教育委員会委員の任命同意をお願いするものでございます。佐伯さんにつきましては11ページにございますとおり、教育分野での御経験を市の教育行政に寄与していただきたいということで議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（入江 学君） 同意第2号の詳細説明が終わりました。

これから同意第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（五嶋映司君） 説明いただいたこれはよく分かるんですけども、分かっているのに何でこれ追加議案なんですか。もう分かっている、何でこれ追加議案出されるのかその説明を是非お願いしたい。

○市長（守田憲史君） 男女共同参画の中、女性の方にも教育委員さんについてのお願いをしました。なかなか女性の方はお考えになって慎重になられるところで、多少遅れたところでございまして、その点はおわび申し上げます。

○議長（入江 学君） ほかにはありませんか。これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

次に、同意第3号の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 同意第3号です。同じく教育委員会委員の任命についてでございます。氏名が石井ミドリ様でございます。資料が12ページに履歴書が付き

ております。石井様には、民間の視点から市の教育行政に寄与していただきたいということで任命をいたしたいと思いますので、同意を求める提案でございます。

○議長（入江 学君） 同意第３号の詳細説明が終わりました。

これから同意第３号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第３号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第６ 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第６、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日７日から来週１２日までは常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、明日７日から来週１２日までは休会することに決定しました。

なお、１０日及び１１日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。来る３月１３日は午前１０時までに本会議場に参集願います。御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午後０時２６分

第 7 号

3 月 1 3 日 (火)

平成３０年第１回宇城市議会定例会（第７号）

平成３０年３月１３日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１ | 議案第１１号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第１２号 | 宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第１３号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第１４号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第１５号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第１６号 | 宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第１７号 | 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第１８号 | 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第１９号 | 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第２０号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第２１号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１２ | 議案第２２号 | 宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第１３ | 議案第２３号 | 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 4	議案第 2 4 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について
日程第 1 5	議案第 2 5 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
日程第 1 6	議案第 2 6 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A 1 ・ P 1）工事）
日程第 1 8	議案第 2 8 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について
日程第 1 9	議案第 2 9 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 2 0	議案第 3 0 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 2 1	議案第 3 1 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 2 2	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算
日程第 2 3	議案第 3 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 2 4	議案第 3 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 5	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 2 6	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 2 7	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 2 9	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 3 0	議案第 4 0 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計予算
日程第 3 1	議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
日程第 3 2	議案第 4 2 号	財産の取得について（宇城市不知火町御領第 2 災害公営住宅）
日程第 3 3	請願第 1 号	宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願
日程第 3 4	同意第 1 号	教育長の任命について（平岡 和徳氏）
日程第 3 5	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について（佐伯 修氏）
日程第 3 6	同意第 3 号	教育委員会委員の任命について（石井 ミドリ氏）
日程第 3 7		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第 3 8		各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番	高 橋 佳 大 君	2 番	高 本 敬 義 君
3 番	大 村 悟 君	4 番	星 田 正 弘 君
5 番	福 永 貴 充 君	6 番	溝 見 友 一 君
7 番	園 田 幸 雄 君	8 番	五 嶋 映 司 君
9 番	福 田 良 二 君	10 番	河 野 正 明 君
11 番	渡 邊 裕 生 君	12 番	大 嶋 秀 敏 君
13 番	尾 崎 治 彦 君	14 番	河 野 一 郎 君
15 番	長 谷 誠 一 君	16 番	永 木 伸 一 君
17 番	入 江 学 君	18 番	豊 田 紀代美 君
19 番	堀 川 三 郎 君	20 番	中 山 弘 幸 君
21 番	石 川 洋 一 君	22 番	岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	松 本 秀 幸 君	健康福祉部長	清 成 晃 正 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市民環境部次長	上 原 久 幸 君	健康福祉部次長	那 須 聡 英 君
経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不知火支所長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会	重 田 公 介 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 久 美 子 君
事 務 局 長			
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１ | 議案第１１号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第１２号 | 宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第１３号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第１４号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第１５号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第１６号 | 宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第１７号 | 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第１８号 | 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第１９号 | 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第２０号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第２１号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１２ | 議案第２２号 | 宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第１３ | 議案第２３号 | 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１４ | 議案第２４号 | 宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について |

- 日程第 15 議案第 25 号 宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
- 日程第 16 議案第 26 号 宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 27 号 工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事）
- 日程第 18 議案第 28 号 建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について
- 日程第 19 議案第 29 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 30 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 31 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 22 議案第 32 号 平成 30 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 23 議案第 33 号 平成 30 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 34 号 平成 30 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 35 号 平成 30 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 36 号 平成 30 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 27 議案第 37 号 平成 30 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 38 号 平成 30 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 29 議案第 39 号 平成 30 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 40 号 平成 30 年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第 31 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
- 日程第 32 議案第 42 号 財産の取得について（宇城市不知火町御領第 2 災害公営住宅）
- 日程第 33 請願第 1 号 宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願

○議長（入江 学君） 日程第 1、議案第 11 号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 33、請願第 1 号宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実現に関する請願までを一括議題とします。

去る 2 月 22 日及び 3 月 6 日の会議において、審査を付託しておりましたので、各常任委員会から審査結果の報告があります。ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件４件、予算案件２件、その他案件１件、請願１件であります。委員会を３月７日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第２５号宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について、委員から「平成２５年にいじめ防止対策推進法が制定されているにもかかわらず、なぜ今なのか。経緯をお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「本市のいじめは、重大な案件がないものの認知件数が年々増加しており、危機感を持ったため今回上程した。」との答弁がありました。委員から「今まではどう対応してきたのか。」との質疑に対し、執行部から「件数は少なく、学校と教育部で協議し対応してきた。」との答弁がありました。

次に、議案第２６号宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「分館と名称が変わることだが、今までとどう変わるのか。」との質疑に対し、執行部から「名称は変わるが、市民サービスは従来と変わらない。しかし、職員体制については、現在の三角図書館と小川図書館の正規職員を中央図書館に集約し、分館は非常勤職員、臨時職員での対応を考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「図書館は生涯学習の施設であり、正規職員を残す方向で検討していただきたい。人口減少の歯止めにも、図書館の充実は必要なこと。」との意見がありました。

次に、議案第３２号平成３０年度宇城市一般会計について申し上げます。防災コミュニティ施設整備について、委員から「不知火町嘱託員会からの要望の内容をお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「内容は、新しく造る防災コミュニティ施設に入浴施設や竜燈太鼓の練習場所等の設置をお願いする嘱託会からの要望になっている。」との答弁がありました。

次に、総務費の定型業務自動化支援業務委託料について、委員から「今年度の検証を受けての導入と思うが、検証結果の取りまとめは出てきているのか。」との質疑に対し、執行部から「業務自動化が可能な業務量を調査し、２２,６００時間、人員に換算して窓口業務が７.６人、庶務業務が４.２人の削減可能という試算結果が出ている。定型業務自動化支援というのは、パソコンにロボットを組込むことで、職員給与、会計、住民異動届に係る業務が対象になると考えている。今後、業務委託と併せて検討し、段階的に人員を削減していく。」との答弁がありました。

次に、地域活性化事業費、都市開発完成予想図作成業務委託料について、委員から「詳細な説明をお願いしたい。」との質疑に対し、執行部から「駅周辺開発など

による市の将来イメージパースを作成することにより、市民に地方創生への理解を深めていただくためのもので、地方創生推進交付金の活用を予定している。」との答弁がありました。委員から「本市の復興がどうなるのか、特に松橋駅から商店街通りのイメージが分かりづらい部分であったので、この事業は期待している。」との意見がありました。

次に、教育費小学校施設改修工事費について、「河江小学校中庭改修工事費が570万円となっているが、内容をお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「段差のできるインターロッキングを撤去した後、山砂を敷き第二グラウンド的なものを考える。」との答弁がありました。それに対して、委員から「3、4年前から改修工事の要望が出ていたと思う。安心安全な学校施設、そして子どもたちのためにも、早急な対応をすべきではなかったのか。子どもの健やかな成長に、教育環境の整備は必要なこと。」と意見がありました。

次に、議案第36号平成30年度宇城市奨学金特別会計予算について、委員から「昨年、給付型奨学金の創設を提案したが、その後どうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「教育部に設置している在り方検討委員会で検討したが、給付型だと少額しか給付できないため、大学卒業まで見据え奨学金にした方がよいとの意見であった。」との答弁がありました。それに対して、委員から「定住対策の一環として捉え、地元に戻って就職した人については、奨学金の返済を不要にしている市町村が増えている。定住対策と併せて今後も議論を重ねていただきたい。」との意見がありました。

次に、請願第1号宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願について、紹介委員から説明があり、委員から「松合地区全てが対象となるのか。郡浦地区が未整備とのことだが、どうなっているのか。」との質疑に対し、紹介委員から「豊野局、松合局の未整備ということで、松合地区全域を網羅した請願となっている。郡浦地区については、次回、要望書を提出すると聞いている。」と答弁がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件4件、予算案件2件、その他案件1件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。また、請願については、採択すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（堀川三郎君） 建設経済常任委員会に付託された案件につき

まして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件2件、その他案件6件、予算案件4件であります。委員会を3月8日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第24号宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について、委員から「この施設を多くの方に利用してもらうためには、存在を知ってもらう必要がある。どうPRしていくのか。」との質疑に対し、執行部から「1月の熊日新聞に4月にオープンする記事を掲載されており、それを見た方からコンテナハウスについて2件問い合わせを受けている。周知については、広報誌やホームページ等を活用し宣伝していく。また、宇城市企業クラブにも活用していただくよう呼びかけを行っている。」との答弁がありました。

次に、議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算の農業費について、委員から「低コスト耐候性ハウス助成事業について、この事業は後継者がいる生産者農家が利用しているが、国の事業であるため予算の関係で今後切られる可能性もあると思う。宇城市としてはどのような考えを持っているのか。」との質疑に対し、執行部から「補助率は国が2分の1で残りは受益者負担となっている。国の予算である関係上、いつまで続くかという回答は難しいが、施設整備事業関係はほかにもいろいろあるため、そういった補助事業を活用するよう生産者に情報提供をし、進めている。」との答弁がありました。

次に、応急仮設住宅改修工事費について、委員から「どこの仮設住宅を何戸分改修するのか。」との質疑に対し、執行部から「仮設住宅は全部で6か所176棟ある。入居者期間終了後もできる限り既存の仮設住宅を有効に活用したいと考えているが、グラウンドに設置している仮設住宅もあるため、そういった場所は元の姿に戻したいと考えている。現在のところ、御領仮設10戸、曲野長谷川仮設13戸、井尻仮設18戸を改修し市営住宅として活用する予定である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「グラウンドに設置してある仮設住宅については、再利用するという考えはないのか。」との質疑に対し、執行部から「現在の場所では移転しないといけないため、材料を利用して新しいところに建設する方法もある。しかし、解体費、運搬費、建設費などが掛かり、新築する場合と比べても余り変わらないと聞いている。再利用については費用などを踏まえて検討する。」との答弁がありました。

次に議案第38号平成30年度宇城市水道事業会計予算の石打ダム管理負担金について、委員から「453万4千円が管理負担金として計上されているが、石打ダ

ムの水は上水道として使っていないと思う。それでも負担金が発生するのか。」との質疑に対し、執行部から「旧三角町時代に上水道を構築した際、飲み水として使えるよう県営で石打ダムが建設された。その時、県と旧三角町で協定が結ばれており、20.7%が旧三角町の負担割合ということで決定されている。現在も管理費に対してその割合を掛けた額が県に管理負担金として支払われている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「相当大きい負担金額であるが、石打ダムの今後の対策を考える時期が来ていると思う。どう考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「この負担金に対しては、監査委員からの指摘もあっているため県と負担割合の内容を検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案第42号財産の取得について（宇城市不知火町御領第2災害公営住宅）について、委員から「農地から宅地への造成はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部から「宅地の造成費は地主の負担になる。造成された後の価格として坪単価5万9千円で購入した。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件2件、その他案件6件、予算案件4件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会委員長報告の前に、まず委員長報告の訂正について申し上げます。議員各位におかれましてはお手元に配布してございます正誤表を御参照ください。3月8日の民生常任委員会において、前回2月23日の常任委員会の住まい再建支援事業費補助金についての質問に対する答弁で、本年1月末現在の申請件数等に誤りがあり、訂正とおわびの申し出がありました。よって、2月27日本会議の委員長報告の転居費用助成事業224件を209件に、民間賃貸住宅入居支援助成事業42件を17件にそれぞれ訂正いたします。

それでは民生常任委員会委員長報告を申し上げます。

民生常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件10件、予算案件5件の合計15件であります。委員会を3月8日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第14号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回の変更は住所地特例に係る部分の変更だが、具体的にはどういったものか。」との質疑に対し、執行部から「今まで後期高齢者医療では、県外施設に入所した場合施設住所地の広域連合が保険者となっていたため、施設の多い地域が不利益を被っていた。今回の改正は、それを是正するためのものである。」との答弁がありました。

次に、議案第17号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「負担金に変更となった理由は。」との質疑に対し、執行部から「運営委託と直営での負担金の額に差があったので、負担金を統一するための変更となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第19号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今の三角老人福祉センターの建物が老朽化で廃止となるのは理解できるが、ほかの施設でもいいので老人福祉センターの名称は残せないのか。」との質疑に対し、執行部から「市では施設の統廃合を進めているところで、老人福祉センターの機能を既存の施設に移すことで対応したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算の歳入の固定資産税について、委員から「熊本地震による家屋の解体によって更地となった土地の特例期間はいつまでか。」との質疑に対し、執行部から「災害が起きてから2年間となっているので、平成30年度までとなる。ただ、東日本大震災の際は法改正により期間の延長があっている。」との答弁がありました。それに対し、委員から「市民へどのような周知を行っていくのか。」との質疑に対し、執行部から「年度当初、納税通知書を送付する際にチラシを同封したり、広報誌において周知を行っていく。」との答弁がありました。

次に、民生費の老人福祉総務費について、委員から「松橋老人福祉センター改修工事の改修の内容は。」との質疑に対し、執行部から「現在使用していない風呂を多目的室への改修等を考えている。」との答弁があり、委員から「今後は不知火老人福祉センターの入浴施設も廃止となるので、市内の老人福祉センターのどこか1か所ぐらいは高齢者が入浴できるような整備を残してほしい。」との要望がありました。

次に、衛生費について、委員から「新年度から新しい事業である特定不妊治療費補助金とピロリ菌検査の事業内容は。」との質疑に対し、執行部から「特定不妊治療費補助金は、体外受精などに県が実施している補助の対象に1回に当たり8万円

を上限として治療費の助成を行うもので、ピロリ菌検査は、病院にて血液検査または尿検査を行い個人負担は1,000円となっている。」との答弁がありました。それに対し、委員から「住民健診の受診者数向上にもつながるので、今後は住民健診でも実施できるように検討してほしい。」との要望がありました。

次に、議案第33号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計予算について、委員から「30年度は財政調整基金を繰入れて国保税額を抑えてあるとのことだが、次年度以降はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部から「平成29年度の決算も余剰金が出ると見込んでおり、今後、数年間は税額を引き下げるための財源としたい。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果本委員会に付託されました条例案件10件、予算案件5件につきましては、全て可決すべきものと決定をいたしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで、中山弘幸君ほか1人から、議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算に対する修正の動議が提出されております。中山議員に修正案の説明を求めます。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま、議題となっております議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算の修正案につきまして、提案の理由を申し上げます。

この議案は、松橋中学校の体育館の建設費を全額削除する議案ではありますが、建設そのものに反対するものではありません。理由としまして、災害による被害が復旧され十分使えるようになった体育館をすぐに解体しなければならないことは、余りにももったいなく市民の皆様の理解が得られないのではないかと思います。また合併特例債の5年延長が確実にになった今、人件費や資材費が高騰している中、無理して建設することが最善の選択であるか疑問に思います。さらには宇城市では、この3年間で200億円を超える大型公共事業が予定されております。日本中が人材不足の中、このような現状では民間事業を圧迫するばかりなく、市職員にも大きな負担が掛かるのではないのでしょうか。そのようなことから松橋中学校の建設はしばらくの間先延ばししてもよいのではないかと考えます。確かに新しい体育館に比べますと、使い勝手が悪いかもしれませんが、生徒や保護者の理解も必ず得られると思います。

それでは減額の内容を説明しますので、予算書の1ページをお開きください。

議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条中363億7,876万7千円を351億8,476万7千円に改めます。歳入を御説明します。基金繰入金を減額して14億6,242万6千円になります。

次に、地債が減額になり、74億3,670万円になり、歳入合計の351億8,476万7千円になります。

歳出を御説明いたします。中学校費から体育館建設費を減額し、2億5,485万1千円となり、歳出合計351億8,476万7千円となります。

次に、第3表地方債の一部を次のように改めます。中学校施設整備事業費を3,800万円に減額し、地方債の合計が74億3,670万円となります。あとは明細の説明ですので、省略させていただきます。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解の上、御採択いただきますようお願い申し上げ、提案の理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 修正案の説明が終わりました。

これから、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番、河野君。

○14番（河野一郎君） 自席から行いたいと思います。総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。防災コミュニティセンター建設について予算が計上されておりますが、計画では各5町に1か所ずつ、松橋にはもう1か所の建設が予定され、準備をされております。先日渡邊議員の一般質問で、不知火町区長会の不知火防災コミュニティセンター建設に対しての要望書の発言がありました。その内容は選択肢として1点、公民館を解体して現状の機能を維持し防災コミュニティセンター建設。もう1点、公民館を耐震補強してリニューアル。この2点を検討した上、結論を出してほしい区長会の総意であると発言されました。総務文教常任委員会で不知火区長会の要望書提出の内容確認がなされたのがお尋ねしたいと思います。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 要望書の内容は、中央公民館を解体して防災コミュニティセンターの建設計画があるのかが、これに関して不知火町嘱託会として3点を要望するというものであります。1、入浴施設の設置について解体後もこの入浴施設の設置をお願いする。2、竜燈太鼓の練習場所と太鼓の収納場所の設置について、解体後も防音設備のある練習場所と太鼓の収納場所の設置をお願いする。3、少数意見としてヘリポート建設、子どもたちが遊べる場所、遊具等の設置、トイレの洋式化、インターネット利用、学習施設の設置ということが挙げられております。総務部が確認したところ、嘱託会ではリフォーム前提ではなく、新しく造る防災コミュニティセンターの中に入浴施設や竜燈太鼓の練習場所また収納場所を確保してほしいということであったと報告がありました。

○14番（河野一郎君） 私も3月5日に、不知火町区長会の会長、副会長に確認をいたしました。区長会は防災コミュニティセンター建設に対してだけの要望しか出していないと言われました。新築の取りやめも今後検討するとの市長答弁を知られ、困惑をされておりました。不知火町区長会の真意でない発言に対して修正が必要です。渡邊議員に不知火区長会の要望書に対しての発言の撤回を求めたいと思います。議長、取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議長から申し上げます。ただいま、河野一郎君から渡邊裕生君の一般質問の際の発言の撤回を議長において命じられたいとの要求がありました。議長の発言取消命令は法第129条の規定によるものであり、この件に関しましては議長より発言の取消しを命じることはできません。渡邊裕生君、何か意見がありましたら発言を求めます。

○11番（渡邊裕生君） 一般質問での私の質問は、答弁に対する流れの中でのいろいろな様々な思いで発言をしております。ただいまは、委員長質問に対する質疑の場です。その中で私がいろんなことを申し上げるのは果たしていかなものか自分でもそう思っておりますので、今私がとやかく申し上げる場ではないと思います。

○議長（入江 学君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終結します。
次に、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。豊田紀代美君。質疑ですか。

○18番（豊田紀代美君） 質疑ではありません、討論です。

○議長（入江 学君） 質疑です。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第11号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第17号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。

したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第11号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 12 号宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 13 号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 14 号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 15 号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第16号宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第17号宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第18号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題となっております議案第18号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論をいたします。

反対の第一の理由は、国の介護保険法的大幅な改革によるものでありますが、その基本は医療と介護に対する大幅な国の予算の削減を担保するものとなっていることです。改定の柱となる制度の持続的可能性の確保は、介護保険利用者の生活を良くしたり、介護保険事業所の経営を安定させたりするものではなく、保険財政によってであり負担増と給付抑制即ちサービスの低下をもたらすものとなっております。

また医療介護一体改革の名の下、慢性期病床である医療療養病床の削減と介護療養病床の廃止による受け皿が、医療保険から介護保険への軸足の移動により新設される介護医療院に多くの患者が移行するとなると、介護保険にさらなる大きな負担となることが予想されます。

第2の理由は、今回の改定で基準額が300円値上げされ6,300円となります。この値上げ額は他の市町村よりも少額に抑えられてはいますが、現在の基金の額が3億円程度あることから考えると、その運用をしっかりと検討すれば値上げの必要はなかったのではないかと考えてなりません。

以上のような理由で、議案第18号宇城市介護保険条例の一部改正に反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第18号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号の討論に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。まず20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております議案第19号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして反対の立場で討論をいたします。

この議案は、三角の老人福祉センターの解体によるものですが、執行部は福祉センターの機能はほかの施設で補完できると考えておられるようですが、福祉センターの看板を掲げることができない中で、それができるかは甚だ疑問であります。この条例はほかの町の福祉センターの今後の行方にも大きな影響があります。

よってサービスの低下につながりかねないこの条例には反対するものであります。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ討論を終わります。

○議長（入江 学君） 次に8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題となつて

おります議案第１９号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

ここに昭和５８年８月１日に、当時の厚労省の社会局長の出した通達があります。それによれば老人福祉センターの目的は、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与し、よって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とするとあります。その後、老人福祉センターが果たす役割を例えば生活相談であるとか、健康相談であるとか、保険健康増進に関する指導だとか馴染み合い及び就労の指導とか、機能回復訓練だとか教養講座だとか老人クラブに対する援助だとかいろいろなことを挙げながら、施設規模や設ける施設の状況等を説明しております。

このようなことを考えると、今またそれと同時にこの宇城市においても２０２５年までは老人人口の増加が避けられません。ところが宇城市では、老人福祉に大きな位置を占める老人福祉センターが次々に廃止されています。今回もこの三角の老人センターの廃止が条例として提案されています。しかしその代替施設の建設予定もないということです。老朽化した施設の解体はやむを得ないとしても、条例から削除することは今申し上げたような老人福祉の役割が、地域から老人福祉の拠点が無くなってしまうということになります。条例から削除するのではなくて、三角福祉センターの名称は残して代替施設を検討することが、いわゆる地方自治法による住民福祉に貢献するという地方自治体の役割を考えると必要なことだと考えます。

このセンターを解体することはやむを得ないにしても、名称を残して、他の施設等を利用してこの福祉センターの役割をしっかりと果たすような検討をしていただくことをお願いしたいと思います。議員諸氏の御賛同をお願いして、反対の討論いたします。

○議長（入江 学君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第１９号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２０号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第31号和解及び損害賠償の額の決定についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第20号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第21号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第22号宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２３号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２４号宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２５号宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２６号宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第 27 号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁下部工（A1・P1）工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 27 号は可決しました。

次に、議案第 28 号建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 28 号は可決しました。

次に、議案第 29 号宇城市市道路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 29 号は可決しました。

次に、議案第 30 号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 30 号は可決しました。

次に、議案第 31 号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 31 号は可決しました。

次に、議案第 32 号平成 30 年度宇城市一般会計予算の討論に入ります。

まず、原案に対する討論を行います。通告がありますので、発言を許します。

○8 番（五嶋映司君） 8 番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第 32 号平成 30 年度宇城市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。市長は、市政方針の中で市民生活の再建を優先に考え、まずは市民生活の早期安定につながる復旧復興事業を最優先に実施すると述べられました。しかし、この平成 30 年度予算案は、箱物と言われる建設業が余りにも大きなウエイトを占めていると言わざるを得ません。災害公営住宅の建設は早期に実現されなければならない事業であることに異論はありませんが、その他の事業については、市民の住宅建設を最重要に考え、援助するという考え方がこの予算案の中からは読み取ることができません。

また、先の条例案の討論でも述べましたが、代替施設も示されないまま老人福祉センターの解体費用が計上されています。松橋老人福祉センターの改修予算についても老人福祉センターの充実のためではなく入浴設備を潰して、事務所施設への改

修ということで、不知火老人福祉センターの解体のために移転する事務所ということでもあるように思います。老人福祉センターの機能をさらに削減するものとなっています。この予算案には、老人福祉に関する位置付けが基本的な部分で欠如していると思えない状況です。

また、松橋中学校の体育館の建設にしても、2億円掛けて建設した体育館が2年も満たずに解体される。いわゆる宇城市の負担は少ないとはいえ、税金の無駄使いであることは市民の納得を得られない状況です。

また、その他人件費についても市民のためと思えない予算が組まれており、同和対策費にいたっては、同和対策予算には以前として必要としないと思われるものが含まれています。

以上のような理由から、この予算案には反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 以上で、通告による討論を終わります。

次に、修正案に対する討論を行います。修正案に反対者の発言を許します。

○18番（豊田紀代美君） ただいま上程されております議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算に対する修正案について、反対の立場で討論をいたします。

議員各位御承知のとおり現在の松橋中学校体育館は、平成28年熊本地震及びその後も度重なる豪雨や台風に災害に見舞われ、大きな被害を受けてまいりました。そこで平成29年3月から復旧工事を行い、本年2月に無事復旧工事が完成をし、待望の卒業式を3月10日に行うことができたことは、生徒学校関係者のみならず市民としても大きな喜びとするところでございます。しかしながら、復旧工事はあくまでも応急的なものであり、現在の松橋中学校体育館は昭和54年に建設をされ、これまで一度も全面的な保全の改修工事は行われておらず、施設の老朽化が進み、安全面において深刻な状況下にあります。これまでの議会答弁でも耐力度調査の結果、危険な建物であるとの報告があっており、大規模改修か新築をするしか方法はないと判断をいたしております。今後また熊本地震のような大規模災害が起こった場合、非常に危険な状態であり生徒を危険にさらすことはできません。

また、保護者や学校関係者市民代表などで構成をされた松橋中学校体育館建設に関わる検討委員会においても、できるだけ早く生徒たちが安全で安心して中学校生活を送れるようにすることや、災害時の避難所として機能するなど、地震に強い新たな体育館の建設を意見として取りまとめ報告がなされたとお聞きをいたしております。

以上、申し上げましたように松橋中学校体育館につきましては、執行部提案のとおり体育館等をできるだけ早く新築をし、生徒たちが安心して学校生活を送れ、さ

らには災害時には市民が安心安全に避難できるようにすることが重要であると強く
思い、ただいまの修正案について反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（入江 学君） 修正案に賛成者の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 自席で行わせていただきます。3ページのこの修正予算を御
覧のとおり、この財源は地方債と一般財源が全てであります。これまで過去に学校
と大きな建設事業においては、議会においても高額な場合は、その価格が適正かと
いうことで過去に様々な議論があつて、建設価格が決定したということを経験もあ
り、覚えております。今回この補助金、国県支出金のない建設予算の中で、この価格をも
う少ししっかり検討すべき時間が必要ではないかと思っております。今豊田議員が
おっしゃったことは私どももほぼ同じ考えであり、先ほど中山議員からの提案の中
でも反対するものではないということでもありますので、暫時この中身の検討とそし
て先ほど申し上げたように2億数千万円をかけて修繕をした体育館をすぐ解体する
というのは余りにももったいないという観点から、しばらく期間をおいて宇城市の
財政等の兼ね合いを考えながら予算を執行されることを望みます。

そういう理由で賛成の討論をさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお
願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に反対者の発言を許します。

○6番（溝見友一君） 修正案に反対の討論をさせていただきます。確かに私も当初は
合併特例債が5年延長されるとも聞いてますので、ゆっくり審議する必要もあるの
ではないだろうかと考えてました。しかし、いくつかの点で急いだほうがいいとい
う考えになっています。

その一つが、今までの工事でも今災害が起きた後、1年、2年、3年延びている
のも現状です。なかなか予算をそちらに回されずに、大体平成28年度に終わる予
定なのが平成31年で終わったりする事例もたくさん出ているところです。もしも
ここで2、3年後にまた考えたときに、建設が遅れてさらに松橋中学校は、教室の
全面改修もしくは新築も議論なされるところでもございます。その中で体育館工事
が遅れるということになると、合併特例債がもし延長になった年までに完成するこ
とがなかなか難しくなるのではないだろうかとは私は考えているところです。財政的
にも今遅らせることが財政を税金を無駄使いするのしないという話になりますけれ
ども、結局合併特例債が終わった後に、教室の建築大規模改修が行われたときには、
合併特例債を使わずに一般財源でなるといふときには10億円から15億円、もし
しくは20億円を一般財源から歳出しなければならないと考えますと宇城市民の税収
にかなりの圧迫を考えられ、ここは早めに決断をして体育館の新築をすることが、

今後の財政を守るということでも一つ考えられることだと思っています。

そういった意味で修正案に反対させていただきます。議員の皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

○8番（五嶋映司君） 議長、ちょっと運営の仕方なんですけれども。本案には反対しました、しかし修正案には賛成したいです。ところが1案件ということで発言が許されないというのは、同じ案件の中でも立場が全然違う意見が出さなきゃいけない状況の中での発言、もし事務局としてはそういう例がないんだというようなことを、もう何回かこれで2回目ですけれどもありますから、その分は了解したいと思いますが、議運でしっかりこの場合には、例えばこの問題は全然別の問題ですから、中の別の案件として提起されてる問題ですから、それに対する討論の仕方をこの場で今どうってことは、議会事務局長も判断をしようがないと思いますので、議運で是非御検討をいただきたい。今後ですね。そしてその結果を、次の議会どうなるか分かりませんが、次の議会あたりにこういう形にしたいという報告をいただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（入江 学君） おっしゃる意味はよく分かりますので、よく検討をさせていただきますと思います。

これで討論を終結します。これから議案第32号平成30年度宇城市一般会計予算を採決します。まず、議案第32号に対する中山弘幸君ほか1人から提出された修正案について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３３号平成３０年度宇城市国民健康保険特別会計予算から請願第１号宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３３号平成３０年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３４号平成３０年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３５号平成３０年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３６号平成３０年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第37号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第38号平成30年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第39号平成30年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号平成30年度宇城市市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第４０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４１号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４１号は可決しました。

次に、議案第４２号財産の取得について（宇城市不知火町御領第２災害公営住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４２号は可決しました。

次に、請願第１号宇城市松合・豊野地区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施に関する請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。請願第１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第１号は採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 4 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

日程第 3 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（佐伯 修氏）

日程第 3 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について（石井 ミドリ氏）

○議長（入江 学君） 次に、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）から同意第 3 号教育委員会委員の任命について（石井ミドリ氏）までの討論に入りますが、通告はありません。

これから、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第 1 号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第 2 号教育委員会委員の任命について（佐伯 修氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第 2 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第 2 号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第 3 号教育委員会委員の任命について（石井ミドリ氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第 3 号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（入江 学君） 日程第 3 7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第 110 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第３８ 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（入江 学君） 日程第３８、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成３０年第１回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前１１時４４分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 7 0 1 号
平成 3 0 年 2 月 2 3 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

総務文教常任委員長 溝 見 友 一

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 0 2 号
平成 3 0 年 2 月 2 3 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

建設経済常任委員長 堀 川 三 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 6 号	平成 2 9 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 7 号	平成 2 9 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 号	平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 0 号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（P 1 橋脚）工事）	可 決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 0 3 号
平成 3 0 年 2 月 2 3 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

民生常任委員長 豊 田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 3 号	平成 2 9 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 4 号	平成 2 9 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 5 号	平成 2 9 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 9 号	平成 2 9 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 3 4 号
平成 3 0 年 3 月 7 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

総務文教常任委員長 溝 見 友 一

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 1 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 5 号	宇城市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について	原案可決
議案第 2 6 号	宇城市立図書館条例の一部を改正する条例の制定につい て	原案可決
議案第 3 1 号	和解及び損害賠償の額の決定について	可 決
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 3 5 号
平成 3 0 年 3 月 8 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

建設経済常任委員長 堀 川 三 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 3 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 4 号	宇城市ビジネスサポートセンター条例の制定について	原案可決
議案第 2 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁下部工(A1・P1)工事)	可 決
議案第 2 8 号	建設事業に関する基本協定書の変更協定の締結について	可 決
議案第 2 9 号	宇城市市道路線の廃止について	可 決
議案第 3 0 号	宇城市市道路線の認定について	可 決
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決
議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について(長崎久具線交付金橋梁上部工工事)	可 決
議案第 4 2 号	財産の取得について(宇城市不知火町御領第 2 災害公営住宅)	可 決

宇城市議会議長 入 江 学 様

民生常任委員長 豊 田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 3 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 4 号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 6 号	宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 7 号	宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 8 号	宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 1 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 2 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 4 0 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計予算	原案可決
	【以下余白】	

平成30年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 高橋佳大	2 高本敬義	3 大村 悟	4 星田正弘	5 福永貴充	6 溝見友一	7 園田幸雄	8 五嶋映司	9 福田良二	10 河野正明	11 渡邊裕生	12 大嶋秀敏	13 尾崎治彦	14 河野一郎	15 長谷誠一	16 永木伸一	17 入江 学	18 豊田紀代美	19 堀川三郎	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第2号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	欠	○	○	○	議長のため 表決には 加わり ません。	○	○	○	○	○	原案 可決	19	0
議案第3号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第4号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第5号 平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	19	1
議案第6号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第7号 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	19	0
議案第8号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第9号 平成29年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第10号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(P1橋脚)工事)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	欠	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第11号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案 可決	20	1
議案第12号 宇城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第13号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第14号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	1
議案第15号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	棄	○	○	原案 可決	20	0
議案第16号 宇城市社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第17号 宇城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第18号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案 可決	17	3
議案第19号 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案 可決	17	3

[illegible]

議案第39号 平成30年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0	
議案第40号 平成30年度宇城市市民病院事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0	
議案第41号 工事請負契約の締結について(長崎久 具線交付金橋梁上部工工事)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第42号 財産の取得について(宇城市不知火町 御領第2災害公営住宅)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	○	可決	19	0
請願第1号 宇城市松合・豊野地区の光回線による情 報通信基盤整備の早期実施に関する請 願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	採択	21	0	